

二〇一六年度川崎市予算要望書

日本共産党川崎市議会議員団

目 次

予算要望書の提出にあたつて	2
要望書本文	4
第一章 子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を	4
第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を	18
第三章 支える教育の実現のために	18
第四章 国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を	32
第五章 障がい児・者の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、共に生きる社会へ	50
第六章 市内中小企業・小規模事業者の経営を守り、活力ある市内経済を	71
第七章 再生するためには	50
第八章 労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を	89
第九章 「川崎に住んでよかつた」と思える良好な環境の形成を。住まいは人権 豊かな自然を残し、防災対策に力をそそぐ川崎に	97
第十章 市民・地域にねづいた社会教育施設を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を	113
第十一章 女性の地位向上と社会参加の向上を	126
第十二章 多様性を認め合う地域社会づくりをめざして	134
第十三章 青年の願いにこたえる施策の充実を	145
第十四章 「核兵器廃絶」の機運を高め、政令市トップの財政力を	150
第十五章 大規模事業ではなく、市民の福祉・暮らしに使う市政に	158
第十六章 地方自治と「公共の再生」	162
区民要望書	169
〔二〕 川崎区	173
〔二〕 幸区	173
〔三〕 中原区	173
〔四〕 高津区	178
〔五〕 宮前区	182
〔六〕 多摩区	186
〔七〕 麻生区	190
〔二〕 川崎区	198
〔二〕 幸区	203

予算要望書の提出にあたつて

あらゆる物の値上げが続き、医療や介護などの社会保障切り捨ての政治、中小企業の賃上げも進まない中、市民生活の苦しさには深刻な実態があります。希望が見えないという深刻な状況、閉塞感を開拓する抜本的な方策こそ、いま市政に求められているのではないでしょうか。

このような状況、国政のもとで、川崎市・市長に求められているのは、「住民福祉の増進」という自治体の本旨に立ちかえり、国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤として、市民の切実な要求に応えることです。川崎市の財政力は政令市トップです。市民要求実現のための財源は十分にあります。不要不急の大規模開発を抜本的に見直し、市政運営の軸足を市民要求実現に移し、市内の中小零細企業も商店街も元気になつて活性化する、そのことによって雇用拡大もはかるという、『好循環サイクル』へと転換することが必要です。

この要望書は、広範な市民や各界から寄せられた要望・意見などを集約したものと予算要望項目としてまとめたものです。

これら市民の強い願い・要望を2026年度予算編成にあたり、積極的に取り入れられるよう申し入れるものです。

二〇二五年 二月 二八日

日本共産党川崎市議会議員団

川崎市長 福田 紀彦 様

副団長	市古	次郎	宗田	裕之
渡辺	建二	井口	真美	副団長
後藤	左美	石川	次郎	團長
小堀	祥子	渡辺	学	
齋藤	温	後藤	真美	

要望書本文

第一章 子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

妊娠・出産時から子どもが成人するまでの各段階において、本市の子育て支援策を抜本的に拡充・改善するよう、要望します。とりわけ全国に先駆けて子どもの権利に関する条例を制定した本市にとって、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めることは重要な責務ですが、現状では多くの分野で支援が不十分です。

例えば小児医療費助成制度では、一部負担金の撤廃も、18歳までの対象の拡充もどちらも実現してません。神奈川県内でもつとも乏しい制度のなか、経済的な理由により必要な医療を受けられない子どももいます。保育所等については、待機児童ゼロ実現のために保育所の運営にそぐわない株式会社等の進出を許し、園庭のない保育園や人件費率が異常に低く抑えられている園が当たり前になりました。待遇が悪いことに起因する保育士不足も深刻です。子ども誰でも通園制度も、専門家から数々の問題が指摘されています。これは保育の市場進出をさらに進めるもので、我が党は反対の立場ですが、さまざまなリスクに対して十分な検討や独自の対策がないまま川崎市での本格実施に踏み切ることは重大な問題です。さらに本市が学童保育に位置付けているわくわくプラザでは大規模化が進み、子どもたちが小さな部屋にすし詰め状態になる施設が相次いでいます。わくわくプラザが合わず、仕方なくひとりで留守番せざるをえない子ども多くいます。一方、市内に8箇所ある自主学童では、保護者や地域の人が懸命に子どもたちの生活の場を守っていますが、本市は国庫補助金の対象事業にすることを拒否し続けており、物価高騰も相まって閉所の危機に追いられています。

他の自治体はさまざまな施策を通して、こうした問題を回避しています。小児医療費助成制度について、関東では

所得制限なしで高校を卒業するまで無償とする自治体が圧倒的多数になりました。全国的にも制度の拡充が進み、人口比で約9割の子どもが18歳になるまで助成が受けられています。保育園については、世田谷区が株式会社立の園で人件費率の引き下げを防ぐ仕組みを作っています。こども誰でも通園制度も、福岡市が独自に月の利用上限を4時間に引き上げるなど子どもにとつてよりよい制度となるよう工夫を凝らしています。学童保育では、横浜市が本市のわくわくプラザに相当する全児童対象の事業を実施しながらも、営利目的ではない民間学童も国庫補助金の対象事業とし、多様な受け皿を確保しています。中でも先進的な子育て支援が進む東京都との格差、いわゆる「多摩川格差」は川崎市で子育てをする人に大きな衝撃を与えています。「東京都に引っ越したい」という声も多くの市民から出されており、この間続いている子育て世帯の転出超過にも象徴されています。

我が党は議会でも繰り返し改善を求めてきましたが、本市は「子育て支援は自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において、全国一律の制度として構築すべき」といった答弁をするだけです。国が動くのを待っているあいだに、川崎市の子どもたちの権利が蔑ろにされている状況を放置することは許されません。こどもの権利条例の趣旨に立ち返って積極的な子育て支援に取り組むよう、強く求めます。

1 安心して出産できる環境を整える

- ① 妊娠に伴い、妊婦健診の範囲以外でも血液検査や子宮頸がん検査など医療機関での自己負担が多く発生している。市として実態をつかみ、負担軽減の対策を行う。
- ② 出産費用の軽減のため、市として独自支援を行う。
- ③ 入院助産制度の指定病院が市立川崎病院、多摩病院、助産院1カ所の3ヶ所しかない。指定病院を増やす。市立病院については、ウェブサイトで制度の周知をする。
- ④ 不妊治療の先進医療について、神奈川県は2024年度に協調補助の制度を創設したので、川崎市でも実施する。
- ⑤ 分娩を取扱う施設における医療従事者数が、医師、助産師、看護師ともに不足している。人材の確保に全力を尽くす。
- ⑥ 分娩医療機関を新設・増床・再開し、無痛分娩、和通分娩など多様な出産を選択できるよう整備する。

- ⑦ 川崎市のN I C U病床数は出生1万人あたり31・1床で、全国平均の出生1万人あたり40床よりも少ない。稼働率や市内病院で受け入れできなった件数などを分析を行い、増床の検討を行う。

2 出産前後の母子支援と支援体制を充実する

(1) 支援体制について

- ① 各区の地域みまもり支援センターの地域支援課に助産師を1名以上配置する。
- ② 妊娠・出産SOS事業に対応する助産師の体制を拡充し、L I N E相談ができるようにする。
- ③ 3～4か月健診について、民間医療機関への委託前後を比較し、新生児訪問事業との連携、未受診者の状況把握など、課題点を明らかにしたうえで対策を講じる。

(2) 産後ケア事業について

- ① 利用料金について国の補助事業を活用した減免制度を導入しても、依然として他の自治体に比べて高い。特に宿泊型は減免後も1泊2日で10,000円となるが、町田市では1泊2日3,500円で利用できる。減免だけでなく、基本の料金を抜本的に引き下げる。日帰りロング型の利用料は宿泊型の1日分と同額で設定されているが、利用者から割高に感じる声が上がっている。町田市の1日3,500円（減免後は500円）のように低い料金にする。
- ② 減免の回数が5回までとなっているが、7回までに増やす、
- ③ 現在2分の1助成の住民税非課税世帯も、生活保護世帯同様に自己負担なしとする。
- ④ 訪問型、日帰りショート型の利用対象を1歳未満までに拡充する。
- ⑤ 宿泊型の委託料（1泊2日で60,000円）が不十分で、事業者は赤字状態になっている。経費分が賄えるよう、最低でも1泊2日で120,000円に引き上げる。宿泊型と日帰りロング型の委託料が人件費や物価高騰に見合っておらず、施設側が赤字状態になっている。持続的に運営できるよう、委託料を抜本的に増額する。

(3) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業について

- ① 利用料金を引き下げ、利用できる回数や期間をさらに拡充する。例えば福岡市では、料金は1回あたり500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除）、回数は産前10回・産後20回（第2子以降で、出生時点できょうだいが未就学の場合は最大40回まで）、期間は1歳までとなっている。
- ② 主な保育者が父親などの場合もあるため、母親以外も利用しやすいよう改善する。母親以外でも例外的に利用できるようになつた旨をホームページにわかりやすく記載する。

(4) 地域子育て支援センターについて

- ① 乳幼児が安心して遊べる環境が備わつてある保育園併設の地域子育て支援センターを増設する。
- ② 単独型のセンターには、施設管理の点からも担当係長を配置する。
- ③ こども文化センターを活用した連携型の地域子育て支援センターについては、乳幼児の遊べる環境を整え、保育士等の有資格者を専任で配置する。一般型も、有資格者を専任で配置する。
- ④ 土曜日に通常開所している地域子育て支援センターは、川崎区と麻生区に1カ所ずつしかない。平日働いている親子も利用できるよう、週末に通常開所している場所をふやす。

3 すべての子どもが安心して医療が受けられる制度を整える

- ① 小児医療費助成制度について、所得制限なしで通院・入院医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大する。小学4年生以上の窓口一部負担金（1回上限500円）を廃止する。
- ② 小児喘息医療費支給制度を復活する。

4 保育事業の充実をはかる

- (1) 公立保育所について
 - ① 宮前区で株式会社立の認可保育園の2025年度いっぱいの閉園が突然決まるなど、保育が保障されない事案

が発生している。児童福祉法24条1項に明記されているように、保育の公的責任を果たすために公立保育園を増やす。

② 公立保育所は各区3ヶ所となつてゐるが、就学前人口の増加に伴い民間の保育所が急増してゐる中原区、高津区、幸区は公平性の観点などから早急に公立保育所を増やす。

③ 園庭開放、出前保育、保育相談、医療的ケア児の受け入れなど増加した業務量に見合つた保育士や看護師などの専門職を増員する。

④ 2024年度に行われた国の保育士配置基準の改正に伴い新たに配置した保育士は会計年度任用職員ではなく正規職員とする。

⑤ 保育現場でのＩＣＴ活用については、保育士の意見をしつかり聞く。

⑥ 各区の公立保育所のセンター園となる「保育・子育て総合支援センター」に、地域の子育て支援や、民間保育所への人材育成支援などを担う職員など、必要な人員を確保・増員する。建て替えや長寿命化にあたり、園庭の確保をしながら研修室や相談室、職員室の拡張等を図るなど、担う役割にふさわしい環境を整備する。

⑦ 園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のために看護師や栄養士は兼任ではなく専任ですべての公立園に配置する。

⑧ 大規模改修予算及び小破修繕予算、備品費などを増額し、老朽化した園の修繕を急ぐ。

⑨ 保育所の利用を希望するすべての医療的ケア児が受け入れられるよう、保護者、医療機関、嘱託医と連携をとるとともに、看護師を独立配置するなど園側の体制をしっかりとる。延長保育の利用も含め、医療的ケアと仕事が両立できるようとする。

⑩ 給食業務の委託化について質の低下につながらないよう検証し、保護者の意見要望に応え委託を安易にしない。

(2) 認可保育園について

① 希望したすべての人が認可保育園に入れるよう、必要な枠を整備する。し、育休関係の申請者以外の保留児童ゼロを目指す。

② 1歳児クラスでの入園や、年度途中の入園が困難であるため、保育園の利用開始を希望よりも早めたり遅らせたりせざるを得ないケースが発生している。好きなタイミングで保育園の利用が開始できるよう、定員に余裕を

持たせる。そのために必要な経費は市が賄う。

- ③ 0歳児クラスの定員割れで、経営が圧迫されている園も増えている。世田谷区の0歳児欠員加算のような制度を創設する、
 - ④ 新規建設する園には園庭を確保する。既存の園も、園庭の確保に全力を尽くす。
 - ⑤ 障がい児等の保育所への入所について、こども子育て支援法30条の「正当な理由」を盾にした恣意的な拒否が行われないよう、施設側の応諾義務について引き続き指導する。
 - ⑥ 民有地を借りて認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を拡充する。
 - ⑦ 認可保育園を運営する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を拡充する。
 - ⑧ 認可保育園への営利企業の参入は、保育所の継続性と保育の専門性からそぐわない。株式会社による保育所運営に対する課題を明確に認識し、これ以上増やさない。
 - ⑨ 株式会社が運営する保育園では、委託費に占める人件費率が50%台と、社会福祉法人の70%より極めて低い。委託費の使途制限を設けるよう国に強く働きかけるとともに、世田谷区のように委託費の人件費率が50%を切つたら独自補助をしないなど、委託費の弾力運用を抑える仕組みをつくる。
 - ⑩ 夏のプール遊びなどで増えた水道料金代を補助する。
- (3) 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）について
- ① 2025年3月議会で、連携施設の確保に関する基準が緩和されたが、この条例改定が市内の事業者に影響を出さないように努める。
 - ② 「取扱要綱」で、努力規定とされている部分について、実質確保できるよう指導する。経営が成り立つように支援する。
 - ③ 卒園後の受け皿となる連携施設を増やし、新たな保育園探しの際にかかる保護者の負担を軽減する。
 - ④ 嘴託医による乳児健診を、連携施設ではなく地域型保育所でも受けられるようにする。
 - ⑤ 集団保育の提供や合同健診など、連携保育の内容が確実に図られているかを市が把握する。マッチングや経営支援など地域型保育事業者の運営についての相談に親身にのる。

(4) 認定保育施設について

- ① 少子化に伴う保育ニーズの減少や物価高騰による経費の増大が園の運営を圧迫していることから、光熱費、家賃等の固定費等の財政的支援策を充実する。
- ② 認定保育園では、経営者の裁量で保育の必要条件を満たさない児童も受け入れているが、国や行政からの支援がなく、経営が厳しくなってしまう。保育条件を満たさない子どもの受け入れに対する補助を創設する。
- ③ 市独自の加配保育士を認定保育園でも配置できるようにする。
- ④ 保護者の保育料負担を軽減する。
- ⑤ 認定保育園で働く保育士の処遇改善について、処遇改善加算Ⅰや宿舎借り上げ支援の金額が少ないなど、認可保育園で働く保育士との格差をなくす。キャリアアップ研修も受けられるようにする。

(5) 保育士の労働環境。処遇改善を実現する

- ① 保育所等で勤務する保育士等の職員を対象に、国の処遇改善加算に上乗せするかたちで市独自の処遇改善加算を行う。引き続き市単独で加配職員分の加算を増額する。
- ② 特に株式会社立の保育園では、非正規の保育士に処遇改善加算がされないなど、同一労働同一賃金から大きく逸脱した実態がある。処遇改善加算が対象となるすべての保育士の手元に渡るよう、市として指導する。
- ③ 国に対して、全産業の平均並みの賃金を保障する公定価格の設定と、勤続11年以上の昇級財源を確保し経験を積んだ職員の抜本的な処遇改善を求める。
- ④ 国に対して、児童福祉法の最低基準を改定し保育士等の配置を厚くすることを強く要望する。
- ⑤ 国が保育士等の配置基準を改善した場合も、川崎市独自の保育士加配制度は維持する。
- ⑥ 「国の保育士宿舎借り上げ支援事業について、国に全法人が利用できる制度のあり方や補助内容、補助対象の保育士をさらに拡充するよう要請する。それまでのあいだ、市独自で市が行う保育所等宿舎借り上げ支援事業を拡充する。」
- ⑦ 保育士市加算の算定基準の見直しにより、人件費削減となつた施設があつた。職員配置の算定方法について、国の算定方法への見直しを撤回し、市独自の算定基準に戻す。市加配保育士の充足率100%を目指す。
- ⑧ 神戸市では保育士になれば7年間で最大160万円を支給する制度や、保育士自身の子どもの保育料が1年間

半額になる制度など「6つのいいね」で保育士の確保に努めている。本市も同様に、保育士の支援を抜本的に強化し、人手不足を解消する。

(6) 保育施設の安全性と透明性の確保について

- ① 全国的に、保育園での事故や事件が相次いでいる。施設の監査の形骸化を防ぎ、実効性を担保するために、十分な時間をかけて監査できる体制を拡充する。職員配置、有資格者の人数、保育内容などに係る指摘された事項については、改善が経常的に認められるよう、指導を継続的に丁寧に行う。
- ② 抜き打ち監査なども含め、問題のある施設については監査を徹底する。
- ③ 子ども子育て新制度の施設について、給付費の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。
- ④ 保育関連業務の増大から、こども未来局子育て推進部、地域みまもり支援センター児童家庭課等での業務が煩雑膨大になっている。担当職員の増員と研修を充実させ、市民の不安解消も含め丁寧な対応ができる体制を整える。

(7) 保護者にやさしい保育事業にむけて

- ① 川崎市の保育料は中所得層から他都市に比べ高額になる。市民の負担軽減をはかるため保育料の引き下げを行う。低所得者への減免を行う。
- ② 第2子の保育料については、ひとり目の年齢を問わず、所得制限なしで完全無償にする。
- ③ 公定価格を超えた保育料以外の実費及び上乗せ徴収について、保護者への周知が徹底されるよう指導する。また経済的に支払いが困難な家庭は支援する。
- ④ 給食費については他の自治体で実施されているように主食費・副食費とも無償とする。
- ⑤ 認可保育園や公立保育園については、就労で保育園を利用している保護者がリフレッシュ目的で有給休暇をとった日に、保育園に子どもを預けることを認める。
- ⑥ 病児保育を増やし、すべての区で実施する。対象を小学生まで拡充する。

(8) こども誰でも通園制度について

- ① 制度そのものが子どもの安全を確保できないと専門家から批判が上がっている。1ヶ月10時間の利用上限の引きあげ、利用前の面談や慣らし保育の必須化、保育士の配置が十分にできるような人件費分の補助金増額など、制度の抜本的な改善を国に求める。
- ② 市独自に利用前の面談と慣らし保育の実施を必須にし、月の利用上限の引き上げと人件費分の補助を上乗せする。人件費の上乗せについては、制度を利用する子どもがいなかつた日の分も支給する。
- ③ 市独自で保育士の配置を国基準より増員すること。また事務量も増えるため、見合う職員が確保できるようにすること。
- ④ こどもたちの環境に配慮するため、「余裕活用型」および「一般型（専用室独立実施）」に切り替えていく
- ⑤ 不安定な保育とならないよう、事業者や現場の意見も尊重しながら、利用パターンに条件をつけ定期的な利用となるようするなど配慮する。
- ⑥ こども誰でも通園制度として行われる保育について、保育所全体の保育目標やねらい、保育計画などを考慮し、在園児の保育とのすり合わせを行うよう指導する。また、制度を利用する乳児ひとりひとりの実態に応じた個別計画を策定する。

5 豊かな幼児教育を保障する

- ① 幼稚園の無償化の基準は年額30万8,400円となっているが、川崎市の私立幼稚園の平均利用料はこれを上回っている。実際に無償化ができるよう、助成額の拡充を国に求める。当面の間、市も独自助成を実施する。
- ② 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。
- ③ 私立幼稚園の保育料が払えず入園できない子どもがいるのかの調査・相談を行い、必要な支援策を講じる。
- ④ 障がい児受け入れのための人的保障の支援の増額を図る。特に子ども・子育て新制度に移行している幼稚園については、障がい児の受け入れ先の確保を保障する。
- ⑤ 利用者が増えている預かり保育の助成額を増やし、保護者負担を軽減する。
- ⑥ 子ども子育て支援新制度以外の幼稚園について、1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

6 すべての子どもが安心して過ごせる放課後対策を

(1) 自主学童保育について

- ① 放課後児童健全育成事業の届出をしている自主学童保育を早急に個別の事業として位置付け、国庫補助金を受けられるようにする。それに伴い、川崎市も予算措置を行う。
- ② 自主学童保育事業所が「川崎市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に則つて果たしている役割に鑑み、少なくとも条例を遵守するためにかかる費用（面積基準を守るための引越し費用や家賃、施設改善にかかる費用、放課後児童支援員の増員にかかる費用、研修費用等）への助成を行う。
- ③ 横浜市の子ども・子育て会議放課後部会のよう、学童の関係者も含めて放課後児童健全育成事業の質の向上について議論する会議体や検討の場をつくる。

(2) 「わくわくプラザ」について

- ① わくわくプラザの大規模化が子どもたちにもたらす影響について調査・検証し、改善を図る。
- ② 各わくわくプラザの利用人數などを市ホームページで公表し、施設の状況や事業の内容がひと目でわかるようにする。
- ③ 「放課後児童健全育成事業」を実施する専用室を「わくわくプラザ事業」実施スペースとは区別し、定期利用登録児童数を元に基準に見合うように整備する。
- ④ 放課後児童健全育成事業と放課後子供教室とをしつかり分けて考え、それぞれに専任のスタッフを配置する。
- ⑤ 夏休み中のお弁当について、1食当たりの料金が高いため少なくとも配送料は市費負担とする。また、お弁当のご飯が凍っていた、おかずがわさび味で食べられなかつた、量が少なすぎたといった声が上がっている。美味しくて子どもに適した内容となるよう、早急に改善する。
- ⑥ 夏休みが明けてからの約1週間、学校給食が提供されない期間があるが、その間もわくわくプラザでお昼を提供する。
- ⑦ おやつは地元食材をつかった手作りのものなど内容を充実し、全員に提供する。また、おやつ代は公費助成を

を行い、保護者の負担軽減を行う。被保護世帯における対応だけでなく就学援助を受けている世帯についても免除する。

- (8) 障がい児の利用がある場合には、障がいの程度に合わせて職員の加配を行う。また障害に合わせた対応ができるよう専門的知識を有した職員の配置を市の責任で行う。少なくとも、各区に1名以上の巡回指導員を配置する。
- (9) 施設が2階以上にあり、階段を利用しなければならない施設は車いす等の利用が可能なように、バリアフリー対策を行う。

(10) 18時から19時の時間に学習の支援を行う「子育て支援・わくわくプラザ」は個別の事業とせずに利用者負担を無料にする。

- (11) スタッフは正規職員の複数配置を基本とし、職員の専門性を高める。処遇改善のため、国に対し補助単価の改善を求めるとともに、市独自で予算を確保する。サポートの時給を引き上げる。
- (12) みんなの校庭プロジェクトが開始されたが、わくわくプラザの職員に負担がかかっていないか、積極的に意見を聞き、必要な改善をすすめる。

7 子どものための施設や事業を充実する

(1) こども文化センターについて

- ① 資産マネジメントの一環である、モデル地区のこども文化センターを集約・統廃合など減らす計画を中止する。
- ② 「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」に、こども文化センターも位置付ける。
- ③ 大師コミニティーセンターおよび田島コミニティーセンターの創設に伴い、各地区のこども文化センターが廃止された。その際、「コミニティーセンターにこども文化センターの機能を引き継ぐ」との説明があつたが、新たに発表された大師コミニティーセンターの設計図をみると乳幼児室とキッズスペース以外に子ども専用の部屋がないなど問題が明らかだ。児童福祉法に基づく児童厚生施設の役割を果たすために、専用の部屋を確保する。また、このようにこども文化センターを廃止したうえでのコミニティーセンターの創設はこれ以上おこなわない。
- ④ 老朽化した建物の施設整備を進め、地域要望を踏まえた計画を策定する。建て替え等を行う場合は単独館を原

則とし、バリアフリー化や再生可能エネルギーの利用を進める。

- ⑤ 図書・遊具、小破修繕などの予算を増やす。また、イベントの予算を確保し、子どもたちの興味や関心に合わせた企画を充実させる。
- ⑥ 人手不足により、職員が長期休暇を取れない実態がある。職員が増員できるよう、人件費を増額する。
- ⑦ 音楽室の個所数を増やすなど、中学生や高校生がこども文化センターを利用しやすくなるように体制整備を行う。

(2) その他の事業について

- ① 地域子ども子育て活動支援事業について、事業者が地域に根ざした居場所づくりの活動が継続できるよう補助金を増額し、箇所数を増やす。
- ② 南部地域に、こどもの権利条例を具現化する「こども夢パーク」のような施設を整備する。

8 子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

(1) 児童虐待の防止と早期対応について

- ① 児童相談所について、虐待の通告件数の増加に見合う職員の増員を図る。特に児童福祉司と児童心理司については、国の配置基準を満たすよう早急に配置する。
- ② 児童相談所の相談員等は専門性、継続性が求められるため、会計年度任用職員としてではなく正規雇用で体制を確保する。
- ③ 一時保護所で生活する児童に、しっかりと寄添い安心して暮らせる支援ができるよう人員体制と生活環境を整える。また、乳幼児の遊びや生活習慣、学齢期の児童の学習権を保障するために教員等も確保する。
- ④ 児童虐待の通告を受け安全確認を行う際、原則複数対応が可能になるよう地域みまもり支援センターの人員増をはかる。
- ⑤ DV被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。川崎市DV相談支援センターは非常勤の相談員2名体制で受付は16時半までとなつていて、体制を拡充し夜間休日も含めて対応できるようにする。

- ⑥ 18歳までの子どもの子育てや養育に関する相談を受ける児童家庭支援センターを、市内で唯一未設置となつて
いる高津区に整備する。

(2) 子どもの貧困対策について

- ① こども未来局に、全庁横断的に子どもの貧困対策をとりまとめ、推進する部署を設置する。せめて当面は現在
担当している企画課の人員体制を強化する。
- ② 子どもの貧困に対応する『アウトリーチ支援』を強化するために、地域みまもり支援センターに配置されてい
る保健師、助産師、社会福祉職、心理職、栄養士、歯科衛生士、保育士、教育関連職員等の専門職を増員し体制
を構築する。
- ③ 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の
保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

(3) ひとり親家庭について

- ① 川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査（2021年）では、約2割が過去1年で子どもの塾や習い事を
やめさせた、必要な日用品や衣類が買えなかつた、と回答しており経済的に困窮している。ひとり親家庭等医療
費助成の所得制限の撤廃など、ひとり親家庭への支援を拡充する。
- ② 川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業、通称エンゼルーパートナー制度の利用者が少ない。ホームページや
チラシにおいて、利用者の声や具体的な事例の掲載、気軽に利用できることが伝わるよう寄り添つた内容への改
善、申請・利用方法に煩雑さはないのかなど見直しを行う。
- ③ ひとり親家庭の交通費助成制度について、通勤や通学に限定せず、ひとり親家庭に属するすべての人を対象に
する。ひとり親家庭等通勤交通費助成金については、助成の上限額を撤廃する。また、両制度とも償還払いでは
なく現物給付とする。

(4) ヤングケアラーについて

- ① 任意の記名式など、個人が把握できる方法による調査を少なくとも年に1回、定期的に行う。

- ② ヤングケアラー同士が交流し相談し合えるピアサポートの場など、居場所づくりを進める。
- ③ ヤングケアラーの相談先が地域包括支援センターになつてゐるが、電話ではなくLINEで相談できる体制もつくる。

(5) 児童養護施設について

- ① 入所者が社会的自立を果せるよう、最大22歳まで児童養護施設等で就労や生活に関する相談支援等を受けながら、生活するための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」（国庫補助1／2）を、さらに充実させる。
- ② 退所者等に市営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供する制度を創設する。自立に向けた住居設定費用の助成等を行う。
- ③ 自立に向けた準備の取組やアフターケアを行う「自立支援コーディネーター」を常勤配置し、進学や就職にかけてのサポートや退所後の生活支援を行う。

(6) 里親制度について

- ① 里親の増員をはかるとともに、里親への支援を行う。
- ② 里親支援センターの設置については、民間への委託を前提とするのではなく市が主導で行う方法を検討する。

(7) 各種相談窓口について

- ① 本市の子ども達の専門的な相談窓口である人権オンブスパーソンにおいて、テキスト相談に対応できる人員体制となつていない。予算を確保しテキスト相談に対応できる環境を整える。
- ② 横浜市は2023年度からライン公式アカウントを運用し子ども達からのSOSの声を多様な方法で聞き取り、支援につなげ2024年度だけで5381件の声が届いている。本市も独自でライン公式アカウントを運用する。
- ③ 川崎市子どもの権利委員会の「子どもの相談及び救済」についての答申に対する措置は2026年度となる。委員会の答申を真摯に受け止め、市が主体的に子ども達のSOSの声を受け止める体制つくり、行動計画を策定

する。

第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

教育の主人公は子どもです。教育は、子どもの「人格の完成」をめざし、その尊厳を尊重しながら発達を支える個性豊かな営みです。教育は子どもの権利であり、教育の機会は平等に保障されるべきです。そして、主権者として育つていく子どもたちがこの国の未来をつくります。これが、憲法の求める教育のあり方です。

また、多くの国民が、幼稚教育から大学教育まで誰もがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っています。「持続可能な開発目標」（SDGs）も「質の高い教育をみんなに」をかかげ、無償教育の拡大を強調しています。

ところが、自民党的な教育政策は二つともあべこべです。まず、日本の教育予算（公教育費の対GDP比）はOECD諸国でワースト2、OECD平均の7割しかありません。ヨーロッパでは大学まで無償で返済不要な奨学金まで支給される国があるのに、日本では国民が世界に例がないような高学費を負担し、少子化の大きな原因になっているほどです。社会問題になっている教員の長時間労働も、何より国が必要な教員数を配置していないためです。

本市においても学校現場は多忙化がとまらないうえに教育の自主性が損なわれ、長時間労働の常態化で教職員は疲弊し、教員の未充足は2025年2月時点で205・5名と過去最多となり、子どもの学ぶ権利が守られていない危機的状況となっています。

教員不足の抜本的な対策は定数を正規教員で確保することであり、繰り返し採用方針の見直しを求めてきましたが、2025年3月議会でようやく市教委は定数を正規教員で確保する方針に改めました。ようやくスタートラインです。教育現場、市民の意見に耳を傾けながら、子どもの人権を大切にする教育政策へと転換し、教員、及び教育費の負担軽減、過度の競争と管理をなくして、子どもも保護者も教職員も生き生きとする学校を支える方針を打ち出すべく、以下の項目の早期実現を強く求めるものです。

（一）憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

- ① 子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。
- ② 地域教育会議の予算を増やし活性化させる。
- ③ 暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。安易に警察導入しない。
- ④ いじめを人権問題として捉えた教育を全校で実施する。
- ⑤ 横浜市は2024年度にいじめ防止対策推進法に基づき徹底した調査を行い重大事態の事案が59件認定された。一方で本市は2024年度2件。再発防止のためにも法に基づいた徹底した再調査を行う。
- ⑥ 過去最多を更新し続けている不登校の子ども達の学び、居場所への支援をすすめる。
 - ア 学校の中で不登校の児童生徒の居場所づくりとして、別室指導等に対応する不登校対策に特化した人員の確保、施設環境の整備をすすめ、全校設置を急ぐ。
 - イ 作業療法士等、子ども達をアセスメントできる専門職による学校現場への支援を拡充する。
 - ウ フリースクールは費用面の負担が大きい。他都市が実施している（東京都月額上限2万円、鎌倉市月額3万円）助成制度を本市でも実施する。
- ⑦ 「生徒指導提要」では、「児童の権利に関する条約」の理解は、教職員、児童生徒、保護者、生徒にとつて必須だとした上で、子どもの意見表明権を明記し、「校則の運用・見直し」について、1つ目は「学校のＨＰに公開し、制定した背景についても示す」2つ目は「見直しのプロセスを明示化する」3つ目は子どもの意見表明権を踏まえて「見直しの過程に児童生徒が主体的に参加していくことに教育的意義がある」ことが盛り込まれました。ア 改訂提要の主旨にそつて「児童生徒や保護者がその意に疑問を感じるようなルールや教職員が合理性がないと思われる校則は、学校が主体的に見直しを行い児童生徒と一緒になつてよりよいものにしていくことを全ての学校に徹底させる。また校則の見直しの際には子どもの権利条約（条例）が主眼となる観点で取り組むことを位置付ける。
- イ 改訂提要の主旨を徹底させていくために、校則を見直す活動について、各学校の支援教育コーディネーター

や生徒指導担当者だけでなく、全教職員、子ども、保護者に普及をし、共有する。

ウ 教育委員会が発行した「子どもたちとともに作る学校生活のルールや約束」のリーフレットに、子どもの権利の観点を位置付ける記載（相模原市参考）を追記し、その年度の各学校が取り組んできた好事例を紹介し学校への配布や研修材料として活用できるようイニシアチブをとる。

工 児童生徒・保護者や市民に周知するために学校ホームページへに校則の掲載の推進が図られるよう支援を行う。記載にあたっては校則について考える機会を設けられるよう改定手続きの明文化も併せて行う。
オ 改訂提要を生かしていくためにも、生徒手帳等に川崎市子どもの権利に関する条例を掲載し、いつでも子ども達自身が確認できるよう援助を行う。

⑧ 全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、子どもたちが平和と人権について学ぶ機会を増やす取り組みをすすめる。

⑨ 「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心的自由を侵すような教育は行わない。

⑩ 半旗の掲揚は、児童生徒の思想・良心の自由に侵害が問われる問題。弔意を強制しない。

⑪ 18歳選挙権の実施に伴う主権者教育は、子どもの権利条約・子どもの権利条例に則り、すすめる。

⑫ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

⑬ ギフトカードへの適切な支援を行う。

⑭ 中学校夜間学級の充実をはかる

ア カわさき教育プラン以下の2点を明記する。

・ 西中原中に夜間中学を設置していること。これは義務教育機会確保法に定められた学び直しの為に設置されていること。

・ 夜間中学での学び直しを必要とされる方（義務教育未修了者4000人以上、不登校の中学生約1800人等）に対応するために新たに市内へ夜間中学を設置すること。

イ 市内複数校化を実現するために、義務教育未修了者や西中原中夜間学級の生徒の通学実態調査を行いニーズの確認に取り組む。

ウ 中学校夜間学級を統一的に担当する部署を設置する。

工 義務教育未修了者が他の自治体であっても西中原中学校夜間学級への入学を求める。

オ 西中原中学校夜間学級要綱第4校の「入学許可」の「就学に支障がないもの」及び「学校に来て学ぶことのできる人」という入学要件は削除する。

カ 西中原中学校夜間学級要綱第6項の「在籍の取り消し」と「再入学は認めない」という文言を削除する。

キ 夜間中学の一層の周知のために映画「こんばんはⅡ」の上映会を行う等の、PRを充実させるとともに定期的な学級公開を実施する。

ク 相模原市様にポスターをコンビニ等へ貼りだす。

⑯ 学校での新型コロナウイルス対策について

ア 複数の感染者が確認された場合等、教職員の希望者に検査が行えるように抗原検査キットを配備する。

イ 江東区等、他都市で進んでいる空気清浄機を各教室へ配備する。

ウ 引き続きコロナ後遺症の特性を教育現場で周知する。

⑯ ヤングケアラーの支援について

教職員への周知、研修は実施されてきたが、当事者となり得る児童生徒への周知・啓発を行う。

⑯ 包括的性教育、健康教育の促進

小・中・高で実施する「包括的性教育」及び「生命の安全教育」（思春期保健指導）の拡充のため、助産師等が行う講師料の増額を図る（2名の場合も1名分の講師料、交通費不支給等）等、予算の拡充をおこなう。

（二）教育環境を整備する

1 30人学級をめざし、少人数学級を早期に実現する令和5年度川崎市立学校教職員勤務実態調査では、働き方改革の取組で効果があるものとして「1クラス当たりの子どもの数を減らすなど、教職員定数の増を図る」が小学校管理職85・6%中学校87・3%小学校教諭80・4%中学校66・9%と他の項目を大きく引き離し最多となつた。川崎市独自に学級編成基準、教職員定数の算定基準を改めて中学3年生までの少人数学級を計画的に進める。

2 2025年3月議会でようやく市教委は定数を正規教員で確保する方針に改めると教育長からの答弁があつた。定数内欠員をゼロとする、確実な採用を行う。

3

教職員の長時間・時間外労働、学校の多忙化解消のために、抜本的な対策を講じる

- ① 2022年3月の『第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針』で、これまで目標にしていた「過労死ラインの月80時間を超える時間外在校等時間の教職員をゼロにする」を投げ捨て、「6ヶ月の平均が80時間を超える教職員を可能な限りなくしていく」との目標に下方修正された。従来の目標に戻し、その実現を追及する。
- ② 市教委として提出書類や研究推進校の募集枠の大幅な削減、事務支援員の配置等を行い、教師が子どもと向き合える時間を保障する。

③ 学校のワックス掛けは直営、外部委託も含め教員の業務から除外する。

- ④ 学校が加入している日本スポーツ振興センター掛け金は年額935円の内、川崎市が475円負担し保護者負担は460円となっているが、教職員の事務処理の負担の為にも豊中市の様に全額市負担として学校現場での金銭の取り扱いを縮減する。

- ⑤ 教員が休憩が取れないのは労働基準法違反という認識に立ち、各校の裁量任せにせず、教育委員会として標準授業時数余剰ゼロ方針を掲げる。

4

ハラスメント対策について

- ① 現在の相談調整担当の職員は男性2名。相談者の意向に沿って対応するために、相談対応者の性別等について、相談者が選択できるように男性、女性の職員をそれぞれ配置する。
- ② 第三者性の担保の為に第三者相談窓口を設置する。

- ③ 川崎市教育委員会セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント要綱では、行為者に対し「人事管理上適正な措置を講ずるものとする」と曖昧な文言となつていて。他の都市のハラスメント防止規則のように、「懲罰処分」と懲罰規定を明確に定め周知する。

- ④ 実態の把握を行つてはいるとするハラスメント防止委員会は年に1回、開催時間は40分程度と実態把握をするには全く不十分である。ハラスメント実態調査を教育委員会が主体となつて毎年実施し、実態把握、意識啓発に努め、ハラスメント撲滅に本気で取り組む。

5

労働安全衛生法の規定にもとづいて、安全衛生委員会を定期的に開催し、過重労働の防止対策を実施する。産業医による職場巡視を行い、当面、全校で年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。

6 臨時的任用教員・非常勤講師・会計年度任用職員として働く教職員の賃金・休暇・勤務時間・交通費などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。

7 2025年度から開始された奨学金返還支援事業の成績上位者40名という要件を無くし、申請者全てに支援を行う。

8 「習熟度別指導」の取組みが続いている。教室での学習は多様な子どもの学び合いであり、生徒同士教え合ったり、いろいろな発言を聞いて納得したりすることで、理解を深めあうことができる。習熟度別の編成で子どもの間に差別感が生じてはならない。1クラスの児童生徒数を少なくし少人数学級を進める基本にする。また加配教員で少人数学級にするか習熟度別学習にするかの判断については学校の教員の判断を尊重し、決して押し付けたり誘導したりしない。

9 学校図書館司書の体制を充実させる

- ① 中学校への配置を検討する。
- ② 学校司書が会計年度任用職員として任用されているが、時給は1194円で専門職としては低すぎる。専門性の担保の為に学校司書には司書資格要件を付し、時給を大幅に引き上げる。
- 10 2018年5月に策定された「部活動に係る方針」に示された「週2日以上の休養日の設定」「ある程度長期間のオフシーズンの設定」「1日の活動時間の制限」などを着実に実施する。全校配置の効果が確認されている部活動指導員については全校複数配置を急ぐ。
- 11 部活動指導にあたる教員の手当てが低すぎる。神戸市の様に少なくとも最低賃金以上を支給する。
- 12 地域運動部活動推進事業を今年度は10校で実施する予定となつていて、外部委託する際、生徒の保険料等の負担はないとのこと。今後も公費負担で行う。
- 13 学校医の加配基準、40学級以上で一人という基準は他政令市（相模原市500人以上で一人）と比べ厳しすぎる。医師会への要望、聞き取りを継続し子ども達の健康の為に加配基準の見直しを行う。

（三）安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

1 2024年に文部科学省が行つた調査では、全国762の自治体で学校給食費の無償化を実施している。いつま

でも給食法に捉われず小・中学校の給食無償化を行う

2 昨年度物価高の影響でイカがちくわに、7月の献立にスイカが無くなる等、川崎の給食のコンセプトから逸脱する状況を招いた。今後の社会状況に応じて補正予算を組み財政措置を速やかに行う。その際に保護者負担の増額は行わない。

3 本市の小・中学校の年間給食回数は小学校187回（全国平均192回）、中学校1・2年生165回、3年生155回（全国平均188回）となつており全国平均より低い水準となつて。給食提供回数を増やす。

4 食育、環境保全の観点から昨年度実施したSDGs×健康給食の取組を全校で実施する。

5 お米の確保について神奈川県給食会を通すのではなく横浜市のように川崎市独自で提携生産地、生産者を確保する為の調査、検討、体制構築を行う。

6 中学校給食の改善・充実を

① 栄養士・栄養教諭の配置について、自校調理方式の4校にはそれぞれ配置されて生徒と直接ふれあい専門職として生きた食育を行つてはいるが、南部センターと中部センターには4人ずつ、北部センターは3名の栄養士のみの配置で、全中学校への巡回訪問を行うことも厳しい状況にある。区内の中学校を巡回して生きた食育を進められるよう、せめて区に中学校数に応じた栄養士・栄養教諭を複数配置する。

② 残食率を見ても明らかなように、自校調理校を増やす方向を検討する。
③ 子ども達からリクエストが多い揚げパンの提供を中学校給食でも行う。

7 小学校給食の改善・充実を

① 公会計化を理由に月1回から年2回に減らされた自校献立だが、他都市では公会計化後も月1回程度の自校献立を行つてはいる。自校献立は業務負担が増えるとのことだが、子ども達のために増やして欲しいという教職員からの声もある。現場の教員、栄養士、養護教諭等のニーズを聞き、回数を増やす調査、検討を行う。

② 国産の食材を100%使用し地元でとれた食材を活用する。遺伝子組み換え食品や安全性が立証できない食品は使用しない。

③ 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する。それが実現するまで、兼務校には、非常勤の栄養士を配置する。
④ 夏の給食調理室での調理は命に関わる。増改築等と同時設置ではなく、単独でのエアコンの設置を急ぐ。
⑤ 小学校給食の調理業務のこれ以上の民間委託は行わない。

- ⑥ 夏休みの給食停止期間が7月21日～8月31日となつており今だ3学期制の対応になつてゐる。現在は前期後期制となり、それぞれの学校が夏休みを設定している状況に対応できていない為、夏休み明け長期間給食提供が滞る実態がある。現在の教育環境に適用するよう夏休みの給食停止期間を見直す。ネットとなつてゐるのは夏季休業に行う清掃、害虫駆除等の環境整備とのことだが、6月より施行された改正労働安全衛生規則に伴い実施されている「職場における熱中症対策の強化」の対応を鑑みれば、夏季休業期間だけに作業を実施するのではなく、1年を通じて分散作業を行うよう指導すること。また分割発注もすすめる。
- ⑦ いまだアレルギー対応ができていない小学校の環境整備を早期に進める。

（四）教育関連予算の大幅増額をはかり、学校施設・設備を抜本的に改善する

- 1 学校施設長期保全計画は各学校の緊急性などの状況に合わせ、前倒しでテンボをあげて実施する。同時に老朽化や児童生徒の増加等の実態から、長期保全計画で対応ができない場合は、老朽校舎と体育館の改築を計画的にすすめる。
- 2 学校教育法施行規則に規定されている過大規模校の解消を早期に実現する。用地取得が困難という方針を改め、子ども達の適正な学びの保障のために分離・新設で行う。
- 3 老朽化した水道管の敷設替えを早急に完了させる。
- 4 学校トイレの快適化について
 - ① 業者に委託しているトイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。
- 5 プールなどの施設充実を
 - ① プール未設置校6校、格技室未設置校13校について、早期に整備をすすめる。
 - ② プールへの循環式ろ過装置の設置をはかる。
 - ③ 外部委託で行つてゐるプール清掃は泥の処理は教員の業務となつてゐる学校がある。委託費を増額し、委託業務とする。

- ④ 子どもの泳力プロジェクトは「泳ぎが苦手な子ども」を対象にしており限定的である。プール監視員の予算を確保し、夏休み中のプール開放を再開する。
- ⑤ プールの水流出事故に対する教員への賠償請求は全国的な問題となつた。7月の文科省の通知も踏まえ、教員への請求は故意、重過失以外は行わないという方針を定める。
- ⑥ 教員の本来業務ではない、プールの維持管理について23年9月議会の答弁にあつた「負担軽減に資する取組」について、教育現場の声を聞き取り、検証を重ね、確実な取組とする。
- ⑦ 民間プールの活用について、移動時間による教員、子ども達への負担増や授業時間の減少、民間プールの使用状況によつて必要な授業回数が履行できない等、課題が多い。また全校設置となつたマンホールトイレの水源として現存の学校プールの廃止は行わない。
- 6 体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。
- 7 教職員の休憩室の計画的設置をする。
- 8 熱中症対策として配置されている大型冷風機やスポットクーラーを体育館で同時に作動させるとブレーカーが落ちる。各校から使用状況のヒアリングを行い使用電気量の増幅等、対策を行う。
- 9 避難場所となる体育館に断熱対策待ちとせずにエアコンを早急に設置する。
- 10 学校へ接続される水道本管の耐震化が完了しても、断水しない保証はない。受水槽を撤去せずに受水槽の併用を検討する。
- 11 固定式の黒板は職員にとつても児童・生徒にとつても使いにくいので、全部の学校に可動式の黒板を設置する。特に低学年の教室から早急に設置する。
- 12 学校運営費・微破損修理費を抜本的に増額する。修繕費も公共工事の差金に頼ることなく増額する。
- 13 全ての教室に網戸を設置する。
- 14 遊具の安全に関する規準に基づき学校遊具の撤去が進められているが、177基の撤去を行い68基は再設置されないとのこと。学校、児童生徒、保護者、地域の声を聞き再設置を支援する。
- 15 2023年の大師小学校、2024年の日吉小学校に続き2025年ははるひ野小・中学校でも停電が発生し、原因は全て高圧ケーブルの絶縁不良となつてゐる。定期点検等の際に該当するケーブルの使用が発覚した場合には更新を行い停電によつて施設が機能不全となるリスクを排除する。

16 県立高校では認められている生徒たちの学校Wi-Fiの共有利用を市立高校も可能とするよう整備を行う。

(五) 子どもをとりまく環境対策の推進をはかる

- 1 インターネットやSNS、ゲームなどに関連したいじめ、犯罪、過大な課金などのトラブルがやまない。インターネット等の利用についての適切な啓発活動やルールの共有化など、積極的な取り組みをすすめる。
- 2 地域交通安全員を必要な箇所に必要な時間、配置する。
- 3 通学路の安全点検を引き続き定期的に行い、危険個所の改善・安全対策を急ぐ。
- 4 通学路のブロック塀について撤去の補助率を引き上げるとともに、構造物の新設についても補助を行い改修を促す。
- 5 道交法の改訂もふまえ、正しい自転車の乗り方を周知していく必要がさらに増している。自転車の交通安全教育を進める。
- 6 ワークルールの啓発を行う。

(六) 高校入試の改善をはかり、給付型奨学金制度を拡充する

- 1 中学校を卒業した生徒が不本意な思いで高校に入学することのないよう、県立高校と川崎市立高校の募集定員枠を増やすよう県に要請する。
- 2 国と県に対して私学助成金、就学支援金、学費補助金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。
- 3 市独自の給付型奨学金制度の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする。

(七) 「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

- 1 市教委が中高一貫校をつくったため、12歳の段階で選別することとなり、さらなる競争教育の低年齢化はさけられない。今後、入学者の決定については「無作為の抽選」とする。

- 2 市立高校においての全日制普通科の定員増を県に強く求める。
- 3 高津高校の「校舎の目標耐用年数経過への対応」を検討する際、統廃合は行わず、着実な更新整備を行う。
- 4 定時制高校の再編にあたっては、現在の全ての定時制課程は廃止しない。
- 5 定時制の1クラス定員は35人が原則だが、更なる少人数化をはかる。募集定員の増を行うときは学級増で対応し、必要な教職員の配置を行う。
- 6 定時制高校の給食費を無料にする。
- （八）特別支援教育を充実させる
- 1 川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校が新設されることになったが、特別支援学校を必要とする児童生徒の増加は続いている。引き続き特別支援学校の増設の必要性を検証する。
 - 2 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対策など施設設備の早期充実をおこなう。
 - 3 すべての特別支援学校にスクールカウンセラーの配置を行う。
 - 4 通学保障体制の充実のため、スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。
 - 5 特別支援教育サポート事業を高校まで含め、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を引き続行う。
 - 6 特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置とするよう、市単独で計画的に5人に1人の配置とする。
 - 7 中央支援学校での放課後等デイサービス引き渡し時が大混雑となっている。学校側と調整し改善を図る。
 - 8 狹隘となっている中央支援学校の職員室の改善を行う。
 - 9 通級指導教室の充実をはかる。
- ① 小学生から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室を確保する。
- ② 在籍校の授業を抜ける必要が最小限になるよう通級の指導時間の枠（放課後・土曜日・夏季休業中など）を増やす。

③ 通級指導における基礎定数は13対1だが、20人を対応している教員もいる。保護者からは指導の回数が減った、担任の先生と話す時間が少なくなった、あるいは、通級の先生の負担が大きいことを不安に思う声が多い。

通級の教員増を図る。

④ 移動や交通が不便なために通級を諦めるケースもあることから、通学の負担を減らすために近隣の小学校（例えば中学校区ごと）に、巡回教室をつくる。

⑤ 人口増加が著しい地域の児童数増加に伴い、要支援の児童も増加していることに対応するため、通級指導教室を増設する。

10 「川崎市における障がい通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方」の通知に基づき、連携を進めるため、支援の主体者である保護者にしっかりと周知する。

11 支援学級の担任に対する専門的な助言を行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による巡回訪問の機会を増やす。

12 児童生徒の高次脳機能障害、医療的ケア児とその家族への支援を強化する。

① 小中高校生における高次脳機能障害児の実態調査を行う。

② 進学するときには、より丁寧な引継ぎが必要である。教育委員会の中に、高次機能障害の担当部署を設け、コーディネーターを配置する。

③ 高次脳機能障害に関する専門機関（健康福祉局、高次脳機能障害センター）や、高齢・障害課と連携をとる。

④ 医療的ケア児支援法で、学校の設置者・地方自治体は看護師や医療的ケアを行える介護士等を配置することが位置付けられた。その位置付けにふさわしく、医療的ケア児の家族の支援、医療的ケア児が通う学校への看護師等の配置を行う。

⑤ 学校看護師の育成教育（教育現場における医療職の役割、スキル、医ケアとの違い等）を実施する

13 ろう教育について

① 聴覚障害のある児童・生徒の教育にあたっては、手話によるコミュニケーションが成立する集団の確保が必要であることから、川崎市立聾学校の生徒数を増やすための対策を引き続き講じる。

② 難聴学級の担任は支援級を兼任しているケースが多く専門性を持たない教職員もいる。必修研修を設ける等、専門性を向上する。

③ 「きこえ」の通級指導教室を南部・北部にそれぞれ設置する。

14

支援学校の児童生徒を対象に歯科口腔指導を実施する。

15

市立学校からの手話に関する福祉教育の依頼に關し、1カ月前までに派遣依頼を行う。謝金については交通費を含めた支払い基準を標準化する。

（九）義務教育費の保護者負担を軽減する

1 学校での保護者負担の軽減を図る

- ① 保護者負担軽減のために「公費・私費区分の要綱」を引き続き見直す。
- ② 修学旅行費の保護者負担を軽減するための見直しを行う。特に企画手数料は公費負担とする。
- ③ 教育活動の一環として行う自然教室の食事代の公費負担を復活させる。社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担とする。

④ 小学校・中学校の給食費を順次無償化する。

⑤ 算数セツトや柔道着・彫刻刀など、使用頻度の少ないものは貸し出し・リサイクルなどを検討する。

⑥ 保護者の意見を聞く場を設け、ジャージや制服代の負担軽減を図る。

⑦ 現在、全額自己負担としている市立高校で使用する端末の購入費等への公費補助を実施する。

⑧ 兄、姉がいる場合等、すでに端末を世帯で購入しているケースがある。その場合はアプリのみの更新で学習が可能となるよう体制を整える（県立高校では対応している）。

2 就学援助制度を拡充させる

- ① 制度の周知だけを行うのではなく、保護者が心理的ブレーキを働きにくくするため、新宿区のように「お子さんが楽しく勉強できるように」といった「子どもの利益」が趣旨であることを伝える文言を記載する。
- ② 認定基準を現行の「生活保護基準の1・0倍」から、「1・2倍」以上へと引き上げる。
- ③ メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を6500円に戻す。
- ④ 国が就学援助項目に追加した生徒会費、PTA会費とともに、必修化された武道にかかる柔道着代などの体育実技用具費を就学援助費として支給する。

- ⑤ 入学前の3月に支給される新入学準備金のさらなる拡充をはかり、せめて実際にかかる費用は支給できるよう改める。保護者のニーズをふまえて適切な支給時期を引き続き検討する。
- ⑥ 修学旅行費の積み立てを免除し、就学援助制度利用世帯の子どもが参加できるようにする。

（十）教育委員会の独立性と政治的中立を確保し、憲法に基づく教育を

- 1 教育委員会は、「政治的中立」を確保し、ひきつづき市長から独立して自主的に決定できる権限を拡大する。
- 2 教育委員会の権限に属する事務の決定を、市長は尊重し予算面での実現に努力する。
- 3 教育委員の公選をめざし、当面は準公選制を実施する。
- 4 音声データについて、裁判結果の受け止めと公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

（十一）高校生の権利を守り「お金の心配なく」学ぶ環境を保障して、自立に向けた支援を行う

- 1 学ぶ環境を充実させる
 - ア 高校を中途退学した生徒に対して、自宅に訪問するアウトリーチ事業を実施して支援をはかる。
 - イ 市立高校定時制の生徒が抱えている経済的課題や学習、就職などを支援する居場所を就職する生徒が多い幸高校全日制にも設置する。
- 2 市立高校の就労相談体制の支援を強化する
 - ウ 開バイト、ブラックバイト・企業は違法であることを、ポスターを掲示するなどして、啓発する。
 - ア 職業指導を充実させ就職を専門的に行なうことができるよう、就職支援相談員を配置させる。
 - イ 県立田奈高校が実施するような有給職業体験事業を市内の企業に協力を呼びかける。
 - ウ 就職できなかつた市内高校卒業生について、コネクションズかわさきと連携して就職相談や職業訓練の場などの支援を行ない、生徒との関係を途切れさせないようにする。

工 高校生の居場所として何でも気軽に相談できる場を、市内各高校に設置する。

3

希望する職業につけるように、企業などに申し入れる。

ア 新規高卒者及び既卒者の市内企業合同就職説明会の回数を増やし、企業とのマッチングを推進する。

イ すべての就職希望者が就職できるように、市長が先頭に市内中小企業を訪問し求人開拓をして雇用確保する。

ウ 市内企業者が学校に出向く場をつくり、生徒を対象に企業説明会が開けるようにする。

エ 就職した生徒が定着して就労できているか、実態を把握する。

オ 内定取り消しや入職繰り下げ、オワハラなどが起きることがないようにする。

第三章 国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を

国は、医療・介護・年金などの社会保障制度の後退を進めています。25年度一般会計予算の社会保障関係費の自然増分6,500億円を1,300億円も削減しました。この影響により、医療や介護の保険料、利用料値上げ、受給年金額の実質減額などが行われています。

自民・公明・維新3党は、11万床の削減、年4兆円の医療費削減、「OTC類似薬」を保険から外すことで合意しました。これまで以上に、国民に「自助」「自己責任」を押し付けることになります。ひき続く物価高騰と所得減少で国民生活をいつそう苦しめることになります。川崎市は国の社会保障切り捨てから、市民生活を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

市内の医療機関、介護事業所は資材やエネルギー費高騰と人件費増の下で運営が厳しい状況に陥っています。原因は、公定価格である診療報酬、介護報酬が実態に合わない低い改定によるものです。7割の病院が赤字、介護事業所の倒産・閉鎖が起きています。市立病院（3病院）の24年度の純損益は31億1,421万円余となりました。また、介護事業所に行つた24年度の基本報酬改定の影響についてのアンケートでは、約半数の47%の事業所が「事業が悪化」したと回答しており、2024年4月から25年8月までの17カ月間に26事業所が廃止しました。さらに、医療も介護も職員の待遇改善が置き去りにされ、募集しても人が集まらず、退職者が多く出るなど深刻な人手不足が続いているま

す。市は市内の医療機関、介護事業所への直接支援を行い市民の命、暮らしを守らなければなりません。

（二）医療体制の強化、地域医療の充実をすすめる

医療現場は医師不足、看護師不足を招いています。看護師の労働環境は過酷で厳しい業務でありながら低待遇、長時間勤務になっています。医師、看護師の増員と看護師の労働環境の改善が図られなければ解消されません。国費による診療報酬の抜本的改善が必要です。

本市の医療体制は政令市の中でも、人口当たりの保健所職員数、病床数、医師数は最低レベルです。早急に医療体制強化を図らなければなりません。また、行財政改革3期プログラム（20年3月）に沿って小児、成人ぜん息患者医療費助成制度を廃止しました。今後も休日急患診療所における運営手法の見直し・移設、歯科保健センター等診療事業、重度障害者医療助成制度など医療に関する見直し検討が上がっています。これらの事業は命に直結する事業で拡充こそが必要です、利用者に負担を押し付ける事業の見直し検討はすべきではありません。

国は「地域医療構想」の名で全国436の公立、公的病院をリストアップし、自治体に病床削減を迫っています。病気やけがで緊急の治療が必要な患者に対応する高度急性期・急性期病床を削減してきました。今後も25年度までに両病床をさらに17万床減らすのが政府の計画です。日本は、人口あたりの医師数が世界でも低水準など、もともと医療提供体制が不足している国です。そのもろさが一気に露呈したのが20年以来の新型コロナ危機でした。急性期病床が受け皿となりましたが、各地で人員の不足と病床体制の逼迫が起こり、医療崩壊を招く事態となりました。全国知事会などから抗議を受けても削減・統廃合を推進しています。コロナの教訓を踏まえ、破綻が明らかな病床削減計画を撤回し、医療体制の強化への転換が求められています。

1 市内医療機関への支援

- ① 診療報酬は次期改定を待たずに期間途中の引き上げを国に求める。
 - ② 市内医療機関の事業実態を把握するための調査を行い、要望に沿った支援を実施する。
- 2 マイナンバー制度の根本からの再検討、健康保険証廃止は撤回を
よう求める。

② 国の健康保険証廃止を撤回し、復活を求める。

③ 国に「資格確認証」は保険証と同様に保険者の職権で更新時にマイナ保険証への登録の有無に問わらず継続して郵送するよう求める。本市は国の動向に問わらず、職権で「資格確認証」を継続して郵送する。

3 本市の医療体制強化を

① 24年3月に廃止したぜん息患者医療費助成を復活し、患者の負担軽減を図り適切な治療を保障する。

ア 成人ぜん息患者医療費助成制度を復活し、医療費負担の無料化を図る。

イ 小児ぜん息患者医療費支給制度を復活し、医療費負担の無料化を図る。

② 医師、看護師、保健所職員を増員し、不足の解消を図る。

ア 市立病院の増床とそれに伴う医師、看護師の増員を行う。

イ 医師、看護師が不足している小児科、産婦人科に、支援策を講じる。

ウ 分娩できる産科病棟が少ない。少子化対策からも民間病院も含めて行政としての支援策を講じる。

エ 離職している看護師を掘り起し、看護師不足を解消する。ナーシングセンターで実施している未就業看護師等の復職支援研修や免許保持者届出制度などを広報などで周知を徹底する。

オ 川崎市立看護大学の入学金を廃止し、授業料は現行の半額に引き下げる。

カ 市の看護師修学資金（卒業後に市内医療機関勤務）の予算を増額し、給付型の対象者数を拡大する。また、貸与額の増額を行う。

キ 院内保育に対する助成を大幅に増やす。

ク 区の保健所職員の増員を行う。

③ 救急医療体制の充実

ア 市立病院のICU、新生児集中治療室（NICU）、小児集中治療室（PICU）及びHICU（高度治療室）を増設する。

イ 中部小児急病センターだけが23時以降の深夜帯を開設していない、深夜帯の診療を早急に開設する。川崎病院に設置されている南部小児急病センターを北部小児急病センターのように独立してつくるなどして、地域の小児科医師の協力を得られやすい体制にする。

工 休日夜間歯科診療所、在宅輪番制病院などの整備、拡充を図り、補助金を増額する。

オ 小児を含む救急医療に対する補助金は、削減しない。

カ 国基準より不足している救急車（隊）を増やす。

キ 休日急患診療所について、診療実績に応じて設置箇所数や診療体制の見直しについて川崎市医師会と調整するとしているが、各区1か所設置を維持する。また、老朽化した休日診療所の改築を急ぎ、機能の改善を行う。

④ 新型コロナウイルス感染対策

ア ワクチン接種について

- a 定期接種は65歳以上の高齢者と60歳以上の重症化リスクの高い方は7,000円の自己負担が掛かる、インフルエンザ予防接種（2,300円）と同等程度で受けられる様に市の補助を行い自己負担の軽減を図る。
- b 基礎疾患を持つ方には60歳未満でも定期接種の対象とする。
- c 全額自己負担となる任意接種についても市として自己負担の軽減を行う。
- d ワクチン接種後に有害事象が起こった事例について、原因の徹底究明と調査、被害者の治療・補償・救済を、国に求める。

イ 有料化された検査費、医療費は国の負担で無料に戻すよう求める。同時に本市独自で助成し患者負担増による受診控え対策を行う。

ウ 発熱外来対応医療機関を抜本的に増やす。その為のパーテーションや空気清浄機の設置などの整備を行えるよう財政支援を強化する。臨時の発熱外来対応施設を状況に応じ設置する。

エ 保健所体制を強化し、陽性者とその家族などへの支援、市民からの問い合わせに対応する。

オ 急速な感染大を想定し、重症病床をはじめ病床確保の体制を整え、即座に対応できる準備をしておく。

カ 感染拡大防止を図るためPCR検査の費用負担の軽減の助成を行う。

キ 医療機関、高齢者・障害者・子どもの福祉施設・事業所、学校等において、定期検査の実施の徹底を行う、そのための予算措置を図る。また、一斉の検査ができる規模の検査キットを事前配布する。また、感染症対策に要する「掛かり増し経費」の継続を国に求める。

ケ 陽性者の家族に対してPCR検査キットを提供する。

ケ 定期的なPCR検査を行う事業所への支援を行う。

コ 医師、医療スタッフを確保し、感染拡大の場合は休日急患診療所を平日も発熱外来として開設する。
サ 軽症や無症状の感染者から家族等への感染を防ぐため、感染拡大の場合は必要な体制を確保し速やかに宿泊療養施設を準備する。

シ 市内医療機関への継続支援

a 感染が急拡大しても感染者が入院、治療できる医療提供体制を強化する。

b 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内医療機関への財政支援を行う。

c 後遺症についての理解促進に向けた取組を進める。また、後遺症治療の医療費助成を行う。

⑤ コロナ後遺症患者への支援について

ア 川崎市のコロナ後遺症患者の実態把握を行い、ニーズに応じた財政支援を行うこと。

イ 対応医療機関を増やし理解啓発をすすめるために2024年度に行つたような市医師会と連携し、市内医療機関等を対象とした罹患後症状に係る講演会等を開催すること。

ウ コロナ後遺症疾病の理解や啓発を周知するためにホームページの最新情報の更新を行うこと。

エ 療養取得やペーシングなどには職場の理解は欠かせない。厚労省が作成したリーフレットなどを活用して「かわさき労働情報」などで企業に向けて広報で周知を行うこと。

オ 厚労省のQ&Aでも「原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象になること」がすでに示されている。指定医や市医師会に対し、引き続き周知をおこなう。相談窓口となる区役所へも引き続き徹底させる。

カ 「後遺症も手帳の交付につながる障害認定の対象になること」とする厚労省事務連の趣旨が伝わるようHPに記載する。どこの病院に指定医がいるかすぐに検索できるように「身体障害者福祉法15条指定医名簿」を後遺症のHPにリンクさせる。

キ 東京都作成の学校関係者向けのハンドブックなどを参考にし、後遺症の特徴をふまえた具体例を示し学校現場に対応や配慮など周知をおこなうこと。校長などに対し「後遺症でも欠席扱いにしない対応が可能」であることを周知徹底し、出席日数を気にせず休める対応を行うこと。

⑥ 重度障害者医療費助成制度の改善

ア 重度障害者医療費助成制度を継続し、一部負担金の導入は引き続き行わない。

イ 重度障害者医療費助成制度で対象外となつてゐる精神障害1級の入院及び2級の通院、入院を対象にする。
ウ 在宅の重度障害者への訪問看護体制をひきつづき充実強化する。

⑦ 小児医療費助成制度の拡充

通院対象年齢を18歳（高校卒業まで）拡大し、一部負担金を廃止する。

⑧ 医療施設を整備し、医療内容の向上と予防活動を前進させる。

ア 市立病院での差額ベッドの拡大と差額料金の拡大は行わない。
イ 市内医療機関に小児病床が少なく、入院先が無い現状がある。小児専門医療機関の整備を国、県に働きかける。

ウ 市内医療機関への無料低額診療は薬局も対象とする。

エ 理学療法士、作業療法士養成機関の設置を県と協議してすすめる。

カ 市立病院に紹介状なしで外来受診した場合の定額負担は保険外の料金であり皆保険制度を壊すものである。定額負担を廃止するよう国に求める。現行の定額負担（市立川崎病院、多摩病院の定額負担…医科初診700円、再診3000円。歯科…初診5000円、再診1900円）を引下げる。

キ 自由診療を行う医療ツーリズムは営利目的の病院であり、国民皆保険制度そのものを崩壊させるものである、設置は認めないこと。
ク HIV陽性者・エイズ発症者の医療とカウンセリングを充実し、エイズへの正しい知識を広げるための教育・広報活動をひきつづき充実させる。

⑨ 市民の健康づくりの推進

ア 市が行なつてきたがん検診の検査費用は元に戻す（肺がん検診900円から2000円に、大腸がん検診700円は200円に、胃がん検診は2500円から1400円に）。

イ 早期発見・早期治療と保険料に直結する医療費総額の軽減を図るため、現行の70歳から実施しているがん無料検診の対象年齢を60歳から拡大する。

ウ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。

エ 40歳から隔年で行われている乳がん検診については、30歳に戻して、視触診とマンモグラフィを毎年行う。
オ 胃がん検診の内視鏡検査を、年1回に戻す。また、対象は40歳以上に戻す。

力 特定健診にピロリ菌検査を追加し、費用は無料とする。

キ 特定健診でオプションとして行っている前立腺がん検査（P S A検査400円）を無料にする。

ク 節目健診を拡充し、健診内容に肝臓がん健診（腹部エコーと腫瘍マーカー）を新設する。

ケ 基本健診が特定健診に替わったことにより後退させられた、これまで市が行ってきた基本健診の検査内容を復活する。また、特定健診の項目にのせられないものは、市の独自健診として行う。

コ 35歳～39歳の健康診断事業について、市民に広報をしつかり行い、対象者に通知し受診率を高めること。

⑩ 特定疾患療養費補助金の復活

B型肝炎、C型肝炎を難病指定するよう国に働きかけるとともに、市単独でインターフェロン等の投与についても支援する。

⑪ 透析治療患者の支援

ア 人工透析患者の重度障害者福祉タクシー券は、500円券が168枚支給されるが実態に合っていない。実態に合せ不足しているタクシー券を増枚する。福祉有償タクシーの台数を大幅に増やすことと、重度障害者福祉タクシー券の増枚を行う。また、タクシー券は100円・300円券なども作成し利用する際に無駄の無いようにする。

イ 透析患者が車いすでも通院出来るよう、福祉有償送迎サービス事業者への支援を含め、利用者の経済的、精神的負担の影響がなく、安心して利用できるよう支援を行う。

ウ 災害時透析患者支援マニュアルが定めるネットワークの通信訓練への参加の徹底を引き続き推進する。

エ 災害後の避難所において、ともすれば健常者と見られがちな透析者の特性を考慮した事前の要援護者登録の市内での徹底推進、および早期の透析再開を行えるよう、透析可能地域への集団移送方法を具体化する。

オ 災害時において透析治療が受けられない日数を考えると、避難所に低カリウム食品などの透析食が必要。避難所への透析食、医薬品、医療機器の安定的な供給が行われるようにする。また、透析施設への水・電気の供給を速やかに行うシステムを構築する。

⑫ ワクチン接種への支援

ア 子宮頸がん予防ワクチンのキャツチアップ接種は2025年度末終了予定、キャツチアップ接種の2025年度末以降の継続を国に求める。終了となつた場合は、本市による接種の費用助成を行う。また、子宮頸がん

ワクチン接種による健康被害の救済について、ひき続き窓口を設置し支援を行う。

- イ 肺炎球菌予防ワクチン助成額を増やし、高額な窓口負担（4500円）を引き下げる。
- ウ 帯状疱疹不活化ワクチン定期接種対象を50歳以上とし無料とする。また、任意接種への助成を行う。

- 4 病床削減計画を撤回し医療体制の強化を
- 5 国に高度急性期病床、急性期病床削減計画を撤回し、再び医療崩壊を起こさない医療体制強化を求める。

国費による診療報酬の抜本的改善を

（二）地域包括ケアシステムについて

川崎市は対象をすべての地域住民とし「自助・共助・互助・公助」でとしているが民間任せで公的支援が後退しては成り立ちません。住み慣れた地域で自立した生活ができるよう医療・介護・日常生活支援が包括的に確保される体制として、2016年に「総合調整機能」「地域支援機能」「専門的機能」に再編し、「地域みまもり支援センター」を設置しました。それぞれの担当課で積み上げてきた専門性の継続維持と連携強化が必要です。機能の充実のための人員増が欠かせません。

- 1 地域において、子育ての悩みの支援を必要としていても区役所まで相談に行けない人について調査し対応すること。
保健師を増員し専門性を高めて、アウトリーチを含む対応を強化すること。
- 2 保健師と連携しながら業務を行ってきた助産師は「地域サポート」担当となり、川崎区以外は2区に1名の配置である。助産師、保健師の増員を要望して來たが検討課題としている、地域包括支援センターとの連携強化の課題もある中で一刻も早く助産師を各区1名以上配置する。
- 3 「総合調整機能」の一環として「地域支援機能」としての人づくりの役目も持つとされているが、民生・児童委員との連携を図り、さらに民生委員への過度な負担を負わせないように公的責任はきちんと担保する。
- 4 「児童家庭課」は出産前から乳幼児期、学童期と成長過程に添って支援し、積み上げてきた「児童家庭相談サポート」の機能をしつかり継続すること。

（三）安心して暮らせる老後のために

低所得・低年金の人を含め、暮らし続けられる住まいの保障、家賃補助を含めて。高齢者の住まいも「人権」問題として保障し確保する取り組みが必要です。

高齢者外出支援乗車事業の見直し検討が行財政改革プランに示され、利用状況を調査した後に利用者、バス事業者、行政の三者で負担割合の見直しを検討するとしています。高齢者の外出支援は、老後の豊かな生活、フレイル予防、外出による地域経済効果などに繋がっています。高齢者に負担を強いる見直しはすべきではありません。

難聴者が他の方とのコミュニケーションが取り難い。社会参加の障壁を解消するため難聴者への補聴器購入補助制度は人権保障するうえでも早急に求められます。

- 1 後期高齢者医療制度は高齢者差別の制度であり廃止を国に求める。また、実施した医療費の2割負担対象者の拡大は廃止し、今後もさらなる対象者拡大は行わないよう国に求める。
- 2 後期高齢者医療保険料滞納の場合は事情を丁寧に聴き取り減免措置などの救済措置を行う。特別療養費制度（旧資格証明書発行）はひき続き適用しないこと。
- 3 高齢者外出支援乗車事業」の利用者負担について検討するとしているが、高齢者の自立支援のために現行制度は絶対後退させないこと。さらに無料バスを復活させる。当面、名古屋市をモデルに応能負担とし利用料を引下げる。
- 4 高齢者の自立支援のため、身近に使える場所、居場所づくりをすすめる。さらに情報を提供する。空き家を活用した公共スペースの確保や拡大に、市としても支援をする。
- 5 老人いこいの家の未設置3中学校区（今井・はるひ野・長沢）への整備を促進する。老朽化しているいこいの家の改修バリアフリー化を計画的にすすめる。特に今井中学校区のいこいの家整備は町内会、老人会あげて渴望している。一刻も早い具体化を急ぐ。
- 6 老朽化を理由に、老人いこいの家の統廃合などの計画が提示されているが、建替えの際は独立したスペース確保し従来の機能を維持する。
- 7 高齢者雇用について

- ① 高齢者の就労事業を拡大する。高齢者の経験・専門性を生かせる支援を行い、賃金や労働条件、労働災害補償など改善を図る。
- ② シルバー人材センター会員の賃金・労働条件・災害補償など雇用体系の改善を図るよう国に求める。

- ③ 高齢者の就労の場の確保のために活動している団体に対して支援をおこなう。

8 住まいの保障について

- ① 高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金は国交省住宅局長通知（2001年）を適用し建設後40年に延長する。
- ② 現在、養護老人ホーム（2か所）、軽費老人ホーム（3か所）が設置されているが、施設の案内・周知と共に設置数を増やす。生活保護者や低所得者も入居できるサービス付き高齢者住宅を整備する。さらに、入居者の費用負担軽減などに向け、住宅セーフティネット法を活用して既存住宅を登録事業者に促し、所得が低い高齢者でも安心して居住できるよう、制度構築の具体化を急ぐ。
- ③ 市営住宅に入れなかつた方に家賃補助を行う。
- ④ 福祉住宅は存続し、増設する。
- ⑤ 「高齢者のしおり」の活用を促すために、高齢者のいる全世帯に配布する。
- ⑥ 介護援助手当は対象者を要介護3以上とし、月額1万円を支給する。
- ⑦ 令和5年度末終了した、生活支援ヘルパー制度は、介護保険の給付サービスだけでは在宅生活が困難なひとり暮らし高齢者世帯にとって、大切な制度である。利用範囲を拡大することを含め復活する。
- ⑧ 認知症高齢者対策を充実させる。早期発見・早期治療が重要、早期に発見し適切な診断・治療へつなげるために認知症疾患医療センター（市立川崎、日医大、聖マリ、かわさき記念病院の現在4か所）の箇所数を増やす。
- ⑨ 一人暮らし・高齢者世帯などの孤独死をなくすため「高齢者見守りネットワーク事業」の拡充をはかる。
- ⑩ 訪問理・美容サービスの一律2000円の自己負担を引き下げ、低所得者には無料とする。
- ⑪ 全国調査と比較しても深刻な川崎市の介護人材の確保について、採用が困難な理由の第1が「賃金が低いこと」。川崎市でも独自に待遇改善策を講じる。
- ⑫ 人生100年時代を迎えて、長寿のみならず、いかにして健康寿命を延ばしていくかが大きな課題になつていい。そのためには健康づくり、介護予防は重要であり、75歳以上になつても、市民プール、トレーニングルームが無料で利用できる利用券を発行することは大きな励みになる。市単独で実現する。

17 実施している市単事業である高齢者在宅福祉サービスはどれも必要なサービスである。今後も継続する。

18 在宅高齢者が自宅で熱中症にかかるリスクが高まっている、高齢者の方に対し、エアコン設置などにかかる費用を助成する。

19 65歳以上の健診時、市単独で聴力検査を行う。

20 難聴者への補聴器購入補助を行う。また、認定補聴器技能者育成の支援を行い技能者増員を図る。

21 市内施設、関連施設にピアリングループを設置する。

（四）介護保険制度について

第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024～2026年度）では保険料基準段階（第6段階）で年額3,310円の引き上げになりました。保険料段階を最高16段階から19段階（所得基準3000万円以上）にしましたが第5段階以上は全ての方が引上げになりました。

年金実質減額、物価高騰で保険料負担は過酷です。保険料軽減が求められます。国庫からの予算を増額するとともに、本市一般会計からの繰入れが必要です。

川崎市の特養ホームの待機者は2025年4月2,000人、そのうち要介護4・5の方が1,000人と依然と深刻な事態でも市の特養ホームの計画では、新規開設は皆無です。早急に増設を図らなければなりません。

1 介護事業所への支援について

① 介護職員の所得は全産業平均を下回らない額とするなどの処遇改善を国に求める。

② 訪問介護事業所に本市独自の支援として24年に引下げられた報酬の差額補填を行う。国に実態に合った介護報酬の期中改定を求める。

③ 職員の移動の負担軽減を図るため、使用する自転車は電動アシスト付導入の助成を行う。

2 2024年度からの第9期介護保険事業計画の改定で引上げた介護保険料は、計画期間途中に引下げを検討し、実施する。その際、応能負担を進め、高所得層の保険料段階、負担割合の引上げを行い、中・低所得層の保険料引下げに充てる。

3 低所得者の保険料・利用料負担の軽減は切実。利用料の減免措置を制度として確立するよう国に強く求めるこ

と。川崎市の利用料減免制度の要件を見直し対象者を拡大する。

4 特養ホームを増設し、待機者を無くす。重度の介護が必要な方は即時入所可能な整備数を拡大する。引き続き国 有地・公有地・県有地の活用をすすめ、さらに民有地を市として確保し、待機者解消を目指す。引き続きプライバ シーが保障される多床室の整備をすすめる。

5 介護人材不足のため特養ホーム定員に対して空きが生じてはならない。人材を確保のため処遇改善を目的とした 補助金制度を導入し支援する。

6 特養ホームへの入所が「やむを得ない場合」をのぞき、要介護3以上となつた。認知症や障がい、介護者がいな い又は介護者が高齢又は病弱であるなどにより支援が期待できないなどやむを得ない事由がある要介護1、2の方 は特例的に入居を認められることを周知する。

7 介護老人保健施設（老健）を増設する。

8 地域包括支援センターについて

① センターの現在の欠員状況は深刻です。それぞれの担当エリアの高齢者人口が増加し、さらに増加が予想さ れ、相談活動、地域活動支援など業務量も増えています。市内49センターの内、29センターに欠員があり、法定 必置の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の欠員解消、市独自配置の地域支援強化員、非常勤職員の欠員 解消を早急に行う。職員の処遇改善の人事費補助の増額を行いう。

② 職員の負担軽減を図るため、人員配置基準の3職種職員配置を高齢者世帯人口4500人に引下げ1500名 に1名の増員を行い、負担軽減を図る。さらに困難ケースを解決するためには区役所との連携は欠かせない。区 役所の担当職員の増員を図る。

9 総合事業について

① 報酬単価が訪問型では月額単位から週単位に変わったことで同じサービスを行つても報酬が下がつてはいる、週 単位から月単位に戻すこと。総合事業は現行相当サービスを基本に実施する。

② 最初からチェックリストで選別するのではなく、要介護認定申請を希望する人には申請を受理する。

③ 介護保険の趣旨（自己決定）に基づき、利用者が生活支援サービスの提供者を選べるようにする。

10 「かわさき健幸福寿プロジェクト」で「要介護度等の改善・維持に資する質の高いケアを提供する事業者にインセ ンティブを付与」するとして、プロジェクトに参加した事業所が「要介護度の改善」又は「ADL等の一定以上の

改善」があつた場合の報奨金給付制度を実施している。事業者が報奨金獲得に駆り立てられ、サービスの引き下げを引きおこしかねない、不適切な介護度引下げが行われないように指導すること。

（五）国民健康保険料の負担軽減を

25年度の本市国保料は、年収400万円40代夫婦と小学生2人家族モデルで年間46万8,420円で協会けんぽなどの他の健康保険と比較すると2倍です。物価高騰が続く中で、保険料負担は耐え難いものとなっています。保険者として一般会計繰入を増額し国保料の高騰を抑え、国保加入者の負担軽減を図り、国保加入者の健康と生命を守る国保に改善する努力が必要です。

- 1 高額な保険料のこれ以上の値上げは耐えられない。保険料の一人1万円の引下げを行う。
- 2 国保の均等割を無くすよう国に求めると共に、均等割がなくなるまでは均等割分の法定外繰入を行い、協会けんぽ並に保険料を引下げる。少なくとも18歳（高校生）以下の子どもの均等割りを免除する。
- 3 国に対して、国保の総会計に占める国庫負担の割合を計画的に引き上げ、1984年度まで実施してきた50%に戻すことを求める。
- 4 国民健康保険財政基盤安定化へ国庫補助金の大幅増額を要求する。低所得者層の保険料軽減のために、現行の応益割40・応能割60を応能負担の原則に立ち割合を応益割35対応能割65に戻す。
- 5 国保料の減免規定を拡大し、ひきつづき減免制度のPRを徹底し納付相談窓口でも市民に徹底する。国保医療費一部負担減免制度を拡大し市民に徹底する。
- 6 市民税非課税世帯には軽減対策として、所得割額を賦課しない。
- 7 健康保険証廃止後に発行する「資格確認書」には現行の資格証明書対象者への「特別療養」の扱いは廃止する。
- 8 保険料滞納世帯に対する制裁措置、財産調査、差し押さえ等を無差別には行わない。
- 9 傷病手当金制度を創設する。
- 10 国民健康保険組合の事務費を全額国庫負担とするよう引き続き国に要求し、市独自でも国民健康保険組合への事務費補助を引き上げる。
- 11 健康保険証廃止後に発行する「資格確認書」は、当面の間だけでなく継続して本市の職権で発行・郵送する。

（六）年金削減を中止し、高齢者も現役世代も頼れる年金に

公的年金は老後の暮らしを支える柱です。25年度の年金は原則1・9%の引き上げでした。しかし、2024年の消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合）は、前年度比2・7%上昇し実質マイナスとなります。マクロ経済スライドの導入によるマイナスの年金額は、物価の異常高騰の下でいつそう生活を苦しめています。

高額所得者優遇の厚生年金保険料の仕組みを見直すなどして保険料収入を約1兆円増やすこと。現在の年金積立金残高約290兆円にもなる年金積立金を計画的に取り崩すことなどで、「減らない年金」を実現できます。年金削減のマクロ経済スライドは廃止し、最低保障年金制度をつくり、高齢者の低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善すべきです。高齢者も現役世代にも「頼れる年金」制度の確立が求められます。

1 最低保障年金制度を確立するよう国に働きかける。年金積立金は年金給付以外に使わないよう、引き続き国に求めらる。

2 2015年度から行われている「マクロ経済スライド」により、公的年金は大幅な目減りとなっています。さらに、政府・厚生労働省は「マクロ経済スライド」による「調整」を2040年まで続ける試算までだしています。

老後の生活保障の土台である基礎年金を大幅に削りこむ、現行の「マクロ経済スライド」は廃止するよう国に求めらる。

3 年金の毎月支給を国に求める。

4 年金支給の受給資格期間が25年から10年になつたことを周知する。

（七）低所得者、生活困窮者対策を強める

生活保護制度は、国民の生存権をまもる「最後の砦」です。

生活保護基準は、国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など他の制度の基準とも連動しています。生活保護基準の引き下げは、憲法が保障した人権を国民から奪いとるものです。

国は、2013年から2015年に3度にわたって生活保護制度の生活扶助基準の引き下げを行い、その削減幅は平均6・6%、最大10%という大幅なものでした。さらに2015年7月には住宅扶助額の引き下げ、同年11月には冬季加算の引き下げを行いました。2018年度には5年に一度の生活保護基準の見直しが行われ、食費や光熱費などのための「生活扶助」の支給額を三年で段階的に引き下げ、この影響は、年齢や家族構成などの世帯により違いはありますが、最大で5%の減額になりました。

こうした、生活保護基準の引き下げは違法として、全国で31の訴訟が起こされました。2025年6月27日、最高裁判所は、2013年からの生活保護費の引き下げが違法であるという初の統一判断を下しました。「いのちの砦裁判」として知られるこの裁判で、最高裁は、国による生活保護基準の引き下げを違法と認め、原告側の勝訴が確定しました。国は、原告及びすべての生活保護利用者に対し、真摯に謝罪すること。未払いの差額保護費を遡及支給すること。生活扶助基準と連動する諸制度（就学援助など47の制度）への影響についても、実態を調査し、被害回復を図る必要があります。

川崎市の生活保護利用者は2025年5月の速報値で2万2,574世帯、2万7,142人、保護率1・74%です。しかし、日本の生活保護制度の捕捉率は研究者の試算では、15～20%だと云われていることからも、必要な人が生活保護を利用できていないのが実態です。市の体制を強化し、深刻化する子ども・子育て世代の貧困への対応をはじめ生活保護世帯への支援を強めることが必要です。

「生活保護のしおり」の表紙に「生活保護の申請は、国民の権利です」と記載するなど、ひきつづき、判り易い「生活保護のしおり」の改善が必要です。

- 1 生活保護基準を、少なくとも2013年以前の水準に戻すように国に求める。同時に裁判原告及びすべての生活保護利用者に真摯に謝罪すること。また、未払いの差額保護費を遡及支給することし、生活扶助基準と連動する諸制度（就学援助など47の制度）への影響についても、実態を調査し、被害回復を行うよう国に求める。
- 2 大師支所・田島支所複合施設整備基本計画が作成された。これまで田島支所、大師支所は地域の生活困窮者の相談、支援の拠点の役割をはたしている。複合施設整備後は、新規の相談は受けないとしているが撤回し、この機能はひき続き残すこと。

- 3 生活保護世帯への支援を強める。
 - ① 生活保護費（生活扶助、住宅扶助費など）の引き下げを元に戻し、実態に合う額への引上げを国に求める。

- ② 生活保護の申請は、国民の権利であることを周知の徹底を図る。
- 生活保護申請は憲法に保障された国民の権利であることを、広く市民に知らせるため、ポスターの作成、チラシの配布、SNSでの発信などの活動に取り組む。その際、生活保護に対するパッキングやデマは許されない事等を記載、発信する。
- ③ 制度や利用者に対して、「働けるのに働かずに怠けている」「外国人のほうが利用しやすい」といった誤解が市民のあいだで広まっている。正しい情報を発信することで誤解をなくし、差別的意識（ステイグマ）を根絶する。
- ④ 本人が望まない、親族による扶養を前提とする扶養照会は行わないことができるなどを、「生活保護のしおり」にその旨を明記し、説明すること。
- ⑤ 申請があつた場合は、先ず受理し、「水際作戦」をやめて丁寧な対応を行う。
- ⑥ 保護課の相談窓口での不適切な対応について、しっかりと実態がつかめるように、保護課への監査の一環として相談に行つた人の声を聞く。
- ⑦ 老齢加算を復活させ、削減された冬季加算を元に戻すよう国に要望する。
- ⑧ 後発医薬品使用を生活保護法第34条第3項で医師等が後発医薬品を使用できると認めたものについては、可能な限り使用を促しその給付に努めることとされている」を理由に、事実上、強制的に行われている。止めるよう国に要望する。
- ⑨ 生活保護利用者の就労支援を実態に合わせて行う。メンタルの不調など、個々の状況にあわせて就労プログラムへの参加を強制しない。
- ⑩ 生活保護世帯の医療費の保険外負担について助成を拡大する。
- ⑪ 2018年4月以降に保護を開始された人の場合は一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房器具購入費（上限5万円）と設置費用の支給を認められたが、3月以前に保護を開始された人には適用されない、2018年3月以前に保護を開始された人にも適用するよう国に求める。また、エアコンが壊れた時の修理費又は買い替えも「住宅維持費」として認めるよう国に求める。
- ⑫ 国が認めるまでは、エアコン設置の無い又は故障し使用が出来ない世帯には本市が設置する。
- ⑬ 夏場の高温の自宅で熱中症による死者が出る状況、エアコンの電気代などに充てる夏季加算を行う。
- ⑭ 物価高騰で生活が一段と厳しくなっている、川崎市が行つていた生活保護世帯への福祉施策を復活、充実させ

る。

ア 夏季・年末慰問金の復活（2003年度廃止）

イ 上下水道料金の減免（2006年度廃止）の復活と、非課税世帯への拡大

ウ 入浴券の月4回の支給の復活（2006年度廃止）

4 生活保護ケースワーカーの充足

① 川崎市の生活保護ケースワーカーの配置は社会福祉法が定める「一人あたり80世帯」という標準数を全ての区役所で上回っている。専門職員を増員し、80世帯以下を厳守すること。

② ケースワーカーへの研修は「生活保護制度は、憲法25条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利である」という立場から行い、法的知識の向上に努める。

③ 暴力団対策・「不正」受給対策などとして行っている警察官OBの採用はやめる。

5 悪質な業者による「貧困ビジネス」の調査、防止対策を強化する。

① 無料低額宿泊所および法的位置づけのない「無届け施設」等の調査を行うなどの取締りを強化する。「無届け施設」に居住する生活保護利用者が、劣悪な環境で生活し続けることのないよう、生活支援と居住支援を徹底する。

② 工場・店舗の跡地や倉庫、マンションやアパートなどを利用して、狭い部屋に生活困窮者を住まわせて生活保護を受けさせるという「貧困ビジネス」が広がっている。こうした施設の実態調査を行う。

③ 「社会福祉法にもとづく第2種社会福祉事業に係るガイドライン」（無料低額宿泊所）について、利用者の生活の質の向上の面と、地域住民の要望にこたえる面から、適宜見直しを図る。

6 簡易宿泊所には低所得者・生活困窮者が事実上の住居として長期間生活している、すべての人に健康で文化的な生活を営む権利を保障する立場で支援し廉価で安全な住宅を確保する。住居として長期間生活している実態を調査する。

7 生活困窮者への支援を強める。

生活資金貸付制度を生活困窮者の生活実態に即して運用するとともに、額の引き上げを図る。

8 子ども・子育て世代の貧困への対応を強め、「貧困の世代間連鎖」を断ち切る。

① 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

- ② 貧困から子どもを守る支援策として、生活保護世帯の卒業アルバム代補助を復活させる。就学援助世帯へのメガネ支給、社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。修学旅行の事前積立を廃止する。

9 生活困窮者自立支援法の趣旨をふまえ、相談者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

（八）ハウジングプア－（ホームレス）への支援を強める

低賃金の派遣・非正規労働者を大量に生み出した労働者派遣法の改悪や、社会保障制度の連続改悪により、ホームレスを生み出しています。2025年1月調査では川崎市は市内のホームレスの人数は前年比16人減の104人と発表しています。実態を丁寧に調査し、個々人に寄り添った支援が求められます。

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響で雇止めにより働く場所を失った方にとって住居を失う恐れのある人今まで緩和した住居確保給付金事業と再支給要件の緩和は住居確保に効果がありました。引き続き必要な方への支援が求められます。

市内4カ所の自立支援センターの定員は153名。個室は42室と少なく、他は3～5人部屋でプライバシーが守られていません。機能を充実させ、健康管理とともに就職支援・生活支援を根気よく行うことが必要です。

- 1 ホームレスに関する人権教育を学校、市民に向けて行う。
- 2 市独自に、公園の清掃や道路の管理などの公的就労事業を復活させ、臨時の就労の場を確保する。
- 3 年末年始や連休などにおけるホームレスの緊急援護措置のための宿泊施設を充実させる。
- 4 寝たきり状態や認知症など要介護状態で発見される高齢のホームレスの受け入れ体制をつくる。福祉住宅・特養ホームに、こうした高齢ホームレスに対応する枠をつくる。
- 5 ホームレス状態にある人に対して人権尊重、ハウジングファーストの原則に従い住居を確保する。
 - ① 自立支援センターや簡易宿泊所を紹介するのではなく、民間賃貸住宅等への直接入所をすすめる。
 - ② 住宅セーフティネット制度の活用や、借り上げ住宅、市営住宅の確保・充実など、安心してくらせる住宅の確保に努める。
- ③ 訪問型自立支援住宅の戸数を増やし、入居できる人の選別をやめ必要な人が入れるようにする。

- 6 経済的な問題、心の問題、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題などの相談に応じ自立をサポートする。
- 7 自立支援センターを退所した人が安定的な地域生活を送れるよう生活支援を強める。「アフターケア事業」の定員を大幅に増員する。

- 8 自立支援センター利用者から「夏場は冷房があるのに使われず暑くて眠れない」や「食事内容が悪い」などの声が聞かれる。自立支援センターの生活環境が劣悪なため、入所を辞退・断念する事例が後を絶たない。これらのことにより入所者の就労のための活動に支障をきたしている。食事の充実、冷暖房の利用促進、門限や入浴時間の柔軟な設定など、円滑な自立ができるようにセンターの運営を改める。
- 9 自立支援センター利用者から「居室が相部屋のため盗難が不安で安心して休めない」との訴えが相次いでいる。プライバシーの保護など人権を保障するため、新たな施設を確保し個室化を早急に行う。
- 10 女性専用の自立支援センターを設置する。

第四章 障がい児・者の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、 共に生きる社会へ

障がい者福祉をめぐる様々な問題は、国連が定めた障害者の権利に関する条約が定める水準に、日本の制度をひきあげようとしている国と川崎市の姿勢から生まれています。障がい者の権利擁護を推進するため、4月から民間企業にも合理的配慮が義務化されましたが、その周知すら満足に行われていません。この根本姿勢を変えることが求められています。

本市では2024年度予算における障がい福祉関係費は、ほぼ横ばいでしたが、2022年度に強行された通所施設やグループホームの市単独加算の約3億円の削減の影響は大きく、この復活が何としても求められています。その課題も含め、わが党は議会ごとに障がい児・者の切実な願いをとりあげてきました。わずかな前進があつた課題もありましたが、総じて予算のかかる事業はいつさい応えないという市の姿勢が特徴的であり、それは一貫しています。本市には多くの障がい者団体があり、その声にこたえる形で市独自の施策を積み上げてきた歴史があります。今年度も多くの要望が上がっています。この中で共通して強く訴えられているのが、福祉職場の事業所の維持・存続と人

員の確保です。報酬の引き下げもあり、川崎市が補助して運営を補填し職員の待遇改善を直ちに抜本的に行わなければ、事業が立ち行かないという事態に直面しています。

障害者の高齢化はこれまでになく新たな問題となっています。とりわけ親なき後の住まいの問題は深刻です。入所施設はこれ以上増えず、グレープホームを増やそうにも家が借りられない事態です。安心して住み続けられる住まいを確保する事は自治体の役割です。

1 障害者差別解消法に基づいて自治体が差別解消に率先して取り組む

- ① 2024年4月より、障害者差別解消法で義務化されている「合理的配慮」が民間事業者にも適用になった。
市としても独自に事業者に周知するとともに、市民にも広く周知する。
- ② 市職員向けの「合理的配慮の提供のサポートブック」が改訂されており、これに基づく研修を全職員が繰り返し行う。
- ③ 民間事業者にも合理的配慮の提供について研修を行うよう支援を行う。
- ④ ろう者協会などに公立小中学校で手話の体験のために派遣要請があるが、謝金の支払い基準を明確にし、講師の側の持ちだしがないようにする。団体への依頼・要請は1カ月前までに行う。
- ⑤ 障がい福祉に関するあらゆる職種の職員の給与を抜本的に引き上げる。年齢やスキルに応じた給与を保障し、働き続けられる職業にしないと、福祉として成り立たない。そのための報酬単価、市の加算の単価などをすべて見直す。
- ⑥ 障害福祉法人人材確保支援事業として開始した、家賃支援事業を枠を広げ、3年間をさらに延長して人材確保を行う。
- ⑦ 社会全体では理解の遅れている精神障がいについて、当事者と向き合うことの多い医師、学校、警察官、消防士、民生委員などには、繰り返し精神障がいの特性や対応方法についての学習の機会を作る。
- ⑧ 区役所に設置している遠隔手話通訳用のタブレットは、いつでもすぐ使えるように設置場所を明らかにし、使える職員を配置する。使い方の動画もあるので研修を行う。
- ⑨ 現状は、川崎、高津、宮前、多摩区役所は週に1回配置されているが、幸、中原にはおらず、麻生は月1回となっている。全区役所に手話通訳者、ろう者相談員を配置する。

⑩ 障がい者への差別や偏見をなくすため、インクルーシブ教育を小学生より前の幼稚園、保育園から行う。

2 障がい者の暮らしを支える施策を充実させる

① 光熱費や物価の高騰により、障害者年金や生活保護で暮らす障がい者の生活は大変苦しくなっている。家族に障がい者がいる場合も障がいゆえの支出が多く、物価高騰の影響を大きく受けている。生活費の補填として市として障がい者のいる世帯に月3万円を支給する。

② 医療について

ア 重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。行財政改革第3期プログラムにおける見直しの検討をやめる。

イ 精神障がい者の重度障害者医療費助成制度の対象を2級の方の通院と1・2級の方の入院までひろげる。

ウ 入院時に身体介護などのためのヘルパーの派遣は認められていない。医療機関で対応してくれることはなく、市として訪問介護サービスの対象に「入院している障がい者」をくわえる。

エ 重度心身障害児入所施設はソレイユ川崎だけでは足りず、医療を伴うショートステイの拡充のためにも、南部地域に整備する。

オ R6年度に障がい年金の金額が引き上げられた事により、国保2級の障害年金受給年額が80万円を超え、それに伴い市民税非課税世帯の区分が上がり、今年度から自立支援医療の負担額がそれまで上限2500円だった方が、上限5000円となり、年間で3万円もの負担となる人もいる。国に対し川崎市から自立支援医療の自己負担の基準の改正を要望する。国による改善がなされるまでは、川崎市として本人の負担が減るよう補助を行う。神戸市のように上限1200円

③ 日常生活用具の上限額は昭和40年のままで、物価高騰に追いついていない。価格が上がっている用具については実勢価格に見合うよう上限額を引き上げる。

④ 療育手帳B判定の障がい者に、通所でかかる交通費と昼食費の補助を受けられるようにする。

3 相談支援体制の充実を

① 相談支援体制について。川崎市自立支援協議会によれば、障害児・者数の増加と、その障害福祉サービス利用

の増加に比して足りていない。

ア 専門職に相談しながら的確な障害福祉サービス利用計画を立てられるよう、計画相談支援利用率40%未満から、速やかに増加するに足る相談支援専門員を配置し、セルフプランをなくす。サービス等利用計画作成の1件当たりの単価を増やし、事業所として運営できるようにし、相談支援事業所を増やす。相談支援を行う人材を養成する研修を繰り返し行う。

イ 障がい者への相談支援は、その生涯を通じて保証され、個々の状況を把握し寄り添つたものになるよう、計画相談がない時にも常時利用できる体制を確保する。そのため、「川崎市計画相談支援体制安定化事業費補助金」を引き上げ、支援体制を構築する。

ウ 相談支援の質を担保するため、委託事業所のように指定特定相談支援事業所にも市からの情報提供を充実させる。相談員が研修を受ける機会を十分に確保する。

エ 各区役所の高齢・障害課精神保健係の専門職員を増員し、体制を強化する。

② 市単独事業の相談支援センターは、サービス等利用計画書の作成とは切り離した相談支援にあたることを明確に位置付ける。相談件数がどんどん増えており、相談員の過重負担は限界に達している。個所数を中学校区に1か所など抜本的に増やす。当面、現在の地域相談支援センターの人員を最低5名にする。

③ 市単の相談支援センターは、3障がいすべての相談を受けるとしているが、それぞれ、その分野独自の知識と経験が必要であり、とりわけ精神障がいの相談は専門性が高い。精神障がい者の相談が急増していることに対応するため、各区に精神障がいの専門の相談支援センターを別途設置する。

④ 本市は高等部の卒業生の「在宅ゼロ」を達成するため施設整備を行い、卒業時にはほぼ全員が就労や作業所への入所をしているが、その後通えなくなり次の場所が決まらないと在宅になつてしまふ。「いつでも相談できる窓口」として高等部卒業時に居住地の相談支援センターを家族に紹介することを原則とし、学校と連携する。

⑤ 区役所や相談支援センターに家族が相談できる支援の担当者を配置する。

4 障がい児の豊かな育ちを保障する対策を

① 障がい児のサービス利用料は親の収入に関わらず無料にし、経済的理由で早期発見、療育が遅れることがないように、また、補装具の更新を遅滞なくできるようにする。

② 療育センターは継続した安定的な運営が求められる。指定管理制度では効率化が求められ、結局必要な運営費が足りなくなる事態を引き起こす。又、重大な事件事故等、問題も起こっている。行政としてのスキルの継承という点からも指定管理制度を導入している公設の療育センターを直営に戻す。児童精神科医が足りず長期間待たされる。市として配置を支援する。

③ 医療的ケア児も高等部在学中に障害特性に合った進路を見つけられるよう、実習を行う体制を作る。

④ 放課後等デイサービス事業は、骨折、打撲など、けがが頻発しており、所在不明の事故も起こっている。事故の対応として、全体への指導はもちろん、個別の指導は全ての事例に対し直ちに行い、再発を防ぐ。

⑤ 障害児者日中一時支援事業はどれも利用希望がたいへん多い。箇所数を増やし、毎日希望するときに利用できるよう整備する。

⑥ 児童の移動支援は学齢期からという制限をなくし、幼児期から対象にする。利用料は無料にする。

⑦ 医療的ケアのない重症心身障害児、寝たきりでない多動、自傷のある障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が不足している。南部、中部、北部にそれぞれ設置するよう事業者を確保する。

⑧ 特別支援学校の教員不足の解消を急ぐ。その際、教材研究ができるようにする余裕のある配置とする。看護師のスキルアップを図る。

⑨ 新型コロナ以降、障害児に対する歯科医の指導がなくなっている。支援学校では新型コロナ前からない。検診だけでなく口腔ケア、歯科指導を行う。

⑩ 川崎市の教員不足を早期に改善する。

5 地域生活支援の充実を

① 事業所の運営を安定させるため、2021年10月の定率加算半減、2015年度の定率加算の5%削減を、す

べてもとの10%とする。障害福祉報酬の減額を補う補助をさらに検討する。

② 高等部卒業後の「在宅ゼロ」の継続があやういだけでなく、卒業後一度は入所しても、その後やめてしまつた人たちを含めると通所施設は現状でも足りていない。拠点型施設の建設を前倒しで実行する。幸区、多摩区は、用地が確定していない。公有地を活用するとしているが、市有地のみならず、県有地、国有地を取得し、土地を

確保する。24時間対応の相談機能があると言われているが、実際には行わっていない。実施するための人員配置を行う。

③ 医療的ケアを必要とする障がい者をはじめ、重度障がい者が利用できる生活介護事業所を増やす。そのためには、看護師の配置をはじめ、手厚い職員配置が必要であり、そのための加算を行う。

④ 地域活動支援センター（B、C、D型）について

ア B型の運営費補助は13年間すえおかれており、C D型は2015年度に引き上げがあつたものの、どれもそもそも補助が少ないうえに、消費税の増税、最低賃金の引き上げで、運営はますます厳しくなっている。就労系の事業所は国の処遇改善加算があつたが、地域活動支援センターは処遇改善加算の対象ではなく、格差が開いている。地域活動支援センターの運営費補助を抜本的に引き上げる。補助金の入金を早める。

イ B、C、D型の区別を前年度の利用実績で決めるやり方をやめ、事業規模を定員で決めて補助を安定的に行う。

ウ 地域活動支援センターを増やさないという方針を撤回し、多彩なニーズに合わせた日中活動が行えるよう、増設する。

エ 地域活動支援センターの補助対象経費の運用変更を撤回する。変更の対象となる経費は活動に必要なものばかりであり、補助すべきである。全く説明もなく3年ほど前にQ & Aに追記されただけで、知らない事業者も多い。Q & Aは撤回する。これまでの分は返礼を求めないこと。

オ 気象警報発令時の臨時閉所を認め、実利用人数カウントの分母となる日数を除くこととする。

カ 精神疾患の障害特性を考慮し、事業所の利用日数については、来所者を利用とカウントする。

電話相談も利用とカウントする

⑤ 生活介護事業所のなかには、送迎を行つていているところとやつていいところがあるのは、不公平であり、送迎がないと利用する先の選択肢にならない。そのために定員が埋まらない事業所もある。また、送迎のコースから外れると同じ事業所でも行ける人といけない人が生まれる。送迎サービスを行う事業者を支援し、どこでも送迎ができるようにする。

⑥ ショートステイについて

ア ショートステイがまったくたりない。職員不足により、現在やつているところも受け入れを減らしている。

ショートステイを併設する拠点型施設の建設を急ぐとともに、新たな整備を行う手法を検討する。

イ 医療的ケア児・者を受け入れるショートステイを増やす。

⑦ 訪問入浴の回数を月6回から8回にするとともに、夏はさらに増やす。

⑧ 介護者が身に着けるマッスルスーツ（パワーアシストスーツ）の購入に支援する。制度上、介護者のための支援制度がまったくなく、当事者への支援しかないが、在宅で安心して生活するためには、介護者への支援は不可欠である。

⑨ 南部身体障害者福祉会館、北部身体障害者福祉会館は、R8年度以降に移転の計画があるが、現在地に残してほしいという声が上がつており、利用者とよく話し合う。

⑩ ストーマ装具給付は、現在消化器系と尿路系の2区分となつていて、消化器系のうち、回腸部にストーマがある人は現在の支給額では足りない。給付に際しては、消化器系2区分と尿路系、の3区分に分け、それぞれ実態に合った給付を行う。

⑪ おしりふきはオストミーには認められているが、身体障がい者の日常生活用具に加える。

⑫ 住宅のバリアフリー化の補助を、新築、建て替え時にも行う。

⑬ 生活介護のヘルパーが足りず、行きたいところにも行けない状態が続いている。強度行動障害などの障がい者に対応できる福祉人材の養成を強化する。

⑭ 重度訪問介護ヘルパー不足の解消を行う。

⑮ 南部地域の医療的ケア児者の在宅生活を支える「医療型療護施設」を建設する。

6 住まいの支援について

① グループホームについて

ア 入所施設が少ない本市においては、安心して生活できる住まいを提供するためにグループホームの増設は欠かせない。ニーズに合わせ整備数を抜本的に引き上げる。

イ グループホームの6割は北部地域となつていて、南部地域に増設し、地域差をなくす。

ウ 家賃をおさえるため市営住宅をグループホームとして積極的に活用する。市営住宅を新築する際には、グループホーム仕様の住戸を組み込む。

エ グループホームは、利用料を日割で計算するため、利用者が入院したり土日に帰宅すると事業者の収入が減り、市が単独加算（入院時加算と家賃補助加算）を行っていてもなお、運営が厳しい。固定費に見合う市単独の補助を増額する。新規開設、増築した場合の初期加算を増額する。

オ 2021年10月からの世話人体制確保加算の仕組みの改変により減額した支援区分の金額を元に戻し、軽度の利用者の不利益をなくす。

カ 2024年の報酬改定でグループホームの報酬は、4対1、5対1の単価がなくなり、すべて6対1にまとめられた。このために小さいホームを持つていてるところは大変な減額となる。定員80名の事業所では、800万円減額。これを埋めるためには、加算されるような人を選び、短期間で自立させることが求められる。終の棲家ではなくなり、将来への不安を駆り立てる。この減額に見合う市の補助金を行う。

キ 身体障がい者が入所できるグループホームの整備を推進する。視覚障がい者、聴覚障がい者、自閉症専用のグループホームを建設する。その際、それぞれの障がいの特性に応じたスキルを持った職員の配置に加算をつける。

ク 重度障がい者（医療的ケアを含む）のグループホームを増設する。その際、職員配置を手厚くできるようにする。

ケ 「1つの建物に複数の居室」は難しい条件となつてている。1つの建物に1つの居室でも、グループホームとして認める。

コ 高齢化への対応として、昼間の見守りを配置する。

② 入所施設について

ア 柿生学園は老朽化が深刻であり、建て替えの具体化を急ぐ。建て替えに際し定員を増やす。柿生学園利用者と家族の要望を聞いて、それにかなった運営方法にする。

イ 授産学園の改築について、利用者や家族の意見をよく聞く。

ウ 授産学園に常勤の看護師を直ちに配置する。

③ 特別養護老人ホームの障がい者受け入れにあたつては、介護保険では1割負担が発生するので、利用料補助を行う。障害者の支援ができる職員を抜本的に増やして配置する。「ふくふく」内の特養ホームに聴覚障がい者専用のフロアができたが、視覚障がい者のための特養ホームを整備する。

- ④ 川崎区の「わーくす大島」「かざぐるま」の跡地などの公有地を活用して、障がい者が利用できるグループホームを含む複合的な施設を建設する。
- ⑤ 高齢の親と障がいを持つ子が同居できる廉価な住宅を整備する。

7 雇用・就労支援

- ① 障害者優先調達法の施行により、2013年度から実施されている「川崎市障害者優先調達推進方針」の調達目標はR6年度は「件数及び金額のそれぞれについて、160件、6000万円を上回る」とされており、この目標では全庁あげて優先的に調達しようという立場には立てない。京都市などのように、2倍、3倍の目標を持ち、すべての部局が優先調達を行う。

- ② 地方公共団体の法定雇用率は今年度2・8%に引き上げられ、2026年度は3・0%となる。市の採用増とともに、公務で働く障がい者の就労もサポートする就労援助センターの人員を増やし、市としてもジョブコーチを養成して支援にあたらせ、障がいのある方が働き続けられる環境を整える。

8 移動支援の充実を図り自立と社会参加を保障する

- ① 障がい者の移動手段確保対策事業の見直しにより、軽度の身体障がい者や知的障がい者で就業している障害者にはフリーバスを出さず、本人と介助者は公共交通機関の割引制度を利用することとなつた。障害の程度や日中活動にかかわらずフリーバスを発券し介護者とともにすべて無料とする。
- ② 鉄道事業者は精神障害1級の運賃割引を行うことを決めたが、1級のみでは圧倒的な精神障がい者は対象にならない。2級まで広げるとともに、同伴者の割引も行う。
- ③ 交通費補助は、地域活動支援センター（B・C・D型）だけでなく、就労移行支援、就労継続支援、精神科デイケアなども対象とする
- ④ 東京都、横浜市ではタクシー券と公共交通の無料券が両方利用できる。近隣と差がないように、「重度障害者福祉タクシー利用券」と「川崎ふれあいフリーバス」を同時に取得できるようにする。
- ⑤ 横浜市の「障害者自動車燃料券」、千葉市、さいたま市の「自動車燃料費」などのように、自動車で移動する障がい者に対する、ガソリン代の支援を行う。

- ⑥ 週3回以上通院する人工透析患者へのタクシー券を増枚する。透析を行うクリニックの巡回バスに支援し、医療機関の負担を軽減する。
- ⑦ 障がい者入所施設や特養ホームに入所している障がい者は、同行援護や移動支援を利用することができない。施設の職員が個々の利用者の外出に付き添えるはずもなく、移動の自由を制限しており、市として工夫して不自由を解消する。

- ⑧ 歩道導入部の車道との段差をつけないよう改善する。歩道の切り下げが急なため車椅子では通れない道路箇所を調査し、至急改善する。歩道の中に立っている電柱は移設する。
- ⑨ 公的施設のトイレに介護用大型ベッドの設置にむけ各施設と所管する関係局と連携し推進を図る。鉄道事業者へ働きかけを行い駅構内のトイレに設置を求める。障がい者用トイレにはリフト等の設置で、車椅子から便座に移動できるよう検討する。
- ⑩ 福祉バスは利用人数の下限があり、少人数では使えない。使い勝手の良いマイクロバスを導入する。

- ⑪ スマートフォンが普及し、デジタル障がい者手帳「ミライロID」についても普及が進んでいる。昨年「ミライロID」の利用について、本市でバス乗車に関してトラブルが発生した。利用対象者、対応事業者、公共施設等に対して周知を行うこと。

9 聴覚障がい者への施策について

① 川崎市聴覚障害者情報文化センターについて

- ア 指定管理者制度が導入されて4期目となつたが、利用者から一貫して次期指定管理の選定は非公募を求められている。専門性の高い施設を運営できる団体がほかになく、継続性を求められている施設については、横浜市のように非公募の規定を設けることが求められる。関係局に対し、非公募の規定を入れるよう求める。
- イ 手話奉仕員養成カリキュラムの講座数を抜本的に増やす。入門編は各区で開催する。基礎編、上級編を定期的に開催できるよう予算を確保する。会場の確保は市として行う。
- 市がネットなどで行う動画による情報提供には、必ず手話通訳や字幕を付けることを徹底する。2023年5月のコロナが5類になるという動画にはいつさいついていなかつた。市長の記者会見の手話は小さくて見えにくい。横に立つて同じ画面の中で行う。自動の文字表示も誤字が多いので、改善する。議会の録画中継に字幕

がついているのは本会議のみ。各委員会にも字幕をつける。

- ② 市が主催する出前講座には、市として手話通訳か要約筆記を付けること。
- ③ ホームページや紙媒体で公表する情報につけられている問い合わせ先は、必ずFAXとメールをつける。ホームページのトップ記事にはほぼつくようになつたが、それ以降の情報にはもれることがある。
- ④ 各区役所に聴覚障害福祉の専門職員（手話通訳者もしくはろうあ相談員）を常勤で配置する。
- ⑤ 市立川崎病院に手話通訳を専門とする常勤の医療従事者を配置する検討が始まっていたが、コロナで中断されている。検討を再開する。
- ⑥ 市立看護大学において手話の講義を年間のコースとして取り入れ、実際に手話が使える看護師を養成する。
- ⑦ ろうあ者社会生活教室・日曜教室事業の経費が増額している。委託費を増額する。
- ⑧ ろう高齢者が増え、介護サービスを受ける際、様々な場面で介護事業者がろう者とコミュニケーションを取れず困る場面が増えている。介護事業所に、聴覚障害者情報文化センターが必要な支援を提供していることを、それぞれの介護事業所にまで徹底する形で周知する。介護認定申請、認定調査は区役所の仕事であり、区役所で手話通訳の派遣手続きを行う。
- ⑨ 聴覚障がい者のための通所介護施設、入所施設、グループホームを整備する。ろう高齢者のミニデイサービス「ななのわ」を事業化させ、補助を行う。
- ⑩ 人工内耳の電池および体外機の更新について、全国で補助している自治体は210を超える。川崎市でも助成を行う。人工内耳の電池は1回2個が2日しか持たず、6個入り6千円と負担が多い為。
- ⑪ ろう学校においては手話によるコミュニケーション能力を高められるだけの生徒数を確保する努力をはらう。難聴学級の担任の専門性を高める研修を強化する。「きこえ」の通級指導教室を南部と北部にも設置する。幼稚部に重複障がいの学級を開設する。
- ⑫ ハローワークに配置されている手話協力員の配置時間の拡大を国に求める。手話協力員の労働条件の改善や交通費支給などを国に働きかける。
- ⑬ 公職選挙において、選管が把握する政見放送や個人演説会などに必ず手話通訳や要約筆記（字幕、音声認識も含む）をつける制度を国に要望する。それまでの間、市が派遣費用を補助する。
- ⑭ 川崎市からの研修会等の案内には、手話、要約筆記、音声認識などの情報保障をかならずつけ、それがついて

いることをはじめから明記する。

- ⑯ 電話リレーサービスが050で始まるため、詐欺だと報道された。市民がろう者と話すことができる制度のため、市民に広く周知する。

⑯ 聴導犬は全国で53頭しかおらず、希望しても3年まちとなつていて。養成に市として支援する。

- ⑰ ふれあいフリー・パスを、紙から破損しにくい素材のものにカード化する事。ICカード化を求める団体も有るので検討を行う。
- ⑱ 難聴者が外出する際の要約筆記者派遣の回数を増やす。

- ⑲ 市役所、区役所のホームページに「手話リンク」を設定する。・

10 視覚障がい者への施策について

① 視覚障がい者が安心して歩けるまちづくり

ア アゼリア地下街の点字ブロック設置について、視覚障害者団体が求めるルートに敷設するための必要な予算を確保する。設置の際には、視覚障害者団体との建設的対話をおこなつて要望をよく聞く。また地下街の利便性の向上のためにトイレの音声案内の設定とコード化点字ブロックの導入を進める。

イ 川崎市役所新本庁舎の正面入り口から総合受付まで点字ブロックを設置するなど、視覚障害者団体の要望を聞き、バリアフリー化をさらにすすめ完成度の高い本庁舎にする。

ウ 田園都市線宮前平駅のホームドアと電車の距離があいているところを設置しなおす。

障がい者手帳を見せれば割引になる事を知らないバス運転手がいる。市内を走行するバス会社に周知徹底する。工バスをバス停に停車する際歩道の端から離れたところに停められると、歩道に行くことが難しく危ない。歩道に近づけて止めるように配慮することを交通局は運転手に徹底するとともに、各バス事業者に伝える。

オ 踏切手前の点字ブロックの設置を急ぐとともに、踏切内部の特別の点字ブロックを敷設する。2022年6月に国土交通省が指示を出し、奈良県や神戸市が踏切内であることがわかる点字ブロックを敷設している。

カ 2024年4月より、合理的配慮が民間事業者にも義務になつた。比較的小規模な共同住宅や既存の特別特定建築物のバリアフリー化など、民間マンションなどの点字ブロックの敷設について、市として率先して設置を指導し、設置費用の補助を行う。

キ 各地に点字ブロック、音響式信号機、エスコートゾーンの要望があがつており、当事者の声をよく聞いて、設置をすすめる。

② 点字ブロック、音響式信号機の設置などの歩行環境改善を行う。

ア アゼリア地下街の点字ブロック設置は、R7年3月にアゼリア地下街の駐車場への階段手前警告ブロックが設置されたが、引き続き、繋がつた点字ブロックを、JR川崎駅方面と京浜急行駅方面などに設置するとともに、地下街の利便性の向上のために、トイレの音声案内の設定とコード化点字ブロック（しゃべる点字ブロック）の導入を進めてほしい。

イ 川崎市役所新庁舎の入り口から受付までのところに点字ブロックを設置してほしい。

ウ 川崎区浅田3丁目のバス停前の信号に、音響式信号機か押しボタン式信号（音声で知らせる信号）を設置してほしい。

エ 武藏小杉駅から中原区役所へ向かう途中にある信号機がある交差点（角に王将あり）〒211-0063川崎市中原区小杉町3-269-2に音響式信号機を設置してほしい。

オ 宮前区清水台交差点に音響式信号機とエスコートゾーンを設置してほしい。

カ 宮前区平2丁目交差点に音響式信号機とエスコードノーンを設置してほしい。

キ 新城商店街、太陽幼稚園前の交差点に音響式信号機を設置してほしい。

ク 武藏新城駅の入口で、改札口までの点字ブロックを設置してほしい。

ケ 多摩区菅6丁目5-2「味の民芸」そばの横断歩道に音響式信号機を設置してほしい。

コ 視覚障害者の安全な歩行のための交通信号システムの充実

新百合ヶ丘北口駅前の歩行者信号機の時間が短いので高齢者や足の悪い人等大変危険なので現地調査をして歩行時間の改善をお願いします。

市道端における警告点字ブロックの計画的な設置

市内の信号機についていよいよ横断歩道と、段差の低い歩道の端に、警告点字ブロックの設置を計画的に進めてください。視覚障害者の歩行の安全確保のために、このような歩道末端の警告ブロックが重要なので、今後の市道の管理にあたり危険性の高いところから面的に整備をする必要がある。

ア エスコートゾーン、横断歩道等の設置

③

川崎区追分の5車線のスクランブル交差点に、エスコートゾーンを設置してほしい。（この交差点は広くて、視覚障害者が渡ろうとするとき方向が取りにくく危険なため。）

イ 川崎区のハローブリッヂのエレベーターに、位置を知らせるための誘導用のチャイムを付けてほしい。

ウ 高津区役所前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（高津区役所前で様々な人が利用する交差点であり、音声信号は設置されていますが、横断歩道の延長線上にボールが設置されているので、衝突することがあるため。）

エ 溝の口駅、東急ストア、ケンタッキー前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（駅前交差点であり、利用者、車通りとともに多いため。）

・ 北部身体障害者福祉会館へ行く道について、溝の口駅から同館に行く途中のマルエツ溝の口店前交差点にエスコートゾーンを設置する。方向の目印となる点字ブロックを設置するとともに、同館手前でつながっていな点字誘導ブロックを会館まで繋げて設置してほしい。

オ 尻手黒川線の末吉橋（すえよしばし）とロクゴウの間にあるコンビニ・ローソンと向かい側の商業施設のクロスガーデンについて、横断歩道のない所を地元の人がよくわたっているが非常に危険であり横断歩道を設けてほしい。

カ 稲田堤駅の改札を出てから、道路に出るまでの点字ブロックを設置してほしい。

鉄道駅のホームドア設置の推進

ア 八丁畷駅のホームドアの設置

京浜急行線及びJR線の八丁畷駅は視覚障害者の利用施設の最寄り駅であり、視覚障害者の利用が多いので、安全対策として優先して整備してほしい。

イ JR南武線濱川崎支線のその他の駅のホームドアの設置

引き続き設置を促進してほしい。特に尻手駅については3番ホームのみが未設置の状態で一人歩きの視覚障害者にとって勘違いしやすく危険です。

ウ 東急電鉄の「声かけ・サポート運動」では同駅に下車してきた視覚障害者をスタッフが見つけて適時にホームドアの通過を支援することは難しく、事故の防止には役立たない。他の対策を要望する。

⑤ 視覚障害者のための鉄道の踏切の安全対策の推進

特定道路等の経路上にある踏切道での安全対策を令和4年6月に改訂された国のガイドラインをうけて積極的に進めてほしい。

また、視覚障害者利用施設（川崎市視覚障害者情報文化センター）の最寄り駅である八丁畷駅の踏み切り及び視覚障害者が利用している多摩区菅住宅1号棟そばの踏切、多摩区菅5丁目16-27付近について、ガイドラインをふまえ踏み切りの前部、踏み切り内の点字ブロック等の整備をしてほしい。

⑥ 日常生活用具の給付の充実を

ア 拡大読書器の1台当たりの値段が上がり、20年間据え置かれている19万8千円ではとても買えない。差額の自己負担が大きい。そのために購入できず断念した人が出ている。ほかの機器も含め、実勢価格を基準額にする。

イ 「よむべえ」や「デイジー再生機」など、機能が重複している機器は申請できないという制度は不合理である。両方とも申請を受け付ける。

ウ 音声血圧計、家庭用キッチングスケール（音声対応）を日常生活用具に加える。音声体温計、音声体重計など、家族がいると対象にならないが、コロナ以降で個人的に必要であつたり、日常的に自己管理すべきであつて、対象にしないのは不合理である。

エ 靴に装着すると方向を知らせ視覚障害者の単独歩行を支援する「あしらせ」を日常生活用具の給付対象に追加する。

オ 施設入所者は日常生活用具の支給に制限があるのは、差別とも言える状況である。直ちに支給する。

カ 日常生活用具は新製品が次々と開発されている現状と他都市も品目の見直し追加を行つていていることから、障がい者当事者や支援施設関係者などが参加して研究する用具検討会を設置する。

⑦ 視覚障がい者の安心サポート（代読・代筆）は月5時間までと制限がある時間をのばす。

⑧ 盲導犬など補助犬の医療費助成について。24年4月1日から補助犬医療費助成制度開始された。年6万円。市民税4万円以上のユーチャーには補助されない。予算は9頭分あるが、現在受けているのは8分の4で、わずかな額であり、すべてのユーチャーが使えるようにするべき。お知らせが届かなかつたところが2頭ある。全ての補助犬ユーチャーに届ける。

ア 所得制限を外す

イ 申請手続きを簡素化する。視覚障がい者に6種類もの細かい書類を作らせるのは合理的配慮に欠ける。

⑨ 「眼球使用困難症候群」の患者に対し、視覚障がい者と同等の福祉サービスを給付する。R4年8月、厚労省は「同行援護の利用について、身体障害者手帳所持者に限定されない」旨の発言があつたので、該当するはずである。障がい者として認定を行うよう国に働きかける。

⑩ 緊急通報システムの端末は視覚障がい者にとつてどこを押せばよいのかわからないものになつてている。視覚障がい者も使えるようバリアフリーアイコンとする。

⑪ 視覚障害者情報アクリティビティ支援事業は、視覚障害者にとつて大変役立つものであり、今後も助成を続けるとともに、事業が拡大できるよう支援する。

⑫ ガイドヘルパーが本当に足りない。年齢も高い。処遇改善を行つてヘルパーを増やす。

⑬ スマホの講習会は視覚障害者情報文化センターでやつてあるが、開催場所を増やし、身近なところで参加できるようにする。

⑭ 依然として補助犬の入店拒否がある。全区役所の衛生課が行うオーナー会議で実際に補助犬を連れて説明させる。ステッカーは大きいものをすべての公共施設に設置する。

⑮ 居住施設の整備。青梅に視覚障がい者専用特養ホームがあり、そこに入らざるを得ない人がいる。市内の特養ホームの受け入れに際し、職員のスキルをあげて、安心して入れるようにする。

⑯ 「u n i v o i c e b l i n d」というアプリの中に、「耳で聞くハザードマップ」のサービスがある。自治体が契約すれば無償で提供される。政令市でも実績があり、川崎市も契約する。

⑰ バス運転者の障害者理解の徹底

ア バスの運転手の中には乗車時、障害者手帳を見せて交通系電子マネー（バスモ・スイカ）

2枚で付添いと一緒に支払うことができることを理解していない人がいる。

（事例）朝の混雑時に障害者手帳を見せた時に「何ですか？それ」と運転手に言われ、止む無く定額料金で乗車した事があつたので川崎市内を走行するバス会社に周知徹底してほしい。

イ 乗降口と地面の間の段差と隙間ができるだけ少なくなるように停車してほしい。

⑯ 視覚障害者用読書器への概念の変更。

（説明）「視覚障害者用読書器」は厚生労働省が新たに定義したものであり、現在の川崎市の日常生活用具の給付品目の「拡大読書器」の表現は対象が限定されていると誤解される懸念もあり、改める必要があります。

「この名称の整理については研究してまいりたい」との市の回答であるので結論を出してほしい。

⑯ 日常生活用具の給付における家族条件の撤廃

（説明）特に音声体温計や音声体重計などは支給対象の制限をなくしてほしい。

熱が出たようなときは、こまめにチェックしたり、自分の健康管理上体重計に毎日乗ることは必要です。家族がいても、これらのことは自己管理すべき最低限のことだと思います。

また、コロナ禍のようなときは、家族感染も十分に考えられるので、できるだけ接触を避けることが望ましい。「日常生活用具の給付にあたっては、個別の事案に応じて関係機関と協議し、判断」との市の考えでは各区窓口における行政の公平な対応の仕組みとしては不十分である。

11 精神障がい者支援対策をすすめる

- ① 精神疾患に対するスティグマは現に根強くある。偏見をなくし、早期発見・早期治療につなげるために、メンタルヘルスやその相談窓口を「市政だより」等で広く市民に周知徹底するとともに、行政としても月に1回は開催し、罹患した本人や家族だけで抱え込まないようにする。障がい者団体が行う集いなどに市が支援する。
- ② 本人や家族が抱えている問題を把握する体制を確立し、家族丸ごと支援につなげる。自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳所持者に、手続き時など年1回は話を聞けるよう、精神担当を増員する。
- ③ 家族への心理教育の拡充

ア 区役所主催の年1回程度の「家族教室」では、援助が必要な家族に対応できていないため、家族会と協力して内容、回数とも拡充する。

イ 市独自に、精神疾患への正確な知識と情報、当事者への対処技能、社会資源の活用など、発症後に家族として知つておくべき最低限度の情報をまとめたパンフレットなどを作成し、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳などの申請や発行時に面談し、情報提供する。

ウ 疲弊した家族へのカウンセリングを実施する。

④ 各区に医師、看護師、精神保健福祉士等を含めたアウトリーチ支援を新設し、当事者や家族から緊急要請があれば訪問して、必要な医療・福祉につなげる。

⑤ 医療中断ケースへの対応について

ア 医療中断や未受診ケースの実態調査を行う

イ 医療中断ケースや未受診などの受診拒否ケースは、家族だけで抱え込み、家族関係も悪化しかねない。医療機関とアウトリーチ支援が連携して対応する。

⑥ 精神疾患の初回発症は10代～20代前半に集中している。また、神経発達症（発達障害）の子どもも増えていることから、学校での二次障害を防ぐためにも、精神疾患について正しい知識を促すよう、学校教育の中での必要な時間を確保する。また、教職員への精神医療保健の研修等を行う。

⑦ 精神障がい者が安心して地域で住み続けるために

ア 通過型グループホームの利用になじまないことが多いため、永住型グループホームを保持し、補助を継続する。

イ 病院からグループホームへの円滑な移行のため、体験宿泊できるグループホームへの補助金を増額し、体験用に空けておくことが運営を圧迫しないようにする。

ウ 住まいの確保が困難な方に、賃貸物件や市営住宅を市が確保し、地域移行支援を後押しする

⑧ 精神障がい者の就労継続を支援するため、就労定着支援の対象を障害福祉サービスを利用して「一般就労した」障がい者に限定せず、ハローワークや特別支援学校卒業生も利用できるようにし、また、雇用契約のある就労継続A型も対象とする。就労が継続しなかつた場合も引きこもりにならないよう、支援を継続させる。

⑨ 病院や施設からの地域移行支援には、ぴあサポートーを含めた地域の多機関が連携しながら取り組めるよう、市内各精神科病院への出張講座や茶話会などの活動を支援する。

⑩ グループホームの運営事業者が、サービス管理責任者を8カ所兼務させ、利用者が具合が悪くなつた時に対応できなかつたなどの苦情が寄せられている。開設時の市の指導や職員の研修を強化する。

⑪ 入院時の権利擁護

ア 入院者訪問支援事業の対象を拡大する。市長同意による医療保護入院者に限定せず他の入院形態も対象とし、市外の病院に入院している方も含める。

イ 退院後生活環境相談員の周知と、各区役所の精神担当者が連携しながら支援体制を構築する。

ウ 精神障害者が身体的な重篤な疾病を発症した際受け入れる病院は県内に3病院14床しかなく、市内は0。新型コロナでも入院できなかつた。市内に受け入れ態勢をつくる。

- (12) 就労移行支援やデイケアへの交通費も補助を行う。

12

発達障がいの専門的な支援を充実する

- ① 自閉スペクトラム症（以下「ASD」と総称）の方、及びその家族が地域の中で、安心して暮らせるように、平時でも、緊急時や災害時でも共生できる「心のバリアフリー」を醸成するため、市民への啓発活動を支援する。
- ② ASDの障害特性について、基本的知識を持つて対応できるように、医療・教育・施設などの支援者、公共交通機関の職員、警察、消防職員、民生委員への研修を実施する。
- ③ ASDの子どもには、生まれつき突出した才能を持つギフトeddがいる。学校では個々の能力を伸ばせるよう支援する。その際、分離せずインクルーシブ教育とする。
- ④ 自閉症児者福祉対策・保護者研修事業委託費を増額し、「親による親の支援」であるペアレント・センター事業などが安定的に継続できるようにする。リトミック（体育訓練会）参加希望者を受け入れられるよう、会場となるピアノのある広い部屋を市として提供する。

13

高次脳機能障がいについて

- ① 高次脳機能障害支援養成研修を早期に実施し、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する。高次脳機能障害支援体制加算及び高次脳機能障害者支援体制加算の対象となるサービス事業者に、制度の新設と研修の実施について知らせる。
- ② 高次脳機能障害活動支援センターを全区に拡大する。
- ③ 発症直後から、医療と福祉、職場や学校などが連携できるよう、コーディネーターを養成、配置する。
- ④ 市内の高次脳機能障害者の生活状況や困りごとの実態調査を行う。同時に、市内の医療機関に高次脳機能障害者の対応とりハビリの受け入れ状況、高次脳機能障害者を受け入れ可能な通所施設・入所施設などを調査し、「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック」を充実させる

14 医療的ケアの必要な障がい者のために

- ① 医療的ケア児者の家族の最も多い要望は、ショートステイの整備である。あんしん見守り一時入院事業が2023年4月より拡大され一定の受け入れがされるようになったが、引き続き受け入れ病院の拡大を図る。
- ② あんしん見守り一時入院事業は手続きに時間がかかり、家族の負担となっている。できるだけ簡素化するよう関係者と相談する。
- ③ 公立保育園が医療的ケア児を受け入れることになつてているが、看護師、専任保育士の体制が必要である。人員体制を確保する。
- ④ 学校卒業後の進路として、生活介護事業所が受け入れる際、看護師の確保が課題となつてている。看護師が常勤で雇用できるよう、必要な加算を行う。

15 障がい者スポーツの振興を

- ① 2019年7月の陳情の採択をうけ、障がい者専用のスポーツ施設を建設する。専任の指導者を配置し、温水プールを備えたものにする。
- ② 中部リハビリテーションセンター附属運動施設の利用方法を広く周知し、利用を広げる。
- ③ 障がい者スポーツの普及啓発に引き続き支援を行う。スポーツ大会へ参加するための補助金の交付、拡充を行う。

16 災害時に障がい者が不安なく暮らせるための対策を緊急にとる

- ① 2022年7月、「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」が公表された。これまで多くの障がい者団体から、福祉避難所の整備や、一般の避難所での障がい者への配慮が強く求められてきたが、このマニュアルにより、それらの要望がどのように反映されたかの検証が必要である。障がい者や関係する団体などに説明会を行い、意見を求めそれをマニュアルに反映させる。
- ② マニュアルに沿った避難訓練を繰り返し行う。とりわけ重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者は災害時

個別避難計画を作成しており、それに沿った訓練を行う機会を、避難所開設訓練の際に必ず盛り込む。

③ マニュアルでは、災害発生直後から、1次避難所に、要援護者の対応に当たる区本部被災者支援班（避難所担当職員）を配置することとなつてある。避難者の名簿を作る時から、要援護者であることを確認し、避難所内の対応や2次避難所への移送の確認を行うため、この担当をすべての避難所に確実に配置することが決定的である。区役所の担当課職員を発災直後に配置できる体制を作る。そのためには平時の職員の増員が欠かせない。区役所の地域みまもりセンターと危機管理担当の職員を増員する。

④ マニュアルでは、市内3カ所の地域リハビリテーションセンターは直ちに2次避難所として開設し、受け入れを始めるとしている。これは私たちが求めていた直接受け入れる福祉避難所と同等と考えるが、どういう方を受け入れるのか、明確な取り決めがないと混乱する。運営規定を策定する。

⑤ 個別避難計画の策定を急ぐ。現状では、事業所の職員が家族と相談しながら作るという仕組みで、多忙な中で十分な計画を作ることができない。対応する職員を増員し、テンポをあげる。

⑥ 現状では福祉避難所にすべての要支援者を移送することは困難である。一時避難所の中に教室を活用して、障害種別に部屋を割り振ることが必要である。それぞれの障害当事者や団体と個別に相談し、教室の割り振り、中のしつらえなどを避難所開設マニュアルに明記する。

各避難所にトイレを導入する。小学校の体育館では大人の車いすは対応できない。

マンホールトイレに車イス用、オストメイト専用を備蓄する。

必要な家庭に文字で見えるラジオ（防災ラジオ）を配布する。または「テレビプッシュ」（自治体の災害情報などをテレビ画面で自動的に配信する民間のサービス）の利用料を補助する。

「ユニボイスブラインド」のサイトの耳で聞くハザードマップの利用ができるよう、川崎市が利用契約を行う。

⑨ 避難所に聴覚障がい者が情報を得られる設備（アイドラゴン4、アンプルボードなど）と簡易筆談器を設置する。アイドラゴン4は公的施設に設置し、日常的に聴覚障がい者が利用できるようにする。

緊急時の手話通訳依頼システムの構築をする。

⑩ 自宅で避難生活をするときに支援物資などを手に入れるには「被災世帯登録票」を避難所に提出することになつてあるが、その周知がされておらず、避難所運営会議でも知られていない。障がい者の家庭にも周知すると

とともに、避難所運営会議で確認する。

第五章 市内中小企業・小規模事業者の経営を守り、活力ある市内経済を再生するために

物価高騰による原材料費の値上げや人件費の負担増など、中小・小規模事業者の経営は益々厳しい環境に置かれています。さらに、トランプ大統領が一方的に貿易の関税率を、自動車・自動車部品への関税を2・5%から15%へ引き上げ、それ以外のほぼすべての日本製品への関税も「相互関税」の名で15%へ引き上げられることは、今後、市内経済でも影響が出ることが懸念されます。

内閣府が発表した8月の景気動向指数（2020年＝100）速報値によると、景気の現状を示す一致指数は113・4と前月比0・7ポイント低下し、2か月連続で悪化しました。パソコンを中心に生産や投資財の出荷が落ち込み、商業販売額は初の南海トラフ自身臨時情報の発表で備蓄職の需要が伸びた前年同月比比べ、減少しました。輸出総量も、米国、アジア向けが減り、景気の悪化をもたらしているとしています。川崎市の経済については、市内金融機関の業況調査では、「川崎市内中小企業の業況感を総合的に示す業況DI（業況判断指数）は、前期（4—6月期）と比べ、2・4ポイント低下の△0・9と横ばいで、前期と比べると、建設業、不動産業、小売業において大幅な後退、運輸、製造業は後退、サービス業は大幅な改善、卸売業は改善となつた」とし、「次期（10—12月期）業況DIは、2・8ポイント低下の△3・7と、足踏み状態となることが予想される」としています。

こうした中、全国では、「2025年の7—9月期の負債1000万円以上の倒産は、3年連続で増加し、12年ぶり5000件越えとなつた」としており、とくに、小規模の倒産が目立ちました。川崎市内の2025年1—6月期の倒産件数は43件と前年度49件より12・3%少なくなつたものの、2年連続で40件台に上つており、コロナ以後増加傾向にある。市内信用金庫の4—6月期の「業況調査」では、景気観を総合的に示す業況図Iは、業種全体ではプラスに転じているものの、製造業、サービス業ではマイナスを示し、7—9月期の見通しでは卸売業、建設業、小売業、サービス業も厳しさを増すと受け止めている。加えて、秋以降に影響が出てくると言われる「トランプ関税」による景気悪化に対し、相談窓口の設置にとどまらず、具体的な支援策が求められる。

2025年度の経済労働費は、前年度比マイナス6億5千万円の249億7800万円余です。そのうちの約8割は、銀行に預ける預託金であり、中小企業関連予算は商業・農業・中小企業・信用保証料補助事業を含めても、前年度比9771万8千円減の15億6782万円で、一般会計予算の0・17%に過ぎません。臨海部をはじめとする大企業を中心の経済政策から、地域経済を活性化する地域循環型の経済への転換が必要です。

私たちは、中小企業支援として、今まで事業のマッチングを図るためのコーディネーターの増員、電気料金の値上げや家賃の支払いなどに困っている事業者への固定費補助、人材確保のための奨学金返還支援制度の拡充、住宅リフォーム制度の創設、商店街路灯への補助金の引上げなど求めてきました。しかし、市長の答弁は、「経営基盤が図られるよう、国の交付金等も有効に活用しながら、必要な予算を配分する」と言いながら、市独自の支援策は、市内中小事業者等のデジタル化や設備導入などに対する補助金2100万円（国の補助金2分の1）に過ぎません。また、最低賃金の引き上げが行われている中で、中小企業への支援がますます求められていますが、本市の物価高騰対策・人材確保への支援策は、補正予算も含め市独自の対策はなく、抜本的な予算の増額と給付金を含めた直接支援が必要です。

1 資材や燃料・光熱費が高騰する中で、市内中小・小規模事業者の事業継続を図るため、商業・工業・農業などの関連予算を抜本的に増額する。

資源価格の高騰等による影響額の価格転嫁について、2024年8月に発表された「令和5年度 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によれば、「全く価格転嫁できていない」が23・9%「2割未満」が24%で、合わせて48%近くになっています。転嫁できない理由は「競合他社・他業態との価格競争のため」（45・4%）「売り上げ減少の懸念があるため」（38・1%）となつており、受注側の立場の弱さがその葉池にあります。2025年5月に改正された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの延期等の防止に関する法律」「受託中小企業振興法」において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、取引において、代金に関する協議に応じないことや一方的な代金の額の決定の禁止が定められた（2026年1月1日施行）これらの法律が現場で定着すよう、周知に努めることはもちろん、実態を把握することが求められています。下請け企業の適正なる利益を確保することは、そこに働く労働者の待遇改善にも結び付くものであり、「人手不足」の対策ともなりうることからも、実効性のある取り組みを市としても検討する必要があります。

賃上げに対する支援も人材確保策として重要である。中小企業の賃上げを地方自治体で支援する取り組みが岩手県、徳島県、奈良県、群馬県などで広がっている。2025年6月議会では岩手県が県内3万人を対象に、1時間当たり60円以上の賃金の引上げを1年間継続する事業者に対し、従業員1人当たり6万円、最大50人分の給付を実施する事例を紹介し、市としての支援を求めた。しかし、市の答弁は「デジタル化・生産性向上」に対する補助において、賃上げをしたところの補助を増やすという国の制度を活用するだけで、賃上げ単独への支援は行っていません。また、わが党が「人手不足」の対策として実施を求めてきた「奨学金返還支援制度」は、全国に広がっており（2025年7月時点で、31県117市町村）本市でも、奨学金返済支援制度に取り組む企業・事業者に対しする支援を求めてきたが、市は「若者の地元定着の支援（2024年3月議会）」と、未だ取り組む姿勢を示していません。中小企業の経営と人材確保への直接支援が必要です。

- ① 中小企業支援関連予算は、預託金を除き一般会計8927億円余の2%の178億円に増額する。
- ② 市内の全事業所を対象とした実態調査を行う。現在行われている「川崎市内中堅・中小企業経営実態調査レポート」は、市内民間事業所数41,223事業所（2021年経済センサス）のうち、製造業を中心にして1920事業所を対象にしている。経済センサスで把握できる事業所を対象とした悉皆調査を行う。
- ③ 大企業の移転や撤退などが行われる場合、産業連関表を作成し、市内経済に与える影響を明らかにする。
- ④ 賃貸の工場・店舗などの「家賃補助」を行う。
- ⑤ ガソリン代、燃料費の高騰に對して、事業者に給付金の支給を行う。調布市では、市内事業者の負担の軽減を図り、事業継続を支援することで、地域経済の活性化につなげるため、2022年から毎年、燃料、ガス、電気の料金の一部を補助する「調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金」を市内に事務所又は事業所有する事業者（法人または個人事業主）に対して実施している。任意の1か月分の6倍の経費の20%または、補助上限額（法人30万円、個人事業主10万円）の何れか、低い方の金額を補助している。毎年の申請も可としている。
- ⑥ 経営を圧迫する上下水道料金の値上げは行わない。料金の通増度を緩めることで小口利用者の負担を増やすない。
- ⑦ 7商工会議所では、31名の経営指導員を含む36名を相談所業務に配置し、地域の中小・小規模事業者の支援を行っている。2024年度は、相談・指導件数12,801件、小規模事業者経営改善の融資あっせんは173件、13億2,585万円の実績を上げ、地域経済の活性化に大きく寄与している。この事業は、神奈川県の「地

域振興事業補助金」をその財源としているが、十分に対応できていない。今年度の市の補助金は760万円と他都市に比べても少なく1500万円まで増やす。

⑧ 「ゼロゼロ融資」の借り換え資金の保証料および利子を全額補填する。

⑨ 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定められた川崎市産業振興協議会及び専門部会において、条例第15条経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮」とりわけ、小規模事業者への市の施策について、検討しその課題を明らかにする。協議会の緊急のテーマとして、原材料費の高騰、光熱費の値上がりの影響、事業継続、事業承継、「働き方改革」への対応など小規模事業者の実態の把握を行い、市の施策の検証を行う。

⑩ 自営業や農業従事者の配偶者や家族など家族従事者の「働き分」を必要経費と認めない「所得税法第56条」が国連女性差別撤廃委員会により「女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念」「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを求める」と日本政府に勧告されました。国会においてもこの勧告を受けて、政府が「女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等のあり方を検討する」と答弁していることからも、所得税法第56条の廃止を国に求める。

⑪ 納税が困難になつてゐる事業者に対し、納税者の実態に合わせた救済措置を講じる。2015年4月より納税者の申告に基づく「換価の猶予制度（国税徴収法第151条の2）」に続き、2017年4月より地方税法にも新設された「申請に基づく換価の猶予」を納税が困難な事業者に知らせ、税の分納による救済を図る。

2 消費税5%への減税とインボイス制度の廃止を

原材料費や人件費の値上がりが価格に転嫁できない、とりわけ小規模事業者にとって、消費税減税・インボイス制度の廃止は、切実さを増している。2次、3次、4次下請けと、下請けになればなるほど価格交渉ができない実態がある（2025年版 中小企業白書）。消費税減税・インボイス制度の廃止による減税効果は、市民生活を物価高から守る対策であると共に、地域経済を温め、小規模事業者や個人事業者の事業継続にも大きく寄与するものである。わが党は、福田市長に対し消費税減税に対する見解を求めましたが、市長は「国及び地方公共団体を通じて大変重要な財源であり、地域経済の発展や市民の皆様の安心な暮らしを支えるために必要不可欠なもの」と答弁しているが、消

費税減税が国民の約7割の声になつてゐる世論の変化をとらえれば、消費税減税・インボイス制度廃止の声に背を向けることは許されない。地方消費税交付金は、消費税率10%のうち2・2%が地方に充てられ、そのうちの2分の1が交付金となる。2025年度の交付額は、およそ365億円。税率5%時のその1%が地方分とされ、その2分の1が交付されるが、税率10%と5%の交付額の差額は約203億円となつてゐる。消費税減税が行われた場合は、市として国に対し消費税減税による減収分の補填を求めなければならない。

① 消費税の5%への減税と「インボイス制度（適格請求書）」の廃止を国に求める。

3 ものづくりを支える中小企業の事業継続と経営基盤の強化（製造業）

原材料費の高騰、売り上げの停滞と減少、人件費増加に苦しむ事業者が多く、市内金融機関の業況調査でも、7～9月期の実績は前期マイナス3・1ポイント低下の14・5ポイント、見通しはさらに低く22・6ポイントになるなど、売り上げ額、受注額、収益とも悪化が予想されています。東京商工会議所の調査によると、2020年を100とした2025年6月の銅の価格は2・1倍。自動車部品などに使われる熱間圧延鋼材は1・5倍、アルミニウム1・9倍など高止まり状態が続いている。「令和5年度 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によると、半数近い事業者が「価格転嫁は難しい」「2割未満」と答えてゐるよう、発注企業との力関係で正当な取引ができない実態もあります。市として、公平な取引への指導も重要です。また、市の支援策があつても、その事業規模によつて、利用できない場合も少なくありません。

補助金事業の対象金額を引き下げるなど、小規模事業に配慮した制度設計も見られますが、それぞれの事業所の規模に応じた支援策を講じることが求められています。

- ① 「固定経費への補助」工場家賃や電気代、機械のリース代など、固定経費に対する補助制度を創設する。これまでの市の対応は、設備投資を行う場合に補助するというものであり、固定経費への補助とは言えない。
- ② 「受注・販路拡大」中小企業の受注の拡大・販路の拡大を図るため、企業間のマッチング「出張キャラバン隊」の抜本的拡充を行う。本市の企業マッチングは、中小企業診断士など8名のコーディネーターにより行われている。2024年4月から12月までのマッチング実績は109件。受発注に結びついた事例もあるが、実績の把握は行われていない。大阪市では、広範な分野から集められた33人のコーディネーターによつて、同時期のマッチ

ング支援件数は377件で、本市の3倍。コーディネーターの人数を抜本的に増やし、販路拡大の支援を強化する。

展示会への補助金を抜本的に増額し、小規模事業所でも参加しやすくなる。

コロナ後の情報発信において、デジタル情報の提供がますます重要になります。しかし、小規模事業所では、デジタル情報を作る技術も発信する手段も不足しています。小規模事業者でもデジタル情報の発信が行えるよう、人材の派遣と製作費など補助金の創設を行う。

川崎市内の製品・技術を紹介する動画を作成し、新庁舎をはじめ、公共施設・川崎駅のオーロラビジョンなど様々な施設において放映する。

⑤ 「新技術・新製品開発支援事業」の予算を増額し、補助限度額を1件当たり100万円から500万円に引き上げ、補助率も2分の1から3分の2まで引き上げる。また、事業者が事業に着手しやすいように、事業終了後の補助金支払いではなく、事業着手前に一部を支給するよう支払い方法を改める。

⑥ 市内中小規模事業者が実施する、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー型設備を更新する事業に対する補助金制度は、25年度補助対象経費の補助割合を改善したものの、6月27日時点での2025年度予算額（968万円）の約30%しか活用されていない。補助上限額を引き上げると共に、交付を受けるには、完了届提出時までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定を必要としていたり、また、認定取得には「中小規模事業者用脱炭素化取り組み計画書」の提出が必要だつたりと、手続きが難しことが、普及の障害となつてている。職員が積極的に支援するとのことだが、制度自体の簡略化を行う。

⑦ PPA（施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み）の活用など、初期投資の負担なく再生可能エネルギーへの転換ができるよう支援する。

⑧ 福祉製品の導入促進を行う補助事業の充実を図る。2023年度「かわさき基準（KIS）認証福祉製品の導入補助金」が50万円以下から30万円以下に引き下がれたが、50万円に戻す。予算額も150万円しかなく、増額する。

⑨ 福祉製品の開発支援1件当たり100万円以内、補助対象事業の3分の2以内としているが、補助額、率ともに引き上げる。予算額も300万円しかなく、引き上げる。また、開発されたものを購入・販売する時の補助金

など支援を行う。

⑩ 「公平な取引への指導」下請けが受注する単価が適正になるよう「振興基準」を実効性のあるものにすることが求められます。しかし、実際には値引きが強要されたり、無理な納期が設定されたりしている実態があります。この「振興基準」に照らして取引の実態を把握することが必要です

ア、消費税の免税事業者に対し取引から除外することが、独禁法に抵触することを周知すると共に、不当な取り扱いがなされぬよう専門の相談窓口を設置する。また、インボイス制度が実施されている下で、「インボイス」を発行できないことを理由に取引から排除することは、「優位的地位の乱用」にあたり独禁法に抵触することなど周知する。

イ、「下請振興法」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を含み」「労働条件の改善が可能」となるよう、親会社と下請け企業が協議して決定しなければならないと定めている（同法第3条振興基準）。「下請けいじめ」などの実態を訪問調査などで把握し、市として相談窓口を設ける。

ウ、大企業、元請け企業に対し、「下請代金支払遅延等防止法」を守らせ、「下請けいじめ」を起こさないよう、引き続き指導すると共に、発注停止や下請け単価の切り下げなど不当行為は摘発して、是正させる。

4 地域のコミュニティの場としての商店街の活性化

2024年12月1日現在の商店街数162商店街で、4年前（2020年）の同時期と比べ29か所、商店街が地域から姿を消していくています。商店街の減少は、買い物等の市民生活に直結するとともに、様々なイベントを行うなど、地域コミュニティの重要な担い手として役割を果たしてきました。新型コロナ感染症の影響が和らいできたとは言え、夜間の人通りはめつきり減り、物価高騰による消費の落ち込みは、商店街に深刻な影響を与えた。昨年7月から12月末まで行われた「デジタルプレミアム商品券」は、国の給付金で事業費10億円をかけたものの、ペイペイ加盟店に限られたこと、大型店も利用可能だったことなどから、地元商店への経済効果は低かったと言われている。仕入れ先からの値上げ要請、経営不振、人件費の増加、後継者不足など深刻な経営環境の中で、長年地域に親しまれてきた商店や飲食店が姿を消し、地域コミュニティの担い手も居なくなっています。物価高騰対策の給付金や家賃補助、イベント助成金の増額など財政的支援が必要です。

① 「物価高騰対策」物価高騰対策として、経営を圧迫する、固定経費（家賃、電力料金、ガソリンなど燃料代）の

補助金を創設する。

② 「伴走型の支援」イベントを企画・実施する際の人材の確保が、課題となっている。従来の「商業アドバイス事業」や「ワンドーコンサルティング事業」では、短期的な支援や情報提供の支援が主で、「ともに作り上げてゆく伴走型の支援とはならない。地域特性やコミュニティづくりなど、年間を通して支援できる「伴走型支援」を制度化し、商店街の人材確保と地域経済の活性化を図る。

③ 商店街の街路灯の維持費が焦点の負担となっている。ある商店では、8,550円だった電気代が、昨年（2023年）の6月には1万6,000円以上になつたと厳しい実情を紹介し、補助額の増額をもとめたのに対し、加藤副市長は「街路灯を所有する商店街の御意向を引き続き伺うとともに、国の動向や電気料の推移等を注視し、対応を検討してまいります」と答弁（2025年予算議会）。2023年度は、国の交付金を使い補助率の引き上げを行つたが、今後とも電気料は高止まりすることが予想されることから、補助率を現在の6割補助から引き揚げ、商店街の負担を軽減する。また、LED化設置補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げる。LED照明器具の更新時においても、補助金の対象とする。

④ 商店街街路灯の維持管理を希望する商店街ではESXO事業に転換できるよう契約制度の見直しを行う。

⑤ 2025年度、防犯カメラの設置や更新に対し、国の臨時交付金を活用して、補助率を50%から75%に引き上げた（限度額 法人800万円 任意団体300万円）。引き続き、補助率を維持する。防犯カメラの維持管理に年間50～60万円の経費が掛かる。維持管理に対し補助金の対象とする。

⑥ 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、大企業の役割として「中小企業の活性化に関する施策に協力する」「中小企業に関する団体との連携に努める」とされています。条例を実施する立場で、大型店・チエーン店の商店会加入状況を調査する。実態を把握したうえで、大型店・チエーン店の商店会加入を推進する。

⑦ 「店舗リニューアル助成」制度を実施し、魅力ある商店づくりやバリアフリーで誰もが買い物を楽しめる環境を整備することに支援する。商店のリフォームや備品購入する場合、市内事業者に仕事が回るように支援制度を作れる。

⑧ 商店街魅力アップ支援事業は、補助率5分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円、「まちパル」「まちゼミ」スタンプラリーなど特定対象事業を実施する場合は、事業の2分の1、補助上限額80万円、最低事業費30万

円を補助するものです。2025年度予算は、年々削減され、23年度（1050万円）比では、14%もの減少となっています。補助額を増額し、希望する商店街が全て利用できるように、予算額を増額する。

⑨ 今までの市の空き店舗対策である「空き店舗活用アワード事業」「商人（あきんど）デビュー塾」に変わり、店舗を表彰する事業となっています。現在、空き店舗を活用した創業支援はありません。空き店舗を活用する場合、「店舗貸借料補助」など財政支援を行い、空き店舗の活用を図る。

⑩ 商店街のアーケードや街路灯の撤去を行った際の「商店街施設整備事業補助金」の「施設撤去事業」は、期限を設けて危険な施設を撤去し、安全を確保する事を目的とし、2分の1補助を実施している。アーケードは2019年、街路灯は2022年までとされていたが、その後の検討で「2023年度以降、街路灯の撤去補助を継続し、アーチの撤去補助を再実施する（補助率2分の1）」と改善された。来年度以降も継続する。補助率も3分の2に引き上げる。

⑪ 福祉施設や教育施設の給食材料は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定めているように、物品の調達は市内中小業者の受注機会の増大を図るため、地元の商店で購入する。

⑫ 12プレミアム商品券発行を市の事業として、継続して行う。実施にあたっては、電子商品券のみではなく、紙ベースの商品券も併用する。また、地域のプレミアム商品券の取り組みに対し、印刷費や広報費の一部を支援しているが、プレミアム分を補助するなど、補助金の増額を図り、各地の取り組みを支援する。

⑬ エコ家電を地元商店から購入した場合、購入費の補助を行う。

5 市内建設業の労働環境を改善し、建設労働者の賃金を引き上げ、建設業の人手不足の解消を

建設従事者は減少が続いている。ピーク時の1997年には全国で455万人が従事していたが、現在では307万人と3分の2まで落ち込んでおり、かつ55歳以上が3割を占めるなど、若い労働者が少なく、担い手不足が深刻になっている。国では、設計労務単価の引き上げや、担い手3法（入契法、建設業法、品確法）の改定など、対策を講じてきたが、現場の改善には、至っていない現状がある。しかも、昨今の資材や人件費の高騰、インボイス制度の導入、さらには、熱中症対策が義務付けされる環境の中で、建設業は厳しい経営環境にさらされている。市内最大の「発注者」としての川崎市が、公契約など適正な発注を行い、建設に従事する人たちの賃金や労働時間など労働環境の改善と市内中小の建設事業者の育成を図ることが、ますます重要になってきてている。

- ① 【適正な積算価格】「積算価格と実勢価格の乖離を無くし、積算の適正化を図る。下請けの労働者にその職種に見合った賃金を払えない」との声を事業者から上がっている。その原因として「予定価格が実態に合っていない」ことが上げられている。川崎市では「市場価格および標準価格は年4回改訂している。急激な物価上昇に対しては、工事契約約款に基づいてスライド条項等を適切に適応して、積算価格と実勢価格の乖離を無くす」というが、乖離が生じている。熱中症対策による工事期間の伸びや従事者の週休2日を実現するための賃金計算は、1・05倍ではなく1・3倍に見積もあるなど、実態に見合った積算価格にする。
- ② 【受注拡大】「住宅リフォーム助成制度」を創設する。また、「店舗リニューアル助成制度」を創設する。
- ③ 【市内優先発注】市内中小事業者への優先発注をPFI手法やWTO案件においても徹底する。また、川崎市から補助金等の交付を受けた事業者等においても、補助金等の交付対象となつた事業を実施する際も、市内中小企業者への優先発注を徹底する。また、実態の把握を行う。
- ④ 【相談機能の充実】川崎市住宅相談会運営委員会の運営費補助は僅か40万円に過ぎない。また、災害対策など住宅改修に対する市民が安心して利用できる相談窓口としての役割は重要であり、相談日を増やすなど事業を充実するため、予算額を増やす。また、相談場所をわかりやすいところに設置する。
- ⑤ 【人材の育成】建築業の人材育成の重要な役割を担つてている職業訓練校などに対する補助金を増額する。普通訓練課程については、総額227万6千円で、定額補助年額167万6千円、同校および川崎北部建職高等職業訓練校の短期課程については、1校あたり年額30万円の補助となつてている。人件費や諸経費が上がる中、据え置かれたままの補助金では、実質減額になつてしまつ。補助金の増額を行う。太陽光発電などの新しい技術も学べるようにする。
- ⑥ 市内技能職者の育成のためにも、技能職団体への支援は重要である。「川崎市技能職団体研修等補助金は昨年度30万円から今年度20万円に削減され、「川崎市技能職団体連絡協議会補助金」も、昨年同額の68万円と僅かしかない。また、技能者育成の拠点である高津区の「テクノかわさき」の統廃合は行わない。
- ⑦ 【防災害に強いまちづくり】耐震ブレーカーの設置を普及するために、設置補助を創設する。災害対策として、電気工事が不要で簡単に取り付けられ、震度5強以上を感じると3分後に自動的にブレーカーを落とすことができ、簡易式機器なら1万円程度で取り付けられる。「普及啓発」にとどまらず、防災対策を進める点からも補助金を創設する。

⑧ 夜間工事の際に使用可能な「仮置き場」の優先的に貸し出す。土木系業者工事の施工に際しては、工事現場の周辺で資材や建設機械を仮置きする土地を確保する必要がある。市内においては、空き地が減少し、民有地も工事期間だけ借りることも非常に難しくなっている。各区の道路公園センターが管理する道路予定地、各局が有している施設内の空き地や建設予定地等の市有地を受注者が希望した場合、優先的に貸し出す。

6

生活密着型の公共事業を増やし、市内中小企業の官公需発注を増やす。入札制度・契約についての改善

① 市内中小企業の契約実績の全契約に占める割合を物品契約、工事契約、委託契約でもその割合を増やす。2023年度「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づく中小企業活性化施策実施状況報告書」によると、2023年度の市内中小企業への発注金額は、物品で市内は41・10%（52億620百万）、準市内・市外へは58・01%。工事金額では、70・78%（351億98百万）で準市内・市街は26・56%。委託金額でも市内は、25・52%（112億77百万）だった。「物件」「工事」ととも、前年度を率・金額とも下回っている。とりわけ、補助金の交付を受けて補助事業を行う事業者等のうち、件数で39・2%、金額で30・6%と準市内・市街の割合が半分から7割に達している現状から、市内企業優先発注を徹底する。

② 本市でも多用されるPPP（官民連携）・PFI事業、包括管理制度による公共事業は、公共施設を民間企業に整備、運営させ、収益を上げようとするもので、非営利で住民の福祉の増進を目的とする公共施設と、企業の利益追求と、そもそも相いれないものである。結局は、民間企業が収益を上げるために住民負担を引き上げ、施設で働く職員を非正規雇用に置き換えるなど、施設の公共性を犠牲にするもので、市民に犠牲をもたらす手法と言える。また、その手法は、大企業に仕事が集中してしまい、市内中小企業の仕事を奪うか、下請け化する結果をもたらし、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の目的（第1条）、受注機会の増大（第19条）にも逆行するものです。これらの制度の拡大は、市内事業者の倒産や廃業に追い込むことが懸念され、また、受注事業者が入札を行う際、公契約条例の対象事業であっても、下請け労働者に対する賃金の支払いが確保されなくなる恐れもあることから、PPP・PFI事業、包括管理制度（試行）の導入は、拡げるべきではありません。

ア 事業の分離分割に努め、PPP・PFI事業は導入しない。事業手法を検討する際は、市内事業者の声を反映したものとする。

イ 本市では、公共施設の長寿命化が行われる中で、包括管理制度が導入されている。麻生区小中学校では、包

括管理を採用し、2027年には全区にまで広げようとしている。しかし、市が施設の状況・情報が把握できなくなるなどの問題点がある。また、市外大手企業による管理が想定され、市内中小業者の仕事を奪うかの性があり、包括管理方式は、拡げるべきではない。

ウ 公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできない。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とし、労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行うものとし、実施状況を調査する。現在、国で検討が始まっている「共通仮設費」「現場管理費」について、国で決まり次第速やかに変更が可能なように、準備を行う。

エ 建設業においても働き方改革が本格的に導入され、週休2日制の導入や時間外労働の上限規制が始まっている。しかし、人手不足が加速し、経営が困難にある中小建設業にとって、高いハードルとなっている。工事の発注の際には、余裕を持った工期設定と適正な予算を確保する。

オ 川崎市では、受注者が建設資材、建設労働者等の準備を行うための期間として「余裕期間制度」を設定しています。土木工事は完成年度が年度末に設定されることが多く、第4四半期に発注される工事が「余裕期間制度」によつて、4月以降の工事着手が可能となれば、材料の確保、人材の確保がしやすくなる。すでに、道路補修（緊急）、舗装道補修工事では実施されているが、第4四半期に発注する工事は、すべてに「（発注者指定型の）余裕期間」を設定する。

カ 工事請負契約締結後に著しく材料費・燃料代等の値上げが生じたときは、速やかにインフレスライド条項等を活用し、実態に見合つた契約金額の適正化を図る。活用の際、事務的作業を簡素化する。

キ 「2者JV」による工事の発注標準金額は2億円、あるいは2億5千万円以上となつていて、3億円以上とする。単体での工事が可能な案件もあることが昨年の回答にも示されている。「他都市の状況も踏まえ、適正な共同企業体の発注標準金額を検討する」としていることからも、早期に見直す。

ク 「総合評価落札方式」の適応対象となる工事の発注補標準金額についても3億円に引き上げる。2020年に引き上げられたが、その後の物価高騰の現状を踏まえ、早期に引き上げる。

ケ 工期が複数年度にわたる工事では、工事請負契約約款において「各会計年度における支払限度額」と「支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額」が定められており、前払い金は通常、受注金額の約40%の金額を請求し受け取ることができます。しかし、年度をまたぐ場合、年度ごとに支払限度額と出来高予定額が定め

られている場合、その金額に基づいた前払い金しか請求できません。当年度の出来高予定額を設定せず、次年度に全額設定するか、あるいは、工期の長さに基づき、当年度の出来高予定額を10分の2、次年度の出来高予定額を10分の8に設定するなど、受注者が前払い金を請求しやすくする。

コ 川崎市優良事業者表彰は、入札時の主観評価点に10点が加算されるなど、重要度が増している。選出にあたりたつては、ランクが設定されている業種では、ランク別に数社選出する方法にする。

サ 小学校給食室や体育館、武道場への冷房化計画を早期に具体化する。その際、市内事業に分割発注できるようにする。

シ 一般管理費の算定率が、従来の55%から68%に引き上げられ（2022年9月）改善されましたが、最低制限価格の引き上げは見送られたままです。現在、川崎市発注工事における最低制限価格（ダンピングを防止し、品質の確保を図るために設定される。この金額を下回ると調査されその適性を審査される）は、工事の内容によって、予定価格の80%～95%となっているが、95%まで引き上げる。

ス 川崎市では、失格基準価格が調査基準価格の約90%、予定価格の84%前後に設定されている。ダンピングをなくすためには、失格基準価格の引き上げと調査基準価格を下回った入札者には、価格以外の評価点を減点するなど対策を講じる。市は2022年9月に、価格失格基準における一般管理費の設定率を従来の49%から61%に引き上げを行つたが、引き続き改善する。

セ 入札に事業者の地域貢献のインセンティブが正しく反映されるよう求め、昨年度予算要望に対し、「事業者の信頼性、社会性、地域性等を的確に評価するインセンティブ発注に拡大に努める」と回答があった。2019年4月より「主観評価項目制度」の見直しが行われ、防災訓練や「地域貢献活動」に対する主観評価項目の配点を増やされ、23年3月からは、「かわさきSDGsパートナー（認証取得）」を評価項目に追加され、評価項目の拡充も図られた。引き続き、改善をすると共に、入札参加資格に「全年度に同業種で優良事業者表彰を受けたもの」や「直近の同業種工事で○○点以上のもの」など多種多様なインセンティブ発注を試行する。

ソ 公共工事ランク別発注金額を物価高騰に合わせ、引き上げるよう見直す。現在、空調衛生工事では、Cクラス1800万円未満、Bクラス1800万円以上6000万円未満、Aクラス6000万円以上となっているが、物価や材料費等の高騰によって、事業費が高くなり、以前はCクラスの仕事が、Bクラスになるなど、Cクラスの仕事が減少してしまう。事業費の高騰に見合ったランクの取り扱い金額を引き上げ、とりわけ、Cラ

ンクの仕事の減少を防ぐ。2024年12月議会において「昨今の急激な資材価格の高騰などの影響を本市も受けているものと認識している」「適切な金額の設定について調査検討してまいりたい」と答えており、早期に改善する。

タ 設計・積算の外部委託が「原則」になつてゐるが、そのことが、現場を知らない職員を生み、見積単価においても問題が生じてゐる。現場の規模の違いで単位面積あたりの工事費も変わつてくるが、現場の状況を踏まえた積算になつておらず、積算表を機械的に当てはめた積算では、現場の材料費等にも大きな差違を生じさせている。まちづくり局や建設総政局はもとより、契約課においても「技術系職員」を配置し、実態に見合った積算ができるよう、職員を配置する。

チ 指名競争入札工事について、1千万円未満から3千万円未満（建築工事については6千万円未満）に拡大する。入札参加要件の緩和を行い、地元事業者が入札に参加できるようにする。具体的には、建物の構造・規模・用途を「鉄筋コンクリート造または、鉄骨造で3階以上の福祉施設」にする。また、延べ床面積も「3000m²以上」さらに、施工実績を「過去3年間」から「10年以内」に変更する。

ツ 建設工事と電気工事は、それぞれ独立した工事であり、分離・分割発注を拡げる。建築工事に含み一括発注になると、電気事業者は、市の工事実績情報システムに登録されず、実績とならない。

8 公共事業の品質確保と公契約制度について

川崎市では、2011年に、政令市で初めて公契約条例が制定されました。公契約条例は、現場労働者が適正な賃金を得ることにより、公共工事の品質を守ることによつて、住民の福祉増進を図るもので、下請け労働者まで賃金の支払いを義務付けながら、少なくない労働者が「作業報酬限下限額をもらつていらない」という実態がある一方、「作業報酬下限額以上に金額を支払つたら、赤字になつてしまふ」との事業者の声もあります。制度自体の改善とともに、実効性のある取り組みにするため、建設の労働組合など協力して、行政として実態を掘ることが必要です。

【対象事業の拡大】施行13年を迎えた「川崎市契約条例第7条」、いわゆる「公契約条例」は、従事者に支払う賃金の下限額、作業報酬額下限額を定め、事業者に対し、従事者にその支払いを行わせることで、公共事業の品質の確保、地域経済の発展を図るもので、対象は、特定工事請負契約では、予定価格6億円以上、業務委託契約では、予定価格が1,000万円以上となつてゐる。「公契約条例」の対象金額を引き下げ、対象事業数を増やす。

対象金額の引き下げの課題として、「多大な事務負担が残っている」（25年度予算要望への回答）があげられているが、現在、多くの現場では、CCUSなど現場管理のデジタル化が進んでいることから、事務作業効率化を図り、本市職員、事業者の事務負担を軽減し、対象工事の金額を低くし、対象事業を増やす。

【作業報酬下限額の引き上げ】 現在（2025年度）の「特定業務委託契約（警備・建物清掃・野外清掃・施設維持管理、データ入力、給食調理業務の6業種のうち、予定価格が1千万円以上）」の作業報酬下限額が1,226円（時給）です。生活を維持するためには、少なくとも時給1500円が必要。「特定業務委託契約」の作業報酬下限額を早急に1500円まで引き上げる。

作業報酬審議会を公開にする。多くの自治体では公開されており、非公開とする正当な理由はない。

【公契約条例の周知とCCUSの活用】 市内建設組合の公契約条例の対象工事現場前の調査によると、回答した6割が、制度の説明を受けていない、適正な職種での下限額以上の賃金をもらえていないとの結果が出ました。実態を把握するため、市として実態調査のアンケートを実施する。その際、建設の労働組合とも連携する。また、職種の確認には建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用が有効です。対象工事のCCUSの活用を進める。

【作業報酬下限額の支払い】 公契約条例の対象事業において、下請け会社の事業主からは、「作業報酬限度額の賃金は、上位会社の契約の工事代金が低くて払えない」「工事請負契約の金額をもつと高くしてほしい」などの声が上がっている。すべての労働者に作業報酬下限度額以上の賃金が支払われるよう、発注金額、元受けと下請けとの契約金額の検証を行う。

【公契約条例対象事業の現場における建設組合との聞き取り】 神奈川県内で公契約条例が制定されている、厚木市と相模原市では、建設組合と市の職員が協同で公契約条例対象の現場を訪問し、作業報酬下限額以上の賃金が払われているのか調査をしている。川崎市でも建設組合と協同した聞き取り調査を行う。

【指定出資法人およびPFI事業が行う契約に対する公契約条例の適用】 川崎市契約条例12条では、その事業の実施に当たっては、「市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、議会での質疑においても「作業報酬限度額についての周知及び指導につきまして、市に準じた措置を講ずるよう、PFI事業者や本市指定出資法人に対して通知し、協力を依頼している（2024年3月7日 予算特別委員会での後藤議員の質問に答えた財政局長答弁）」とされている。問題は実態のチェックができるのかであり、そのために、作業員への周知、作業台帳の確認など、所管局バラバラではなく、市として責任ある体制をつくる。

【包括管理制度について】「包括管理制度」の事業も公契約対象事業である。2025年度予算要望に対する答えは「資産マネージメント第3基実施方針」において、一つの手法として効率的・効果的複数の施設のハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託するという手法が考えられている」としているが、効果的、事業者が発注者となり入札ができるなど、市の監督を行いにくい事業形態で、市内中小企業への発注努力や下限報酬額以上の賃金支払いなどの市内中小企業を支援している制度が蔑ろにされる危険がある。条例の趣旨に反することからも「包括管理制度」は行わない。

9 都市農業を守り、安全な食料を市民に提供するとともに、自然環境の保全を

2025年は、政府の減反政策により、コメ不足が社会問題となり、改めて食料自給率にも多くの国民の関心寄せられた。先進諸国で最低の食料自給率、経営としてなり立たない農業の実態、まさに崩壊の危機と言われる農業の現状の打開が求められる。最大も問題は、38%（カロリーベース）に落ち込んだ食料自給率の回復・向上を国政の課題から投げ捨てていることである。自給率低下の原因是、歯止めなき輸入自由化と、価格保証・所得保障の削減・廃止など市場任せの農政にあります。こうしたもので、農業経営が成り立たず、担い手が激減しています。都市農業においても、担い手不足は深刻で、2022年農林業センサスによると、市内の農業経営体の営業主は8割以上が60歳以上となっています。また、農産物販売額規模別市内農業経営体の割合では、市内の農業経営体の8割は農産物販売金額が500万円未満で、その内6割近くが100万円未満となるなど、経営としてなり立たない現状が、後継者不足に拍車をかけています。こうした中で、市内の農地面積も減少を続け、2015年に580haあつた農地は、2021年には、520, 8haへと減少しています（固定資産税概要調査より）農業振興計画中間総括では、農地を減らさないということが目標になつております。農地を減らさず、農業者の経営が成り立つようにするためには市の施策が決定的です。

① 物価高騰対策として

ア 肥料や飼料の原料、燃料などの価格が高騰し、農業経営を圧迫している。高騰した経費に対する市としての独自の補助を行う。

イ 自然災害の発生頻度が増えており、被害による減収や施設改修費を補助する制度を作る。気候変動による被害を想定して農業共済への加入を奨励し、国が共済掛金の2分の1を負担しているが、本市がJAセレサと協

力しながら推進している園芸施設共済加入についても、市も補助する。

ウ 学校給食への納入を抜本的に増やす。そのためには計画的な生産が必要であり、JAと教育委員会の連携体制を作る。食教育に活かすため、小中学校の自校献立で地元の農業を知る機会を作る。

工 鳥獣被害への支援を行う。

農地の保全に寄与し、市民の農に親しむ要求をかなえるために、市民農園、体験型農園を拡充する。

② ③ 障がい者が農業に従事し、作業所として機能する「福祉交流農園」を増やす。そのために農地をあつせんし、事業者への支援を行う。

④ 都市内の農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にしていく。農地に準じた課税を、農作業場や市民農園などにも拡大するよう、国に求める。

⑤ 生産緑地の維持のため、新たな認定を含め対策を講じる。
⑥ ソーラーシェアリングを行う農地に対し、補助金を創設する。また、設置を希望する農家に対し、相談窓口を設ける。

⑦ 川崎の名産品である「多摩川梨」の栽培への支援と販売促進を市として進める。

10 消費者の権利を守り、消費者行政の強化を

消費者基本法は「消費者の権利」を明記し、国に「消費者政策を推進する責務」を課している。しかし、実際には、「消費者の権利」が守られていない事例が多くみられる。農薬や添加物などの安全性より企業の利益が優先され、柔軟剤、制汗剤、芳香剤、合成洗剤などの強い香りの製品による健康被害が社会問題となっている。「安全で安心できる消費生活」を送るために、消費者行政の果たす役割は重要さを増している。

(1) 輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の食品衛生監視員（現在、6名）を増やし、食品検査項目を増やす。2025年度消費者行政事業概要によると、2024年度の実績は、輸入食品90検体（前年93検体）、残留農薬検査41検体（前年40検体）、組み換えDNA技術応用食品検査21検体（前年21検体）など行っている。また、学校給食の食材検査79品目（前年92品目）319件（前年339件）の内、

残留農薬90件（前年90件）、食物アレルゲン検査3件（前年3件）産地検査30件（前年42件）を行いました。この産地検査の中で10月に豚肉加工の際、外国産豚肉を国産豚肉と偽つて混入する産地偽装が発覚しました。引き続き、検査品目、項目を増やす。放射性物質に対する安全性の確保では、市内を流通する食品23検体（前年23検体）を調査、学校給食の食材の検査42件（前年43件）も実施しているが、引き続き、実施する。

（2）商品表示を消費者の立場に立ち、正しい情報を分かり易く表示するよう国に働きかける。

ア 原材料の原産地の可能性ある国を「又は」でつなぐ「可能性表示」（例えば「アメリカ又は国産」）が可能であつたり、輸入原料の調達先が3カ国以上の場合「大括り表示」（豚肉「輸入」）であつたり、さらに、原料が加工品の場合、原産地表示の代わりに製造地を表示する「製造地表示」（アメリカから豚肉を輸入し、国内で味付けて原料にしたら「味付け豚肉・国内製造」と表示できる）など、かえつて消費者にとつて分かりづらい表示が例外として認められているなど問題点が指摘されている。消費者の立場にたつた「原産地表示」になるよう、再検討を国に求める。

イ 遺伝子組み換え食品表示では、100%組み替えでなければ、「遺伝子組み換えでない」と表示できず、実際は100%というのは困難。結局「遺伝子組み換えでない」との表示ができず、それにより、遺伝子組み換え食品が拡がる恐れがある。ゲノム編集技術による農林水産物が開発されていますが、食の安全や生態系への影響など懸念も指摘されています。消費者の選択権が守られる表示に改めるよう国に働きかける。

ウ 現在の「食品表示法」の「食品表示基準」では、同一商品を2箇所以上の工場で製造する場合、製造所固有記号を認めていたが、これは、記号での表示は消費者に分かりにくく、適切では在りません。また、心臓疾患などへの対策として、米国やカナダ、韓国などで義務化されている「トランス脂肪酸」の表示義務が見送られているなど問題がある。引き続き、国に見直しを求めてゆく。

（3）消費者センターの強化と消費者教育の充実

消費者行政の重要な役割である「消費生活相談」では、2024年度の相談件数は、10,548件で前年度（11,011件）と比べ4%増加、6年連続で1万件を上回りました。年齢別の契約相談件数では、70歳代以上が全体の22・5%と最も高くなっています。前年度増加していた「29歳以下」の相談が1,581件と前年度比10

8件と減少した。相談の内容は、「商品一般」(989件)「不動産賃貸」(627件)などで、スマホに不審な電話がかかってきた、心当たりのない貨物が届いていたなどの相談が寄せられた。

① 直接窓口で相談・面接ができるよう消費者センターの機能を充実させる

ア 北部消費者センターを復活し、北部地域の相談体制を強化する。

イ 現在出張相談は、中原区・高津区・多摩区において予約制で行っているが、すべての区役所、出張所で出張相談を行う。

ウ 相談員を専門職として正規職員化する。専門性に見合った待遇とする。研修に当たっては、業務として賃金、交通費を保証する。

② 学校教育の中で「消費者の権利」を学ぶと共に、デジタルコンテンツなどの実際の被害について、引き続き、学習する。

③ 高齢者に対しては、高齢者の集まる場所など、身近な生活の場で出前講座を行うなど、気軽に学べる場を提供する。

④ 新型コロナの影響もあり、生活が苦しくなる中で、多重債務者も増加が懸念される。多重債務の相談に当たつては、その背景に生活困窮がある場合は、地域みまもりセンターとも連携して、生活再建ができるよう支援する。

⑤ 化学物質過敏症への理解増進を図り、相談窓口の設置など患者の救済対策を講じる。

第六章 労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を

日本の労働者一人あたりの実質賃金は、1996年と2023年を比較すると年間74万円も減っています。1991年から2022年にかけてアメリカは1・48倍、イギリスは1・46倍、フランスは1・33倍、ドイツは1・30倍になっていますが、日本は1・03倍とOECD主要国で唯一の「賃金が上がらない国」となっています。これでは止まらない物価上昇と、教育費・社会保障費の重い負担のなかで、労働者の生活が成り立ちません。中央最低賃金審議会は今年8月、最賃を都道府県ごとに63～64円、約6%引き上げ全国加重平均は現行額1,055円から63円増の1,

118円となる目安をまとめましたが、政府の掲げる5年後までに1,500円到達には毎年7・3%、今回は77円引き上げが必要となるのでまだまだ不十分です。今こそ政治の責任で「賃金が上がる国」にすることが、物価高騰から生活を守る最大の力となります。物価上昇を上回る賃上げはもちろん、労働者と家族が人間らしい生活ができるよう保障することが必要です。

1990年代以降に労働法制の改悪が繰り返され、民間企業でも公務職場でも、正規雇用労働者が非正規雇用労働者に置き換えられてきました。特に就職氷河期世代や女性は、正規で働きたくても非正規雇用しか選択肢がないなど、低賃金・不安定雇用を強いられてきました。働く女性の過半数は非正規雇用で、雇用形態による差別をなくすことは職場におけるジェンダー平等を促進するうえでも不可欠です。生活補償（労働者が休みやすい環境整備、休業手当・休業補償、リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用、休業支援金・給付金の周知徹底）について、国の制度改善とともに川崎市独自の具体的な直接支援が求められます。

1 雇用の確保と権利を守り、非正規雇用から正規雇用に流れをもどす

- ① 最低賃金はすみやかに時給1,500円、将来的には1,700円をめざし、全国一律最低賃金制度をつくるよう国に要請する。県の最低賃金が改定された際には「かわさき労働情報」「働くためのリーフレット」をはじめ、市のホームページやSNSなども活用して幅広く周知する。合わせて、中小企業への支援も国に要請していく。
- ② 派遣社員を雇い止めにする派遣切りを許さず、3年経過して働けば正規雇用に転換できることを雇用者、事業者に周知徹底する。違反している事業者には、国や県の対応待ちにせず市がただちに指導を行う。
- ③ 有期雇用を5年間継続した場合、本人が申請すれば無期雇用にできる「無期転換権」について、雇用者、事業者に周知徹底する。労働契約に無期転換権を明記するよう、事業者に指導する。
- ④ 市内の中小企業の雇用実態調査を市独自で行うとともに、神奈川労働局が把握している川崎市内の事業主、雇用者の実態と課題解決について情報を提供するよう連携強化をはかる。そのためにも課題を明らかにして、神奈川労働局と雇用対策協定を締結する。
- ⑤ パート・契約社員などの非正規労働者を雇用する中小企業等が非正規労働者の待遇、教育、研修、福利厚生にかかる制度を整えた場合に、国が助成支給するキャリアアップ助成金などがある。国の事業に市が上乗せして助

成する制度をつくり、市内事業者へ周知徹底し実施を促す。

⑥ 東京都で実施してきたように、数値目標を明確にして「正社員転換型」の支援をおこない、正規雇用を拡大する取り組みを行う。数値目標に達しているかの報告を、市ホームページなどで行う。

⑦ 中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免し、中小企業が賃上げに充てられるよう国に要請する。また市の中小企業支援を導入し、独自に支援するよう体制強化を図る。

⑧ 中小企業への財政支援で、雇用の安定、正規性雇用を拡大させる。

ア 奨学金の返還について、兵庫県では昨年4月より県内事業者に就職する40歳未満の方に対し、年間12万円を限度に最大17年で総額306万円を補助する制度を開始している。県が3分の2、事業者が3分の1を負担し、利用者の返済額のほぼ全額をカバーできる補助金額になっている。本市でも同様の奨学金返済支援制度の導入を行う。また国・県に対しても制度の導入、拡充を要請する。

イ 福岡県北九州市では、市が認定する企業等に就職し市内に居住した場合、就職後2年から4年目に年間最大18万円を3年間54万円補助する事業を実施している。本市でも同様の制度をつくる、また国・県にも制度導入を要請する。

ウ 平塚市では市民を正規雇用した市内事業者に対して経費を一部補助している。1人の雇用につき月額基本給の2分の1、上限10万円で、3か月で最大30万円を補助している。本市でも同様の制度をつくる、また国・県にも制度導入を要請する。

エ 東京都では建設・IT・ものづくり分野など、人手が不足している中小企業の人材確保を支援するため、奨学金の貸与を受けている大学生等が中小企業に技術者として就職した場合、その奨学金返還の負担を軽減する事業を実施し、最大3年間で150万円の助成金が支援される。本市でも同様の制度をつくる、また国・県にも制度導入を要請する。

オ 徳島県では中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るため、最大600万円の補助金を支給する制度を設けている。また相談窓口も働き方、経営課題など多岐にわたる部門で開設し、専門家を派遣しているものもある。本市でも同様の制度をつくる。

⑨ 「キャリアサポートかわさき」の専門性が求められる求人開拓員は、不安定な単年度雇用ではなく、正規雇用職員として配置する。

男女の賃金格差を是正し、女性・若年層への支援の充実を

① 働く女性がおかれている差別と男女の賃金格差を是正する。

ア 男女の賃金格差の是正の計画をつくり、実態を監督・奨励する仕組みを確立するよう国に求める。

イ 山形県では、2021年度に賃金向上推進事業支援金制度を立ち上げ、賃金アップコースでは県内の従業員100人以下中小企業等において、40歳未満の女性非正規労働者を対象に50円以上増額改定した場合、事業者に一人5万円を支給。正社員コースは、事業者に一人10万円を支給し正社員に転換させ、実績をつくっている。2022年度は対象年齢を50歳未満に拡大し介護福祉業界の女性労働者の賃金底上げのため、101人以上の社会福祉法人も対象に加え拡充している。本市でも同様の制度を立ち上げる。

ウ 従業員301名以上の市内企業に対し男女の賃金格差公表を徹底するとともに、対象外の企業にも公表を促し応答がない場合は市が指導を行う。

エ 「キャリアサポートかわさき」は、男女それぞれの賃金を公表しない企業については、求人の対象にさせない。同時に求人募集の際には賃金の公表を徹底するよう、市内中小企業へ通告する。

オ 女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に付与される「かわさき★えるぼし」認定制度を周知徹底し実施を促進するとともに、あらゆる分野の企業が活用しやすくするよう行動機会を増やし、認証企業数をさらに増やす。

② 男女共同参画センターによる「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」が実施されたが、この取り組みをコロナ禍でなくとも定期的に実施し、市の施策・必要な支援につなげるようとする。

③ アウトリーチ事業、キャリアアッププログラムや家賃補助など、非正規シングル女性のニーズに即した具体的な支援を行う。

④ 「コネクションズかわさき」は、若者の多様なニーズに応えられるよう専門家の配置など体制の強化をはかる。プライバシーが守られ相談しやすいベースをつくり、広く明るい施設を充実させる。南部地域を含めた市内全区に設置をする。

⑤ 県立田奈高校が実施する就労支援は、バイトーン（バイト+インターの造語）の名称で有給職業体験を実施し、保育士・介護士など就労に結びつけられるようにしている。本市でも同様の支援を実施する、また現在実施

しているインターンシップ制度をさらに充実するよう市内高校や事業者に要請する。

3 就職氷河期世代への支援

- ① 今年度予算では、就職氷河期世代応援事業費がつかなくなつた。これを復活させ、例年以上の金額をつけて支援を拡充する。
- ② 氷河期世代を対象にした相談窓口の増設、及び夜間、日曜日も対応可能とすること。
- ③ これまで30倍を超える採用倍率となつて、氷河期世代を対象とした採用試験が経験者採用試験に統合された。その旨の確実な周知を行うこと。
- ④ 氷河期世代を対象にした本市の直接雇用では、本年は夏と秋に採用試験を予定しているが、職種が限定されおり採用人数も僅かとなつて、抜本的に見直し、学歴・職歴不問とする職員採用試験の継続実施及び、採用枠を現状の5人から大幅に募集を拡大する。
- ⑤ また試験等区分が「高校卒程度」から「大学卒程度」に変更となつた。統合した影響も含め、氷河期世代の受験、採用にどのような影響があつたか検証し必要な改善を行う。
- ⑥ 千葉市が実施している「市内就職氷河期世代の実態調査」を参考に、本市も同様の調査を実施する。
- ⑦ 北九州市は相談窓口の数は、本市1カ所に対し夜間・日曜に対応可能な相談窓口を市内3カ所に設置。広報についてはネットの活用、商業施設や駅など生活活動線上での広報を実施している。本市も「キャリアサポートかわさき」とどまらない相談窓口の増設や夜間・土日祝での対応、及び市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を活用し生活活動線上での広報を行い、一人でも多くの方に支援事業を知らせる。
- ⑧ 平塚市の「平塚市正規雇用促進補助金」制度は就職氷河期世帯などの就職困難者を正規雇用した事業所に対して経費を一部補助している。1人の雇用につき月額基本給の4分の1、上限5万円で3か月最大15万円を補助している、同様の制度を市独自でつくり補助を拡充する。
- ⑨ 県などと取り組んでいる「氷河期世代活躍応援パッケージ」は実績が上がっていない。横浜市のようにシングル女性、長期無業者支援など支援策を細分化し、予算を抜本的に増やす。

4 市内大企業のリストラをやめさせる

JFEスチール株式会社の高炉休止により社員1200名と関連下請け事業者の従業員2000名、さらには地域経済に大きな影響を及ぼすとして、関係行政機関連携本部を設置し雇用と関連事業者の支援を行つてきました。一定の成果があつたとして3月の開催をもつて終了することが決定されました。2020年3月JFEスチールは「鉄鋼事業はセグメント利益がゼロと見込まれる危機的状況にあるため、2023年を中途に京浜地区の高炉等を休止する」と突然発表しました。赤字を理由に高炉を休止しなければ会社がつぶれてしまうかのように言いながら、当時の内部留保は2兆円近くあり、高炉を休止した2023年度のセグメント利益はゼロどころか2027億円の黒字を出しました。さらに利益を上げるために京浜地区にある唯一の高炉を休止し、8基から7基に集約したのです。その利益のために犠牲になつたのは、社員、関連下請け事業者とその従業員でした。社員1200名については配転などにより雇用を確保するとしましたが、京浜地区に残るのはごくわずかで、多くが広島などの遠方でした。「高炉休止を中止し職場を守る会」の聞き取りなどで「家も生活もあるから行けない」「単身赴任で何十年も生活できない」との理由から、配転に応じられない労働者は退職せざるを得ない状況に追い込まれました。会社側から「西に行かないとやめてもらう」と強圧的な面談を繰り返されたとの情報もありました。一方、関連下請け事業者の約半数が20人以下の規模で売り上げの大半をJFEスチールに依存していた中小零細企業が、経営の見通しが立てられない事業者が多くあつたことや、429名の雇用を削減せざるをえない状況が本市のアンケートによつて明らかになりました。JFEスチールは黒字でありながら配置転換や退職に追い込むなどリストラを行い、中小零細企業の仕事を奪いました。許されることではありません。

大企業は、相次いで大規模なリストラ計画を実施しています。日産自動車は、7工場を閉鎖し（県内では追浜工場、湘南工場）、2万人の削減を打ち出しています。電機のパナソニックは、25年度中に国内外で1万人の人員削減を発表しています。東芝・日立・ルネサス・パナソニックによる「電機リストラ」は、この10年あまりで90万人超という大規模な人減らしに発展し、非人道的な手法で労働者が追いつめられています。黒字であつても人減らしを強行する「黒字リストラ」、しかも労働者一人ひとりを個別に攻撃するという手法で強行されています。

本市でも繰返し起る大企業リストラは従業員・家族のみならず多くの関連下請け労働者・家族の生存に関わることを市は認識して支援しなければなりません。同時に地域経済にも多大な影響をおよぼす、これらへの対策を講ずることは重要です。本市には、市内大企業の大量リストラから労働者を守る責任が求められます。

（1）市内大企業のリストラ対応について

- ① リストラ情報に対しても迅速な対応を行わなければならない、対応マニュアルの充実を図る。
- ② 県労働局、ハローワークと連携し情報収集を行い、必要な場合は雇用対策本部を設置し、実態調査を行い人権侵害は止めさせる。JFEリストラに際して行つた連携本部設置した対応を生かす。
- ③ 下請け企業、地域経済への影響調査を行い、必要な支援を行う。

④ 退職者の就労状況を調査し、不利益の有無を確認する。不利益がある場合は会社に対し是正を求める。

(2) JFEスチールの高炉休止に伴うリストラについて

- ア JFEスチールからデータをもつてている関連事業者183社について、高炉休止後の売り上げ減少率や事業の継続状況、従業員の雇用の増減に関する状況などについてのアンケート調査を行う。
- イ 高炉休止による雇用と地域経済の影響の全体像について責任をもつて調査、把握し総括を行う。
- ウ 連携本部は終了したが、引き続き雇用と経済部会を機能させ必要な支援を継続させる。

5 市職員の長時間労働是正、職員の健康を守り市民サービス充実を図る

川崎市の人囗はこの20年間で25万人も増えているのに、一般行政部門だけでも職員は逆に1,500人も減員しています。人口増に合わせた職員増が無ければ職員の負担が増えるばかりです。しかし、市の「時間外勤務の縮減対策」には「職員の増員」という対策が入っていません。こうした下で、災害の多発やコロナ対応などで、自治体職員など公務労働者が「過労死ライン」を大幅に超える超長時間労働を余儀なくされる事態が続いています。職員の増員を図りつつ、労基法を改正して上限規制を設けることが必要です。2024年度の市職員の長時間労働の実態は、残業時間が年480時間を超えた職員は736人、年1000時間を超えた職員は24人に上ります。本来36協定では、時間外・休日勤務の限度時間は年360時間で「予見できない臨時または緊急の業務が集中」する場合でも年480時間です。年480時間を超え、年1000時間を超える職員が毎年いること自体異常で早急に是正しなければなりません。また、2024年度の長期療養者数は556人、そのうちメンタルによる長期療養者数は379人で依然と深刻な事態です。会計年度任用職員制度の導入は、第一に非正規雇用を拡大し、正規職員削減につながること、第二に1年限定の雇用制度であり、市は任用期間の限度を最長5年毎に公募と定めて雇止することにしていますが継続して働きたい場合は最長5年毎の公募制度は止めるべきです。

① 市は「年間480時間を超えて働く職員数を25年度までにゼロにする」という目標を立てていたのだから、早急な増員を行う。

② 各職場の仕事量に見合った人員計画を立てる。時間外勤務で補っている仕事量に見合う職員の増員を行う。年休・産休・育休の完全取得やこれからの人囗増に見合う職員の増員を行う。

③ 官製ワーキングプアを生み出さないために、公務労働における非正規職員化をやめ、正規職員に切り替える。採用は正規職員とする。

④ 会計年度任用職員に採用する場合は、総務省のマニュアル通り、専門職は、民間の給与水準も踏まえて賃金とする。

⑤ 市民サービスの低下につながる市職員の削減をやめ、足りない福祉・教育・消防分野の雇用を拡充する。

6 失業者の就労支援を充実させ、生活を守る

① 失業者への対策・生活支援を強化し、ワンストップで対応できるように、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJ-O-Bセンター）の相談窓口を全区役所に設置する。

② 市が開拓した求人情報をハローワークと共有化するとともに支援員を配置させ、市はハローワークと連携を強化して生活就労支援を充実させる。また、川崎・幸・宮前・多摩区役所で実施しているハローワーク求人端末等の設置及びハローワーク職員の配置を他の全区役所・支所にも導入する。

③ 住宅ローンの繰り延べができるよう緊急貸付や信用保証などを実施する。

④ 住居確保付事業の一層の周知を図る。

失業者に対する税金や社会保険、公共料金などの負担軽減や支払い延期措置を実施する。

有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を強化する。

7 生活・労働相談活動を充実させる

① 本市で実施する労働相談は、労働者の勤務形態にあわせて休日・夜間にも設け、回数を増やして充実させる。最初の相談を受けた相談窓口は、相談内容をしっかりと把握し、たらいまわしにすることなく関係機関につながるまで責任をもつて最後まで対応する。

- ② 労働相談を実施していることを広く周知する。
- ③ 民間で行う労働相談活動についても広報するなど周知徹底して支援する。
- ④ 外国人労働者の就労実態の調査を行う。市内在住の外国人・外国人労働者への言語援助、仕事と生活の相談活動を進める。
- ⑤ 「かわさき労働情報」は情報提供や啓発活用に役立たせるとともに、法制度や新たな事業の開設のおりに企業に向けいて説明を行い徹底させる。実態を把握する中で、内容の充実をはかる。

第七章 「川崎に住んでよかつた」と思える良好な環境の形成を 住まいは人権 豊かな自然を残し、防災対策に力をそそぐ川崎に

1 拠点開発にちからをそそぐまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

この1年間も、超高層マンション、巨大物流倉庫、大型商業施設など、これまで作り上げてきた住環境を壊す大規模な計画が進められ、多数の住民運動が起きています。住環境よりももうけを優先する事業者に、行政が規制緩和をしてまで手を貸していることは見逃せません。

住民無視のまちづくりが進められている根本には、川崎市の行政計画があります。2024年度に改訂された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」は本市のまちづくりの基本方針となるものであり、その下に都市マスター・プランや立地適正化計画が位置付けられます。整開保ではおおむね10年間の主要な都市計画決定の方針を定めるとして、「人口減少期の到来を見据え、持続的に都市の活力を維持する都市づくり」が必要として市内の拠点は高度利用地区を設定し、巨大な住宅群を呼び込んでいくということが「都市計画」の中心点となります。しかし、2025年5月に公表された新たな将来人口推計によると人口のピークは2035年ごろに159万3千人となり、155万人よりも減るのは2050年以降と予測されており、2070年にも139万人と、この先40年以上は140万人を超えていきます。130万人だった20年前と比べても公的施設など増えてはおらず、今後40年間はこの規模の市民の暮らしを支える都市づくりをしなければなりません。この視点がなく、拠点開発を中心にして、そのほかの地域に対するは、住民が求める交通や住環境の改善を求める施策を行わない今の市政は、住民の福祉の増進を主旨とする自

治体の役割を果たさず、市民の暮らしの願いとかけ離れたものと言わざるを得ません。まちづくりの基本は、今ここで住んでいる多くの市民と徹底した合意をもとに計画を作ることであり、「豊かで暮らしやすい川崎になつた」と思えるまちづくりをすることが求められています。

① 都市マスター・プランや立地適正化計画の上位計画となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」を見直し、拠点整備を中心とするのではなく、今後40年にわたつて140万人以上の人口を抱える都市として、どの地域に住んでも交通や公共施設などが配置されている、均衡のとれた住みやすい都市にする計画を策定する。

② これまで本市では作ることのできなかつた、コンパクトシティを推進する「立地適正化計画」の計画内容に「防災」が加わつたことから、本市でも立地適正化計画が策定された。この計画では市域を居住できる地域、できな地域などに区分けすることができ、都市施設を集中させるための補助制度を活用することができる。最大の問題は再開発事業にこれまで以上の税金を投入することである。防災対策はほかの手法でも行うことはできる。再開発事業で事業者のもうけを増やす税金投入をさせないよう、立地適正化計画をやめる。

③ 地域に大きな影響を及ぼす開発計画などの事前協議があつた場合は、計画が固まる前に住民の意見を取り入れる仕組みを作る。「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の中での仕組みでは、対象事業がごく限られる。また、アセスの対象になるような大きな開発計画の全容がわかるのはアセスの方法書が最初である。それより前に住民におおまかな計画の全容がわかるよう、総合調整条例のなかに制度をつくる。

④ 「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」は、一定の都市機能が付加されていれば容積率を増やすもので、単なる容積率緩和の道具となつているこの制度を廃止する。

⑤ 環境影響評価の手続きを行う事業については、まちづくり総合調整条例の手続きを省略している。しかし、アセスの中での住民からの意見聴取と総合調整条例での事業者の説明とはまったくがうものであり、アセスの手続き中でも総合調整条例の手続きは行うものとする。

⑥ 環境影響評価の中に、複合日影の項目を新設し、どんな住宅でもビルの日影が2時間はかかるないようにさせる。

⑦ 「地区計画」の策定は、本来用途地域の指定だけではその地域にあつた土地利用の制限ができないことから、制限を強化するためを作られた制度である。ところが本市で指定される地区計画は、あらたな土地の高度利用のために、事業者の計画が出されてから、その計画に合わせるために行われることがほとんどである。本来のありか

たは市民が住民合意で決めたその地域の土地利用に合わせて新たな建物を作るべきであり、計画ができてから地区計画を作るやり方をやめる。

⑧ 超高層マンションの建設が、武蔵小杉で2棟建設が始まり、さらに1棟の計画が進んでいる。今後、鷺沼、登戸、柿生と続き、新百合ヶ丘北口も計画が動き出そうとしている。超高層マンションは従前の住環境を破壊し、災害対策や資産としての建物の維持管理を困難にするなどの問題点は明らかである。とりわけ、資産として購入し実態として住んでいない住戸が増えていることが大きな問題となっている。そのため、神戸市では、居住実態調査を行い上階ほど空き部屋が多いことを確認。「空き部屋が増えると修繕や解体の際の合意形成が難しくなり、将来的にマンションが廃虚化する恐れがある」として、有識者会議では空き部屋の所有者に税負担を求める方向性を示している。千代田区は投機を目的としたマンション取引を防ぐため、不動産協会に対し原則として購入者が物件を引き渡されてから、5年間は転売できないとする特約を設ける「転売禁止」をはじめとした異例の要請を行っている。現存する超高層マンションの投資目的の所有、空き部屋の放置を防止する対策を検討する。これからはタワーマンション建設そのものをやめる。

⑨ 「小杉駅北口駅前まちづくり方針」については、高層建築物の誘導ではなく、防災や住民の声を生かした駅前整備になるよう、緑あふれるオープンスペースや、低層建築物を誘導する。

⑩ 「鷺沼駅周辺再開発事業」は、風害・交通渋滞・地上緑地の減少・学校生徒の増加による教室不足など生活環境の悪化をもたらすことがあきらかだけでなく、巨額の公費が投入される。事業費が880億円になることが公表され、市街地再開発事業補助金が220億円、このうち市負担分は95億円とのことである。この事業を通じてもうけを出すことのできる事業者に対し、巨額の公費負担をおこなうのは税金の使い方として重大な問題であることから、高層ビル計画を中止する。また、さらに区役所、図書館、市民館は保留床を買い取らなければならず、その内装費もかかるなど市税負担は莫大になる。現在の区役所・市民館・図書館を存続させ、鷺沼の駅前には、支所や分館を整備する。

⑪ 柿生駅前南地区は再開発事業を準備している地域であるが、高度利用地区を活用して、30階建ての高層建築物が提案されている。周辺の住民からは、「これからの時代に高層住宅はいらない」「住環境が悪化する」と反対の声が上がつており、建設計画は中止する。駅周辺の道路対策を中心に行い、問題解決を急ぐ。

⑫ 「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」の策定にあたっては、市民、住民の意見を聞き、それを取

り入れるプロセスを明確に決め、確実に市民の意見を計画に反映する。

(13) 登戸土地区画整理事業内における市街地再開発事業は、税金の二重取りであるだけでなく、高層マンションの建設が近隣住民の願いなのか、町の賑わいはそれでつくれるのかという議論が一切ないまま、強行されようとしている。事業者と住民と話し合う機会を特別に設け、住民の声に沿つたものにする。超高層マンションは脱炭素社会にはふさわしくなく、地域に根付く低層の住宅を作り、町の賑わいを作る方策に切り替える。

(14) 鈴木町駅前南地区開発計画は、B棟が高さ90メートル計画戸数600戸とされており、周辺環境の悪化の懸念が説明会でも出されている。さらにこの計画ではC地区に何ができるのか、さらに高い建物ができるのではないかと懸念が広がっている。事業者は周辺住民に丁寧な説明を行い、その声を聴いて計画を立てるよう指導する。

(15) 西加瀬プロジェクトについて。2019年に本市が示した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」で示した土地誘導にたちかえり、大型物流倉庫の建設をやめ、土地を市が買い取るなどして、市民の文化、教育、公園機能などに活用する。

(16) 「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」について

ア 100戸を超えるような巨大なワンルームマンションの建設が続き、管理の問題で近隣とのトラブルが絶えない。特に部屋を投資目的で購入させることを目的とした分譲型マンションでは、個々の所有者が住んでいない場合の管理責任があいまいになつてている。これを防止するため、建設指導要綱に、建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付ける。分譲マンションの場合はマンション管理組合を作ることを義務付ける条項を加える。

イ 小さいアパートのようなワンルームマンションを次々に作り、1棟丸ごと売つてしまつやり方で、管理人もおらず近隣とのトラブルが解決できないところもある。10戸未満であつても同一事業者が数棟立てる場合には、要綱を適用する。

ウ 東京都の多くの区がつくつてているように要綱を条例化する。

(17) ビルなどの解体工事について

ア マンションやビルなどの解体工事では、法律で定められている特定建設作業に当てはまらない作業によつて、耐え難い振動や騒音が起きている。自治体として法の網にかられない騒音・振動を規制し、近隣住民の生活を守る。

イ 江東区では事前の届け出制度があり、標識の設置と工事着手7日前までの住民説明を義務付けている。本市は建設リサイクル法に基づく表示のみであり、近隣の住民へはちらしを配ることをお願いしているだけである。住民は突然解体工事が始まり生活に影響が出るなどの被害を受けており、江東区のような要綱をつくる。

(18) 「第2期川崎市空家等対策計画」が改定され、特定空家になる前の対策の強化が図られたが、これを実践するためには職員の増員は不可欠であり、体制を強化する。空き家を活用できるよう、所有者がわかる空き家へ、解体費用、改修工事の補助制度をつくる。

2 住まいは人権。安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。

住居を確保することは憲法に保障された人権であり、享受できない市民がいれば必ず解決しなければならない施策です。しかしこの間の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助打ち切りにみられる市長のあまりに冷たい態度は、川崎市が「住まいは人権」だと認識していないことを表しています。この転換が何としても求められます。

本市の住宅における特徴は、他の首都圏の都市と比べても民間の賃貸住宅に住む率が高く、その中でも小規模な民営借家がおおいことです。世帯の約51%が賃貸住宅であり、全国平均や神奈川県、横浜市よりも高い割合です。このうち単身者が59%を占め、その多くが年収300万円未満です。この賃貸住宅が1畳当たりの家賃及び月額平均家賃のいすれも指定都市で最も高くなっています。民間木造共同住宅の3割が、単身者なら25平方メートルなどの最低居住面積を満たしていません。高くて狭い賃貸住宅に多くの市民が住まざるを得ないというのが川崎市の住宅事情です。高齢者の単身世帯や非正規シングルなどが増加しているなかで、低所得者が安心して住み続けることによる不安が広がっており、対策が必要です。

住宅確保の基本は市営住宅の拡大です。しかし2023年3月に策定された「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」では、最後の砦である市営住宅を「長く住み続けられる住宅」から「通過型の住宅」にしようとしていることは重大です。また、「総合活用計画」では、小規模な住宅にシフトしていくこと、子育て世帯や若年単身者等で期限付き入居を増やすこと、団地の集約を行うことなどが新たに盛り込まれ、すでに実際に申し込みが始まっていますが、若年単身者向けの募集住戸は、ほとんど駅から遠い住宅で、応募がありません。ファミリー世帯や若年単身者に期限をつけるのは入居者の回転を速くするためで、それは申込数に比して住宅戸数が少なすぎることから「なかなか当たらない」という批判をかわすためで、住宅を増やせば問題はありません。2025年3

月の募集戸数123戸に対して1858世帯からの申し込みがあり、倍率は15・1倍で、この10年近く、倍率が10倍を下回ったことがありません。国も川崎市も、市営住宅を増やさないという方針を撤回し、市民の福祉の増進のために市営住宅を増やす方針に切り替えるべきです。

高齢者、非正規シングル、青年など住宅に困窮する世帯があらゆる世代に増えている中で、市営住宅だけでは住まいの人権を守ることができなくなっています。総合的な家賃補助制度が必要です。家賃補助制度では国のセーフティネット住宅制度があるといわれますが、これは、10年間にわたってその部屋を住宅確保要配慮者に限定しなければならぬため、そもそも貸す側の応募がない状況です。自治体としての家賃補助制度の創設が求められます。

本市では住居となっている67万戸のうち25%が分譲マンションであり、持ち家に占めるマンションの割合は全国で最も高いのが川崎市です。このなかでマンションの老朽化と住民の高齢化が社会問題となつており、対策として「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月に成立しました。これは近年のマンションをめぐる、建物と居住者の「2つの老い」の進行に伴う課題等を踏まえ、新築から再生までのライフサイクル全体を見通した管理・再生の円滑化等を図るためとして、区分所有法とマンション管理適正化法を改正し、建て替えの合意の必要数を区分所有者全員から4分の3にするなど、大きな変更となっていますが、これで、問題が解決するのか、慎重に見極める必要があります。いっぽうで全国の自治体ではそれぞれの工夫でこの2つの老いへの対策を作っているところもあり、本市にあつた対策を考える必要があります。

とりわけ超高層マンションの維持管理は今後重大な問題になつてきます。そうなるまえに、管理組合の支援を行ひ、長期修繕積立金の確保など具体的な援助を行い、空き家にならず建物を維持できる施策を市として行うことが必要です。

① 市営住宅について

ア 貧富の格差が拡大し低所得者が増えている情勢の下で、市営住宅を抜本的に増やし、入居条件に合致している市民はみな入居できるようにする。総数あと二千戸必要である。土地の購入や建設は時間がかかることから、借り上げ住宅を復活させる。古い住宅の建て替えの際、戸数を増やす。

イ 2人世帯は55m²未満でないと申し込めないという2024年6月の入居基準の変更により、2人世帯向けの住戸はあまりに少ないとから当選率が激減している。入居基準の変更を撤回する。

使用者が死亡するなどした場合の居住権の承継は、経済的事情などでも子どもも承継できるように条例改正を行う。

工 民法の改正により、ふすまや畳の張替えなどの経年劣化の修理は所有者の責任とされたことを適用し、退去時の経年劣化の修繕費用は市の負担とする。

オ 「空いている部屋があるのに募集しない」という苦情が増えている。契約者が退去した後のリフォームを直ちに行い、すぐに空き家募集に入れるようとする。

カ 市営住宅等長寿命化計画の団地別事業計画を見直し、老朽化が著しい建物は建て替えを行う。

キ 住民に寄り添った管理運営を行うため、管理代行制度をやめ、直営で管理する。指定管理者制度の導入は行わない。

ク ファミリー世帯、若年単身者など、期限付きで入居を認める制度は、事情によっては追い出しになってしまう。期限を限ることをやめる。

ケ 障がい者による駐車場の使用の際、減免申請に、障害者手帳の写しに加え、診断書の提出を求めるなどをやめる。

コ 市営住宅の入居申し込みで落選した世帯は本来入居する権利があるのであり、市の整備の遅れで入れないのであるから、落選した場合には家賃補助を行う。

② 高齢者向け優良賃貸住宅は事業開始後20年で補助が終わり、入居者は家賃が上がる。国はさらに20年の延長を認めており、入居者の住居を守るため、補助の延長を行う。

③ 所得に対し一定の基準を設けて家賃補助を行えば、子育て世代、若者、高齢者、シングル女性をはじめ、家賃の値上がりで苦しむ幅広い世代を支援することができる。家賃が所得の2割を超える世帯に対し、月1万円の補助を行う。

④ 分譲マンションの適正な保全は、将来のまちづくりに欠かせない。

ア 川崎市マンション管理組合登録・支援制度を周知し、長期修繕積立金の確保などの情報を知らせ、管理組合の育成を行う。管理組合がない、機能していないなどのマンションへの指導を引き続きおこなう。建築後30年以上など、明らかに修繕が必要なマンションに対し、適正な維持管理を行うことを指導する。

イ 福岡市では、築40年以上のマンションが改修や建て替えを検討するときの経費を補助する制度と、築20年以

上のマンションで長期修繕計画を作成するのに補助する制度を作っている。これに学び、本市においても具体的な長期修繕や改修などに着手できる支援を行う。

3 生活道路、水道など公共インフラの整備を

- ① 生活道路の維持補修費を抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。
- ② 私道舗装助成の市民負担をなくす。予算を抜本的に増額し、毎年の申請に応えられるようにする。
- ③ 上下水道の老朽管の更新の目標年次を引き上げる。そのために一般会計からの繰り入れを行う。
- ④ 私道における上水道の管の埋設には市の補助があるが、修繕や敷設替えは全額自費となる。様々な事情で私道となつていても共同で管を使用している場合は敷設替えの際には助成するよう制度をつくる。
- ⑤ 橋梁は、「市橋りょう長寿命化修繕計画」によつて健全度を判定し、健全度Ⅲは確認から5年以内に修繕を行い、健全性を回復することとしている。2021年度に点検した609の橋梁のうち、健全度Ⅲは25橋、そのうち修繕が終わつたのは9橋である。大きな災害も頻発しており、健全度Ⅱの橋についても急ぎ修繕を行う。
- ⑥ 街路樹は、地球温暖化対策の観点から、「樹冠被覆率」で管理することとし、目標を市域の30%とする。街路樹管理計画および実施プログラムを見直し、樹冠被覆率の向上の観点からせん定や樹種の交換の方針を切り替える。
- ⑦ 歩道を覆い、子どもたちの姿も隠してしまつような街路樹の下の植え込みのせん定の予算を引き続き拡大する。落ち葉の掃除などをシルバー人材センター、障がい者施設など、公的な仕事として委託できる仕組みを作る。
- ⑧ 県による水道事業の広域化に組せず、川崎市の水道事業の独立性を守る。水道料金の値上げにつながる神奈川県内広域水道企業団の増強計画に反対し、生田浄水場を復活させる。
- ⑨ 通増度の緩和による上下水道料金の値上げは行わない。
- ⑩ 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、住民に知らせることもないまま、東京外かく環状道路計画検討協議会での協議が重ねられ、すでに費用負担などの検討まで行われている。川崎側は住民合意もなく建設は不可能であり、きつぱりと中止する。
- ⑪ 「公共建築物長寿命化に向けた実施方針」で計画的に対応するのは屋上防水と外壁の塗装のみである。あとは管理者が対応するとなつており、とりわけ指定管理の施設は、申請がなければ対応の対象にもならず、あつても予算がなければ無視するという状況である。水道管、下水管、内装なども老朽化しているか点検を行い、市とし

て対応する。

- (12) 酷暑対策のため、街路樹のない公道には熱を反射しないアスファルトを採用する。

4 交通体系を住民本位に整備する

自由に移動することは市民の権利です。高齢者の増加などにより公共交通の役割はますます重要になつております。行政の支援は欠かすことができません。とりわけ市バスは公共交通の責任を果たすことが求められており、2024年度には運転手不足のために減便が強行されました。その責任を果たすために直ちに元に戻すことが必要です。

① 市バス事業について

ア 運転手不足のために減便した路線は、直ちに元にもどす。それだけでなく、市民が要望する路線の新設や増便に応える。そのために営業所の拡大、バスと運転手の確保を行う。運転手の養成人数を増やす。路線維持のため一般会計からの繰り入れを増額する。

イ 障がい者への差別的な対応を根絶する。そのために、研修を繰り返し行う。

ウ 夏の酷暑対策として、停留所への屋根とベンチの設置を道路管理者と協議の上、さらに増やす。民間バス事業者に対し、働きかけを強める。

② 民間バス事業者に対し、バスの減便をやめ、地域の足を守るよう強く申し入れる。

③ コミュニティ交通について。各地でデマンド交通などの実証実験を行つてはいるが、いずれも本格運行に移行でききりにいる。最大の問題は採算性であり、地元協議会や企業の努力だけでは継続できない。運営費に対する補助を創設する。

④ 南武線のワンマン運転化で慢性的な遅延が起きてはいるだけでなく、安全性が脅かされている。市として、JRに対しワンマン運転化をやめるよう申し入れる。

⑤ 南武線の片側改札駅の解消に向け、久地駅の橋上駅舎化に早く着手する。久地駅横の踏切は大変危険であり、当面の対策として南口に臨時改札を開設する。

⑥ 中野島駅の橋上化は久地駅から間隔を開けずに早く着手する。臨時改札について、現在は2026年度までとなつてはいるが、橋上駅舎化実現までは開設するよう、関係者に求めるとともに、市としても財政的支援をする。さらに住民の声にこたえ、開設時間を延長する。

⑦ 南武線連続立体交差事業については、移転を余儀なくされる住民に不利益がないようにする。立体交差化が実現するまでの間、開かずの踏切対策をJRに強く要望する。

⑧ 京急大師線の連続立体交差事業については、1期区間はこれ以上先延ばしせず早期に完成させる。本町踏切の改善に向け、地元との話し合いを進める。

⑨ 自転車駐車場について

ア 利用者が集中する駅周辺において、自転車等駐車場の増設を急ぐ。機械式はたいへん利用しやすく、土地がなくとも増設できるため、機械式を増やす。

イ 自転車置き場が2段式になつてゐる所では、上の段に自転車を上げることができず、利用できない。また、無人式の駐輪場にしたところでは、自転車一台あたりの幅が狭く、左右に自転車が入つていると真ん中は利用できないラックを残している。また、こどもを載せることができる大きな自転車が普及しているなど自転車のかたちが変わつてきている。こうしたものに対応するようニーズに合つた施設にきりかえる。その際、収容台数を減らさない。

5 リニア新幹線の建設に反対する

いよいよ川崎市内においてもトンネル掘削工事に着手しましたが、巨大なトンネルを掘る危険性はこの数年各地で明らかになり、いずれの工事も何らかの理由で止まつてゐる状態です。JR東海も国交省も「リニアは安全」と言うが、リニアだけ掘削事故が起きないという保証は全くありません。実際北品川ではすぐに機械が損傷事故を起こしてしまいます。岐阜県では、地下水の枯渇が起き、簡易水道の水源にも影響が出でていますが、これは地質調査が十分に行われていなかつたことから、地下水脈を分断してしまつたことによるものだと専門家は指摘しています。このように、そもそも地質調査も十分ではなく、工事の段階から市民に影響があるリニア新幹線の建設は直ちに止めるべきです。

① 岐阜県でリニアの工事によつて地下水が枯渇しただけではなく、地盤沈下が起つてゐるなど、重大な被害が発生している。この教訓もうけ、工事着手前に川崎市内のルートのボーリングによる地質調査を、200メートルに1か所行うようJR東海に強く申し入れる。その結果の公表を求める。

② リニア建設で想定されるリスクに対し、自治体が独自に調査し、第3者としてチェックする仕組みがない。市として安全対策を行う体制を作り、JR東海に対し意見を述べる仕組みを作る。

- ③ 家屋調査は、希望者ではなく、すべての関係する家屋に對して行う。
- ④ 上下水道局の第2導水道への悪影響は明らかであり、リニア新幹線の今の計画のまでの建設を中止するよう求める。

6 川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

市域のほとんどが市街化区域の本市にとつては、「緑の基本計画」で立てた市域の30%を緑で覆うという目標を達成するには樹林地、農地、身近な公園のいずれも特段の努力が必要となっています。

樹林地の保全は、ひきつづき予算措置をして保全を図るとともに、地球の温暖化の進行を食い止めるためにも、市街地でこそ豊かな緑のある公園緑地の整備と街路樹の整備が不可欠です。

① 緑の基本計画の改定に当たっては、緑の量の把握を「緑被率」だけでなく、「樹冠被覆率」で行うようにし、被覆率の目標を30%にする。

② 斜面緑地と丘陵部のみどりの保全をいつそう旺盛に

ア 予算を抜本的に増やしナラ枯れの対策を強化する。倒木の危険のある樹木の伐採を急ぐ。

イ Aランクの保全を急ぎ、開発の波から守るとともに、貴重なBランクの緑地もAランクと同様に保全するよう手法を見直す。

③ 公園整備について

ア 「緑の基本計画」で立てている「小学校区内の町丁目の3分の2に街区公園を」という目標が、依然として未達成なだけでなく、地域の身近なところに公園があるというまちにするには、地域の実情に応じてさらに増やす必要がある。当面急がれる街区公園の整備の目標達成のために、予算を付け土地を買い公園にする。

イ 公園は、植栽を増やし、日影のもとにベンチをおいて過ごしやすい場所にする。夏の異常気温の中で遊具が熱くなっている。対策を講じる。

ウ 公園を増やすために、マンションを建てる際に近隣に一定の面積の公園があれば、6%の提供公園を緑化協力金にすることができる規定について、安易に協力金を受け入れるのではなく、市街地では、周辺に公園があつても、基本的に公園を提供するよう指導する。

エ 設置の条件のある公園にはすべてトイレと手洗い場を作る。築30年以上の古いトイレや、洋式便器になつて

いないトイレはただちに改築する。

オ 市民参加の公園の管理は、高齢化などから参加者が減り苦労している。植栽や遊具の管理は道路公園センターの業務として責任を持つて行うこととする。

カ 気候変動により、夏の猛暑は避けられない。日中も遊べるように屋内の遊び場を公園内に整備する。

キ 各地で Park-PFI が導入されている。これは基本的に民間が公園内で利益を上げてそれで公園の整備を行うというものであり、すべての市民の憩いの場である公園の目的から外れている。参入している企業は限られており、その企業のもうけのために市民の公園を利用させることはない。今後は Park-PFI は導入しない。すでに導入している施設は直営に戻す。

ク 公園の再整備にあたり、樹木を切らないことを前提とする。一度切つてしまふと大きくなるには時間が必要であり、いまの景観を保つことができない。樹木の管理計画を作り倒木の危険のある樹木以外は残す。

ケ 等々力緑地について

・市の管理委託のための契約が当初の 633 億円から 2025 年 1 月には 1232 億円に膨れ上る予測となつた。市はその縮減をはかるとして、7 月には約 40 億円の工事などの取りやめは決めたものの、事業そのものは継続するとして、実際の工事費の縮減は詳細設計の都度、官積算で計算するとしている。また、事業者による自由提案施設も縮小するとはいうものの、最終決定は事業者であり、市は要望しているだけである。これでは本当に縮減されるのかわからないだけでなく、必要のない施設、設備もこのまま作られていくことになる。そもそも本市の重要な緑地が、儲けの手段となり、貴重な動植物を失っていくこと自体が市民の利益に反する。他都市の PFI 事業の事例に学び、この契約をいつたん破棄し、改めて市民のための緑地としての整備計画を作成する。

・とりわけコンセッションの導入は、運営権に抵当がつき、公共施設の運営が金融機関のもとにあるという異常な事態である。コンセッションの導入をやめる。

④ 街路樹は、地球温暖化対策の観点から、「樹冠被覆率」で管理する。街路樹管理計画および実施プログラムを見直し、樹冠被覆率の向上の観点からせん定や樹種の交換の方針を切り替える。（再掲）

⑤ 多摩川の干涸を保全する。羽田連絡道路の建設により河口部の干涸の生態系が変動していないか、調査を引き続き行う。多摩川河川敷の草刈りの回数を増やすよう、国に要請する。市の管理部分については、予算を増やし

7 災害対策について

- ① 災害対策は多岐にわたり、その対策を所管する部署も各局にまたがっている。それを統括する部署が必要であり、危機管理本部の今の体制では、全市を統括することは困難である。危機管理本部の中でも災害対策の部署を抜本的に強化し、専門部署として、日常的に専門知識の習得や訓練を行う体制を作る。
- ② 地域防災計画の中に複合災害に対する計画を策定する。複合災害の想定は多岐にわたるが、当面、巨大地震のあとの豪雨災害など、本市での被害が想定される災害から計画を考える。

③ 震災対策について

- ア 木造住宅耐震改修助成制度は、低所得層に対応するため、限度額をもとの一般世帯200万円、非課税世帯300万円に引き上げ、自己負担をなくすために補助率を設けないこととする。段階的な耐震補強も行える制度についても、同様に補助額を引き上げる。

イ 旧耐震の建物を建て替え新築する場合には、解体費に助成する制度を創設する。

- ウ 耐震改修等の助成は、1981年以前の建物だけでなく、2000年以前の建物を対象とする。

- エ 能登半島地震の教訓に学び、上下水道管の復旧は、宅地の中まで行えるよう制度を見直す。マンションの中の上下水道管の点検方法をあらかじめ管理組合が体験できるよう指導する。

- オ 家具の転倒防止金具取付事業は、高齢者・障害者のみ世帯だけでなく、希望するすべての世帯を対象にする。そのため、所管を健康福祉局から他の該当する部局に移す。

④ 風水害について

- ア 国の多摩川緊急治水対策プロジェクトで計画されている多摩川の河道掘削はもともと2024年度までに189万m³を行う予定だったが、工期を2025年度まで伸ばした。しかし2025年4月段階で58%しか終わっておらず、工期中に終わるのか疑問である。大規模に推進するよう国に申し入れる。間に合わなければ市としても行う。

- イ 本市は多摩川の最下流であり、本市域だけで多摩川の対策を行っても根本的な水害対策はできない。流域治水対策がどうしても必要であり、関係自治体と国が連携をとつて鶴見川のような大規模な対策を上流から行う

よう、市として関係団体に働き掛ける。

ウ 多摩川JR橋梁下堤防は河川管理施設等構造令が守られておらず、決壊のおそれがある。2025年7月、JR 橋梁周辺の堤防嵩上げ工事が始まった。これにより一定の対策になると思われるが、その周辺の堤防は木が生えて護岸ブロックが割れるなどしており、さらなる対策が必要であり、全体を急ぎ整備する。

エ

多摩川の洪水対策として、被覆型堤防に改修するよう国に求める。

オ 令和元年東日本台風による浸水被害における排水樋管周辺地域の浸水対策について。長期対策で複数の排水区を一括的に捉え、排水できない雨水を新設する流下幹線で集め、新設または増設するポンプ場から多摩川へ排水するというもので、2025年度までの中期計画の中で具体化するとしている。この計画の具体化を急ぐ。この能力は最大31ミリとしているが、もっと能力を高める。

カ 三沢川地区の浸水対策について、令和元年東日本台風で浸水被害のあった菅稻田堤3丁目に、三沢川地区の多くの雨水を集めて放流する巨大ポンプの計画は公園の廃止は住民の声を取り入れ公園機能を残すことになったが、現地は三沢川の最下流に当たり、三沢川と多摩川の合流地点にある三沢川水門に排水機場がないため、多摩川の水位が上がり水門が閉まればポンプは停止せざるを得ず、大量の雨水はポンプ場からあふれ、再び水害の恐れがある。三沢川の最下流へのポンプ場の設置だけではなく、三沢川地区全体の雨水を分散して多摩川へ放流する方法を考える。

キ 浸水対策の重点化地区のうち、2025年度末でも、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区の3地区は達成度ゼロのままという目標であり、住民の不安が増している。これらの対策を急ぐ。

ク 「水害時避難ビル」を津波だけでなく、高潮・洪水時にも利用できるような協定とする。とりわけ川崎区、幸区は多摩川のJR橋梁下堤防が決壊すれば1時間以内に2メートルの浸水地域が出現するとの国土地理院のシミュレーションがある。この洪水を想定した避難ビルを確保する。

⑤ 土砂災害特別警戒区域から移転するための補助制度——「がけ地近接等危険住宅移転事業」は神奈川県が制度を作ったので、それとタイアップして自治体が制度を作れるようになつた。本市も事業化する。危険ながけ地を所有する地権者に対し、がけ地の安全対策を行う助成制度の充実を図る。

⑥ FMを活用し、緊急情報には自動で電源が入る防災ラジオが導入された。一般家庭には有料で配布される予定とのことだが、値段を極力安価にし、希望する全世帯に普及できるようにする。高齢者世帯などには無料で配布

する。聴覚障がい者のために文字表示ができるラジオを導入する。

⑦

避難所について

ア 県立高校は風水害には避難所として活用できるようになった。具体的な開設方法を明らかにする。震災時の避難場所とするよう県と協議する。

イ すべての避難所運営会議が避難所開設訓練を具体的に繰り返し行うよう、市として予算も出して指導する。そのための区役所危機管理担当を増員する。

ウ 「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」は、二次避難所の開設手順は示したが、具体的に一次避難所でどう振り分けるのか、そこからどう移送するのかという最大の問題に手がついていない。3か所のリハビリテーションセンターは最初から開設することにしたが、誰が行つていいのかなど具体化もされていないなど多くの課題が残つており、このままでは混乱する。基本的には、福祉避難所を最初から指定し、避難者を決めておくことが合理的であり、2次避難所とすることがいいのか検討する。実際には避難所にたくさんの中の要援護者が避難することは必至であり、その対応に必要な人員を配置できるだけの職員の増員を平時から行う。実際に2次避難所の避難訓練を行う。

エ 要援護者の避難訓練をすべての避難所の開設訓練においておこなう。当事者の参加を促し、具体的な相談を行う。障がい者、高齢者は個別避難計画を作成している。できた人から実際に避難訓練に参加してもらい、その内容の検討に活用する。

オ 防災計画の中に、障がい者、女性、性的マイノリティの方への配慮を具体的に盛り込む。避難所運営会議に女性や当事者の参加を増やす。全国社会福祉協議会が作成したパンフレット「避難生活での支えあいー障害のある方と家族の困りごとー」を全避難所運営会議に届け、その内容を検討してもらう。

カ 各避難所に設置されている発電機は、重油を使うタイプで重油の入れ替えのために定期的な試運転を、学校とともに避難所運営会議に義務付ける。設置から時間がたち、点検や修理が必要になつていて。学校の判断で行えるよう予算をつける。

キ 下水管は耐震化が済んでいない100キロの管のうち、避難所や病院など重要な施設と水処理センターを結ぶ管の耐震化を優先している。いまだに整備されていない避難所はあと19箇所である。確実に終了させる。ク すべての避難所に、貯留型のマンホールトイレを設置することは決まったが、完成年度が明らかになつてい

ない。直営で設置することになったので、市職員を増やし、各学校と早く相談をはじめ、せめて5年以内に設置を完了する。トイレはかなり不足すると考えられており、トイレトレーラーを各行政区に複数台導入する。

ケ 集合住宅内にマンホールトイレを設置する場合の補助を創設する。

コ 車による避難者のため、大型商業施設と駐車場の開放について協定を結ぶ。

⑧ 被災者の生活再建には、それぞれの実態に寄り添つた対応が必要であり、事前にケースマネジメントの仕組みを作つておくことが必要である。鳥取県などを参考に検討を始める。

⑨ 南部防災センターをもとのコンセプトのとおり、常設の防災体験施設として整備する。

⑩ 地震により倒壊した建物の撤去作業にはアスベスト対策として必ず防塵マスクをつけるよう指導する。蓄倉庫に備え付け、一般の市民が作業するときも付けられるようにする。災害救援支援で民間事業者に応援を要請する場合は市として防塵マスクを支給する。

⑪ 臨海部の防災対策について

ア 臨海部防災対策計画において、水江町のプロパンを貯蔵する高圧ガスタンクなどが大規模爆発火災になつた場合、避難対象は川崎区全域と幸区の一部の広範囲に及ぶ。避難誘導するための連携機関は「消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等」となつていて、計画では2次爆発などの可能性を考慮しているにもかかわらず、これらの機関には2次爆発も含めた具体的な避難先や安全対策などは知らされていない。千葉県市原市の経験をふまえ、関係する機関との情報共有をしつかりはかる。そのうえで関係団体の意見を聞き避難計画を再検討する。

イ コンビナート火災に備えた訓練を繰り返し行う。とくに大容量泡放射システムは訓練なしには活用できないので、搬送業者の想定も含め繰り返し訓練を行う。

ウ 羽田新飛行ルートにより、B滑走路からの離陸は2021年11月からの1年間は1日あたり47回、年間6911便となり1年前よりも増えており、騒音とともに事故の可能性が増している。国にただちに飛行ルートの撤回を求める。県に対し防災アセスメント調査を行うよう求める。コンビナート爆発などの大規模事故を想定した避難訓練を川崎区内の関係者で行う。

第八章 市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に

国際社会において何をおいてもやらなければならない環境問題の第一は、地球温暖化対策ですが、目先の利益に固執する勢力の台頭により、トランプ大統領がパリ協定から脱退するなど、重大な局面を迎えていました。その中で日本政府がアメリカ追随をやめないことは重大です。持続可能な社会とするためには、二酸化炭素排出量を2050年までに実質0にするとともに2030年までの目標の達成を最大の課題とする（第16章で提案する）ほか、依然として深刻な大気汚染、アスベストや土壤汚染対策など身の回りの公害・環境対策に真剣に取り組むことが本市に課せられています。公害・環境汚染問題の解決には、汚染者負担の原則、予防原則、非悪化原則、国民・住民の参画、そして徹底した情報公開等が欠かせません。公害は加害者と被害者が存在し、責任を取るべき加害者が被害者を一人残らず救済することと、二度とあらたな被害者をうまない施策を前進させることが必要です。プラスチックごみの解決をはじめとする廃棄物対策も地球的課題です。

川崎市は2023年、「成人ぜん息患者医療費助成制度」と「小児ぜん息患者医療費支給制度」をその役割の検証も行わず、またパブリックコメントで99・9%の市民が廃止に反対の声を寄せていることを真摯に受け止めもせず、両制度の廃止を強行しました。現在の利用者は2年間は継続されるという経過措置が終るのは2026年3月です。条例改正の議会では反対したのは日本共産党のみでした。

市は「他のアレルギー疾患との公平性の観点から特別な助成はしない」というのが廃止の理由でした。しかしそん息は完治は難しく命に係わる疾病であり、長期の継続的な治療に多額の医療費がかかるなど、他のアレルギーとは全く違うものです。そもそも、本市におけるぜん息は川崎公害裁判で自動車公害による被害と認定され、市は被告でないにもかかわらず責任があるとされました。川崎市は道路管理者としての責任を認めたのであり特別の支援をするのは当然のことです。

現在も、工場からの煙には大気汚染物質が含まれており、PM2・5や光化学オキシダントなど大気汚染の課題は残っています。自動車の排気ガスによる大気汚染は依然として深刻で、ぜん息に係わる新たな物質も発見され、「公害は克服した」とはとても言えません。実際に川崎市では、道路沿道を中心に全市的にぜん息で苦しむ市民が増え続

け、2007年1月から2023年4月を比べると麻生区では123名が2033名（16・5倍）、多摩区84名が1,648名（19・6倍）、宮前区158名が1,728名（11・3倍）となっています。全国の児童のぜん息罹患率は3・27%なのにに対し、川崎市では、2024年1月に行つた0歳から13歳までのアンケート（「川崎市アレルギー疾患者等実態調査」・対象年齢の3300人余の親が回答）では7・9%がり患していると答え、全国平均の2・5倍近くに達しています。環境省が自動車排出ガスとぜん息発症の因果関係を解明するため2005年度から2009年度の5年間にわたって行つた「そらプロジェクト調査」では、学童については「自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められた」と報告されています。この調査結果からも市としての責任は免れません。ぜんそく患者医療費助成制度と児ぜんそく患者支給制度を復活させるべきです。

全国的に有機フッ素化合物＝PFAｓによる地下水汚染が問題になっています。発がん性などの深刻な健康被害が疑われ、欧米では、一日の摂取量を厳しく制限していますが、日本の食品安全委員会は欧米の数十倍の基準を示しました。本市でも地下水の調査では高い値の地域もあり、原因究明が求められます。市民の命と安全を守るために新たな取り組みが必要です。

川崎市は2023年度のごみ総排出量は約46万4千トンであり、そのうちごみ焼却量は約32万6千トンで事業系9万1千トン、家庭系23万5千トンです。「一般廃棄物処理基本計画」では2025年度までに焼却ごみは33万トンまで削減すると決めていますが、1年前倒しで達成しました。市民一人当たりのごみの排出量が政令市の中で一番少ないということです。

いっぽう焼却率は約70%で、前年度と変化がありません。焼却に伴う温室効果ガス排出量の約80%がプラスチックからものです。さらなる焼却量の減少が求められており、そのためにはプラスチックをはじめ資源物の徹底した分別が求められます。2024年度から川崎区で、2025年度には幸区と中原区でプラスチック資源一括回収が始まり、2026年度には全市に拡大されますが、周知が何よりも必要です。

普通ごみの収集も大規模マンションなどは民間委託が始まりましたが、市民が安心してごみを排出できる収集体制が必要であり、その維持のためには直営を守ることが必要です。

2025年3月、「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」が策定され、浮島処理センターの更新の際に大規模な炭素循環プラントの建設が打ち出されました。CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のこと）を2045年までにこのプラン

トの中で行うというものです。2050年までに温室効果ガスの実質0を実現するための技術として、国際的にCCSは疑問視されており、本市が今の時点で廃棄物処理施設の整備のなかに盛り込むことは、現実に廃棄物処理施設のCO₂対策として妥当かどうかが問われています。廃棄物処理施設の在り方について、再度市民的な討議をするべきです。

1 公害被害者救済施策の強化について

- ① 成人ぜん息患者医療費助成条例」「小児ぜん息患者医療費支給条例」を復活させること。最低でも、小児ぜんそく患者医療費支給制度については、18歳になるまで特例措置を延長すること。
- ② 国に対し「ぜん息患者医療費救済制度」を実施するよう求めること。また、その財源については大気汚染公害を深刻にした加害者である自動車メーカー等に応分の負担を課すことによつて確保すること。国がこの制度を作つた際には、本市は遅滞なく市民が救済されるよう体制をとること。
- ③ 川崎北部地域でぜん息の有病率が他区より高い。その要因と大気汚染との関連について解明しなければ、いつまでも対策をとることができない。裁判で責任を問われた自治体として自ら調査・研究を行う。
- ④ 市は医療費助成制度の廃止と同時に、医師会に委託していた患者数の調査も打ち切るとしている。ぜんそく患者の救済は裁判で課せられたことであり、患者の実態を把握しなければ救済はできない。調査を継続する。
- ⑤ 川崎・横浜公害保健センターを存続させること。今後の運営について川崎市ぜん息患者と家族の会から十分意見を聞くこと。
- ⑥ ぜんそく患者を対象にこれまで行つてきた「講習会」「リハビリ事業」「相談活動」を継続し、市内各地の身近なところで行うようすること。講習会はアレルギーのひとつとせず、ぜん息患者を対象に独立して病気や治療内容の理解を深められるよう複数回行い、患者さんに届くよう周知すること。
- ⑦ 川崎の公害の歴史を後世に伝え残す資料を保存・展示する施設をつくること。

2 環境改善及び公害対策の強化について

- ① 二酸化窒素（NO₂）環境目標値の達成は、深刻な大気汚染の解決にとつて重要である。規制緩和された対策目標値（環境基準の0・04 ppm～0・06 ppmと同じ）ではなく、川崎市が環境目標値として掲げている日平

均値0・02ppmを達成する具体的な目標と対策を示すこと。また当面、国の環境基準値の下限値を全局で達成するための抜本的対策を講じること。

② 自動車排出ガス測定局を増設し、市内全域のNO₂の実態を把握し、その対策を講じること。また、監視体制強化について関係機関に働きかけること。

③ PM_{2・5}（微小粒子状物質）対策を強化する。環境基準達成後の新たな目標値として東京都のようにWHOの指針値を採用する。PM_{2・5}の実態把握をするため、未設置の測定局（遠藤町自排局）に測定機を早急に設置すること。

④ 環境省はNO_x・PM法の地域指定を令和8年度まで延期する方向だが、それ以降もこれまでの対策を弱めないこと。NO_x・PM法にもとづき、市独自に対策重点地区（当面、池上、遠藤町、二子各自排局）を設定し、被害者及び住民代表を参加させ、抜本的対策が講じられるよう地域対策協議会を設置する。

⑤ 早期に、光化学オキシダンプの環境基準達成を図り、光化学スモッグの発生を防ぐ。

⑥ 麻生区でこれまで実施してきた酸性雨の常時観測を復活させる。現行、川崎区の数値のみでは代表性に欠ける。

⑦ 環境局地域環境共創課が推進する「ありがとう！環境出前事業」を活用し、参加団体の協力を得てイベント等を企画するなど引き続き積極的に活動する機会を増やすこと。

⑧ 有機フッ素化合物＝PFASの地下水調査を定期的に行い、数値の高い地域については、汚染源を特定する。漏出の可能性のある事業所について、管理の徹底を指導する。世界的な研究成果に基づき、国に対し、規制値の強化を求める。

3 住民参画による公害根絶、環境保全監視体制について

- ① 「環境パートナーシップかわさき」は2001年「環境基本条例第15条第2項」に基づき、環境をテーマに活動する市民や組織が事業所、行政とともに活動を続け相互の信頼関係に基づき自由に公害・環境問題に對して意見や情報交換が行われ、市民の意見、要望を行政や事業所と共有し施策に反映してきた。しかし、川崎市は環境行政を取り巻く状況が大きく変わったなどを理由に「環境パートナーシップかわさき」を解散した。市民参加の場がなくなってしまった。これを復活・発展させること。
- ② 「川崎市環境影響評価審議会」の構成について、これまで学識経験者13名、市民公募2名のほかに、公害関係団

体や医師会などの環境に関係する団体からの推薦委員5名で構成されていたものが、団体推薦をやめ学識経験者18名、市民公募2名での構成に変更になった。環境影響評価審議会は1976年、全国に先駆けて作った「環境影響評価に関する条例」に基づいて設置されたもので、公害をはじめとする環境破壊から市民を守るために、市民の声を直接取り入れたまちづくりを行う制度として確立してきたものである。こうした歴史的経過を尊重し、また公害は改善されていないこともふまえ今からでも定員を増やし団体推薦委員を復活させる。

③ これまであつた3つの常任部会が廃止されるなど2020年度から組織再編された環境審議会について、新たな部会を設置の際には専門家の参画と合わせて、市民代表や当事者団体等も参画できるような柔軟な運営を行いこれまで審議会が果たしてきた役割を後退させないこと。

④ 身近な環境を体験できる市民の自主測定運動を引き続き奨励、援助する。

4 アスベスト被害を防ぎ、被害者救済策を

① 大気汚染防止法のアスベスト関連の規制が、2022年4月1日よりレベル3建材を含め解体工事（80m²以上）、改修工事（請負代金100万円以上）について、事前調査の届出が義務付けられた。除去の関連費用は、アスベストの検査調査をするだけで2万円台から10万円台（建物の規模による）の費用がかかり、さらに除去費用として1平米あたり1万円から8万5千円（処理面積等によって違いはある）の費用がかかる。さらに、レベル1とレベル2のアスベスト建材はPCB産業廃棄物と同等の特別管理産業廃棄物扱いとなり、作業員の健康管理や周辺住民への飛散防止対策など、廃棄コストは高めになると言われている。加えて、昨今の物価高騰により、除去費用も引きあがつていると思われる。負担するのは建物の所有者である市民であり、適正にアスベストを処理し、アスベスト被害をなくすためにも解体・改修工事にかかる事前調査費用およびアスベスト建材の除去作業や処分にかかる費用について、市民負担を軽減するための助成制度を設ける。

② 「建設アスベスト被害給付金制度」の周知を図ること。また、迅速で完全な賠償を実現するため国に対し、建材メーカーからの拠出を加え給付額を引き上げる制度改正を行うよう求めること。合わせて、アスベストでの被害者を救済するための本市独自の制度を検討する。

③ 「石綿の健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正するよう国に求める。アスベストによる呼吸器疾患にかかった市民に対し、医療費や生活費を補

助する。

- ④ 川崎市国保加入者でアスベストの疑いのある方がどれだけいるのか実態を把握する。
- ⑤ 石綿健康管理手帳を持つ方が健康診断を受けられるよう、川崎市3病院が「指定医療機関」となるよう神奈川労働局と連携して川崎市3病院に要請する。

アスベストの診断に対応できる医師を育成する。

- ⑥ アスベストの診断に対応できる医師を育成する。
- ⑦ 民間医療機関へアスベスト医療の啓発をすすめるために民間団体等が作成したパンフレットも含め普及を行う。
- ⑧ 地震により倒壊した建物の撤去作業にはアスベスト対策として必ず防塵マスクをつけるよう指導する。備蓄倉庫に備え付け、一般の市民が作業するときも付けられるようにする。災害支援で民間事業者に応援を要請する場合は市として防塵マスクを支給する。（再掲）

5

ごみ収集は公衆衛生の役割を果たし、資源循環型社会へ

- ① 2013年に行われた普通ごみ収集回数の削減から10年がたち、週2回になつたが、いまだに「家の中でごみの保管に困っている」「ごみ置き場のごみがあふれている」「カラス被害が増えた」などの声が寄せられ、公衆衛生が悪化していることがわかる。収集回数削減後の公衆衛生・生活環境への影響調査を実施し、収集回数を週3回に戻す。夏場だけでも週3回に戻す。
 - ② 普通ごみ収集の有料化は引き続き行わず、無料収集を堅持する。大型マンションの普通ごみは委託になつたが、それ以外の収集は町の中の衛生管理という点から直営で行うべきであり、これ以上の委託化はしない。
 - ③ 粗大ごみ収集は民間委託となつていて、大規模災害が起きた際には、災害ごみの収集を効率的に行うために市が収集車と運転手を持ち、市内を回るノウハウが必要となる。災害対策として粗大ごみ収集は直営に戻す。
 - ④ 事業系ごみの分別が不十分なため、処理業者の大きな負担となつていて、リサイクルの推進のためにも市が排出事業者に対して分別を指導し、周知徹底する。
 - ⑤ 収集運搬業務を委託している資源物の回収等について
- ア 市内の事業者の参入を増やすことや、安全管理上からも有効な手段として、収集・運搬委託業務地域を生活環境事業所ごとでなく、行政区単位にすること。
- イ 労働者が週休2日になるよう検討会を重ねていて、それを継続し事業者とよく話し合うこと。

ウ スプレー缶は、現在は空になつたら空き缶で、中身がある場合は小物金属で出すことになっているが、分かれにくく徹底されていない。安全対策から、スプレー缶はすべて小物金属で出すよう改正する。

エ 处理場周辺の交通安全など、事業者に対し細かな指導をきちんと行うこと。

オ 事業系一般廃棄物車両のイメージアップのため、車体の色の統一をやめること。

カ 一時多量ごみの搬入の制限をなくし、利用者の利便性を図ること。手続きのオンライン化を進める。

⑥ プラスチック資源一括回収事業について、2024年度は川崎区で行っているが、容器包装だけの時と比べて1割程度しか増えていない。25年度は幸区と中原区で開始されているが、川崎区と同程度の様子である。徹底した周知を行い、回収率を上げる。そもそもプラスチックを焼却せず、どうしても必要なものをリサイクルさせることは、排出者の側で他の原料に置き換えることやリサイクルしやすくすることが必要であり、そのための国インシシアティブを求める。

⑦ 町内等のごみ収集所のネットや集積籠などの購入補助を行う。

⑧ 環境局による大規模な炭素循環プラントの建設は、CCUSが世界的に進んでおらず成功しない可能性が高いことや、巨額の費用を掛かることからも推進しない。

6 浮島処分場での放射性物質を含む廃棄物の処理について

引き続き市民に公開・公表しながら、焼却灰や焼却汚泥、内水・放流水などのモニタリングを行う。ブルトニウム、ストロンチウムなど未測定の核種の検査を行う。周辺海域の魚についても継続的に測定する。

第九章 市民・地域にねづいた社会教育施設を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を

1 社会教育の役割を果たせる充実した市立図書館・市民館を

本市はパブリックコメント等で多くの市民から説明不足や反対の声が届いたにも関わらず、市民館・図書館条例を改正し直営で行っていた市民館、図書館に指定管理制度の導入を強行しました。

川崎市の市民館、図書館は市民と共に作り上げてきた社会教育法に基づく社会教育施設です。しかし改正された条文にその文言が明記されないばかりか、市民の声を聞かない結論ありきのプロセス、なにより5年間の有期契約である指定管理者制度では継続性、専門性の観点からも市民の学ぶ権利、知る権利は担保されません。

また図書館や市民館は利益を追求する施設ではないため、指定管理者は必然的に人件費の削減などでしか利益を上げることができず、実際に本市も指定管理者の導入で1億2千4百万円の経費縮減を見込んでおり、その内訳は人件費であることが明らかとなりました。官製ワーキングプア等の要因として社会問題となつてている非正規雇用を行政が促進するなどあってはなりません。

市民館・図書館がこれまで直営で積み上げてきた専門性を担保するためには、司書や社会教育主事などの専門性に見合った、経験を蓄積し継承を確保することができる賃金と雇用の継続の保障が欠かせませんが、指定管理制度の導入はこれに逆行するものです。

本市社会教育委員会議でも2016年3月に発行された研究報告書において「川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらない」と結論づけています。

以上のことから、市民館・図書館への指定管理制度の導入は撤回すべきです。

東京都大田区は区立図書館が（1館あたりの人口4・48万人）で16館、世田谷区は（同5・57万人）で16館、稲城市は（同1・47万人）で6館、町田市は（同5・40万人）で8館あるのに対し、川崎市は分館含めて（1館当たりの人口12・5万人）で12館にすぎません。川崎市が行うべきは図書館への指定管理制度の導入ではなく、少なすぎる図書館や資料費を増やすことです。

- ① 各区の図書館・分館の職員が一部民間委託になつてている。図書館法の精神にてらして、書架整理や貸し出しなどは図書館機能の後退につながるものであり、民間委託をやめる。
- ② 市民館、市立図書館・分館の指定管理とする方針を撤回、直営に戻す。
- ③ 司書採用を行い、横浜市のように育成ビジョンを策定して人材育成を行う。
- ④ 指定管理の場合も優秀な図書館司書の採用を図るために給与が最低賃金（公契約の作業報酬下限額）に張り付くことなく専門性にふさわしい賃金になるよう市が指導する。
- ⑤ 周辺都市なみに図書館を大幅に増やす。せめて分館構想を復活させ、ブランクエリアに市民館・図書館分館をつくる。

- ⑥ 移動図書館の充実をはかる。
- ⑦ 子どもが自主的に活動でき、子育て世代も安心して子連れで過ごせる施設として、子ども図書館を川崎駅前などに整備する。
- ⑧ 宮前図書館は移転ではなく、現在の図書館を存続し、鷺沼駅前には分館を整備する。また、向丘出張所にも図書機能を持たせる。
- ⑨ 各区の図書館・分館の返却ボックスを休日だけでなく開館中も使用できるようにする。主要駅に返却ボックスを設置する。
- ⑩ 各区の図書館・分館の利用状況に応じて開館時間を9時から21時までなどに延長する。
- ⑪ 閲覧、学習スペースのレイアウトを工夫し学習しやすくする。
- ⑫ 資料費一人当たり72円は他都市と比較して低すぎる。資料費を抜本的に増額する。
- ⑬ 各区の図書館に、視覚障がい者のための「サピエ図書館」を導入する。
- ⑭ 地域資料の収集・保存について川崎市立図書館資料管理要綱に基づいた方針を示し対応を行う。
- ⑮ 労働資料室の労働資料は川崎市にしか存在しない。早急に収集基準や活用方法を明確にする。また保存方法については専門家の意見を聞いて慎重に行う。
- ⑯ 市民館で行われている市民講座は継続して実施する。
- ⑰ 市民館へは社会教育主事を配置する。
- 2 市民ミュージアムについて
- 2025年2月に新たにミュージアムに関する基本計画が策定されました。市民ミュージアムは、35年前の開館当初から、私たちは川崎市在住や川崎ゆかりの作家を養成し、作品をコレクションすること、地域の文化芸術団体の意見を聞き協同することなどを求めてきました。そして、市内在住の著名な芸術家からの寄贈や寄託、川崎考古学研究所からは出土品など2万点に及ぶ資料の寄贈、また毎年ボランティア数十人がミュージアムの魅力を伝えるなど、まさに市民とともに歩んできた歴史があります。改めて市民とともにづくり育ててきたミュージアムをさらに発展させて再建するのは市の当然の責務です。
- ① 今年2月に報告があつた新たなミュージアムに向けた基本計画の中間報告において、旧市民ミュージアムに比

べ展示スペースや活動スペース、会議室、倉庫等のバックヤードスペース等の想定面積が大幅縮減されることが示された。155万人が暮らす川崎市唯一の博物館、美術館の複合文化施設であることを鑑み、規模の縮小は行わないよう計画を見直す。

- ② 管理運営は専門分野の高い知見が求められる。指定管理ではなく、有資格者を増員し直當に戻して博物館、美術館としての機能を充実する。
- ③ 市民の財産である収蔵品については復元予算を確保し、最後まで丁寧にレスキューを行う。

3 市民が主体の文化芸術活動を推進する

芸術・文化は、人々に生きる力を与え、心豊かなくらしに欠かすことができないものです。文化を創造し、享受することはすべての国民の権利です。2017年6月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」になりました。前文に「文化・芸術にとって最も大事な「表現の自由」が初めて明記されました。憲法は「表現の自由」を保障しています、芸術活動は自由であってこそ発展します。文化を自由に作り楽しむのは国民の権利であり、それを保障することは国・地方自治体の責務です。

2024年3月、第3期川崎市文化芸術振興計画案が策定されました。その中で目指すまちの姿として「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」を掲げました。第2期改定時に実施した市民アンケートの「子どもや青少年の文化芸術体験について重要なこと」学校における公演など鑑賞体験を充実させる、ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる。「障害のある方が文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けた各種の取り組みについて」文化施設のバリアフリー化を促進する、字幕や音声ガイド、手話などの鑑賞支援を充実する。また、文化芸術団体等へのアンケートの「加盟する団体が活動する際の課題」活動場所の確保、活動資金の確保、「加盟団体が練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていること」では、入场料や使用料が高い、利用する会場の競争率が高い・利用回数が限られる・施設が少ない・利用時間の延長などが上げられています。こういった施設を利用したくても利用できない、文化芸術に触れ参加するという機会が不十分になっている市民の声を反映することを求めます。

- ① 文化芸術活動の場として欠かせない施設が他都市と比較しても少なく確保が困難となっている、各区に複数の300～500名規模のホールをつくる

- ② 市民が利用できる会場が不足している。子ども文化センター、老人憩いの家を合築して設置するコミュニティセンターではなく、横浜地区センターのようないにコミュニティ施設をつくる。
- ③ 市民の教育・文化活動を支援する立場から、使用料、手数料の低額化図る。市内の文化・教育団体、グループの利用については、教育文化会館・市民館ホールの利用料の減免措置取扱要綱を広く周知すると共に減免額を拡げる。
- ④ 現在、市民館の使用は9時までとなつてはいるが横浜市は10時半までの施設もある。少なくとも10時までに変更する。
- ⑤ 会館ホールの機材が古く対応できない場合がある、調査して古いものは適宜更新する。
- ⑥ 絵画、写真など美術活動の発表の場が少なく、市民館の申し込みは、2年から3年待ちになつてはいる。駅前のギャラリー、空き店舗などを借り上げ、市民館なみの使用料で開放する。
- ⑦ 太鼓・バンドなど音の出せる会場が圧倒的に不足している。周囲に気兼ねすることなく活動ができるように防音対応の演奏会場、練習場を確保する。
- ⑧ こども文化センターで防音装置のあるスタジオがない多摩区にすみやかに整備をする。
- ⑨ 安い利用料で何日も芝居の稽古や、創作活動に使える金沢市民芸術村のような「芸術の家」を、空き工場や大きな空き店舗を活用してつくる。
- ⑩ ミューザ川崎シンフォニーホールは、特定の音楽団体に限らず、市内の音楽団体の発表の場を保障する。市民がよい音楽に気軽に親しめる工夫を保障する運営方針を堅持する。そのための減免を現行2割から5割に拡大する。また、市民交流室の利用料を市民館と同レベルに設定する。
- ⑪ 「ラゾーナ川崎プラザソル」は、市民文化育成の目的をはたすことができるよう、余りにも高い利用料を市民館と同レベルへ大幅に引きさげる。
- ⑫ 各区に飲食可能で文化交流できる低額で利用できる公的施設を建設する。
- ⑬ 川崎市総合文化団体連絡会への補助金等、文化予算を抜本的にふやす。また、公益活動芸術創造団体や演劇団にたいする団体活動費助成制度をつくる。高価な楽器などの購入資金及び維持整備のための補助を行うとともに、融資制度を新設する。
- ⑭ 高校生等、青少年が演劇などの文化芸術活動に参加できるワークショップ、舞台公演などの事業に対し継続し

て支援を行う。

(15) 芸術文化鑑賞活動を学校教育の柱の1つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視し、多様な文化芸術を学校公演、上映活動できるよう学校運営費の助成制度を創設する。

(16) 「かわさき演劇まつり」の演劇講座は2年に一度である。継続性、人材育成から毎年開催できる様にする。また、「演劇のまち、かわさき」を「音楽のまち、かわさき」「スポーツのまち、かわさき」と同様に位置づけ、それに相応しい予算を付ける。

4 地域の文化・歴史的遺産などを保全し、将来に受け継ぐ

- ① 歴史的な遺構や文化景観などの保存整備計画を作つて、東海道、大山街道、円筒分水、二ヶ領用水など、市の歴史的風土・建築物・町並みや街道を復元・保存する。文化財保護のための補助金を抜本的に増額する。文化財保護費は、保護対象が決まってから予算をつけるやり方を改め、文化財調査員の増員で、保護対象を増やして調査・研究をすすめるとともに文化財保護にむけて実効ある施策を推進する。引き続き国に対し、文化財保護に関する財源の拡充を求める。
- ② 貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。
- ③ 川崎市初の国史跡に指定された、飛鳥時代の武藏国橘樹官衙遺跡古代の丘公園の整備ではトイレ、駐車場、交通環境に周辺住民の声を活かして進める。
- ④ 影向寺から遺跡全体を市民が安全に見学できるよう、案内板の設置など歴史公園として整備、交通環境を整える。
- ⑤ 郷土芸能などの無形文化財を守り、引き続き保存会を全面的に助成し、継承させる。また、おはやしなど、引き続き郷土芸能の復活にも力を入れ支援する。
- ⑥ 國際交流センターを中心に多くの外国人市民との文化交流が行われている。身近な地域で多様な国々との多文化交流ができるよう発展させていく。また、多くの市民が利用できるように小型路線バスを運行させる。
- ⑦ 川崎の公害問題を風化させないため、未来を見据え、公害を出さない決意を込めた資料館を建設する（再掲）。
- ⑧ 貴重な出土品が保存、研究、活用できるよう分散するのではなく、一か所に専用施設を設置する。

⑨ 「かわさきのむかし話」について、身近な文化財としての周知、むかし話の世界に親しんでもらう取組を継続する。

5 市民の健康と青少年の育成のために、スポーツ施設の充実をはかる

市内の公共スポーツ施設は、サッカー場無し（川崎、宮前、多摩、麻生区）、野球場無し（宮前区）、テニスコート無し（幸、高津、宮前区）、プール無し（宮前区）、運動場無し（幸、多摩、麻生区）、多目的広場無し（高津、麻生区）と地域により施設無い状況があります。身近にスポーツ活動場所を充実させる必要があります。

① 今年3月に策定された第2期川崎市スポーツ推進計画には、成果指標として週1回のスポーツ実施率を掲げている。誰もがスポーツする権利を保障するために足りない体育施設、運動広場の増設を図り、老朽化が進む施設、特に石川記念武道館、幸、麻生区のスポーツセンターについては建替え計画を示す。

② 市民が活動するスポーツ団体には、使用料金を減額、学校法人の使用には減額措置を引き続き行う。

③ 私立学校や企業所有のグラウンド・体育館などを市民開放できるように申し入れをおこなう。市民開放の日を設けた際、市の斡旋で貸し出すなども検討する。

④ ボールが使える公園、グラウンド、広場等を整備拡充する。また、既存の公園でボールが使用できるように防球ネットなどの設置をすすめる。

⑤ バスケットゴールの設置を継続してすすめる。

⑥ 河川敷等に一般市民が使えるサッカー場及び少年サッカー専用グラウンドを整備し、グラウンドゴルフ場を増設する。

⑦ スケートボード、BMX等ができる広場を日常的に誰もが利用できるよう安価な料金設定で各区1カ所に整備する。その際、計画段階から利用者などの参加を保障し、利用者の声を十分に反映させたものにする。

⑧ 「スポーツ推進委員」の位置付けを高め、指導力の向上を図る。そのために研修費補助や必要経費の補助を充実する。

⑨ 民間のスポーツ施設等にAED設置のための補助を行う。

⑩ 多摩川河川敷の整備

ア 多摩川を市民いこいの場として、幸区の多摩川見晴らし公園や、高津区のせせらぎと親子広場のような安心

して利用できる広場を各区に整備する。

- イ 野球やサッカーなどのグラウンド、マラソンコース、サイクリングコースなどは安心して活動できるよう整備する。

ウ 草刈りも含めた整備を定期的に行う。また、国が所管する区域についても定期的な整備を申しいれる。

エ 簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能なところには、水洗トイレを優先して設置する。（再掲）

オ 多摩川のサイクリングコースを市内すべてつなげる。（再掲）

カ 令和元年東日本台風による河川敷グランドへの土砂の堆積により、使用再開まで半年以上の時間を要した。

近年の大型台風の発生状況を鑑み、維持補修費を増額して緊急時に備える。

⑪ 75才以上の高齢者には、スポーツセンター利用割引を実施する。（再掲）

⑫ 川崎市民のスポーツの普及と発展を目指し活動し、大きな役割を果たしている団体へ国の補助金を活用して活動補助金を支出する。また、団体が主催・主管する大会・行事には川崎市が後援し会場確保などの支援を行う。

第十章 女性の地位向上と社会参加の向上を

「ジェンダー平等は女性に対する特別扱いではありません。すべての人により良い未来を確保する上で基本的なものだからです」 国連のグテレス事務総長が2023年9月の国連総会で行った演説の一節です。世界ではジェンダー平等が歴史的な前進をとげています。

日本でもこの間、男女賃金格差の公表制度の実現、不同意性交罪の創設など刑法改正、パートナーシップ制度の拡大と同性婚など当事者の権利を認める画期的な判決の連続、選択的夫婦別姓を求める世論の運動と広がり、経口中絶薬の承認をはじめとする性と健康の分野における女性の権利の尊重など世界の動きとも呼応した運動の高まりが政治を動かしてきました。しかし、日本社会の到達はジェンダーギャップ指數ランキングで146か国中118位という位置が示すように国際社会の進展から大きく遅れたままでです。

今年2025年は日本が女性差別撤廃条約を批准して40年の節目の年です。昨年10月に行われた国連・女性差別撤

廃委員会による第9回日本報告の審議では、日本のジェンダー格差、女性差別の実態が厳しく批判され多くの改善すべき点が勧告されました。日本政府には、日本の実態と政府の施策を総点検し、国際的水準に立った施策へと抜本的に見直すことが求められています。

本市では、第6期男女平等推進行動計画の策定が進められています。第6期計画から「DV防止・被害者支援基本計画」を統合しさらに女性支援法に基づく市町村計画も含む一体的な計画として策定を行うとしています。第6期計画には、男女賃金格差の解消など雇用のジェンダー平等の推進、男女50%50%の目標を掲げ女性の政策意思決定への参加促進、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの保障、ジェンダーにもとづく暴力の根絶と被害者救済の強化、女性の貧困対策の抜本的な強化、家父長的・ジェンダーステレオタイプの是正、女性の権利擁護、などの観点を重視し実効性ある計画を策定し、推進することが求められます。

1 川崎市における女性差別の解消、ジェンダー平等の取り組み

- ① 選択できるようにしてほしいと長年にわたり裁判に訴えたることも含めた運動が広がり法案審議が28年ぶりに行われた選択的夫婦別姓制度について早期の実現を国に求める。
- ② 家族従業員の給与を必要経費と認めない「所得税法56条」は、個人事業主の妻等にとって不公平な税法であることから財務副大臣も検討に向けていくとの答弁もあつた。廃止を国に求める。
- ③ 国連女性差別撤廃委員会から20年来繰り返し批准を要求している選択議定書を早期に批准するよう国に求める。
- ④ 第5期川崎市男女平等推進行動計画で目標値と定めた、2025年度の市の審議会等委員における女性比率40%以上、女性委員のいない審議会等の数をゼロとの目標は達成されたのかの検証や実態把握を行う。第6期行動計画では委員選任段階からの積極的は働きかけや、実現可能な数値目標の検討を行い効果的な取り組みを検討し具体的に取り組む。
- ⑤ 2025年4月1日現在市職員における課長級職員の女性管理職の比率は全体で25・8%、部長級は25・1%、局長級は10・0%となつていて。当初目標30%に向けた取り組みを引き続き推進する。部長級、局長級職員の女性管理職比率も30%を目指し、そのための具体的な施策を示す。さらに50%の目標をかかげる。
- ⑥ 主要施策の立案などに直接かかわる市長部局での女性登用推進にむけ管理職候補となる課長補佐・係長級職員の確保についてこれまで行つてきた取り組みの検証を行い、推進を図る。

- ⑦ 2024年4月1日現在、今後課長級に昇格する課長補佐と係長級で女性の割合が増加していない。その原因の検証を行う。また、管理職を目指す女性職員が昇進試験を受けやすくするために求められている課題など把握を行う。男女ともに残業をなくし、有給休暇を取得するなど昇級試験を受けやすい職場環境を整備する。
- ⑧ 女性職員は現実問題として出産育児でキャリア中斷があることを前提とし、キャリア中斷前までは管理職に必要なスキルを身に着けるための能力アップに役立つ業務を経験する機会をつくり女性職員の育成を図る。
- ⑨ 「川崎市特定事業主行動計画」では男性職員の育児休業取得率目標値を市長事務部局等で85%以上、その他任命権者で50%以上としているが2024年度の取得率は全庁で72・1%だった。引き続き目標を達成するよう推進する。女性の平均取得期間が615日に対し、男性は106日だった。女性の平均取得期間に近づくよう具体的、取り組みを進める。
- ⑩ 2025年4月1日時点会計年度任用職員の割合は男性が23・9%、女性は76・1%である。賃金は正規職員の3分の一となっている。正規職員と同じ仕事をしている方、職種については、正規で雇用する。
- ⑪ 2023年12月に総務省が改訂した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務マニュアル」にのつとり「5年ごとの公募」はやめ継続雇用を行う。
- ⑫ 同一労働同一賃金、ジェンダー社会の実現にむけても会計年度職員の賃金引上げ、住宅手当や扶養手当、退職手当の支給、休暇制度の改善など正規職員と同等の待遇改善を行う。
- ⑬ 教育現場での人権尊重、女性の地位向上を進める教育を重視する。同時にSOGIなどへの啓発も含むジェンダー平等の取り組みを進める。
- ⑭ 川崎市男女共同参画センターが取り組む「防災事業」や「学校への出前講座事業」など連携ネットワーク事業の予算は159万円と昨年度よりさらに減額されている（昨年230万円）。財政支援を強化するとともに、事業広報を積極的に行う。

2 女性の雇用条件の改善

- ① 従業員301名以上の企業に対し国で定められている男女の賃金格差公表を市内企業に徹底するとともに、対象外の企業にも公表を促し、応答がない場合は市が指導を行う。（再掲六章）
- ② 子育て期の労働者の時間外労働の免除、短時間勤務制度は小学校入学前までの延長、深夜労働の免除も中学校

入学前まで請求できるようにするよう国に求める。

③ 女性労働者の生活と権利を守るため、長時間労働、深夜労働の是正を進める。

④ 女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に付与される「かわさき★えるばし」認定企業は2024年度末で146社になつたが、認定企業がどのような取り組みを行つていいのか確認など行いながら引き続き推進していく。

⑤ 2022年度国勢調査では公表したパート、契約社員、派遣労働者など非正規雇用の女性の割合は48・2%半数近くを占めている。労働法令を遵守して安心して働くことができるよう、強く企業を指導することを県や労働局に求める。

⑥ 経済労働局労働雇用部が実施していた女性のための労働相談を復活させる。街頭労働相談については神奈川県と協議を行つた上で年に7回、主要駅や商業施設等の周辺などを中心に会場にしているのだが、実績に応じて場所や回数を増やすことや、別の方法で相談を受けられるよう検討を行う。引き続き、女性相談員をと希望される方が適切な時期に確実に対応ができるよう女性相談員を配置する。

⑦ 2024年5月に改正された育児・介護休業法及び次世代支援対策推進法の趣旨や内容について企業へ周知を行う。有期雇用労働者も含め「労働者の権利として確保」できるよう、すべての企業に適用させ、賃金保障、期間の延長、休業中のキャリアサポートなどの内容充実を指導、啓発するなど、男女ともに働き続けられる条件整備を促す。

⑧ 女性が安心して働き続けるよう、保育環境が良好な認可保育所を増設する。

⑨ 介護離職に追い込まれる労働者は2011年以降増加をしており経済や労働者の生活に大きな影響を及ぼしている。取得要件緩和など2024年5月に改正された育児・介護休業法の趣旨や内容の周知を行う。介護離職防止に向けさらに休業期間・回数の拡大、最低1年間の休業、給付期間中の社会保険料免除など介護休暇・休業制度の拡充を国に求める。

⑩ 「川崎市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」の広報、啓発を進め、厳しい対応を求める。

⑪ 男女共同参画センターによる「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」に基づき、居場所づくりやアウトリーチ事業、キャリアアッププログラムや家賃補助など、非正規シングル女性のニー

ズに即した具体的な支援を行う。

- (12) 就労支援を行う「キヤリアサポートかわさき」と就労自立支援を実施する「コネクションズかわさき」において事業登録者や就労決定者について男女別に把握を行い。また、相談者のニーズ、就労決定状況、定着率等のデータを男女別に把握するジエンダー統計の視点を持ち具体的に支援事業を推進する。

3 シングルマザーへの支援

- ① 母子家庭への経済的支援拡充のため、児童扶養手当の支給額を第1子から抜本的に拡充し、所得制限の見直し、多子加算の引き上げを行うよう国に要望する。
- ② 物価高騰に見合った独自財政支援を行う。
- ③ 5月に行つたひとり親へのアンケートについて寄せられた声に応え、支援策を実施するとともに、次期「川崎子ども・若者の未来応援プラン」の策定に反映を行う。
- ④ 東京中野区は離婚調停中の実質シングルマザーを支援する独自10万円給付事業を開始した。本市も同様の事業の検討を行う。
- ⑤ 市の「養育費確保支援制度」は、民間保証会社を介さず、市が直接養育費の一部を立替える制度に改める。
- ⑥ 母子家庭が正規社員で働けるように雇用の確保など、支援を拡充する。
- ⑦ 家庭生活支援員を派遣し家事や育児の支援を行う川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業いわゆるエンゼルパートナー制度について、2024年度の利用世帯が月平均8とあまりにも少ない。課題としている支援員とのマッチング、制度の周知、申請・利用方法などについて改善を行い、必要とする方が利用しやすい制度にする。
- ⑧ 母子家庭の相談窓口や待合室は相談者のプライバシーが守られるよう配慮する。ワンストップで寄り添い型の相談体制にする。
- ⑨ 母子家庭への光熱水費、特に水道料金の減免制度を実現する。
- ⑩ 国民健康保険料の引き下げを行う。
- ⑪ 母子家庭への市営住宅を落選した方への家賃補助などをを行う。民間住宅居住者への家賃補助などを行う。
- ⑫ ひとり親家庭の特別乗車証交付事業を再開する。民営バスにも使えるようにする。交通費助成制度について、償還払いではなく現物給付とする。

4

(DV被害者など) 困難をかかえる女性への支援

- ① これまでの「DV防止・被害者支援基本計画」は男女平等推進行動計画に統合することになった。2024年3月に公表したDV等被害も含めた「かわさきの男女共同参画に関するアンケート結果」を第6期男女平等推進行動計画に反映させ、さらなる対応の強化をはかる。
- ② 川崎市DV相談支援センターの相談員の負担が増大していることから、相談員の正規雇用化や拡充を進める。
- ③ 高度な専門知識と経験が求められる女性相談支援員は正規職員とし各区に配置をする。資質向上に向けた研修を実施し、女性相談支援員の増員、部署全体でバックアップする体制を整備する。
- ④ 家族からの暴力をうけた被害者について、公的支援として使用でくる支援策がDV相談に比べ乏しい。女性相談支援員等からのヒアリング調査から把握した状況や課題を整理し、支援策の拡充を行う。
- ⑤ 支援を必要とする女性が支援につながり適切な支援を受けることができるよう相談窓口の周知を広く行う。どのような支援が受けられるのかの周知も行う。
- ⑥ 一時保護施設やシェルターで携帯電話がしようできず、就業や就学を中断せざるをえないことから利用をためらう人が多いことが課題としている。相談者にとつて使いやすく必要な社会生活が継続できるような多様なニーズに応じた支援の検討を行う。
- ⑦ 被害者救済のためのシェルターの緊急増設と運営費補助金のさらなる拡充を行なう。シェルター利用は2週間まで無料だが、それ以降、被害者が負担する実費の補助を行なう。
- ⑧ 母子生活支援施設を増設し、子育てが困難な母子家庭の援助をきめ細やかに行なう。
- ⑨ 2025年度は外装塗装・屋上防水改修工事を行つたとのことだが「ヒルズすえなが」の小中大規模改修を計画的に進め快適に過ごせるようにする。
- ⑩ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」カードを新本庁舎をはじめ市の公共施設のトイレに設置をする。鉄道事業者へ設置協力の要請を行う。
- ⑪ 若年女性のSOSに迅速に対応できるよう、SNSも活用した支援体制やアウトリーチ体制を男女共同参画センターなどに整備する。
- ⑫ 2025年度は8回の開催が予定されている非正規シングル女性等、困難を抱える当事者が気軽に集える男女

共同参画センターの取り組み「お月さまカフェ」を各行政区に拡充し必要な方が参加しやすい工夫を行う。

(13) さまざまな事情により、自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援する「女性相談支援センター」の設置を急ぐ。

(14) 女性専用の自立支援センターを設置する。

(15) 女性自立支援法に基づく女性自立支援施設を設置する。

(16) 増加している女性自殺者の実態調査を早急に行い、救済のための施策を講じる。

(17) 痴漢は性暴力であり、性犯罪である。国の「痴漢撲滅政策パッケージ」の具体化を進める。そのため、関係する各局によるプロジェクトチームを設置し横断的に情報共有や対策の検討を行う。川崎市として痴漢被害実態調査を行う。

(18) 中高大で開催されているデートDV防止に向けたワークショップの開催校を増やし取り組みを強化するとともに、10代などに限定した相談しやすい窓口を設置し周知を図る。

5 女性と危機管理

① 内閣府策定「災害対応力を強化する女性の視点 防災・復興ガイドライン」の具体化を進める。

ア 危機管理部局の職員比率を庁内全体の職員の男女比率に近づける。最低でも危機管理対策部門における女性職員ゼロを改善する。

イ 危機管理部局や職員のほか、災害時に避難所対策等を行うことが想定される庁内職員に対し、ガイドラインを踏まえた災害対応に関する研修・訓練等を継続、充実させる

ウ 2024年度末現在女性比率は防災会議7・7%、避難所運営会議は29・2%である。女性比率をさらに増やして、避難所設置にあたり、トイレや入浴施設等、女性の視点や声を反映させる。

エ 備蓄チェックシートを活用し、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携し、女性の職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊娠婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資の備蓄を引き続き行う。

オ 性暴力・DV防止に関するポスター等を作成し避難所の見やすい場所に掲示する。トイレ・更衣室・入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザーで安全を確保する。避難所の巡回警備は男女ペアで行う。女性用

トイレや女性用更衣室には女性が巡回する。

力 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、警察、男女共同参画センター等との連携を強化し、災害時の女性相談員や女性専門窓口を設置する。

キ 避難所はプライバシーが十分に確保された間仕切りにより、世帯ごとのエリアを設ける。トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。これらの施設を昼夜問わず安全に安心して利用できるような配慮を行う。女性用品の配布場所を設ける。女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ3倍多くする。多目的トイレも設置する。運営体制への女性の参画を進める。

② 消防署や出張所に女性消防吏員を増やす。

6 女性の健康

- ① 人権尊重の立場から、予算を確保し学校や公的施設のトイレ個室にトイレットペーパーと同じように生理用品を配備する。
- ② 子どもの年齢、発達に即した科学的な包括的性教育の導入をする。
- ③ 女性がリプロダクティブ・ヘルス＆ライツを享受できるよう、安心安全な国際水準の避妊・中絶医療の保障を国に求める。
- ④ 産まないことも自己決定するリプロダクティブ・ヘルス＆ライツの保障に向け、昨年4月に日本で初めて承認された経団中絶薬を無床診療所でも利用できるよう国に求める。費用も10万円と高額なため公費支援を行う。
- ⑤ 女性特有のがんのなかでも近年急増している乳がんは発症年齢が若年化傾向にある。40歳から隔年で行われている乳がん検診は30歳に戻して、視触診とマンモグラフィーを毎年行う。（再掲三章）
- ⑥ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。（再掲三章）
- ⑦ 川崎市の妊婦健康診査費用の助成制度は、14回で合計8万9千円まで助成するものとなつており、全国平均の10万7792円から見ても大きく遅れている。助成を増やし、妊婦健診の自己負担を減らす。
- ⑧ 不妊治療の先進医療について、神奈川県は2024年度に協調補助の制度を創設したので、川崎市でも実施する。（再掲一章）
- 1 章に合わせる

7 女性と住宅

- ① 市営住宅で60歳未満単身世帯期限付き入居制度が新設された。期限制限を外し、応募戸数を増やす。
- ② シングル女性が安心して住み続けるハウスシェアリングなどの検討を行う。
- ③ シングル女性への家賃補助を行う。

第十一章 多様性を認め合う地域社会づくりをめざして

1 外国人市民のくらしやすいまちに

今年7月に行われた参議院選挙では、「外国人が不恰に優遇されている」などデマに基づいた「排外主義」が煽り立てられ、国民の政治への不満の原因を、あたかも「外国人」に責任があるかのような誤った主張が流布され、国政において「極右・排外主義」の勢力が議席を伸ばす結果となりました。こうした「外国人排除」の考え方は地方政治にも影響を及ぼし、川口市では、9月30日に、市内に住む在留資格のない外国人について、一時的に収容を解く「仮放免」をやめて収容を強化するよう国に求める意見書を、日本共産党と立憲民主党系会派の反対を押し切り、賛成多数で決めるなどの事態が生じています。

また、10月に自民党の総裁となつた高市氏も、「奈良の鹿を足でけり上げるどんでもない人がいる」など外国人への憎悪をあおる発言を行い、さらに「文化や何もかもが違った人たちをまとめて入れてゆく政策は考え直す」など、より一層、「差別・排外主義」を助長する姿勢を示していることは、大変危険な動きです。

このような動きに対し、全国知事会は、参院選直後の7月23、24両日の総会で、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を開くにくに相応（ふさわ）しい舞台となつた」とする「青森宣言」を全会一致で採択しました。また「国は外国人を『労働者』と見ていて、地方自治体から見れば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』である」と指摘して、国に政策や予算を要望する「提言」もまとめました。

本市には、多くの外国人市民が暮らしています。市内の外国人市民は、2025年3月末日時点では、前年度より5,210人増の57,355人で、本市人口の3・6%を占めるなど、地域社会の重要な担い手として役割を果たしています。川崎市は2005年「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、2024年度に3度目の改定を受け現在に至っています。「川崎市多文化共生社会推進指針」の基本目標には、「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人々がお互いを認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる『多文化共生社会』の実現を目指す」と掲げられています。今日、デマやウソによる排外主義的な論調は、本市に住む外国人市民をも傷つけるもので、絶対に許すわけにはいきません。「多文化共生社会」を掲げる本市として、「いかなる差別も許さない」というメッセージを市として改めて掲げるとともに、市民としての権利が守られるよう実生活における差別を無くすよう改善することが求められます。

(1) 市として「多文化共生社会」を目指していることを、「市政だより」や市のホームページを活用し、市民への啓発活動を行う。

(2) 外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語や『やさしい日本語』による支援の充実を図る。

① 外国人市民会議が作成した産前・産後支援に関するリーフレットを市のホームページに掲載したが、周知が不十分であり、引き続き周知を図る。

② 産前・産後に関する情報について、ルビを振っているものが一部にとどまっている。『やさしい日本語』化を推進する。

③ 各区で作成している子育てガイドブックの外国人向けページに産前・産後支援に関する情報を掲載する。

④ 多文化医療サービス研究所が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。

(3) 外国につながる児童・生徒の教育権を保障する

① 県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。

② 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

③ 専任教員の増加など夜間中学の体制強化をはかる。

④ 日本語の習得が不十分な子どもへ、集中して日本語の習得ができるよう学校でのサポートを充実する。現在、週2時間、100時間までの初期支援ではなく、外国につながる子に対し、3か月間集中した日本語学習を行うなど、早期に日本語学習ができるよう支援する。また、国際教室も現在の教員不足で担当教員が兼務しなければならない事態も生じており、しっかりと専任教員の配置を行う。巡回講師は、教員資格を持つたものとする。

（4）夫婦別姓の場合、親子関係等を証明するときに、住民票や母子手帳の提示が求められるが、いつも携帯しているわけではなく、医療機関などで簡単に手続きができるよう対応を改善する。

（5）外国人市民の住まい・働く場などでの差別をなくす

① 川崎市居住支援制度により、連帯保証人によらず保証会社による家賃債務保証と支援団体による居住継続支援が行えるようになっているが、実態は大家さんたちの理解が得られず、住宅の確保が困難なケースがある。改めて、不動産業界の理解を求める。

② 外国人市民連帯保証人の確保やトラブル発生時の通訳派遣などをを行う居住支援制度を外国人市民向けに周知をはかるとともに、制度を充実させる。

③ 外国人の地方参政権を認めるよう国に働きかける。

④ 雇用関係で不利な立場におかれることが多い非正規労働者などとして働く外国人市民に対し、労災や有給休暇など労働者の権利の啓発を行う。市が行う街頭労働相談の際に、外国人市民からの相談を受け付けていることを多言語で表示し、相談しやすい環境をつくる。

⑤ 技能実習生が劣悪な労働環境や労働条件で働かされ、大きな社会問題となっている。2023年度より「労働状況実態調査」において調査項目に「外国人の在籍状況等」を追加しているが、労働条件などさらに詳しい労働実態の把握をおこなう。

(6) 安心して医療に係れる支援の充実を

① 「病気の時など、どこに電話すればいいのかわからない」との声がある。「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の

最初に、ワンストップセンターの連絡先を掲載する。

② 川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金は、予算は僅か150万円しかなく事務手続きも煩雑で時間もかかるため、2024年度の実績はありませんでした。予算を増額し、医療現場の実態を聞き使い勝手の良い制度に改善する。救急医療以外への医療費負担の対応策を検討する。

③ A.Iなどの活用により、自分の症状を母国語で入力すると正確な情報が出るような取り組みを行う。

④ 病院において、日本語がよくわからない人への対応や通訳機能などが十分整備されていないところがある。医療機関への支援を行い、適切な治療が受けられるようとする。

⑤ お薬手帳の多言語版をつくる。

(7) 「多文化共生プラザ」を軸に、外国語での相談体制充実、子育てなど市民サービスの情報提供を丁寧におこなう。

① 外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター、多文化共生プラザ）が中原区の国際交流センターと川崎市役所の第3庁舎に整備されたが、「利用したことがある」「知っている」という方は、外国人市民の約4割にとどまっている。センターへのバス便を整備する。「外国人窓口相談」を増設する。現行の「窓口」の周知を強める。「川崎多文化共生プラザ」で行う「行政書士無料相談」など派遣相談員には、旅費・日当相当額を支払うようにする。

② 外国人窓口相談について、2021年度から9時から17時までなったが、夜間も対応できるようとする。

③ 外国人市民の増加にともない、医療や労働などの相談に対応するため、専門的な知識や用語を理解できる通訳を配置し、企業等にもそのことを周知する。医療や労働相談にかかる機関との連携をすすめ、そのための研修を行う。

④ 國際交流協会による区役所への通訳派遣サービスの利用時間が2時間と決められているため、大量に書類を書かなければならぬ生活保護制度の利用などでは時間が足りなくなってしまう。役所での手続き等の際の通訳派遣については市が予約を行い無料にするよう対応する。

⑤ 公的書類や申請書や市民に送付する封筒の表書きなどについて、情報の多言語化をすすめるとともに、「やさし

い日本語」による情報提供をすすめる。特に災害時の避難情報の多言語化と「やさしい日本語」による発信を強める。外国人市民代表者会議が作成した多言語記入ガイドを活用する。同様のガイドの作成を外国人市民代表者会議任せにせず保育以外の申請書類等にも広げる。

(8) 「仮放免」など在留資格のない外国人への行政サービスを保障する

- ① 改悪された入管法を廃止して、外国人の人権を守るよう改善を国に求める
- ② 就学と就学援助、予防接種、出産など、利用できる行政サービスの情報が見えるよう、市のウェブサイトに情報をまとめて掲載する。

(9) 外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る。

- ① 介護・福祉事業者向けに、多文化理解に関する研修を実施する
- ② 介護・福祉事業者向けに、(やさしい日本語)に関する研修を実施する
- ③ 「ここにちは介護保険です」の多言語版及び(やさしい日本語)版の活用が進むよう広報・周知を行う。

(10) 外国人材の活用推進に取り組んでいる事業所を認定する制度を創設し、外国人労働者が安心、安全に働くよう労働環境を整備を進めるようとする。

(11) 関東大震災(1923年9月1日)において、60000人の朝鮮人・中国人・共産主義者などの虐殺が行われ、川崎市でも12名(その内1名は日本人)の虐殺があつたことが判明している。市として、行われた実態を明らかにし、記録する。

2 「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を活かし、ヘイトスピーチを根絶する。

2020年7月 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行後、条例第13条の差別的言動を行わせないための「勧告」が一度も発出されておりません。ヘイトスピーチに当たる表現だと指摘をされている団体の川崎駅前

街頭宣伝には多くの市民が抗議を行い、また無告知の街頭宣伝を監視する市民グループの週末の活動も継続して行われています。こうして、ヘイトスピーチを許さない市民の運動とともに、条例制定の効果が示されています。

しかし差別扇動団体の街頭宣伝は定期化され、インターネット上のスピーチは年々増えており、またヘイトクライムにつながる投稿も増加し深刻な状態は続いている。2024年度は市独自の啓発活動などの取り組みがはじめられたが、根絶に向けた一層の対策が求められます。

一方、社会全体をみると、外国人を差別したり排斥したりしようとする姿勢が、ヘイト差別の温床になっていることです。政治家や公人による排外主義の言動が臆面もなく噴き出しています。昨今は、選挙という場を使つたヘイト、議会でのヘイトなど卑劣さを極めており、けつして許されることではありません。法務省は2019年、「選挙運動」と称して差別街宣をすることに「適切に対応する」よう求める通知を全国に出しました。「選挙も差別の免罪符にはならない」と説明しています。物価高騰や生活苦への不満をそらすために、政治家たちが外国人を標的にするなどは絶対に許すことはできません。在留外国人や特定の民族集団を敵視する排外主義を許さず、ヘイトスピーチ根絶のために、市民と連帯して、排外主義を押し返すことが今ほど求められている時はありません。

そうした観点からも、ヘイトスピーチに關して全国で初めて罰則規定を設けた条例を持つ川崎市の役割の發揮と国へのヘイトスピーチ解消法のブラッシャアップが求められています。

① 川崎市でのヘイトスピーチの状況について検証し、差別解消に向けた計画策定をはかる。ヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証を国に求める。

② 九都県市首脳会議が2025年5月に提出した「インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について」に係る要望（法整備・実態調査・実効性のある啓発活動）について、国の施策推進に向けて粘り強く働きかけを行う。

③ インターネット上で殺害や危害などを呼び掛けるヘイトクライムを扇動するような投稿について命を脅かす危険性を持つため市長はあらゆる機会で迅速に発言、発信を行う。

④ 特に各選挙が行われる適切な時期に、SNS等において選挙運動、政治活動においても不当な差別的言動を行うことは条例により禁止されていることを啓発する発信を行う。

⑤ 「韓国等の悪口」を言つたら日本人に罰金を科す、憲法違反の条例」や「在日外国人が生活保護制度で優遇を受けている」など、本市の『人権条例』や在日外国人に対するデマがインターネット等で繰り返されている。人権施

策推進協議会が2016年に提言した「SNSでの発信について、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信」をあらゆる広報やSNSを活用し積極的に行う。

⑥ インターネット上のヘイトスピーチについて削除要請にとどまらず、市独自の取り組みとして市民向けの人権啓発事業、インターネットの動画、独自キャラクターを採用しポスター・チラシ等の活用で啓発を行っている。こうした取り組みを着実に行うとともに、さらに拡充をすることも検討をする。

⑦ インターネット上の差別的投稿の拡散を防止するため、条例の規定に該当するとの判断について、体制を確保し引き続き職権により審査会へ諮問を行う。判断については議会答弁などおり、「これまでの事例の蓄積をふまえ、投稿の背景、前後文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮し」スピーディーに行う。

⑧ 市民からの情報提供を受けたものの削除要請に至らないと市が判断した事案については、可能な限り丁寧にその理由を説明する。

⑨ インターネット上のヘイトスピーチが日々大量に積み重ねられていることから、被害者の現状に対しても実効性を持つた施策が行われているかについて、現状をできるだけ正確に検証するために、市職員の研修は被害者や本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家から行うことを継続化していく。

⑩ 条例13条、14条では、市が不当な差別的言動を行ったものに対する「勧告」「命令」を行う前には、あらかじめ川崎市差別防止対策等審査会の意見を聞かなければならない、とされているものの「緊急を要し」「いとまがない」場合はこの限りではない、とされている。緊急を要する場合でも、審査会を開催する最大限の努力をはかる。

⑪ 公の施設利用に関する「迷惑要件」をなくし、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合については、施設の利用を「不許可」にできるようにする。

⑫ 公共施設の利用希望者に対し、公共施設の窓口やふれあいネットの画面などを通じて「ヘイトスピーチは許さない」との啓発を継続する。公共施設以外の貸館施設などの管理者に対しても、インターネットの貸館案内の画面上や窓口で同様の啓発を行うよう要請する。

⑬ あらゆる広報媒体を活用し「ヘイトスピーチ、許さない」などの啓発ポスターをひきつづき掲示する。町内会・自治会等にも掲示板へのポスター掲示を要請する。

⑭ JR南武線車内、アゼリアビジョンなどで行ってきた動画による啓発を継続し、広く行う。

3 性的マイノリティの人たちの人権と生活向上のために

2025年は「同性婚を認めないのは違憲」とする高裁判決が名古屋高裁、大阪高裁で出され、提訴された札幌高裁、東京高裁、福岡高裁、5か所全てで出されました。同性婚を認めていないのは、G7の中で日本のみとなり、世界の流れとなっています。これは、何よりも、当事者の皆さんがSOGIをめぐる様々な差別をなくし、誰もが尊厳をもつて生きられる社会を作るために声を上げ続けてきた結果です。性別変更をめぐっても、画期的な違憲判決が相次ぎ、昨年7月10日、高裁で「継続的なホルモン治療で女性化が認められている」として、手術なしで外観要件を満たすと判断、手術なしで性別変更が認められました。さらに、札幌家裁では、当事者が戸籍上の性別変更を求めた2件の家事審判で、性器の外観を変えるよう求める性同一性障害特例法の規定について、「過剰な制約を課すもの」として「違憲、無効」と判断し、性別変更を認める決定を出しました。これらの司法判断は、性自認尊重へ大きな前進をもたらすものです。

地方自治体でも、パートナーシップ条例を持つ自治体も人口が国の93%をカバーするなど大きく前進してきました（2025年5月31日時点。渋谷区と認定NPO法人虹色ダイバーシティ調査）。民間企業の調査では、LGBTQの当事者は、人口の9・7%と、1割近くの人数に達しています。非常に身近な存在です。それだけに、知らず知らずのうちに傷つけるようなことは避けなければならず、正しい理解が必要となります。厚生労働省が初めて実施した職場におけるLGBTQ+当事者の実態調査では、調査対象となつた当事者の内、22・9%が職場でLGBTQ+関連のハラスメントを経験または目撃したと回答し、差別的扱いの経験・目撃も11・4%に上ります。深刻なのは、カミングアウト後の職場での孤立や、業務上の不利益を被るケースで、LGBTQ+当事者が60%という高い転職率となつてている原因になつています。教育の分野では、日本教職員組合の調査では、LGBTQ+当事者の児童・生徒の内、小学校時代にいじめを受けているケースは68%に上り、中学・高校時代を含めると85%が何らかの形で差別的な言動を経験しています。さらに、トランスジェンダーの児童・生徒の29%が不登校を経験しており、一般的な不登校率約3%を上回り、自殺を考えたことがあると回答したLGBTQ+当事者の児童・生徒が58・6%に上ることは、重大です。

本市でも、来年度から始まる「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」」の策定の方向性において、引き続き性的「マイノリティの人々の人権尊重の取り組み」が位置づけられ、具体化が進められようとしていますが、それぞれの現場で、人権が尊重された生活が送れるよう、対策を進めてゆくことが求められます。

ます。

① パートナーシップ制度を充実させ、川崎市「SOGI支援宣言」を行つて施策を全面的にすすめる。

ア SOGIにかかる差別を許さず、当事者の生きづらさの解消と生活障壁を取り除く姿勢を示し、幅広く市民と事業者への理解と協力を促すために「SOGI支援宣言」を行う。

イ パートナーシップ宣誓を行つた方の住民票の表記は、本人からの希望があれば現在の「同居人」から「縁故者」や「夫（未届）」「妻（未届）」などへの変更を行えるようとする。

ウ パートナーシップ宣誓制度は、事実婚の方も対象とする。同様の制度を実施している自治体間で転居した場合などに継続してパートナー宣誓の事実を認める相互利用を進める。現在、パートナーシップ宣誓制度は、予約した上、市内1カ所で受け付けているが電子申請での受付を可能にする。

エ 「ファミリーシップ制度」は、カップルの子どもを家族として認め、家族としての市民サービスを可能にするもの。「ファミリーシップ制度」導入の検討を進める。

オ LGBTQ+当事者の置かれている状況や性の多様性について、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動を行う。多言語化や音声化についても留意したうえで、ウェブサイトをはじめ紙媒体も含めた様々な媒体で行う。

カ 市の職員等の採用にあたつて、LGBTQ+の当事者が不利益にならぬようにする。また、民間企業の就職において不利益が生じないよう、働きかけてゆく。

② 市民、LGBTQ+当事者に対する行政の対応を引き続き充実させる。

ア SOGIの基礎知識をはじめ、窓口対応、災害対応、職場での対応、学校や課外活動など、すべての対応のあり方を示す「SOGI対応指針」をマニュアルにして全庁的に取り組む。

イ 区役所・市民病院等の窓口や相談サービスや選挙の投票に対応する職員等に、見た目の性別と戸籍上の性別が異なる当事者がいること、パートナーは異性とは限らないことを踏まえて対応することを徹底する。現在も行われているとのことだが、職員体制の変わる時期などをとらえて、性自認と性的指向について十分な研修を行う。

ウ 市の施設のトイレや更衣室などの中に、性別を問わずに入りやすい「誰でもトイレ」「多目的トイレ」などを作る。

- 工 災害時の対応として、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成などについて専門家や当事者の意見を反映させる。避難所において、当事者が相談しやすいように、受付等にレインボウフラッグを設置したり、ポスターの掲示をするなどLGBTQ+の相談に対応していることを表示する。
- オ 市立3病院で同性パートナーも家族として面会や重要事項の説明や同意、手術時などの立会いができることと、周知する。民間医療機関も同様の対応を行うように協力を要請する。
- カ 医療や不動産にかかる業界団体などに、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を説明し、医療機関や民間住宅でのSOGIの扱いの改善を求める申し入れを行う。
- ③ 市職員の職場内の対応について
- ア 執務上必要な施設利用に関して、トイレや更衣室、宿泊を伴う出張の部屋割りや入浴時間などに引き続き留意する。
- イ 世田谷区で取り組むように、学区医、学校歯科医、学校薬剤師、水防従事者、災害対策基本法に基づく応急措置業務従事者の同性パートナーに遺族補償を行うよう制度を改善する。国の動き待ちにならず、市として取り組む。
- ウ 同性パートナーも異性パートナーと同様に、川崎市勤労者福祉共済の福利厚生の給付事業の対象とする。国の動き待ちにならず、市として取り組む。
- ④ 教育にかかる対応について
- ア 教育にかかるSOGIの基礎知識をはじめ、学校や課外活動などのあり方を示す「対応マニュアル」をつくる。
- イ 研修は児童生徒の中に一定の人数がいることを想定し、多感な時期であることにも留意して、毎年、行う。
- ウ SOGI+にかかる差別・いじめは、人権侵害に当たる重大な問題として捉え、いじめの未然防止、発生後の対応など、児童の発達段階に応じて、児童や職員に対する指導・援助を徹底する。
- エ SOGI+にかかる情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館および学校図書館などに関連する図書を積極的に備える。「多様な性に関するブックリスト第2版」の更新を行う。
- 工 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校で指導者や保護者、子どもに対するSOGIの人権保護に関する教育、啓発活動に取り組む。子どもたちが相談しやすい環境を整備する。全ての学校にスクールカウンセラーや

ンセラーを常駐させる。教育の場でアウティングをしないよう丁寧に対応する。

オ 当事者である子どもへの対応に一番悩むのは保護者である。講演会やリーフレットの配布など保護者向けの啓発活動は毎年何らかの形で行う。

カ 進路指導に当たっては、子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランジエンダーの子どもたちがそれぞれの置かれている状況や発達段階に応じて必要なサポートを受けられるよう、校長をはじめ教職員の研修などに取り組む。当事者の生き方や職業選択の多様性を前提として行う。

カ 学校生活の場面で更衣室やトイレ 健康診断や宿泊行事のあり方について配慮する。標準服や体育着、水着など申し出によつて希望するものの着用を認める。戸籍での性別を理由に一元的な対応をしない。

キ 事務・手続きにおける配慮として、学校への提出書類や生徒証、卒業証書など性別記載の必要の有無について「当該者が不利益にならないよう適切に対応している」とのこと。引き続き、卒業後戸籍変更を行つた者への卒業証書の発行について当該者が不利益を被らないよう対応する。通称使用を検討する。

ク 世田谷区では「道徳」の時間を軸に他の教科とも連携して系統的に性自認・性的指向についての授業を行つてゐる。教育現場の声を聞きながら授業の内容を研究する。

ケ 各学校でのSOGIにかかる対応事例について、共有する仕組みをつくる。

コ 市立中学校・高等学校の制服（標準服）のあり方について、保護者の意見を聞き参考にしながら、生徒の意思を尊重して生徒が自治的に判断できるように教育的に指導する。

⑤当事者支援の取り組みについて

ア 当事者である子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるために、相談窓口を明確にして市がHPで適切な情報に誘導するなどのサポート施策を講じる

イ 適切な資格を持つ人による相談窓口を開設・充実させる。NPO法人等、市の機関以外の相談窓口とのさらなる連携を図るとともに、団体間での情報を相互共有するなどのサポートを行う。NPO法人や当事者団体・グループが実施する交流の場づくりやコミュニティスペースの確保について、市として財政面も含め支援することを通じて、年齢別や特性別に応じた、きめ細かい交流の機会をつくる。

ウ 市が当事者の常設の相談・交流の場、コミュニティスペースを整備する。SOGI関連の映画の上映、当事者・家族・支援者の方を中心とした「情報共有ルーム」などの取り組みを引き続き行うとともに、多摩区・麻

第十一章 青年の願いにこたえる施策の充実を

日本の高等教育への公費負担はOECD（経済協力開発機構）諸国でワースト2位、平均1・3%に対して0・7%となっています。私立大学の初年度納付金は平均で約148万円、国立大で約82万円にもなっているなど高すぎる学費の中で、学生の8割がアルバイトに従事し3人に1人が貸与奨学金を借りているという、学生生活が成り立たない状況が蔓延しています。平均で300万円の奨学金という借金をかかえて社会に出ざるをえない状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は総額10兆円にものぼります。

大学の学費値上げが大きな社会問題となつており、もともと日本の異常に高い学費の解決は学生・国民のもつとも切実な願いの一つです。しかし東京大学が年10万円余の値上げを実施するなど国立大での値上げ、また私立大でも毎年のように値上げが続くなど、高すぎる学費がこれ以上値上げされれば、学生も家族もその負担に耐えられないことは明らかです。

そうした中で今年2月、全国120以上の大学など高等教育機関が賛同した、学費値上げを阻止して無償化を求める集会が開かれるなど、学費に関する世論は一層高まっています。こうした声に応え、教育予算の大幅増で一刻も早く授業料半額、無償化への転換が求められます。

厚生労働省が2024年度に行つた調査では、25歳以下で最低賃金に近い労働者（最低賃金の1・1倍未満）や、年収200万円以下の『ワーキングプア』と呼ばれる労働者の割合がどちらも20%を超しており、非正規労働者は20年前と比べて約1・4倍、620万人も増加し2,124万人に達しています。非正規をはじめ最低賃金ギリギリで働く労働者、高すぎる学費の支払いに追われ長時間・複数のアルバイトを強いられている学生たちにとつて、労働時間の短縮と賃金の大幅な引き上げが求められます。

川崎市は2024年度から若年単身世帯の市営住宅への入居資格を拡大しましたが、募集する住戸は駅から遠くエレベーターのない3階以上の古い建物で、若者が入るには条件が悪いものであり市営住宅から排除されているに等し

い状態です。物価高騰の影響で民間賃貸住宅の家賃は上昇しており、低賃金で働く若者にとっては住まいを探すことから困難を強いられています。オランダ、イギリスといった欧州では若者のための住宅政策として、市場一般よりも低価格な家賃で入居できる公営住宅の整備を進めています。川崎市も若者支援という点から、駅から近く設備の整った市営住宅を増設すべきです。

学費や家賃の高騰に加えて物価高で困窮する若者や学生に、SNSで「高額バイト」「ホワイト案件」などの聞こえがいい言葉で誘導し、脅迫して犯罪に加担させる「闇バイト」が社会問題となっています。困難な状況にある若者らを支援するNPO法人の調べでは、経済的に苦しいと答えた若者は5割をこえ、多くが親や家族に頼れず行政の支援などの情報も見たことがないといいます。貧困と格差、非正規労働の広がりが若者や学生を追い詰めています。この大元の原因を改善し、希望ある未来を示す政治の責任が問われています。

川崎市の状況はどうでしょうか。わが党は今年6月、市内高津区に在住の18歳から25歳の方を対象としたアンケート調査を実施しました。「生活が苦しい、やや苦しい」との回答が8割以上を占め、自由記述には「学費が高く、これから多額の奨学金を返すと思うと苦しい」「大学進学を機に1人暮らしをしているが、親の援助がなければ到底生活でききない」といった回答が相次いでいます。お金の心配なく学業に取り組める、生活に困らないよう市が支援することが必要です。

（二）大学生の権利を守り「お金の心配なく」学ぶ環境を保障して、自立に向けた支援を行う

- ① 給付制奨学金制度を拡充し、学費を減免するよう国に申し入れる。
- ② 川崎市は、給付型の大学奨学金の創設及び無利子の奨学金を拡充する。
- ③ 市独自で実施している大学生の奨学金制度を短大や専門学校に拡大させる。
- ④ 市立看護大学の学生に「働く権利」「労働条件」を学ぶ「リーフレット」または「パンフレット」を配布し、学ぶ場をつくる。
- ⑤ 県立保健福祉大学では2025年度より入学金の減免を行う事が決まった。市立看護大でも、入学金の減免を行なう。

(二) 青年の雇用対策にとりくむ

① 正規雇用を増やし安定した雇用の確保と人材育成・定着の強化を

ア 市内青年の求職状況調査及び雇用実態調査を行い、実態を把握し正規雇用の目標をもつて施策にあたる。

イ 「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づき、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は新卒採用として応募できるようにするよう事業者青年への周知を行う。

ウ 失業している若者や新卒未就職者などに職業訓練や資格取得の機会を提供するとともに、技術や技能、資格を取得できる場を市独自で設置する。

② 正規雇用の橋渡しとなる国のトライアル事業を新卒者以外にも対象を広げ、市の制度として立ちあげる。

ア 各自治体が取り組む施策を参考に正規社員を増やす。

イ 東京都で実施する奨励金制度を本市でも創設し、市内中小企業が若者を正規雇用化及び職場定着を促進できるよう、奨励金を支給する。

イ 奨学金返還支援制度については、鳥取県、兵庫県と神戸市、福岡県北九州市などのように、補助金を市内の中小企業支援、青年への直接支援として正規雇用につなげる施策を本市でも実施する。

ウ ブラックバイト・闇バイトは違法であることを、ポスター、SNSなどで周知を行う。又、関わってしまつた時の相談窓口を設置する。

(三) 青年の権利を守り、自立した生活を送れるよう支援する

① 自立した生活をおくれるよう支援し、不当労働行為から青年を守る対策

ア 使用者との雇用契約が書面によりきちんと交わされるよう、市内企業への申し入れや実態調査を実施し徹底指導する。

イ 不当労働行為から青年労働者を守るよう「労働3法」の周知を徹底し、街頭やインターネットを利用した労働問題の相談ができるよう相談活動を強化する。とりわけ街頭での労働相談は、回数や場所を増やす。

② 「コネクションズかわさき」は、気軽に安心して利用できるように施設を充実させる。また、プライバシーに配慮した相談室にする。相談支援スタッフを増やしていく。南部地域にも設置する。

③ ひきこもりに対する支援として、地域連携ネットワークを構築し訪問支援も行いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施できるよう制度を設置する。

④ 低賃金など生活困窮によって自立できず生活支援を必要とする若者が、気軽に相談できる窓口を各行政区に設置する。

⑤ 新卒で就職が出来なかつた青年や離職した青年などが、自立して生活できる生活資金制度を創設する。

⑥ 収入の少ない単身青年労働者に対し家賃補助制度や、水光熱費の支援制度をつくる。（再掲）

・市内に転入してきた若者に対して生活を始めるにあたつての手続きなど市内での生活がスムーズにスタートできるようわかりやすいリーフレットを作成する

（四）文化芸術スポーツの自主的活動を支援する

① バンド演奏や多様なパフォーマンスなどが可能な演奏会場と練習場を全区に設置する。（文化再掲）

② 青年の自主的な文化・芸術、スポーツ活動に対し、青年が無理なく利用できる価格になるよう施設使用料の減額など助成を行なう。低廉で、夜間・早朝など、いつでも使える、文化、芸術活動を支援する拠点施設を各行政区に整備する。（文化再掲）

③ 商店街の空き店舗などを活用し、青少年の文化芸術活動の拠点として整備する。（文化再掲）

④ スケートボード、BMXなどの競技を、安心して練習できる施設を各区につくる。（文化再掲）

（五）若者の政治参加のため条件整備をすすめる

① 「18歳選挙権」制度が実施された現在、学校現場では主権者を育む政治教育を守り、生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合える教育環境をつくる。学校教育の場以外では、政治や社会のことを学ぶ機会が少ないため、気軽に話し合える場や主権者教育のセミナーなど開催し、関心を高める環境をつくっていく。

- ② 若者が主権者として政治に参加しやすくなるために、高すぎる供託金を引き下げる、若者の政治参加を保障する上で被選挙権年齢を引き下げるなど、公職選挙法を改正するよう国に要望する。
- ③ 市内の大学や商業施設など、若者が利用しやすい場所への投票所設置をすすめる。
- ④ 地方から川崎市に住民票を移動していない学生に、不在者投票について周知を強める。

（六）平和・環境を守る運動に参加できるよう支援する

① 平和を守る運動

- ア 日本国憲法9条に基づいた平和に対する教育方針を推進するよう、国に要請する。
- イ 広島県、長崎県で開催される「原水爆禁止世界大会」などの平和を考える催しに参加できるよう、本市は高校生・学生に対し周知徹底を行う。

② 環境を守る運動

- ア 環境問題、気候危機に関する教育方針を推進するよう、国に要請する。
- イ 東京都杉並区では、無作為抽出により選ばれた参加者が気候変動対策に関して有識者から情報提供を受けながら、自由な意見で議論を重ねる「杉並区民会議」を本年3月から実施している。本市でも同様の会議を実施する。

第十三章 「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法九条を活かした取り組みを強める

（一）世界の平和の流れ

大国の横暴と核兵器使用の危機

ロシアによるウクライナ侵略は4年目を迎え、イスラエルによるガザの殺戮も続いています。核兵器使用の威嚇も繰り返されています。ロシアによるウクライナ侵略を契機にフィンランド、スウェーデンのNATO加盟、フランスのマクロン大統領によるフランスの「核抑止力」を欧州全体に拡大する構想や、ポーランドが米国の核兵器を自国に配備することを要求するなど「軍事対軍事」「核対核」の方向が強まっています。アジア、太平洋でも、NATOと日米軍事同盟の連携強化など、軍事同盟網の強化が推し進められ、一方でロシア・北朝鮮との軍事的連携強化の動きも生まれています。

米トランプ政権の蛮行と孤立

米トランプ政権が誕生し、ロシアのウクライナ侵略の容認、イスラエルのガザ殺戮の容認とアメリカのガザ所有、iranへの爆撃など自由、民主主義、国際法を無視した霸権主義的な政策を推し進めています。しかし、このような暴挙によってトランプ政権は矛盾と孤立を深めています。世界の自由貿易経済体制を破壊する関税引き上げに対して、米国内を含め世界中で批判が高まり、追加関税を90日間延期する修正に追い込まれています。ロシアのウクライナ侵略に対する「和平」交渉も、思惑通りにはいかず、トランプ大統領は、仲介から離脱警告を行いました。米国内外でも、国民の批判は高まり、4月5日には全米50州1400か所で300万人が抗議行動が行われました。

日本被団協のノーベル平和賞受賞と核兵器禁止条約の平和の流れ

2024年12月、日本被團協がノーベル平和賞を受賞し、核兵器禁止条約と世界の平和運動に大きな影響を与えています。核兵器禁止条約の第3回締約国会議が3月に開かれ、画期的な「政治宣言」が採択されました。今回、注目されるのは、宣言が「日本被團協のノーベル平和賞受賞が締約国の決意を支え、新たな希望を与えるものとなつた」と述べ、日本被團協と市民社会の役割を強調しました。また宣言は「この不安定な環境において、外交を促進し、多国間主義を強化するうえで重要な役割を果たしている」と述べ、アメリカ、ロシアが国際法を軽視、蹂躪する下で禁止条約が国際連帶、多国間主義を推進する力となつてゐる点です。また、宣言は「核抑止力への依存の強化、核兵器の継続的な保有など、国際的な動きを警戒・憂慮している」として、「核抑止力」論とのたたかいを強調、会議では核抑止力が人道上だけでなく、安全保障上も誤つてゐるとの指摘が行われました。2026年NPT再検討会議の準備委員会（25年4、5月）では、現在の世界の危機的状況を解決するために圧倒的の多数の国が核保有国に対し、核軍備撤廃の第6条の義務、保有国自身も合意した核兵器をなくすとの過去の再検討会議の合意の実行を迫りました。

核兵器禁止条約への署名国は94か国、批准国は73か国（24年9月時点）にまで広がっています。

（二）日本政府の大軍拡

石破政権は、多くの国民が物価高騰にあえぐ中、8兆7000億円もの軍事費を計上し、トランプ政権の中国包囲戦略に協力して大軍拡、「拡大抑止」の強化を図つています。

日本の自衛隊が戦争の最前線に

中国は、南シナ海や東シナ海の領有権を主張し、軍事基地を建設するなど国際法違反の実効支配を強めています。一方アメリカは、日本、韓国、オーストラリア、NATOの同盟国を動員して日本から東南アジア、インド洋に至る対中国包囲網を強化しています。重要なのは、その中心に日本が据えられていることです。25年2月の石破首相とトランプ大統領との首脳会談で、アメリカは「核を含むあらゆる能力を用いた、日本防衛に対する米国のゆるぎないコミットメント」を強調し、いざという場合、核兵器の使用を表明。さらに「台湾海峡の平和と安定を維

持することの重要性」を強調し、「台湾有事」の際には、日本も軍事協力することを表明しました。

3月に開かれた日米防衛相会談では、自衛隊と米軍の運用面での協力を一層強化するために、在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始が発表され、これにより、米軍の指揮下に自衛隊を動員し、対中戦争の第一線で自衛隊が攻撃任務をもつて参戦する体制づくりが始まりました。ヘグセス米国防長官は「日本は西太平洋でいかなる不測の事態に直面しても最前線に立ち、互いに支えあいながらともに戦う」と述べ、自衛隊が最前線で米軍とともに戦う役割を担うと明言しました。

サイバー攻撃による被害を防止するとして能動的サイバー防御法が成立しました。しかし、この法律は、①憲法が保障する「通信の秘密」を侵害し、②自衛隊と警察が憲法と国際法に反した先制攻撃に踏み込む危険すらあるもので、この法律の廃止を国に求めます。

（三）被爆80年、今こそ被爆国の役割を果たす日本に

今年、2025年は広島、長崎の被爆から80年目の節目です。昨年の日本被団協がノーベル平和賞を受賞して、世界的にも、また日本でも平和の流れが強まっています。日本政府に核兵器禁止条約への調印（署名）・批准・参加を求める意見書決議は、4月時点で、717自治体議会で採択され、県、市区町村合計1788自治体の40%となっています。4月の朝日新聞の世論調査では、「核兵器禁止条約に日本も参加を」の声が73%にのぼり、「日本は自立した外交を」の声も68%に上っています。

日本政府は、トランプ政権の無謀な要求はきつぱりと拒否すべきです。そして戦争にならないように、国連憲章と戦争放棄・戦力不保持の憲法9条を生かした平和外交で、問題解決の先頭に立つべきです。世界で唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加し、アメリカの「核の傘」に頼る安全保障政策を大きく転換するべきです。

日本共産党の「外交ビジョン」と日中共同声明

いま政治がとりくむべきは、戦争の準備でなく、平和の準備——9条を生かした外交によって日本の平和を確保し、東アジアに平和をつくりだすことです。日本共産党は、東南アジア諸国連合（ASEAN）と協力し、東アジアサミット（EAS）を発展させて、東アジアの全体を東南アジアのような戦争のない平和の地域にしてい

く「外交ビジョン」を提唱してきました。

また、日中両国関係を前向きに打開するための「提言」を両国政府に提起し、2008年の日中共同声明に明記された「双方は互いに脅威とならない」など、すでに両国政府間に存在する「共通の土台」に着目して、平和と友好の関係をつくることを提起しています。4月に日中友好議員連盟で訪中した際にも日本共産党・志位議長は中国側に対して「互いに脅威とならない」という原則を示し、中国側も「重視している」と述べ、この原則を確認しました。

（四）第二の基地県・神奈川の基地の状況

神奈川の米軍基地の特徴

日本における第2の基地県となつてゐる神奈川の米軍基地の特徴は、次の5つです。

- ① 日米空母2隻体制による戦争の一大出撃拠点になつてゐることです。横須賀は米第7艦隊の母港であり、海上自衛隊の空母「いずも」の母港でもあり、空母を中心とした打撃軍の出撃拠点になつていています。
- ② 日米戦争司令部の拠点となつてゐることです。横須賀には、米第7艦隊司令部があり、海上自衛隊の自衛艦隊司令部があります。座間には米太平洋陸軍前方司令部、相模原には米陸軍ミサイル司令部などアジア太平洋への前方展開のための司令部があります。
- ③ 兵站・整備の拠点となつてゐることです。横浜ノースドックでは揚陸艇を中心とする輸送部隊があり、横須賀補給センター、相模補給総合補給廠など西太平洋最大級の事前集積基地になつていています。
- ④ 情報収集活動の拠点になつてゐることです。横浜ノースドックは情報収集艦の中継基地であり、厚木基地は海上監視・偵察を任務とする海上自衛隊・第3航空隊があり、米海軍は日米の情報収集拠点と位置付けています。
- ⑤ 宇宙、サイバー、電子戦の拠点ともなつてゐることです。相模総合補給廠には在日米軍唯一のミサイル部隊司令部があり、座間には米国防衛星通信の地上通信基地の拠点があります。衛星通信を使った情報処理、統合指揮統制までサイバー領域の重要な役割を担つていています。

これだけの基地強化と日米一体化の下で周辺住民は、米軍による数々の犯罪や事故、騒音、PFASなどの環境破壊など住民の命と安全を脅かす基地被害にあつてきました。これら米軍基地、自衛隊基地の縮小、返還は急

務です。米軍の犯罪を許してきた日米地位協定は改正すべきです。

（五）川崎市の平和問題に対する姿勢について

本市は、1982年6月8日に全国の政令市で最初に、核兵器廃絶平和都市宣言を行ないました。それはたいへん格調高いもので、「川崎市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立つて、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」としています。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、まさに世界的に核兵器廃絶の国際世論が高まっています。おりしも今年は被爆80周年です。いまだに世界には地球を何度も壊しても余るほどの核兵器があり、その使用の危険が高まっています。市長は「施政方針」で「核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、戦争体験を風化させず、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に広く継承する取り組みを進める」と述べられましたが、いまこそイニシアティブを発揮し世論の先頭に立つときです。

問われるるのは唯一の被爆国である日本の姿勢です。本市としても継承している核兵器の非人道性は被爆者の皆さんによつて国際社会の共通認識となりました。ところが日本政府は、核兵器が平和の抑止となるとして、「核の傘」をとなえ核兵器廃絶に背を向けています。核兵器廃絶平和都市宣言を行つてゐる本市の市長は、いまこそ、日本政府に対して核兵器の廃絶を求め、核兵器禁止条約を批准すること、締約国会議にオブザーバー参加することを求めるべきです。

自衛隊への名簿提出

川崎市は2017年度から、防衛省の求めに応じて、自衛隊に対し対象者の名簿を提出しています。その人数は、2025年度、18歳12496人、22歳14624人の計27120人、8年間で21万人にも及びます。神奈川県内では、名簿を提出しているのは33自治体のうち14自治体にとどまります。市は自衛隊法第97条、同法施行令第120条及び川崎市個人情報保護条例の除外規定などを根拠に挙げていますが、どれも名簿提出を正当化する根拠とはなりません。川崎市は、即時、自衛隊への名簿提出を中止すべきです。区民祭などで行つてゐる自衛隊の

体験コーナーなどは、直ちに中止すべきです。

- 1 国に対して、戦争する国つくりの政策に反対し、核廃絶を目指す姿勢を貫く。
 - ① 非核三原則（核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず）の法制化とともに、核兵器禁止条約の署名、批准をすること、核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することを国に求める。
 - ② 国に対して秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪の廃止を求める。
 - ③ オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練の中止を求める。
 - ④ 市の施設や民間施設を使った軍事訓練を拒否し、自治体を戦争に動員するような国の指示権には従わない。
 - ⑤ 宮前区の自衛隊・艦艇装備研究所は返還して、市民のために活用する。
- 2 「平和首長会議」「非核自治体協議会」へ市長は参加し、広島市・長崎市などとの連帯・交流を深め、平和首長の行動計画に基づき川崎市として「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。
- 3 平和推進事業費（平和推進補助事業費も含む）は減額され続けている。平和施策の特別の推進を図るためにもこれららの予算の増額をする。
- 4 平和事業を市民参加で進めるために、「（仮称）平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。
- 5 「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。各学校で「平和都市宣言」を掲示するとともに、平和施策の普及を図る。新本庁舎にも掲示する。
- 6 平和館や市内に残る戦争遺跡等を活用するなど「平和教育」「平和学習」の推進を図る。
 - ① 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。
 - ② 平和館を活用し戦争・被爆体験を聞く機会を増やす。
- 7 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。
 - ③ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。
 - ④ 市民の平和学習を保証し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。
 - ⑤ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、引き続き各区で開催する。
 - ⑥ 改定された平和ノートの活用を推進する。市民に広く周知していくとともに、小・中学生には配布する。
- ⑦ 2018年、地域文化財に指定された貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の

平和教育に活用する。2018年度に「旧陸軍登戸研究所の遺構群」を第1回川崎市地域文化財として決定した。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。（再掲）
⑧ 市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、保全に努める。特に生田緑地内や周辺の壕の調査を進め、調査・保存に努める。

⑨ 戦争に関する証言に加え、被爆者の証言・資料収集、編集などをを行う。証言映像など制作された資料を編集し各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようにする。

⑩ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。

7 「平和館」事業の充実を図る。

① 平和館の来場者数は2024年度46772（+11992）人となりました。展示企画事業費は2024年度270万円（+20）で10年前とほとんど変わっていない。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。

② 平和館のより積極的な活用は、専門家とともに市民参加で検討し、計画に反映させる。

③ 平和館・平和公園が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど市民に知らせる。

④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。

⑤ 「川崎と戦争」（川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧陸軍登戸研究所、川崎の空襲など）の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示するなど市民に公表する。

⑥ 平和館の展示内容は、子どもにもわかりやすくするため、アナウンスの子ども版を作る。引き続き教育関係者などの意見などを展示内容に反映させる。来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、小中学校の見学会など学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。

⑦ 平和館の蔵書数は、現在12263冊（+1冊）ですが、基本構想通り10万冊を確保する。

⑧ 平和館のホームページ、フェイスブックを、資料などのタイトルを一覧表で紹介したり、来館者の感想などを

紹介するなど、充実させる。他都市や大学機関（立命館大学・国際平和ミュージアム）等の平和館などへのリンクもはる。

8 憲法を遵守し、自衛隊への協力は行わない。

- ① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持する。
- ② 国民保護計画は撤回する。
- ③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。川崎港の「非核宣言」を率先して行い米第7艦隊の東京湾への入港を拒否するよう関係都市と連携を図る。
- ④ 防衛省が、全国約300の自衛隊基地にある建物を核兵器などの攻撃に耐えるようゼネコン関係者と意見交換し、艦艇装備研究所川崎支所（宮前区）も対象になっている。この研究所の基地強化は中止することを国に要望する。
- ⑤ 「栗木マイコン地区・南黒川地区地区計画に基づく建築物等の用途等に関する指導基準」で定めているように、武器製造に関連する企業に対しては、市の土地を貸したりするなど、軍事利用につながる協力はしない。武器や軍事的な装備品を展示する企画に対して、市の施設は貸さない。

- ⑥ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。区民祭への自衛隊の出店は中止する。
- ⑦ 自衛隊への名簿提出、自衛官の募集業務は、中止する。中・高校生の自衛隊勧誘の協力は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。
- ⑧ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。

- ⑨ 市立中学校での「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習は、働きかけてくる自衛隊出張所側の目的としても、また、内容的にも自衛官募集業務の一環として行われており、今後、行わないよう学校に徹底する。

9 原爆症認定制度の抜本的改善を求めた原爆症認定集団訴訟（「新しい審査の方針」改定、2013年12月以降）では、結審した地裁92件中52件で原告側勝訴（2025年7月現在）しています。その間、2度にわたり認定審査方針の見直しを行わせましたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあつたものになつていません。

- ① 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。

② 被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。

第十四章 政令市トップの財政力を大規模事業ではなく、市民の福祉・暮らしに使う市政に

市税収入は過去最高、財政力は政令市トップ

2023年度一般会計決算では、歳入総額が、8632億円、歳出総額が8526億円となり、実質収支額はプラス44億円となりました。市税収入は、97億円増の3879億円で過去最高となり、これは個人市民税が所得の増加により50億円の増、固定資産税が23億円増、法人市民税も企業収益の増により14億円増などによるものです。財政力指数は、政令市で唯一、1を超える基準財政収入額が需要額を上回っており、政令市トップを続けています。そのため政令市で唯一の普通交付税の不交付団体となっています。財政健全化指標は、すべて基準値を下回っており、極めて優良。一人当たりの市債残高は、政令市の平均よりも13万円低く、借金の負担額が少ないのが特徴です。

平均年齢が最も若く、10年間は人口増加で税収増が続く

川崎市は、政令市で平均年齢が最も若く、生産年齢人口割合が最も大きい都市で、新たな人口推計でも今後10年間は増加を続けるため市税収入の増加は今後10年続くと予想されます。このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれをとっても、川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。

予算で120億円の赤字と言っていたのに、44億円の黒字

23年度予算では120億円の収支不足が出るとしていましたが、決算では44億円のプラスとなりました。収支不足をなんと160億円以上も過大に試算していました。わが党は、予算、決算議会で何度も収支不足額が過大であると主張してきましたが、またその通りになりました。誤差の原因は収支フレームにあります。収支フレームでは、206億円の収支不足が出るとしていましたので、決算との誤差は250億円にもなります。今後もこの収支

フレームに沿つて予算を立てれば、過大な収支不足額のために必要な予算が取れなくなります。これだけの誤差が出ている収支フレームは、実態に沿つたものに見直すべきです。

減債基金は、政令市の1・6倍で1000億円も多い

23年度予算では減債基金から120億円借り入れる予定でしたが、決算では収支不足が出なかつたために借りはゼロとなりました。減債基金残高は、一般会計分でみると積立額445億円、取崩額211億円で2766億円となり、一人当たりの残高は政令市平均の1・6倍にもなります。政令市の減債基金残高は、取崩額の平均4年分ですが、本市の場合は9年分にもなります。減債基金からの借入が517億円ありますが、それを差し引いた実質残高は2249億円ですが、取崩額4年分を差し引いても約1000億円も多く、他都市と比べて、極めて多い残高となっています。今後5年間、積み増しをして2028年度には、600億円増の3367億円となり、年間の市税収入に匹敵する額になります。

物価高騰などで市民生活・中小企業の経営が大変になっていますが、市のこれに対する独自支出は、わずかです。物価高騰の中で財政支援が必要な時だからこそ、減債基金の積立額を減らして市民生活・中小企業支援に回すべきです。

社会保障と臨海部の大規模事業

社会保障費である扶助費については、微増で一人当たりの扶助費の額は、引き続き政令市の平均を下回つておらず、福祉予算である民生費も一人当たりにすると政令市平均よりも約2万円低い状況です。一方、臨海部の大規模事業には、臨港道路東扇島水江町線整備58億円、コンテナターミナル整備事業21億円、東扇島堀込部土地造成事業など不要不急の事業に約90億円が支出されています。不要不急の大規模事業は中止、凍結して市民の福祉・くらしのほうに予算を振り向けるべきです。

政令市トップの財政力を使つて日本トップクラスの福祉都市の実現を

25年度予算案についてみると、市税収入は過去最大、財政力はトップなのに、社会保障費は平均以下、学校給食費や子ども医療費など東京との「多摩川格差」だけでなく県内との格差も広がつており、2000人の待機者がいる特養ホームは一切新設せず、中小企業の予算はわずか16億円で全体の0・2%しかないなど、市民や中小企業に

は冷たい予算となっています。一方で、臨海部では、事業費が当初の約4倍、1950億円となつた臨港道路東扇島水江町線など不要不急の大規模事業がすすめられ、海外水素の見通しがつかない水素戦略やJFE跡地利用に今後、2000億円も支出するなど、市民にとって、きわめて不公平な予算となっています。

一方、川崎市は大きな可能性を持つています。減債基金は、他政令市と比べると1・6倍、700～1000億円も多い残高となっており、不要不急の大規模事業など無駄な財政支出もあります。25年度予算案審議で提案した予算組替えのように、不要不急の大規模事業を中止し、減債基金への積立額を減らして、政令市トップの財政力を市民のために使って、日本トップクラスの福祉施策を実現することを提案します。

- 1 臨海部を中心とする不要不急の大規模開発を中止・見直して、全国トップクラスの川崎市の「豊かな財政」を市民の願い実現と市民生活・福祉の向上・充実に生かす市政運営に改める。まずは喫緊の課題である物価高騰対策、そして少子化、災害対策を抜本的に強化する。
- 2 収支フレームについては、実態に合つたものに見直すこと。減債基金については、積立額を減らして、物価高騰対策や市民生活・中小企業支援に回すこと。
- 3 川崎港コンテナターミナルなど港湾施設の整備計画にあたつては、他港コンテナ港湾の施設規模・能力などをよく調査研究し、本市の既存施設の取扱能力などを厳格に検証し、これ以上の施設拡張を行なわない。
- 4 港のニーズ、荷物があればコンテナ船は来るのであり、際限のない税金投入を続ける悪循環となつてている川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度は見直しをする。
- 5 2010年、川崎市、横浜市、東京都の3自治体が共同で「京浜港国際コンテナ戦略港湾計画」を発表し、国から「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。しかし、この総事業費見込額は約5500億円で、川崎港だけで約1000億円かかるとされました。この国際コンテナ戦略港湾政策の中止・見直しを国に求めるとともに、川崎市・川崎港は京浜3港の国際コンテナ戦略港湾計画から独自に撤退すること。
- 6 千鳥町、東扇島など川崎港での輸出自動車（新車、中古車）の保管状況、及び、他港への横持ち台数、川崎港からの直接輸出台数などの実態を把握し、輸出自動車保管を川崎港で行なう必要性について根本的に再検討する。
- 7 東扇島堀込部埋立土地造成事業については、同堀込部の公有水面は市民の財産であり、埋立土地造成をしなければならない正当な目的・理由が立証されないことから、ただちに事業を中止する。JR東海と川崎市の覚書を撤回

し、JR東海に対して東扇島堀込部へのリニア建設残土の受け入れを断ること。

8 リニア中央新幹線整備計画は、市内外で環境破壊をもたらし、運行後災害時の危険性が極めて高く、ルート上の多くの地権者の権利を侵害するなど問題が多すぎる不要不急の大規模事業であり、公的資金を投入して推進する国、およびJR東海に中止を要請する。

9 臨港道路東扇島水江町線の整備工事をただちに凍結し、今から事業の善後策を検討する。

10 「国家戦略特区」キングスカイフロントの経済波及効果、税収効果などの検証を行う。

11 1メートル1億円以上とばく大な事業費がかかっている高速川崎縦貫道路の整備工事は、現在の1期ルートの本体の残工事を中止する。公害まき散らし・まち壊しの現行の2期ルート計画も中止する。東京外郭環状道路との一体化でも、ばく大な事業費がかかることが想定され、2期ルートの計画自体を中止する。

12 『臨海部ビジョン』で打ち出された、最低300億円かかる新たな鉄道整備「川崎アプローチ線」計画は、住民犠牲のまちこわしとなり、住民ニーズも採算性もないことから、計画を白紙撤回する。

13 小田周辺戦略エリア整備プログラムにある南部防災センター敷地等の利活用は、市民の要望を聞くためのワークショップを行い、元のコンセプトのとおり常設の防災体験啓発施設や不足している特養ホーム、図書館市民館の分室など福祉の増進につながるものとする。土地を民間に譲渡しない。

14 公共事業への投資のあり方を、市民生活に関係なく地域経済が循環しない現在の臨海部での不要不急の大規模開発優先（巨大な橋の建設、川崎港コンテナターミナル拡張、住民ニーズのない鉄道整備など）ではなく、市民の願いに応えて地元建設業者の仕事と雇用が増え、地域経済が循環する、特別養護老人ホームの増設、老朽校舎の改築など市民生活・福祉型投資優先に抜本的に切り替える。

15 総合計画について、福祉切り捨て、市民サービスの削減、市民負担増の「行財政改革」は中止をし、市民の土地、財産を民間に売却する「資産マネジメント」は見直しをすること。公共施設の安易な統廃合は見直して、不足している施設は増設すること。

16 JFE跡地利用計画は、市民の要望を取り入れた計画にして、扇島へのアクセス道路や大水深バースなどの計画については、その必要性を検証すること。JFEには、撤退に伴う費用、雇用確保、下請け企業の事業継続のための社会的責任を果たすよう求めること。

第十五章 地方自治と「公共の再生」

地方自治体と公務員は、①福祉の増進、②共有財産の維持・管理という公共をすすめる公的責任があります。福田市政の12年間は、市民の共通の利益である福祉を後退させ、共有財産である公共施設を増やさず減らし、公共を担う公務員削減などを行つて公的責任を放棄するなど、3つの角度で公共を壊してきました。

1. 人口増加なのに公共施設を増やさず

川崎市的新たな将来人口推計では、市の人口のピークは5年後ろに伸びて2035年となり、今後10年間は人口が増え続け、今より人口が減るのは20年後です。当然、市の総合計画の中心課題は、「人口減少ではなく、「人口増加にどう対応するか」ということになります。しかし、現在の市の方針では、「人口減少を前提に公共施設の「床面積は増やさない」としており、不足していくても増やさず、さらに資産マネジメントで公共施設の統廃合・削減を進めようとしています。

不足している市営住宅や特養ホームは増設せず

例えば、市営住宅は、平均倍率が約10倍で応募したけれど入れない方が約6000人いますが、増設する計画はありません。今後さらに人口が増え続ければ、さらに入ることは難しくなり、この状況は今後20年間以上続くことになります。公営住宅法では、第一条で、地方公共団体は「低廉な家賃で賃貸し、社会福祉の増進に寄与する」と規定し、第三条で「常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」とも規定しています。要するに法律では、その地域で低所得者の住宅が不足している場合は、自治体の責務として公営住宅の供給を行わなければならないのです。倍率が10倍で6000人が入れない状況で、自治体の公的責任を果たしているとはとても言えません。

また、特養ホームにしても待機者が約2000人いて、介護度が4、5の方でも入れない方が約1000人いま

す。しかし、市の特養ホームの計画では、新規開設は皆無です。一般の保険では、提供されるべきサービスが提供できなかつたら裁判で訴えられます。介護保険の場合は、川崎市が運営主体であり、サービスを提供する責任があります。特養ホームの入居がサービスにあり、その条件を満たしている被保険者に、不足しているから入れませんでは許されません。

人口減少を前提に公共施設を統廃合

市の資産マネジメントでは、人口減少を前提に「公共施設の床面積は増やさない」とし、さらに休日急患診療所や子ども文化センター、老人いこいの家、様々な福祉施設の統廃合を計画しています。しかし新らたな人口推計では、10年間は人口が増加します。公共施設の1人当たりの床面積についても、川崎市は政令市の中で下から4番目で、北九州市、大阪市、神戸市の半分しかありません。人口は増加し、ただでさえ少ない床面積なのに、人口減少を前提にして「公共施設の床面積は増やさない」、「統廃合で減らす」という方針は誤りです。

2. 公共施設の民間活用で様々な問題が

この間、公共施設に民間活用の手法であるPFI、指定管理者制度を導入することによって、様々な問題が噴出しています。

PFI・等々力緑地は樹木が伐採され民間企業の儲けに利用

等々力緑地の再編整備では、PFIで民間企業に設計・建設・管理運営を任せた結果、樹齢60年以上の樹木を800本伐採し、広場がつぶされスープー銭湯や商業施設が乱立し、日産スタジアムの2倍の駐車場が建設され、さらに総事業費が当初の2倍の1200億円にもなる計画が出され、市民の中で大きな反対運動が起きています。それにもかかわらず、PFI法のために各工事費も事業費の算定根拠も非公開、どんな商業施設が入るのかも未定ということで、事業費の精査もできず、市民や行政が関与できない制度となっています。市民の憩いの場である公園が、樹木は伐採され民間企業の収益を上げるために利用されてしまう、こんなことを許されて良いはずがありません。

指定管理者制度・中央療育センターで事故や事件が

繰り返しており、議会では不安や懸念の声が噴出しました。指定管理者制度の導入で直営時代に培われた本市のノウハウが失われ、市の権限では、内部の人事を入れ替えるなど根本的な改善を直接図ることはできないなど、この制度の問題点が明らかになりました。全国では、指定管理者制度の事業が、経営悪化で解散、撤退したために、利用者が放り出される事例も多く発生しています。高齢者や障碍者、子どもの命を預かる施設にとつて、この制度はふさわしくはありません。

3. 人口増なのに市職員を削減

川崎市は、この20年で人口は増加しましたが市職員を減らし、さらに公共施設の民間活用で市職員が誰もいない施設が増えており、様々な問題が起きています。

コロナ禍では医療、保健所、消防署の職員不足で全国最悪の状況に

コロナ禍の2021年8月、川崎市は、コロナ重症病床の使用率が100%を超えコロナ病床は満床状態。自宅療養者数は3000人を超える9割の方が入院できず、ほとんどの方が自宅療養となっている事態になり、保健所に電話してもつながらず、緊急搬送困難事例が200件近くになるなど救急車を呼んでも来ない事態が激増しました。緊急事態宣言下のどの都道府県と比べても、すべての数値で最悪の状況となりました。この大きな要因には、病床自体が足りない問題もありますが、医療、保健所、消防を担う市職員の不足が大きな原因です。

人口は20年間で25万人増えたのに市職員は1500人削減

市はこの20年で人口は25万人増えたのに、市職員は1500人も減らし、人口当たりの市職員数では、政令市の中で下から5番目です。特に市の保健所職員は、人口当たりで横浜市の半分程度であり、消防職員の体制も国の基準を満たしていない状況でした。医療従事者、保健所職員、消防職員など「市民の命を守る」ことを責務とする市職員が足りてなくてどうやって自治体の公的責任を果たせるのでしょうか。

災害時に対応する市職員が誰もいない施設（市民ミュージアム）

指定管理者が管理・運営している市民ミュージアムは2019年東日本台風による浸水で川崎に関連する考古・歴史・民俗資料及び芸術作品や市指定文化財を含めた約23万点の貴重な収蔵品に被害がでました。当時、市民ミュージアムは指定管理者制度のため、市職員がいない状況で、台風の予測・被害状況がつかめず、収蔵品を避難させる判断が遅れ、市民の財産である収蔵品に大きな被害が出てしました。現在、市は、指定管理者制度を様々な公共施設に広げており、市職員が一人もいない施設が増えています。それぞれの施設で災害時、市職員がないもとで、台風や豪雨の予測、震災の被害状況を把握し、市民や財産を避難させる判断や指示などどうやって対応するのでしょうか。公共施設を指定管理者に任せっていては、災害時の避難など「市民の命・財産を守る」という自治体の責務は果たせません。

4. 壊されてきた市の「公共の再生」を

PFI、指定管理者制度の導入で、全国各地で深刻な問題が

全国では、PFI、指定管理者制度の導入で、各地で深刻な問題が起きて います。PFI事業では、福岡市の余熱利用施設が破綻、仙台市の温水プールなどで事故が起っています。高知県高知市の病院PFIでいろいろによる刑事事件が起きるなど数々の問題が起っています。指定管理者制度では、愛知県蒲郡市（がまごおり）の市民会館や北海道帯広市の児童保育センターが業績悪化で市直営に戻した例、島根県出雲市のプールや静岡県草薙体育館での死亡事故なども起きています。

また、21年5月、会計検査院が出したPFI報告書では、債務不履行は、国の11機関だけの調査でも57事業のうち26の事業で2367件あつたことが報告されています。このように公共施設の民間活用によつて、債務不履行、事業破綻や撤退、事業者との癒着汚職事件が多数起きて います。

「公共の再生」のための総合計画への提案

このように公共施設、サービスが壊されてきた「市の公共を再生」するために、総合計画において、第1に、将

来の人口増加に対応するためにも、公共施設、市職員は現在の不足分を早急に補充し、人口増に合わせて増やすこと。第2に、公共施設の民間活用の問題点を検証し、これ以上対象を広げないこと。特に公園、また人の命にかかり、専門性、継続・安定性が要求される施設、老人福祉施設、障害者施設、療育センターなどは直営に戻すことを要望します。

(二) 市民のプライバシー権、自治体の条例制定権の後退につながる個人情報保護条例の改悪や市民サービスの後退につながる「デジタル化(DX)」の具体化はしないこと。

個人情報保護条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などの削除された規定、基準は、要綱・ハンドブックなどに記載する。

「システムの標準化」に対して、自治体の独自施策を維持・拡充させる。
「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きは廃止せず、住民の相談機能としても対面窓口のサービス体制を充実し、手続きの簡素化をすすめる。

(二) 自治体を変質させる「自治体戦略2040構想」とその具体化である「コミュニティ施策」、「スーパーシティ構想」、「公共サービスの民営化」について、住民自治、団体自治、市民サービスの後退につながる具体化はないことを求める。

- 1 「これからの中長期的な考え方」の具体化であるソーシャルデザインセンターを、公助がしっかりと中心に据えるものに抜本的につくりかえる。
- 2 地域医療、介護、公共交通など全体的な計画を企業にゆだね、企業利益優先の「スーパーシティ構想」は導入しないこと。
- 3 市民サービスの後退・撤退、人件費削減により不安定な非正規労働者を多数生み出し、行政の責任を後退させるPFM、指定管理者制度による「公共サービスの民営化」は、これ以上対象を広げないこと。特に公園、また人の命にかかり、専門性、継続・安定性が要求される施設、老人福祉施設、障害者施設、療育センターなどは直営に戻すこと。
- 4 市民の土地、財産を民間に売却する「資産マネジメント」は見直しをすること。公共施設の安易な統廃合は見直

して、不足している施設は増設をすること。（再掲）

（三）特別市（特別自治市）制度の推進は中止する

市が計画している「特別自治市制度」（特別市）は、災害、コロナ対策などの県の総合調整機能、県を通じた交通・警察機能、住民サービスが失われ、県内の多くの自治体の負担増につなるため、撤回すること。

（四）住民自治の精神の徹底から、市民が主権者であることをきちんと位置付ける

1　自治基本条例には、主権者は市民であることが明記されていない。市民は行政の手伝いをするものであつたり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

2　「住民投票条例」は住民が真に使えるものに改正する。

①　住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になつていらないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになつた。これでは、市民が問題に気がついたときには多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う問題は対象になるよう、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与える、または与える可能性のある事項」のみにする。

②　住民発議にとって必要な署名数を投票資格者総数の10分の1にしていることも、住民投票を発議しにくくして、市民の手を縛ることになつていて、必要な署名数は投票資格者総数の20分の1にする。

③　住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④　投票日は、問題によっては機を逸するがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3　「まちづくり育成条例」を、市民が主権者と位置づけ、抜本的に改正する。

4　「総合計画」・「基本計画」の策定にあたつては、市民が主権者であることをきちんと位置づける。市民に十分な説明を行ない、市民意見を反映するようにする。

5 地方自治法第1条の「住民福祉の増進」という立場から、これ以上の「行革」はやめ、市民要求実現に全力をあげる。

（五）市民参加を実効的なものにするため、次の各制度を改正する

- 1 市民意見を充分市政に反映できるよう、「パブリックコメント手続条例」を改正・活用すべきである。
 - ① パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」を加え、市民意見を反映させるための具体化をする。
 - ② パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、「周知を図る」というのであれば、当事者に届けて意見を述べられるようにする。
 - ③ 市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。
- 2 各区の区長の選出については準公選制を導入する。
- 3 審議会等の市民公募委員を増やし、議事録を公開する。
- 4 2014年、教科用図書の採択に係る川崎市教育委員会会議の会議録を、その作成を担当していた教育委員会事務局総務部庶務課が同会議の音声データを消去するという事件が発生しました。市民の知る権利を奪う行為であり断じて許されません。この件は横浜地裁が2023年10月4日市教委の不開示情報に該当するとのすべての主張を退け、各開示請求拒否処分を取り消すとの市民の完全勝訴の判決を言い渡したのに続き、市教委が控訴した東京高等裁判所でも、市教委の主張はすべて排除され市民の完全勝訴となり、2024年5月2日市教委が上告断念を表明して、横浜地裁判決、東京高裁判決が確定しました。川崎市教育委員会は、音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底すること。再発防止のための組織として第3者を加え、より実効性のある制度に改善すること。

第十六章 気候危機打開と脱炭素政策

世界の地球温暖化の状況についてですが、2024年は1850年まで遡る記録の中で最も暑い年であり、世界の平均気温は、これまでの最高だった2023年をさらに上回り、平均気温は産業革命前から1・55度上昇しました。世界各地では、猛暑、豪雨、山火事など甚大な被害が起きており、気候危機はまさに危機的な状況にあり、世界は脱炭素化を急激に進めなければなりません。

オーストラリアからの水素輸入は中止に

臨海部の25年度水素戦略関連予算は、液化水素サプライエーランの商用化実証事業に向けて、扇島地区への一般道路・高速道路アクセスに5億円、岸壁・港湾道路等港湾施設の基盤整備に1・9億円など計6・9億円が計上されています。事業者の当初の計画ではオーストラリアで褐炭から水素を作り、液化水素にして船で運び、扇島のJFE跡地の水素拠点で受け入れるとして、28年度から30年度に実証事業を実施、30年度から商用化するとされました。川崎市政だよりも3ページも使い「海外から大量の水素を運ぶ」と報じています。

しかし、28年度からの商用化実証について、政府の「産業構造審議会グリーンイノベーション部会」は昨年9月、「豪州ビクトリア州からの水素調達は難しくなった」として国内からの水素調達に切替えることを発表しました。これは重大な計画変更です。しかし市の委員会にも報告はありませんでした。これは重大な問題です。

国内水素、海外水素の調達先は決まっていない

国内の調達先について「現在、検討・調整中」という答弁で、まだ決まっていないということです。化石燃料から作る「グレー水素も含むのか」という質問に対し、否定しませんでしたから、含むこともあるということです。28～30年度の国内水素の調達について、「火力発電所には使用しない」という答弁ですが、それでも化石燃料や再エネから水素に変換し、液化水素にして船で運ぶことには変わりなく、それぞれの段階で膨大なエネルギーを使い、CO₂を大量に排出することには変わりません。

海外水素については、「30年以降は、海外から水素を調達する」という答弁でしたが、まだ、どこから調達するのか決まっていません。これに関して、水素を調達・運搬・貯蔵する会社、日本水素エネルギーに資本参加すると発表していたINPEXが出資を見送ると昨年末に報道されました。新聞報道では「水素の国内需要が停滞し、運搬コストも大きいことから投資効果が得られないと判断した」と報じています。調達先も出資先も決まらないということでは、海外からの水素輸入事業は、全く目途が立っていないということです。

CCS、水素関連技術の商用化ははるか遠い

CCS技術について、米国の会計検査院は、政府が補助金を出した火力発電CCSは8件中7件が失敗と発表し、米国ではコスト面からCCS事業は困難と判断したようです。CCSの許認可について、オーストラリアでも許認可が取れるかどうかのリスクもあり、なによりCCS工場ができるかどうかの保障もありません。他国にとつては、日本の水素のために排出したCO₂をなぜ、自分の国の中埋めるのか?と考えるのは当然です。このようCCSの商用化は、技術面、コスト、許認可の取得を考えるときわめて困難だと考えられます。

水素を「つくる」「ためる」「はこぶ」の水素サプライチェーン構築についてですが、この実証事業は世界初であり、個々の事業である水素製造、水素運搬船からの荷役、揺れる船からの極低温の液化水素を貯蔵・管理する技術、また、陸揚げする技術などはすべて世界で初めての技術です。どの技術・事業も実証までは行きついておらず、事業が成り立つかどうかの調査段階で商用化まではとてもなく遠い事業です。

臨海部の水素戦略について

政府から「オーストラリアからの水素調達は困難」と判断され、その他の地域、国内、海外からの水素調達も目途が立っていないことが明らかになりました。さらに、発電コストも火力発電の2倍にもなり、CCSなど技術的課題も多数あり、多くの国では実証化・商用化まで相当かかること、各国の許認可が取れるかわからないことなど、まさに事業として成り立つ目途も立っていないことが明らかになりました。

世界的には、水素の混焼発電は、40年代以降もCO₂を大量に出し続け、化石燃料による発電の延命措置だと多くの批判を浴びています。

わが党が提案しているように、臨海部のJFE跡地利用は水素戦略ではなく、ペロブスカイトなど太陽光中心の

再エネ・省エネ企業を誘致し、生産・供給拠点にすれば、日本初の大都市での再エネ自給自足のモデル都市にすることができます。以上のことを強く要望します。

扇町に新火力発電所ができ2033年ごろに稼働予定

川崎市の臨海部、扇町に新火力発電所の建設計画が発表されました。事業者はエネオス株式会社で、扇町のエネオスの遊休地に天然ガス発電所を1基作り、水素との混焼発電も検討しており、発電出力は75万キロワットで2033年ごろに稼働予定ということです。

火力発電所の新設はCO₂排出増に

市の削減目標である2030年度排出量は1200万トン（2013年度比の50%）です。しかし、これまでの9年で381万トンしか削減しておらず、あと8年で800万トン以上削減が必要で、議会でも、これはかなり難しいことを指摘しました。発電所から出ているCO₂については、1600万トンから減らず、しかも33年度以降はさらに増えるということで、国際エネルギー機関や先進国の目標である「2035年までに発電部門の排出量をゼロ」はとても達成できないことも指摘しました。発電所が川崎市に立地している限り、市は国に対してCO₂排出量を削減することを求めるべきです。

新火力発電所・計画の撤回も含めた指導を

市は、CO₂を大量に排出する企業については、削減のための計画書・報告書を求めています。ENEOSの新火力発電所については、要件を満たせば、提出を求める、必要に応じて指導もするということです。ENEOSに対して、早急にCO₂排出量を含めた計画書の提出を求め、排出量によつては、計画の撤回も含めて指導することを要望します。

1 臨海部の脱炭素戦略

① IEAや先進国が掲げる「2035年までに発電部門のCO₂をゼロにする」という目標を達成するには、政令市で一番多い1のCO₂排出量の川崎市では、その約半分を占める発電部門の排出量を2035年までにゼロ

にすることが求められている。IEAやG7の指針からいけば、発電部門の排出量1600万トンをゼロにする必要がある。目標と具体的行動を早急に示す。

- ② CO₂排出量の7割を占める臨海部の電力、鉄鋼、石油関連企業7社とCO₂削減目標や計画などの省エネ、再エネに向けた協定を結ぶこと。
- ③ 輸入水素を利用する発電は見直しをし、太陽光を中心とした再エネで2035年までに100%CO₂フリーエネルギーを供給すること。ペロブスカイト型太陽光発電など再エネ、省エネ、蓄電池などの企業を誘致して臨海部の産業転換を図ること。
- ④ 再エネ・省エネの開発・生産において、中小企業の仕事や雇用につながるよう支援を行うこと。
- ⑤ 臨海部の構造物全体を発電設備にするような大規模な再エネ発電の計画を進めること。
- ⑥ 地球温暖化防止条例について
- ① 地域電力会社について、一般家庭や工場、事業所への太陽光パネル設置まで拡大して、PPAモデルを推進する。
- ② 初期費用の負担、設置義務について、初期費用の掛からないPPAモデルを推進すると同時に、東京都のような省エネ・再エネ補助金制度を創設すること。
- ③ ペロブスカイト太陽電池などを市内の住宅や事業所に供給、設置して、住宅やビルの全消費電力を自分の太陽光発電で賄うZEHを推進すること。
- ④ 本市の排出量の約8割を占める産業部門、特にCO₂を大量に排出する電力、石油関係などの大企業に対し、「事業活動温暖化対策計画書」による自主的な削減対策「自主的努力」では不十分である。東京都や横浜市など他の都市の経験を踏まえ、事業者ごとのCO₂の排出量目標の未達成の場合の罰則も規定して削減を義務付ける。
- ⑤ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」にもとづく、削減計画・年次報告書について、排出量の算定や基準の適合性を検証するための認証検証機関、検証するための第三者機関などを設置することにより、実効性を高める。
- ⑥ 扇町の新火力発電所の計画は、ENEOSに対し、早急にCO₂排出量を含めた計画書の提出を求め、排出量によつては、計画の撤回も含めて指導すること。

区民要望書

〔一〕川崎区

（川崎区全域）

- 1 大師支所・田島支所について。高齢者・障害者をはじめとする方々への相談・申請・手続きなどが行えるオンラインなどの窓口は引き続き、職員体制を確保しサービスの低下につながらないものにする。生活保護ケースワークをはじめとする保健・福祉サービスの質を確保するために体制の充実をはかり、特に専門職の体制は国基準で配置を行う。
- 2 大師コミュニティセンターについて決定した設計をもとに住民に丁寧な説明を行う。子ども文化センターと老人いこいの家と比べて活動する諸室が減っていることを指摘した。それぞれの活動を保障する。特に児童館の機能を失わないよう、子どもの居場所は確保する。
- 3 田島コミュニティセンターについて、設計案を多くの住民に説明をし、意見を反映させ決定を行う。特に利用される高齢者団体、子どもたち、障害者団体へ丁寧な説明を行い意見を反映させる。児童館の役割をうしなわないよう子どもの居場所を確保する。
- 4 羽田新飛行ルートにともなう航空機の墜落事故・落下物事故に関わる被害想定を、市の臨海部防災対策計画に明記し、コンビナート労働者と近隣住民、市民等に対して公表する。そのためのコンビナート防災アセスメント調査を行うよう国と県に要望する。定期的な教室型の住民説明会を開催する。「羽田空港飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはまる地域の指定」についてそもそも環境基準が地域の実情に合っていない。改正を行うよう引き続き県や国に働き掛ける。羽田新飛行ルートは中止し海上ルートに戻すよう国に求める。
- 5 川崎区の市営住宅の応募申し込み倍率は2024年度約40倍である。需要に応えて民間借り上げ方式による市営住宅を建設する。新たな住宅セーフティネット制度をふまえて、外国人市民、高齢者、生活困窮者など誰もが安心して安価に暮らせる住宅を整備・確保する。
- 6 市民が自由に作物を栽培できる市民農園をつくる。
- 7 川崎区内に園庭のある認可保育園を増設する。
- 8 ハザードマップは全戸配布し、説明会を開く。
- 9 京町・渡田地区をはじめ川崎駅東口周辺地区や大島地区、観音川地区などでたびたび浸水被害が発生している。入江崎統合幹線の事業を着実に進める。京町と

渡田、大島、観音川の各ポンプ場から入江崎統合幹線を活用して排水できるよう入江崎水処理センターに高機能のポンプを設置する。老朽化している京町、渡田、大島、観音川の各ポンプ場の機能を強化のための更新時期を明らかにする。

10 川崎駅から区内全域に（西から東へ）放射線状にバス路線が延びているが、区内の南北をつなぐバス路線は極端に少ない。カルツツや教文会館のある富士見地区などに、区内どこからでも行きやすくするため、循環バスを運行する。

11 労働会館前交差点、久根崎交差点など、老朽化した歩道橋がかえって交通不便を招いている場合がある。市民の合意のもと撤去するなどの対策をはかる。

12 新川通、宮前、東門前一・三丁目、昭和町二丁目、大師駅前一丁目、浅田一・二丁目など、公園のない町に公園を整備する。用地についての情報提供があつた場合は活用に向けて積極的な対応を行う。当面、町丁目の三分の二以上に公園を設置するという目標に達していない7つの小学校区について、早急に設置すること。

13 深夜バス（塩浜営業所行、水江町行）について、25時頃まで増便する。

14 扇島のJFEスチール跡地について、公害の苦しみを刻む公害資料館と区民の生業と憩いの海が失われた歴史を残す干渴を復元する公園を設置する。同跡地利

用について公害患者や元漁業関係者などに意見を聞き計画に反映させる。

15 教育文化会館の後継施設である川崎市民館・労働会館（仮称）を、市民の意見を反映させ充実した社会教育施設として整備する。

ア 新施設に設置される労働資料室は市立図書館として活用をはかる。労働資料などの蔵書についてできる限り残すこと。専門家や市民の声をよく聴いて慎重にすすめること。

イ 新施設のホールの予約については文化振興に寄与する催し物などに対する「優先申請制度」の対象とする。

ウ 駐車場の利用料金を無料に戻す。

16 区内各駅にホームドアを設置するよう鉄道事業者に働きかける。

（中央地域）

1 川崎駅南口改札口を開設するようJR東日本に働きかける。

2 八丁畷駅前の安全対策、八丁畷駅の利便性を向上させること。

ア 駅前の交差点について、馬鳴病院方面から踏切方面への右折レーンの設置や信号の設置など安全対策を検討する。

イ 駅の西口側にエレベーターを設置すること、西口

側にJRの券売機も設置すること、JRホームが駅

の2階部分にあることを案内表示することについて、京浜急行に要望する。

ウ 川崎市視覚障害者情報処理文化センターの最寄り駅があるので踏切内や付近に点字ブロックの設置

を早急に行う。

エ 八丁畷駅前バス停に上屋とベンチを設置する。

オ 八丁畷駅から第一京浜に向かう狭い歩道を広げる。

カ 日進町信号歩行者用横断歩道の青の時間が短く身体障害者の方渡りきれない。警察に働きかけ歩行者の安全を確保する。

3 東田公園内にベンチを設置する。

4 JR川崎新町駅を安全・安心に利用できるようになる。

ア 駅に券売機もしくはチャージ機を設置するようJRに要望する。

イ 踏切の閉まっている時間が長すぎて事故も起きている。電車が浜川崎ー小田急駅間に到達した時点で既に川崎新町駅前の踏切が閉まるシステムを変更するなどして、遮断時間を短くするようJRに要望する。

ウ 駅前踏切内歩道について、危険な縁石の段差を緩やかにする。

エ 線路と駅前駐輪場の間の通路が暗いため、防犯上の不安が地域住民から出されている。駐輪場に照明

を設置する。

5 川崎中学校にプールを設置する。

6 「開かずの踏切」となっている堤根の東海道線矢向踏切に、歩行者と自転車用の跨線橋を設置する。

7 京町1丁目11、12、15、16の京町第三公園付近にある標識が見えづらく、一方通行を逆走する車もあり事故が多い。対策を行う。

8 京町2丁目のいなげや周辺の道路について、児童をはじめ住民の安全を確保するため歩道を設置もしくはカラーラ化を行う。

9 八丁畷駅周辺の市有地を認可保育園や特養ホームなど市民利用施設として活用する。

10 銀柳街や小川町、旭町2丁目など浸水・冠水がたびたび起る地域での対策をすすめる。

11 河港水門の利用停止に伴い使用しなくなつた船溜まり部分について、市民の要望をよく聞いたうえで大雨などの際に備えた遊水地兼スポーツ広場などとして市民が利用できるように検討を進める。

12 国道15号線の元木町交差点ーゴム通り交差点の中央分離帯について、清掃・除草・剪定などの回数を増やすよう国に要望する。

13 川崎駅東口駅前を中心ゴミが目立つとの市民からの声が多く寄せられている。清掃回数を増やす。

14 ハローワークの近くにある歩道橋のエレベーターに誘導用のチャイムをつける。

15 富士見公園のテニスコート付近にあつた公衆トイレを復活させる。早朝や夜間も利用できるようにとの声に応えたトイレ対策を行う。

16 富士見公園のアスレチック広場の休憩場所に日よけシートの設置など熱中症対策を行う。

17 建て替えが予定されている南部身体障碍者福祉会館について現在と同じ場所に現在と同様の障害者福祉施設として建設する。集会室は感染症に対応できるよう今より広い（50から60人）ものとする。Wi-Fiを設置する。

（大師地域）

1 羽田新飛行ルートによる大師地区への騒音被害は進行である。新ルートにかかる防音工事の対象を拡充するよう国に要望する。住民の声を聞くための教室型説明会を定期的に開催するよう国に要望する。

2 生態系保持空間に指定されている河口干潟をはじめ、都市部では貴重な自然を有する多摩川を保全し、市民の憩いの場として再生させる。市民に利用しやすいよう河川敷の整備を積極的に行なう。

ア 多摩川河川敷のサイクリングコースは毎年点検をして、防犯灯を整備する。ランニングなどの利用者のため足に負担の少ない素材を使用することを検討する。

イ 多摩川に親しみ利用しやすくするために、味の素

中瀬門より河川敷までの道路を設けるよう企業に働きかける。中瀬・大師河原地域の河川敷グランド利用者のために、周辺に駐車場を確保する。

ウ 多摩川河口付近の貴重な動植物を保護するための取り組みをはかる。

エ バードウォッキングや自然観察などのために、野鳥や干潟の生物等の案内板を設置する。

オ 中瀬1丁目と3丁目の間の多摩川土手への階段に手すりを設置する。

3 大師地域の雨水による浸水被害対策をすすめる。特に池上新町地域の雨水浸水対策では、貯留管の整備など抜本的改善を早急にすすめる。

4 産業道路沿道の街路樹を毎年剪定する。池上交差点から産業道路浜町交差点までの旧市電敷の緑道については、防犯対策からも毎年剪定を行う。

5 横羽線・産業道路の自動車排ガス対策として、ディーゼル車、大型車の交通規制と自動車の通過課徴金制度を実施する。沿道の長時間駐車を禁止し、アイドリングストップを厳守する。

6 京急大師線立体交差事業完成後の上部利用は緑の散歩道など住民の声をよく聞き、多摩川河畔と結んだ町づくりをすすめる。

7 京急川崎大師駅前から産業道路に向かう国道409号沿いの歩道に連続した点字ブロッケを設置するよう国に働きかけを行う。

- 8 京急東門前駅駐輪場に屋根を設置する。(日差しや雨にさらされて駐輪自転車の劣化、雨の日は合羽の着脱が大変)
- 9 臨港道路東扇島水江町線整備は中止する。
- 10 東扇島の「ダイワコーコーポレーション前」「かわさきファズ物流センター前(正門前)」などのバス停について、臨港バス・京急バスの共同バス停と市営バスのバス停が、数十メートル離れた別のバス停となつている。利用者の利便性をはかるために市営・臨港・京急の共同のバス停にする。
- 11 東扇島内に街灯が少なく防犯上の不安を訴える方が少なくない。東扇島内の道路に街灯を設置する。バス停に上屋と照明を設置する。夏場には雑草が歩道を覆ってしまう箇所があるため、草を刈る回数を増やす。
- 12 国道409号殿町小学校前交差点に、視覚障害者向けの音の出る信号機を設置する。
- 13 大師公園の以下の点について指定管理者と調整等を行ながら改善していく。公園全体を定期的に除草・剪定する。ブール近くの東屋の屋根が傷んでいるため全面改修する。砂場の砂が動物の排泄物のにおいがするため砂場に動物が入れないような工夫をする。トイレの蛇口を非接触にする。子どもや高齢者がつまづいて危険な広場等の段差や根上がりを改善する。
- (田島地域)
- 1 小田地区に市民館図書館分館を建設する。
- 2 小田周辺地区の密集市街地対策について、ひきつづき地域の実情を考慮し住民合意のもとで事業の促進を図る。
- 3 小田周辺戦略エリア整備プログラムについて、南部防災センターと消防小田公舍跡地利用についてもともと目的としていた、防災を体験できる啓発施設を建設するなど市民の福祉向上に寄与するものとし、住民の意見をよく聞いてすすめる。
- 4 小田地域の道路は狭いためバスは小型にし、便数を増やす。
- 5 小田4丁目2-11の隣の空き地について所有者に対して雑草の除去を行うよう働きかけを行う
- 6 小田7丁目公園の樹木の手入れや雑草の除去を行ない安心して利用できる公園にする。
- 7 小田7丁目多目的広場について、車いすや歩行器、杖を使って周回できるよう整備をする。また出入り口もスロープをつける。
- 8 南部防災センター敷地内の雑草の除去、樹木の剪定などをを行い防犯対策に努める。
- 9 老朽化した京町歩道橋の点検を行い安全を確保する。
- 10 浅田から産業道路沿いに大師方面へのバス路線を開設する。京町通りから天飛トンネル、教育文化会館前を通り、市役所前に向かうバス路線を新設する。

11 浅田に老人いこいの家を建設する。

12 浅田3丁目のバス停前の信号に押しボタン式信号の設置を行うよう警察に働きかける。押しボタン式の場

合はわかるように点字ブロックも設置する。

13 朝の時間帯をはじめ踏切通行の危険性が高まつている小田栄駅前踏切について、早急に安全対策をはかる。バスをはじめ自動車・歩行者・自転車が入り乱れる踏切を通らなくても児童が通学できるように、南武支線の線路を地下で横断する人道を新設する。バス停の設置場所について安全性に配慮されているのか検討をする。

14 小田栄のコーナン・イトーヨーカドーなどへの交通量の多いツクイサンフオレスト前の丁字路について、信号を設置するか、商業施設に警備・誘導員の配置を要請するなどして、安全対策をはかる。

15 小田栄2丁目アイランドブリーズとイトーヨーカドーの間の車道と歩道の間に設置されているガードパイプを一部取り除きその箇所の歩道に横断歩道を設置して歩行者の安全性利便性を図る。（イトーヨーカドー敷地内への入り口当たりのガードを取り除くことを希望）

16 桜本2丁目24、36と田島支援学校桜校、桜本中学校の角について。田島支援学校側の角にカーブミラーを設置するなど安全対策を行う。

17 追分の5車線のスクランブル交差点にエスコート

ゾーンを設置するか、音の違いが判る種類の信号機の設置をする。

〔二〕 幸区

1 国道1号線の歩行者自転車の専用道路が未着手の多摩川大橋から遠藤町交差点及び都町交差点から尻手交差点区間の早期実施を国に要請する。

2 国道1号線の1951年の都市計画（建設省告示268号）幅員30mを現状に合せ見直しを国に要請する。

3 カワサキ文化公園としての使用終了後は、地域の方が利用できるよう全面を整備する。

4 川崎駅西口周辺の歩道を歩行者、自転車通行帯の区分を明確にするための路面の色表示を行う。

5 JR南武線の武藏小杉駅～尻手駅間の連続立体交差事業で側道に掛かる対象世帯に対しても不利益が被らないように、すべての対象世帯に丁寧な説明を行い、納得を得て進める。

6 南武線立体交差までまだ期間がかかる、鹿島田踏切遮断時間の短縮を図るため、上り電車が駅に停車中は遮断機を開いた状態にする対応をJRに強力に働きかける。（停車位置を平間駅側に移動など含めて）

7 JR鹿島田踏切の遮断機が上がると待機していた歩行者と自転車の接触や車道にまで広がり危険である、

自動車の走行も妨げている。対応策として、踏切内の

歩道拡幅をJRに申し入れる。

8 踏切内歩道の縁石につまずき歩行者が転倒する危険がある、縁石の撤去をJRに要請する。

9 鹿島田跨線橋南側の鹿島田跨線歩道橋から「新交通広場」へのアクセスはエレベータだけとなつていて、シンカモールを経由するため不便、跨線歩道橋から「新交通広場」へのエスカレーターを設置する。

10 北加瀬側から鹿島田跨線橋までの階段の上り下りは高齢者、障がい者、ベビーカーは危険で困難である。エレベータ設置または「新交通広場」に抜けるトンネルで接道をつくる。

11 鹿島田駅西地区再開発事業や周辺の開発によって鹿島田方面からの新川崎駅利用者が増加した、新川崎駅に鹿島田方面からの利用者が使える新たな改札口の設置を引き続きJRに要望し早期に実現する。

12 新川崎駅前のバス停に上屋を設置する。構造上の課題があるならば補強などの対応で早期の設置を行う。平成29年度に耐震補強を行つたとのことだが、設置について再検討すること。

13 新川崎駅前ロータリーのタクシー待ちの解消は高齢者、障がい者の強い要望である。UDタクシー専用したがUDタクシーも来ない。一般タクシーの乗入れを認める。また、タクシー平均待ち時間が平日1分未満、休日平均2分未満ことだが、実態と全く異なる

再調査を行うこと。

14 今後も高齢者が増加する、日吉地域・古市場地域・新川崎駅・区役所を循環するバスを運行し移動の利便性を図る。

15 幸区日吉合同庁舎内で行われてきた事業の区役所の一元化が進められ、育児・障害・高齢者は不便になつた。育児・障害・高齢者に関する手続きは日吉合同庁舎で行えるようにする。

16 「川60」の臨港バス本数が平日は25便から現在2便（減便前は）に減便。高齢者は通院などへの影響が出ている。増便を要請すること。

17 日吉地域の大雨による浸水対策として、雨水浸透樹設置の補助を行う。

18 北加瀬・南加瀬地域の歩道敷にあるU字溝個所を調査し、計画的にL型側溝に改善する。

19 川崎駅西口から市立病院への直通バス運行または市立病院までのバス路線を新設する。

20 高齢者、障がい者に配慮し、民間バス会社に要請し、区内バス停には上屋及びベンチを設置する。また、「バス停留所上屋設置基準」を見直し歩道有効幅員が2・0メートル以下であつても要望がある場合は上屋を設置可能とする。

21 川崎ミユーザシングフォニーホール前交差点は高齢歩行者の安全のため、歩行者が渡る時間を長く確保する。土・日・祝日のラズーナの交通渋滞を解消する。幸

町通線、栄通り、西口通りを含めラゾーナに向かう道路は渋滞が顕著、ひきつづきラゾーナ事業者及び関係者と渋滞解消の対策を図る。

23 引き続き不足している川崎駅西口の駐輪場を増設する。

24 多摩川河川敷の小向広場に設置のトイレを簡易水洗化にする。

25 高齢者緊急通報システムの周知と利用料の無料化を図る。

26 河原町団地の鉛汚染土壌の飛散防止のための防護シートに破れがある。定期的に巡回点検を行い補修する。

27 川崎市民が多く利用するJR矢向駅の橋上駅舎化を横浜市・JRと協力し早期実現を図る。

28 矢向第二踏切の歩道橋にエレベータを設置する。

29 臨港バス神明営業所へ曲がる幸警察署先の交差点（神明町2-57）は交通量が多くなかなか渡れない、特に高齢者が渡るには危険、信号機を設置する。

30 幸区から川崎駅東口方面へ行けるバスの運行を増便する。

31 多摩川河川敷の木下製紙原料からラジオ日本のアンテナ塔までを整備して緑が少ない幸区民の憩いの場にする。

32 通称ブル道路のJR効果下アンダーパスの歩道部分の改善がすすめられたが、水の浸み出しや汚れと植

栽へのごみの投棄がある。清掃の定期化を行い、環境整備をすすめる。

33 南河原公園の噴水・カナールの定期的な水質検査、消毒を行う。また、定期的に汚れを除去してこどもたちが安全に水遊びできるようにする。

34 園庭の無い保育園が増え、園庭の代替となる近くの公園に行きます。子どもたちの遊びと安全のために、砂場の衛生管理、遊具等の点検整備を定期的に行う。

35 区内公園の砂場に猫などの糞尿対策として、地域に協力を働きかけ未設置の砂場にシートを設置する。

36 国道一号線の「尻手交差点」に横断歩道を設置する。（尻手駅方面から行き来する高齢者にとつて歩道橋の上り下りは身体的に厳しい）国への早期実施を要請する。

37 歩道面に、自転車の通行が「可・不可」「一方通行・両方」等のわかりやすい表示をする。

38 諫訪公園（南幸町2丁目）は保育園児と高齢者の利用が多い公園である、トイレを設置する。

39 南河原3丁目92付近のT字路は見通しが悪く危険である、カーブミラーを設置する。設置個所が無いというがひき続き検討すること。

40 多摩川古市場河川敷は幼児が遊べるように定期的に補修や除草する。

41 古市場河川敷（陸上競技場付近）に車いすで行けるスローペを古市場小学校交差点の堤防に設置する。

- 42 J R川崎駅に南口改札を増設する。
- 43 鹿島田地域の二ヶ領用水沿いにベンチを設置し、憩い、休息の場所をつくる。
- 44 二ヶ領用水大師堀（鹿島田）の遊歩道は定期的に除草を行う。
- 45 さいわい緑道（河原町団地横）の整備。植栽の剪定と雑草等の除草を定期的に行う。
- 46 幸区内の小中学校周辺にスクールゾーン表記する。路面表示が不明瞭箇所の点検、補修を行う。
- 47 塚越踏切から幸高校までの歩道が狭く、歩行者どうしのすれ違いで車道に出る状態、自動車の交通量が多く危険である。無電柱化を行い、歩道幅を確保する。
- 48 幸区内の車道の停止線、外側線、横断歩道が消えかかって個所が多い。点検をしつかり行い補修を行う。交通管理者に要請する。
- 49 北加瀬一丁目のバス停（日吉小学校前）にベンチを設置する。
- 50 洪水時対応の一時避難場所として公設施設、民間の商業施設、ビルを使用出来るよう依頼し、近隣地域に周知する。
- 51 神明町2丁目の（国道1号線の東側地域）は地盤が低く大雨での浸水が心配される。想定される最大雨量に対応して設置されている排水ポンプ吐出能力、使用的排水管で対応可能か再確認し、必要な対応を図る。
- 52 川崎駅西口の障害者用車両乗降場の付近にベンチを
- 53 多摩川に架かるJ R河川橋梁下の堤防は河川法を遵守した構造に整備する。
- 54 J R河川橋梁下の堤防護岸にひび割れ箇所が多い。一部補修されているが、補修されていない箇所も多くあり水位が上がった場合に堤防浸食が起きる。補修を急いで行う。
- 55 小倉二線橋を鹿島田二線橋と同様に歩道拡幅する。
- 56 小倉二線橋下の広場の使用ルールを明確にし、周知する。（ゴミの始末や夜間の騒音などについて）
- 57 鹿島田駅の近くにタクシー乗り場を設置する。
- 58 川崎ラゾーナ前の狭隘な歩道箇所に「自転車押歩き」と「自転車辱・歩行者優先」の表示が混在している。「自転車押歩き」のみの表示とする。
- 59 新川崎5番地のシンカシティの横須賀線横に駐輪場を新たに設置する。小倉地区から新川崎駅利用者が多く駐輪場が足りない。
- 60 鹿島田駅前通商店街の交差点（下平間135-3）を歩車分離信号に切換える。歩行者が多く右折車が曲がれず渋滞し歩行者も危険。
- 61 幸区側の多摩川サイクリングコースを川崎区側まで途切れの無い整備を早期に完成する。

設置する。

〔三〕中原区

1 福祉・医療施設の整備をすすめる。

ア いまだ不足している特別養護老人ホーム、小規模特養ホーム、小規模多機能型介護施設を区内でもあらゆる方法で適地を確保し、建設する。人口急増地域である丸子地区に地域包括支援センターを整備する。

イ

「保育園に入れなかつた」という区内保護者からの声は後を絶たない。認可保育園の増設をすすめる。

ウ 10年前から住民が要望している今井中学校地域の老人いこいの家は未だに未設置となっている。「機

能重視」の考え方で転換したでは市民は納得できな

い。敷地を確保し整備する。

エ 住民が運行の継続を求めていた井田病院行のシャトルバスがなくなつた為、新たな小型バスを活用して、住宅街でも運行できるよう新路線を設ける。

2 教育環境の改善をすすめる。

ア 学校施設長期保全計画を理由に、老朽化等により各学校から出ている補修など次の要求を先送りすることなく早急に対応すること。

イ 木月小学校へエレベーターの早期設置を行う

ウ 給食のアレルギー対応が実施できていない下河

3

原、木月小の二校について、実施できるよう対応を急ぐ。

エ 未だに空調未設置の給食室への空調設置を急ぐ。

ア 每年市民から陳情が上がる公園の樹木の剪定と草刈り、多摩川河川敷の草刈り、幹線道路の街路樹の剪定、歩道部分の整備など定期的に行なう。河川敷の土手の階段に手すりを設置して安全対策を図る。

4

文化スポーツ施設を充実させる。

イ 玉川地区ならびに新城・上小田中地域に生涯学習

活動と市民活動の拠点施設を整備する。図書館分館機能も確保する。

イ 等々力緑地のPFI手法を用いた整備計画がすすめられる方針だが、地域住民要望にしつかり応えていく。

① 遅れている釣り池のしゅんせつを検討段階から

具体的化する。親水デッキを点検し、護岸と合わせ整備、蓮池を配置する。稼働基を増やし、水質保全に努める。

② 障害者スポーツ施設を整備の候補地として検討する。

③ 等々力下水処理場の上部の暫定利用は、市民が憩える芝生の多目的広場に整備する。また、上部利用については再度、関係団体等を含めて協議を行ない、少年野球場やパークボーラー場の設置などの具体的な設置計画を急ぐ。

- ④ 等々力緑地内の樹木の強剪定は行わない。
- ⑤ 交通安全対策を強め、道路の改修をすすめる。
- ⑥ 区内の交通事故多発地域を総点検し、交通安全対策を確立する。消えかかっている横断歩道、停止線の白線は特に通学路は優先的に整備する。
- ⑦ 多摩沿線道路の信号機、横断歩道が設置されている付近の階段、スロープを整備する。また、手すりを設置する。
- ⑧ 宮内交差点歩道を総点検し、夜間に効果があるソーラ式の「危険と注意」を促す表示板を計画的に設置する。
- ⑨ 宮内交差点歩道が整備されたところで、東電、NTTの電柱が歩行者の妨げになつて危険である。すぐに電柱の移設ができなくとも、安全対策をはかる。
- ⑩ 二ヶ領用水（西下橋から高津方面）の歩道の整備を実施し、切り落としたままになつている木の株の整備計画を立てる。
- ⑪ 老木化が進む渋川沿いの「住吉ざくら」について、地域町内会、住吉観光協会と連携して保全を図る。
- ⑫ 毎年南武沿線道路沿いの街路樹であるユリの木の剪定回数を増やす。
- ⑬ 武藏新城から400メートル離れた新城児童公園と太陽幼稚園を横断する双方の交差点に音声信号機・シグナルエイドを設置するためには必要な待機スペースを確保する。
- ⑭ 武藏新城北口の歩道に点字ブロッタが整備された。JRに交渉し駅まで点字ブロッタを整備する。
- ⑮ 旧総合自治会館から409号線を渡る人が多いため、横断歩道の整備を中原警察署に申し入れるとともに安全対策を検討する。
- ⑯ 中原小学校付近の府中街道歩道（小杉方面）が狭く、電信柱があり車イス等が通れない。電柱の移動、無電中化等、安全対策を図る。
- ⑰ 下水道整備、水路対策をはかる。
- ⑱ 下水道整備完了地域のL型側溝整備を積極的に推進する。
- ⑲ 2025年9月11日の短時間大雨時、矢上川の水位が上昇し溢水、浸水被害が発生した。矢上川の河川管理道路に雨水貯留管、下水本管敷設を急ぎ、水洗化を促進する。
- ⑳ 既設側溝の不完全な箇所は蓋かけをし、早急に改良する。側溝は定期的に清掃し、老朽化のはげしい側溝については改修する。
- ㉑ 台風19号により甚大な被害が発生した下沼部、上丸子山王町地域においてバイパス管の整備が示されたが、抜本的な対策となるポンプゲートの設置等、更なる対策の具体化を急ぐ。
- ㉒ 下小田中四丁目アップベビールーム前の側溝

- ㉓ 中原小学校付近の府中街道歩道（小杉方面）が狭く、電信柱があり車イス等が通れない。電柱の移動、無電中化等、安全対策を図る。
- ㉔ 下水道整備、水路対策をはかる。
- ㉕ 下水道整備完了地域のL型側溝整備を積極的に推進する。
- ㉖ 2025年9月11日の短時間大雨時、矢上川の水位が上昇し溢水、浸水被害が発生した。矢上川の河川管理道路に雨水貯留管、下水本管敷設を急ぎ、水洗化を促進する。
- ㉗ 既設側溝の不完全な箇所は蓋かけをし、早急に改良する。側溝は定期的に清掃し、老朽化のはげしい側溝については改修する。
- ㉘ 台風19号により甚大な被害が発生した下沼部、上丸子山王町地域においてバイパス管の整備が示されたが、抜本的な対策となるポンプゲートの設置等、更なる対策の具体化を急ぐ。
- ㉙ 下小田中四丁目アップベビールーム前の側溝

を整備しL型側溝に改修する（蓋の穴を繰り返し補修している）

7 交通空白地域をなくす。

ア 国際交流センターをアクセスし、下小田中地域を

通つて武藏小杉駅などの主要駅までを結ぶ小型バス、コミュニティバス路線を新設する。

イ 小杉陣屋町、木月四丁目、井田三舞町、井田杉山町、下小田中三丁目、下小田中六丁目、及び井田病院周辺地域には、路線を新設する。小型バス、コミュニティバスを導入する。

ウ 宮内新横浜線を利用して溝の口・新城・小杉駅バス路線を新設する。

エ 中原62系統は朝の3便となつている。日中の時間帯も運行するよう、臨港バスに要望する。

オ 2020年7月以降、平日26便から3便に大幅減便された臨港バス「川60系統」の増便を臨港バスに要望する。

8 南武線及びJR線、東急線関連では、次の施策をすすめる。

ア JR南武線は車両の増車をすすめる。

イ 横須賀線ホームはホームドアの設置を急ぐ。

ウ 南武線立体交差事業の高架下の活用は市民のための施設を最大限確保するよう引き続き努力する。

エ 御幸踏切より南側、新川崎方面へ向かう横須賀線が高架を下る際の騒音が大きいため対策を講じる。

オ 御幸踏切は相変わらず遮断時間が長い。エレベータ設置を検討する。

カ 平間駅前踏切付近の拡幅等、更なる安全対策を急ぐ。

キ 国から指定を受けた平間駅前、向河原駅前踏切に点字ブロックを設置するようJRへ求める。

ク 小杉駅綱島街道改札の営業時間を朝6時からとするようJRに要請する。

9 住みよい市民本位のまちづくりをすすめる。

ア 武藏小杉駅周辺は人口増加が著しいにも関わらず、緑地の確保は桁違いに遅れている。上丸子小学校区など、中原区で公園の優先配置地区になつている7地区について、土地の買収などあらゆる方法で公園の設置をすすめる。

イ 二ヶ領用水の清流化を促進し、清掃としゅんせつ、定期的に維持用水を放流し、水質浄化をはかる。親水化未整備地域は年次計画を立てて完成を急ぐ。河川の清掃、護岸、沿道の草刈りを定期的に行う。

ウ 淀川の整備・親水化を地元住民と協議してすすめる。当面、カルガモや動植物の生態系を確保しながら、定期的に清掃・雑草刈りの作業を行なう。淀川の親水化整備に伴い、清流を活かした教育用の自然エネルギー・水力発電整備をすすめる。

エ 井田・市営バス営業所は、公共施設の併設など有

効活用をはかる。

オ この間の武藏小杉周辺再開発・超高層マンション

建設では以下の対応が求められている。

① 再開発がすすむ小杉駅周辺は人流の増加が続くが、信号機が設置されていない横断歩道が多い。適切な信号設置を交通管理者に求める。

② 超高層マンションの防災対策を具体化する。

③ 人口の急増に見合うこの周辺の文化施設があまりにも貧弱です。小規模な音楽ホール、映画館を事業者とも協議して、区民が気軽に利用できる文化施設を整備する。

⑤ 小杉全体のまちづくりに責任をもつ行政の窓口を明確にし、再開発にあたっては、川崎市の考え方を丁寧に説明し、住民の意見を積極的に聴取し、その内容を計画に反映するよう事業者に指導し、その内容含めて住民に明らかにすること。

⑥ 風害については、マンションなどを誘致してきた川崎市が責任をもつて対応すること。

⑦ 今後も超高層マンション建設が計画され、小杉周辺は超過密都市になろうとしている。住宅地への建設は風害、複合日影、交通渋滞など、重大な環境破壊を引き起こす。日本全体は急激な人口減少時代を迎える。50年、100年先のまちづくり、人口減少社会にふさわしい人間が大切にされるま

ちづくりこそ求められている。高度経済成長期の規制緩和の都市再生の手法である小杉駅周辺再開発のやり方を抜本的に見直すこと。地元の意見を望をまったく反映されていないのが現状です。市が住民の立場にたって、地元の意見を聞き入れられる指導を重ねていく。

⑧ 駐から区役所へ向かう交差点（角に王将あり）に音声付信号機を設置してほしい

力 井田山、伊勢山台など、区内に残された貴重な斜面緑地を保全するため、積極的に買収、保全協定締結などの措置をとる。特に、開発が頓挫している斜面緑地への対策を急ぐ。

キ 江川のせせらぎ水路整備事業、井田山緑地を含む区民の健康の森にかかる維持管理計画を作成し、行政の責任を明確にし、住民の意見を反映した十分な財源措置をはかる。江川せせらぎの藻の発生・悪臭の原因を明らかにし、抜本的に水質改善をはかる。

ク 第三京浜の高架下（中原区内に隣接する区間を含めて）の騒音・大気汚染などの抜本対策をおこなう。河川敷の上平間サッカー場に排水管を敷設し、水はけを良くするよう国土交通省に働きかけ、実現する。

コ 時計が未整備となつていては、計画的に整備をすすめる。公園にトイレの増設をすすめる。

サ 宮内新横浜線整備によつて立退きをはじめ影響を受ける住民や事業者に対しては意見や要望を積極的に聞き入れて、誠意をもつて対応する。

シ 雨水工事をきっかけに、短期間に3度の地盤沈下をおこしている新城地域の地盤（地質）調査を行なう。

ス 旧総合自治会館周辺中心に二カ領用水・渋川桜並木の植え替え計画を、住民とともに進める。

セ 武藏新城、向河原、平間、元住吉駅にも市立図書館の返却ボックスを設置する。

ソ 大型物流倉庫建設が予定されている西加瀬三菱ふそう跡地再開発について住環境に大きく影響が出る近隣住民の要望を聞き取り、事業者との調整、指導を行う。

タ 平間公園の水はけの悪さを改善する。

4 久地駅の橋上駅舎化を早期に実現する。

5 久地踏切に「賢い踏切」を導入する。

6 高津区の人口急増に対応した場所に園庭のある認可保育園を新設する。

7 高津地区内に公有地・民有地を活用し、特別養護老人ホームを整備する。

8 平瀬第2踏切側からの津田山駅までの交通アクセスの利便を図るために、水路の上部を活用して歩行道路を確保する。

9 緑ヶ丘霊園にお彼岸やお盆などお墓参りのお客さんの多い時期だけ期間限定のミニバスの運行を2019

〔四〕 高津区

1 平瀬川の多摩川合流部の浸水対策を行う。東久地橋や平瀬橋の対策、左岸の浸水対策などについても住民合意のもとに計画を進めていく。9月11日の大雨により右岸で浸水被害があつたので対策を行い浸水を防ぐ。

2 9月11日の大雨で下作延4丁目の身代わり不動から宮ノ下への道路でも冠水した。原因を調査し、対策を行なう。同じく二子2丁目5-18、二子2丁目10-10でも道路から冠水した。原因を調査し対策を行う。

3 宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管の浸水対策を行い、中長期対策も進め、浸水被害のない地域作りを目指す。

指す。

年度以降も引きつづき行う。運行ルートやダイヤについてもきめ細かに設定する。靈園内にあずまやを増設する。

10 大山踏切の歩行者、自転車の交通安全対策のため、都市計画道路溝ノ口線の整備促進を図る。下り線の踏切の遮断時間の短縮をJR東日本に要望する。

11 都市計画道路溝ノ口線の整備とあわせ、溝口・栄橋の信号待機場所（栄隆寺側）の傾斜を緩やかにし、安全をはかる。

12 栄橋交差点から二子2丁目間の大山街道の道路や交差点の損傷箇所が多いことから、全面舗装整備する。

13 下作延の「宮の下」交差点に音響メロディーを設置する。

14 下作延3丁目26番地内の道路の陥没を防ぐ対策を講じる。下作延の100段階段の補修整備を行う。

15 溝の口駅から新城駅までの南武沿線道路の歩道が狭い部分の歩道を確保し、安全対策を図る。坂戸踏切付近の安全性を図る。第3踏切と南武線の立体交差するところの南武沿線道路の線路側が通行止めになつて遣われていない。坂戸踏切近くの自動車学校の土地を買収し歩道の整備を行う。

16 久地2丁目地内と平瀬川測道・護岸測道の傷み等の改修を行うとともに、川の方向に沈下していないかの点検を行う。

17 栄橋から二子・坂戸緑道までの旧平瀬川・二ヶ領用

水の水路について、貴重な緑、水辺、景観や災害対策、歩道の整備等住民の意見を反映した整備を進める。

18 諏訪2丁目、16丁目間から多摩沿線道路と交差する急勾配箇所を緩やかにするとともに、路面の傷みの改修を行う。

19 多摩川河川敷のバーベキュー対策について、指定管理者による運営だが、行政として責任をもつために関係する機関で検討・協議の場を今後も継続的にもうける。バーベキューについて、周辺の商店街や住民の意見、要望を引き続き把握する。

20 二子新地駅から多摩川入口までの商店街道路が狭いので、歩行者、車がスマーズに運行できるような対策を引き続き講じる。

21 多摩川河川敷の砂塵公害防止や清掃など、沿線住民の生活に支障をきたさないよう、充分な維持管理を行う。グランドの整備と拡充を行う。水はけが悪いグランドの整備を行う。花畑（瀬田、久地）の管理をゆきとどいたものにする。

22 高速川崎縦貫道路二期ルート及びインター・エンジニア連施設は白紙撤回し、抜本的に再検討する。

23 平瀬川墜道の拡幅計画事業にかかる津田山町内会館は市の責任で再建する。

24 地下室マンション建設等の乱開発から、七面山付近一帯、久本神社付近一帯の斜面緑地を守る措置・対策を講じる。

- 25 二ヶ領用水を市民に親しまれる「水と緑の回廊」として引き続き整備を進める。清流化の促進、親水緑道の新設とともに地域住民と協力しながら水辺の自然の回復、育成に努める。
- 26 坂戸・ミツトヨ・KSP側交差点の横断歩道に信号機を設置し、ミツトヨのセットバツクの協力を得て、歩道を確保する。
- 27 末長踏切と第三京浜区間（小杉・菅線道路）に歩道を新設する。
- 28 高津区役所前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（高津区役所前で様々な人が利用する交差点であり、音声信号は設置されていますが、横断歩道の延長線上にボールが設置されているので、衝突することがあるため。）
- 29 溝の口駅、東急ストア、ケンタツキー前交差点にエスコートゾーンを設置してほしい。（駅前交差点であり、利用者、車通りともに多いため。）
- 30 北部身体障害者福祉会館へ行く道について、溝の口駅から同館に行く途中のマルエツ溝の口店前交差点にエスコートゾーンを設置する。方向の目印となる点字ブロックを設置とともに、同館手前でつながつてない点字誘導ブロックを会館まで繋げて設置してほしい。
- 31 府中街道の久地地内（堰前橋～久地消防出張所前）区間は、安全な歩道づくりをすすめる。
- 32 下水道の未整備地区を住民の合意のもと早急に整備する。平瀬川に面した久地2丁目地内の下水道未整備地域について、住民の要望にそった整備を早急に進めること。
- 33 上作延小学校と南原小学校周辺に交番を設置する。
- 34 二ヶ領本川の中長期的な整備として護岸対策も含め、検討をすすめる。
- 35 多摩川の堤防の上にある東急「南二子」のバス停に行く道の安全を適宜確認し草狩りや道路の安全を図る。
- 36 きらりデッキに市民にわかりやすい電光案内標識を設置する。
- 37 こども文化センターの集会室に冷房を設置する。全トイレを洋式化する。
- 38 溝の口駅から向ヶ丘遊園駅まで、及び二子玉川から登戸・向ヶ丘遊園までのバス便を増やす。
- 39 久末、蟹ヶ谷地域の市営・県営住宅に、井田病院からの送迎バスを運行させる。または、井田営業所での乗り換えなしに井田病院まで行けるようにバス路線を延長する。溝の口及び梶ヶ谷駅から井田病院行きのシャトルバスを増やす。溝の口駅南口から高田町行きのバスを増便する。
- 40 梶が谷駅西側に、交番を設置する。梶ヶ谷駅に駐輪場を増設する。梶が谷地域に市民館・図書館分館を建設する。
- 41 千年地域に、老人いこいの家をつくる。千年新町公園

園の水はけを良くするように整備する

42 市営四方嶺住宅跡地の活用について、ネット付きグ

ラントなど球技ができるように公園を整備する。

43 橋樹郡衙（たちばなぐんが）遺跡について、トイレ、

駐車場、通学路の安全などは地域住民の声を聴いて整備する。見学する児童や地域住民のために駅からこの地域への送迎バスを整備する。

44 久末城法谷に現存する旧海軍通信隊地下壕を文化財に指定し、市民に公開する。

45 「たちばな公園」の全面整備を急ぐ。公園にマンホールトイレ、かまどベンチ等防災機能も整備する。

46 市民プラザは27年3月に閉鎖予定だが、利用者、周辺住民、町内会・自治会の声をよく聞いて、これまでの川崎市民プラザが果たしてきた機能・規模を十分考慮して、市民の要望を十分取り入れ、建替えも含め整備、存続させること。

47 市営久末団地からルックハイツ日吉までの歩道の整備をすすめる。横浜との市境道路（久末地域）の危険な箇所に街路灯を増設する。

48 蟹ヶ谷三番地の久末方面への通り抜け道路の安全対策を、地域住民（横浜市を含め）と協議の上、早期に解決する。

49 上作延地域から緑ヶ丘霊園への避難路の整備をひき続行う。

50 市営住宅の空き駐車スペースを訪問する方が使用で

きるようにする。市営住宅のバリアフリー化を進め

る。特に、和風トイレの洋風トイレ化を早期に進める。

51 新作・末長・上作延地域に公園の設置をすすめる。

52 橋中学校区に市民館・図書館分館をつくる
53 子母口こども文化センターの物置、廊下に手洗い場を、梶ヶ谷こども文化センターのトレーニング室に冷房を整備する。こども文化センターのトイレの洋式トイレを増やす。

54 平瀬川護岸工事について、周辺住民の住宅については、事前、事後の家屋調査を実施して、損傷については十分な補償を行う。県に対して、整備費用の負担を求め、早期の完成を目指す。水害防止のための監視カメラを設置する。

55 久末配水塔跡地について、民間に貸し出さず、子どもや誰もが使える広場、防災のための公園にする。

56 矢上川、有馬川の豪雨、洪水対策について、豪雨に対応できる配水管の整備と必要な箇所に監視カメラ、自動ポンプなどを設置する。県に対して地下調節池の住民説明会と早期の完成を要請する。浸水地域に土嚢ステーションをつくる。

57 都市計画道路・宮内新横浜線（子母口工区）について、信号や横断歩道の設置、児童の安全確保など、住民の要望を聞きながら推進する。

58 リニア中央新幹線のトンネル工事（高津区）について、ルート上のボーリング調査の実施、ルート上の住民に十分な説明をすること。十分なボーリング調査、住民の了承のない工事は中止をすること。

59 中原街道（野川高津工区）の拡幅工事について、住民の生活や業者の営業の補償、工事の賠償を十分に行うこと。

60 久末、蟹ヶ谷、千年地域など交通不便地域へのコミュニティ交通をつくること。

〔五〕 宮前区

（1）鷺沼駅前地区の再開発事業におけるタワーマンション計画見直しと現区役所・市民館・図書館の存続を

① 鷺沼駅前地区再開発にあたっては、近隣の環境に配慮したものとし、超高層タワーマンションの計画は見直す

② 「鷺沼駅周辺再整備に伴う公共機能に関する基本方針」は見直し、現在の区役所、市、民館、区役所は存続させる。③市は、公共施設の移転について、直接区民に説明をしたことはありません。総合的判断を示した市長は、区民への説明責任を果たし、市

長出席の下、市民説明会を開催する。

④ 区内には、市民交流施設、文化施設、子育て支援施設が不足していることから、鷺沼駅前には区役所出張所、図書館・市民館分館を整備する。

⑤ 向丘出張所については、区役所移転に係わらず、子育て・高齢・障がいの窓口を設置するなど、建て替えも含め、区役所機能の充実を図る。図書機能をさらに充実させる。

⑥ 現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う。

⑦ 計画の見直しについて、改めて、市民説明会を行う。新しい計画に元図いて、環境アクセスメントを再度実施する。

⑧ フレルの解体にあたっては、説明会を開催し、マンションを含め、周辺の家屋調査を行う。アスベスト対策が必要な場合は、住民に周知し、対策を講じる。

⑨ 道路工事も含め、夜間工事に際しては、騒音・振動対策を講じ、被害が生じた場合は、工事を中断し、速やかに住民に説明すると共に、対策を講じる。駅前工事中は、歩道変更を伴う。交通整理員を配置し、歩行者の安全対策を講じる。

（2）昭和医科大学による鷺沼4丁目開発に住民の声を

反映する

際、運行経費への財政的支援を強化する。

- ① 緑地広場の管理運営にあたっては、地元住民が参加できるようにする。
- ② 市道鷺沼13号線の歩道未設置区間の歩道整備を行い、安全対策を講じる。

- ⑤ 周辺の桜は地域の大切な景観を作ってきた。桜は保存し、景観を守る。
- ⑥ 向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅のバス便の運行時間帯の拡充、バス便の増便を行う。聖マリアンナ病院～鷺沼駅のバス路線も時間帯を拡げ、実施する。

- ⑦ グリーンハイツの西側に位置するグリーンハイツ西バス停は、鷺沼駅に向かうバス停ですが、始発が7時43分で、終バスが15時39分で、その間も、7時台は1本、8時台、9時台は2本、また10時台は1本と、1時間に1本ないし2本しかなく不便であり、増便する。

- ③ 交通の利便性・安全性の改善に向けて
- ① 鷺沼駅前広場再整備にあたっては、現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う。
- ② 宮前区役所及び周辺公共施設への交通アクセスの改善を図る。五所塚地域から区役所行きのバス（蕨敷経由）が出来たが、遠回りになってしまないので、南平経由のバス路線を新設する。野川地域、鷺ヶ峰・菅生が丘地域からの改善の検討を引き続き行なう。

- ⑧ 市バスの減便となつた鷺ヶ峰営業所のバス路線を早期に復活する。

- ⑨ 宮前平駅をより使いやすい駅にするため、以前あつた郵便局のATMの設置、バスの乗車場所の電子案内板など、利便性の向上を図る。

- ⑩ 宮崎台駅の駅前広場のバリアフリー化を進めるために、バスタークニナルから広場に至る段差にスロープをつける。

- ③ 野川南台地区のコミュニティ交通に対し、運行経費などに対し、財政的支援を行う。また、道路環境を整備するなど、事業化に向けた支援を行なう。
- ④ 平地域では、コミュニティ交通「つばめ号」の実験運行が10月から3月まで行われます。本格運行の

コートゾーンを設置する。

(4) 災害に強い街づくりのために

- ① 鷺沼駅周辺道路は軟弱土壌を含むため、地震災害時に通行ができる可能性があることが指摘されている。周辺道路のボーリング調査を行い、災害時の被害状況を予測する。
- ② 宮前区防災計画の見直しを進め、最大の被害想定に見合った防災備蓄ができるようとする。
- ③ 市の管理する土砂災害警戒区域への対策を講じる。民有地についても、補助金制度の周知など危険な擁壁の改修を進める。
- ④ 集中豪雨などが頻発する現状に見合った下水道計画になるよう、時間降雨量52ミリの基準を見直す。新たな宅地開発を行なう場合には、時間降雨量52ミリを超える雨量にも耐えうる整備を行なうよう指導する。
- ⑤ 宮崎排水路の整備を引き続き行なう。
- ⑥ 南野川2丁目の浸水地域に排水樋管の改善を行うなど対策を講じる。
- ⑦ 野川本町2丁目、及び野川本町2丁目に流れ込む雨水の対策を行う。
- ⑧ 馬締交差点付近の浸水地域の薄い対策を講じる。
- ⑨ 下水道の幹・枝線工事を促進し、普及率を引き続

き高める。平瀬川、矢上川、有馬川の水質浄化と水量確保対策を具体化する。親水化事業については、関係住民の意見や要望を積極的に反映させる。

(5) 子どもがのびのび育つ環境を

- ① 保育園の待機児解消に向け、新設・増設に引き続き全力をあげる。防衛省の用地を活用するなど、菅生地域の保育園不足を解消する。旧菅生保育園跡地には、認可保育園を整備する。
- ② 小・中学校の窓ガラスの清掃を、3年に1度から1年に一度は実施する。
- ③ 小学校・中学校の体育館・給食調理室の冷房化を事業化する。

- ④ 人口増による教室不足が懸念される犬藏中学校は、建て替え、または改築計画をつくる。

- ⑤ 中学校給食は教育の一環として位置づけ、自校方式（小学校との連携も含め）を犬藏中学校だけなく、他校にも普及できるよう条件整備を行なう。先生方の負担を軽くするために、それぞれの学校に必要な配膳員を配置する。
- ⑥ 自主学童ホールの運営費への補助を実施する。直営・自主運営を含め、すべての小学校区で学童保育が利用できるよう、「わくわくプラザ」とは区別した、学童保育事業を進める。

⑦ 「学童保育事業」が整備されるまでの間、「わくわくプラザ」において、対象児童の生活の場を確保し、2クラス分のスペースが確保できているところは、条例に従い、対象児童に対する専用室・専任職員を配置し、学童保育の機能が果たせるようにする。また、鷺沼・宮崎・野川小のようにスペースが利用児童数に合わず狭隘な施設は、引き続き場所の確保に努める。

⑧ 雨の日でも遊べるログハウスを区内に整備する。

(6) 公的な住環境の整備を

① 老朽化した市営住宅の建て替え計画を前倒しし、進捗を早める。築40年以上経過している南平耐火、初山、宮崎、南平第2、有馬第1、高山、有馬第2、西野川、有馬第3、菅生耐火では、建て替えを急ぐ。

② 市営住宅の建て替えにあたっては、住民の要望をよく聞き取るとともに、生活環境があまり変わらぬ

よう配慮する。高齢者や障碍者の場合、引っ越し作業を事業者に依頼せざるを得ず、費用もかさんでしまう。このような場合でも、個人の負担が生じないよう移転費用を支給する。

③ 高山団地の17号等は、建替えにより居住環境が損なわれた部屋がある。住み替えの要望があつた場合、市の負担で住み替えられるようにする。

④ 地震災害への予防策として、家具の転倒防止が有効とされている。市営住宅内でも、家具の転倒防止対策の啓発を行なう。

⑤ 住民の高齢化も進んでおり、エレベーター化を条件のあるところは、早急に進める。

⑥ 有馬・高山・野川・清水台・鷺ヶ峰・菅生・南平などの市営住宅の雨漏りや結露防止策を引き続き進める。アルミサッシ化、集中アンテナ化など、大規模修繕の年次計画を促進する。県と協議し県営住宅の改善を促進する。

(7) 環境破壊・工事公害等の懸念があることから、リニア新幹線の整備に反対する

① リニア新幹線工事は、東京外環道で陥没事故や地中の空洞化を招いたシールド工法と同様な工法であり、自己鯨飲と言われているずさんな地質調査（ボーリング）で工事を行おうとしている点も共通しています。市は事業者に対し、国の技術指針で望ましいとされる100mから200mに1か所の地質調査を行わせる。

(8) 亂開発から住環境を守る

② 地下40メートルとはいっても、所有権は消滅する事は無く、地権者の許可無く利用されることは「財産権の侵害」

にあたる事を当該地権者に市として周知する。またJRして東海、すべての地権者から了解を得るよう

に要求する。

③ 事業者の説明会では、24時間連続した掘削作業を行なうとしている。東京では、振動・騒音のため、夜間の作業が中止された経過があり、本市の工事においても、夜間工事は行わないよう事業者に求める。

④ リニア新幹線は宮前区を通過するが、周辺の電磁波の影響、地下水への影響など、環境に与える影響の調査が不十分であり、改めて環境影響評価を行なうよう、JR東海に対して要請すること。

⑤ 調布市では、工事による被害が広範囲でみられることから、希望する周辺住民の家屋調査を行うようJR東海を指導する。

⑥ トンネル工事の建設残土を用いて東扇島の堀込部を埋め立てるとのことです。が、堀込部は貴重な埋め立て用地であり、将来の公共の建設残土や焼却灰の埋め立てに残すべき場所である。リニア新幹線工事の建設残土の受け入れは行わない。

① 鶯沼駅前再開発の32階建てと19階建ての超高層マンション計画は中止し、計画を変更するよう事業者に求める（再掲）

② 大規模マンションが建設されても、保育施設や地域コミュニティ施設の整備が行われていない。指導を強化し、地域環境に負荷をかけないまちづくりを進める。

③ マンション建設に伴う、日照被害、騒音被害など地域トラブルが後を絶たない。住民間の協議がしつかり行われるよう、開発事業者の説明責任を果たせるよう、説明会などの指導を行い、紛争解決にあつたては、住民の立場で丁寧に対応する。

④ 初山1丁目の宅地造成にあつては、住民の声が反映されるよう事業者を指導する。

⑤ 宅地造成にあつては、防災の観点から、より安全な事業となるよう、事業者の指導を行なう。

⑥ 開発の規制基準を、意図的にわざかに下回り、規制を逃れるような工事については、その規模に見合った雨水貯留施設や公園など環境対策を講じるよう指導し、協力を仰ぐ。

(9) 緑地を守る、公園の整備を進める

理を行なう。

- ① 宮前区には生産緑地が多く、生産活動だけではなく環境保全の大切な役割を果たしている。生産緑地が宅地化されぬよう、農業支援を充実する。市民農園など市民参加で農地を守る取り組みを進める。
- ② 市民農園の利用期間を2年から5年に延ばす。待機解消は、箇所数を増やすことで改善する。
- ③ 農地、斜面緑地、山林の保全策を、買い取りを含め抜本的に強化する。野川地域に自然歩道の設置を進める。
- ④ 小台公園・平4丁目公園など、子どもの利用が多い公園については、簡易トイレを含め、トイレの設置について、近隣住民と協議する。
- ⑤ 小台西公園は昼間でも薄暗く利用し辛い。照明施設の増設を行う。
- ⑥ 野川地区など公園ゼロ地域をなくすため、低未利用地の活用など、早期に整備を進める。
- ⑦ 宮崎第4公園の斜面緑地を保全する対策を講じる。
- ⑧ 宮崎第7、第4公園を少年野球やソフトボールグランドとして整備する。
- ⑨ 有馬子ども公園のグランドを水はけの良いものに整備する。また、東側ネットを高くする。
- ⑩ 五所塚第1公園は地名の由来となつた塚がある歴史的公園として位置づけ、それにふさわしい維持管
- (10) 安心できる住環境のためのために交通安全
- ① 小学校周辺の交通安全対策を進める。とりわけ、神木本町4丁目、5丁目から主要地方道子母口宿河原線に至る狭隘な道路は、かねてから指摘されており、引き続き警察署とも協力して、安全対策を進める。
- ② 向丘保育園周辺の交通安全対策を進める。
- ⑪ 生田緑地ゴルフ場の市民開放（凧上げ・写生会・休場日の開放など）を広く市民からの意見をもとに、充実させる。
- ⑫ 東高根広場の水はけよいグラウンドに引き続き整備し、その面積を広げる。
- ⑬ 公園施設を見直し、ゲートボールなどの運動ができる広場をつくり、チャイム付き時計塔など整備する。また、防災放送システムの設置をすすめる。公園の階段、遊具、外灯、ごみ箱、樹木の剪定、砂場など定期点検を強化する。
- ⑭ 戦争遺跡を含む歴史的遺産の調査・保存を行なう。
- ⑮ 自然を生かした、自然に親しむ公園として、菅生緑地の整備を促進する。
- ⑯ 犬藏さくらの丘公園にバスケットゴールを設置する。

③ 有馬第2住宅内の4つ角に点滅信号を設置する。

④ 有馬第2団地前バス停横の交差点に信号機の設置を行なう。

⑤ 土橋交差点の区役所よりの十字路は横断者が多く、横断歩道の設置を行う。

⑥ 水道通りの菅生5丁目竹中医院駐車場角のT字路あたり路地は交通量も多く危険、信号の設置など安全対策を講じる。

⑦ 長沢交差点の歩行者用の信号機の設置を行なう。

⑧ ゆりかご通りの安全対策を図るとともに、将来、電柱の埋設化を検討する。

⑨ 子母口宿河原線の神木天満宮バス停付近の4つ角に歩行者用信号機を取り付けるよう県に要請する。

⑩ 犬藏2丁目バス停付近に横断歩道を設置する。

(11) 生活道路や歩道の整備・維持・管理が行き届いたまちに

① 市道鷺沼一久末線の整備を早期に実現する。

② 菅生、犬藏、初山、野川、馬絹地域における生活道路の整備と安全対策を引き続き促進する。

③ 稔原交差点付近の工事被害について、補償する。

④ 街路樹の更新については、地元とよく協議をして、植え替えを進める。

⑤ 剪定をきめ細かく行ない、落ち葉の清掃など歩行

者の安全を確保する。

⑥ 尻手黒川道路の東名高速川崎インターチェンジ付近の歩道は根上がりなどで危険。改修する。

⑦ けやき平の歩道の根上がりがひどく、安全な歩行ができない。早急に改善する。

(12) 道路・鉄道公害から環境を守る

① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備にあたっては、大型車両の進入の規制を行なう。

② 第三京浜、国道246号線、尻手黒川道路など主要幹線道路環境測定を引き続き実施し、住民の意見をもとに道路公害防止策を進める。

③ 東名高速道路・国道246号線の騒音対策の未実施区間に遮音壁などの設置を国・道路公団に実施させる。架橋の耐震対策を急ぐ。

④ 第三京浜野川インター計画は中止し、道路予定地を市民の利用施設などにあてる。

⑤ 梶ヶ谷貨物ターミナルの騒音対策を引き続き進めること。(再掲)

(13) 障がいを持つていても、安心して暮らせるために

① 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、

安全歩行の総点検を障害のある方たちとともにに行なう。

宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する

② 鷺沼駅周辺再整備事業におけるバリアフリー対策等については、障がい者団体からよく意見を踏まえ、計画に反映させる。

③ 精神・身体・知的のそれぞれの障害者が地域で生活できるよう、地域の作業所・通所・入所施設・グループホームが存続できるよう、補助を増額する。

④ 障がいのある方の居場所づくりを進める市民団体やNPO法人等の運営費を補助する。

⑤ 障がいのある中・高校生の放課後の居場所である、タイムケア事業を充実する。

⑥ 施設入居者の通院や買い物など移動を円滑に進めるための支援策を充実する。

⑦ 障がい者の認定区分については、実態を反映したものとなるよう、区としても十分な審査を行なう。

(14) コミュニティの場の整備

- ① スポーツセンターへの送迎バスなど区内各地域からの利便性を高める。
- ② 地域のコミュニティの場として、憩いの家・老人福祉センターの夜間開放を進める。
- ③ 田園都市線沿線地域に特別養護老人ホームを建設

する。

④ 宮前平中学校区、馬絹地域などに老人憩いの家を早期に建設する。デイサービス施設の併設をあわせて検討する。

⑤ とりわけ、野川地域に交流施設がなく、この地域

にコミュニティセンターを設置する。

⑥ 鷺沼駅周辺再整備事業にあたっては、市民が交流できるスペースを整備する。

(15) 商業の活性化のために

- ① 区内への大型店の出店を規制し、商店街活性化対策を抜本的に強化する。
- ② 鷺沼駅周辺再整備事業にあつたては、文化交流施設などを整備し地域の賑わいを創出する。
- ③ 空き店舗対策の補助を増額し、事業の推進を図る。
- ④ 商店街路灯のLED照明の更新、改修への補助を行う。

電気料の補助を増やす。希望する商店会には、ESCO事業への切り替えを行う。

〔六〕 多摩区

(1) 「水と緑のまち多摩区」にふさわしい環境と史跡の保全を

1 区内に残る緑地を保全するため、保全策がとられていない緑地を明らかにしてそれぞれの対策を明確にする。

2 生田緑地や小沢城址など、多摩区内の樹林地で深刻なナラ枯れ対策の予算と規模を広げ、被害を最小限にする。

3 多摩川の護岸整備については、洪水対策を最優先に行うとともに、豊かな自然が残るよう国と協議しすすめる。

4 多摩川に沿つて整備されたサイクリングロードは利用者が増え、歩行者との接触事故も多くなっている。注意喚起プレートの設置など、安全対策を行う。

4 多摩川河川敷に設置されたスケートボードパークについて、ごみ処理など、利用マナーを取り決め、周辺住民や多摩川河川敷利用者に周知する。

5 国の登録文化財である二ヶ領用水の遊歩道は、市民が快適に利用できるよう、定期的に樹木剪定や除草を行う。宿河原線、上河原線などの桜並木は多摩区民にも親しまれている。老木伐採後の更新計画を立てて、桜並木を保全する。

(2) 区内の鉄道・駅・駅周辺の整備等をすすめる

1 小田急線の混雑緩和と踏切解消のため、小田急線・向ヶ丘遊園駅～新百合ヶ丘駅間の複々線地下二層化は、区民の切実な要求である。複々線化について

6 生田町会連合会から繰り返し要望されていた五反田川の生田駅より下流で発生している白濁化はまだ解決していない。景観が悪いことから、市が責任を持つて解決にあたる。

7 緑の基本計画で不足している公園の未設置地域である稻田小、東生田小、三田小、生田小、東菅小学校区への対策を急ぐ。

8 府中街道、西菅団地までのバス道路など幹線道路の街路樹の落ち葉の清掃費を増やし、歩道も安全対策として市が清掃を行う。街路樹管理計画でシンボルとなる並木に設定された菅北浦86号線、菅北浦87号線については、道路を覆うくらいに育て、風格ある並木道にする。

9 区内の歴史的な寺院や古墳などの文化財を区民に紹介し、観覧する機会を作る。

10 戦時に市民が作った生田緑地内や周辺の壕を市の戦争遺跡として保存する。

11 明治大学旧陸軍登戸研究所資料館の運営を財政支援する。この資料館を利用した平和をテーマとした社会教育を推進する。

は小田急が検討を始めるべきであり、市として促進を強く申し入れる。立体交差化は市の事業であり、県道世田谷町田線は小田急が立体交差化しないと拡幅できない状況から、複線、複々線にかかわらず、立体交差化の検討をすすめ、一日も早く世田町線を拡幅する。

2 世田町線・登戸陸橋の架け替え工事の延期について、一日でも早く工事再開をはかる。

3 JR稻田堤駅前の観光道踏切前後の道路上の安全対策は喫緊の課題であり、横断者の安全対策を行なう。踏み切りの遮断時間を短縮するようJRに申し入れる。

4 周辺住民の要望が高いJR中野島駅臨時北口改札の開場時間の延長、バリアフリー化を行う。橋上駅舎化の具体的なスケジュールを示す。

5 京王稻田堤駅北口から、JRに乗り換える利用者が増加し、朝夕は駅前の道路いっぱいに人が歩いている。たいへん危険であり、小学生の通学にも差し支えることから、人の流れを変える対策を行なう。

6 JR登戸駅のペデストリアンデッキから多摩沿線道路に降りる歩道橋に屋根を設置する。

7 JR南武線の線路わきの除草作業を定期的に行なう

8 区内の交通量が多いにもかかわらず狭い道路で、自転車が安全に通行できるよう対策を進める。世田

谷町田線は、旧生田交番前から東生田小学校前まで、矢羽根表示をつけるとともに、自転車利用者への注意喚起を徹底する。

9 JR登戸駅多摩川口側の多摩沿線道路沿いの路上空間を活用し、一時利用者向けの機械式駐輪場を設置する。

10 市バス「登14」西菅団地路線の便数を元に戻し、日中の高齢者の足を確保する。

11 バス路線のない堰、宿河原地域からJR線や主要駅にアクセスできるコミュニティ交通を導入する。

12 市バス・カリタス線の多摩川住宅に乗り入れる路線を朝夕増便する。

13 市バス「生03系統」の運行ルートを一本化することを求める請願が趣旨採択されており、ルートの一本化について直ちに検討し、実現する。

14 三田地域や専修大学に乗り入れている小田急バスを増便するよう、小田急バスに申し入れる。

15 生田5、6丁目、西生田地域、菅6丁目、菅仙谷など、コミュニティバスも通れない地域に、乗り合いタクシーを導入する。

16 城下バス停を整備し、バス停を移動してタクシー乗り場を作る。

17 市道稻田堤三号線は、小学生の通学路であり、PTAが安全のための看板を立てているが、すぐに壊れてしまうなど、PTAの努力だけでは足りない状

況である。市として安全性を確保する。

- 18 久地駅隣接の開かずの踏切解消対策をJR東日本に求めるとともに、踏切内の歩道拡幅や段差解消など、歩行者の安全対策を強化する。南口臨時改札を開設するよう、JRと協議する。
- 19 向ヶ丘遊園地跡地利用計画の完成に伴い予想される周辺の道路渋滞等への対策として道路整備、駐車場整備を進める。
- 20 向ヶ丘遊園地跡地にできる施設と生田緑地などへの回遊性を高めるために周辺の歩道の整備を進める。
- 21 小田急向ヶ丘遊園駅から専修大学間の通学路に、防犯灯を増設するなど、夜間の通学路の安全対策を講じる。
- 22 向ヶ丘遊園駅北口ロータリーの整備が進められているが、だれでも使える公共トイレを設置する。
- 23 JR稻田堤駅—京王稻田堤駅間に点字ブロックを敷設する。
- 24 菅北浦4丁目のユリストア前、菅6丁目の「味の民芸」そばの横断歩道の信号機を音響式にする。
- 25 多摩区菅4—7ローソン側の交差点に点字ブロックを設置する。
- 26 視覚障がい者が通行しているため、南武線稻田第1踏切、天宿第3踏切の前後および内部に点字ブロックを敷設する。

(3) 区内の文化・スポーツ施設、学校等公共施設、子育て施設の整備を

- 1 生田中学校区には樹形老人いこいの家が整備されているが、谷を挟んで立地している三田地域の高齢者は利用が困難である。老朽化している三田子ども文化センターとの合築など、高齢者が集える場所を整備する。
- 2 生田出張所の仮庁舎だった建物を再度借り用し、図書館分館にする。
- 3 登戸老人いこいの家は老朽化が進んでいる。床や壁紙の修復とともに、高齢・障がい者が利用しやすいようエレベーターを設置する。
- 4 高齢化も進む西三田団地を中心とした三田地域に市の診療所を復活させる。
- 5 錦が丘、菅、南菅のこども文化センターと老人いこいの家は合築形式でそれぞれ高いへん老朽化しており、水道管などは使用に耐えなくなっている。ただちに改修するとともに、それぞれの機能を残しつつ、3階建てにして複合的な交流施設を作るなど、市民の声にこたえた公共施設として改築する。
- 6 菅中学校のプールは老朽化しており、この際、プールと武道場を合築し、地域開放施設と給食室を作る。そうすれば、避難所としても地域にとつてた

いへん重要な施設になる。

7 宅地開発が進み、若い世代が増加している、登戸、中野島、菅地域へ認可保育所を増やす。

6 浸水指定区域となつてゐる登戸地域の水害対策を積極的に進める。

(4) 登戸土地地区画整理事業を住民本位にすすめる

1 地区画整理事業に対して要望が出でている街区について

ては、ブロック単位、町会単位で、安全性、利便性

などを総合的に判断し、合意のもとで整備を進める。

2 90街区周辺では登戸駅前地区市街地再開発事業による地下2階地上38階建てのタワーマンション建設計画が進められている。工事に伴う騒音・振動などについて、対策を講じるよう、事業者に徹底する。

3 事業終盤となり清算金処理が目前に迫つてゐる。

事業開始から長年が経過し、地権者の高齢化や、周辺環境が改善されないのに徴収される権利者などの間での、清算金の過重負担問題など、市が相談窓口を設け対応にあたる。他都市で実施しているような清算金補助制度を検討し、地権者の負担軽減措置を講じる。

4 借家、借店人の権利を守り、移転にともなう損失補償は住民合意の移転補償を行なう。損失補償の内容は具体的に住民に示し、合意の移転補償とする。

5 借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市がいつでも気軽に相談にのれるようにする。

7 登戸土地地区画整理事業で新設された2つの公園は木陰がなく、夏の猛暑日対策を講じる。パークPFで運営される登戸つくりと公園も同様に対策を講じる。

8 現在の高層マンション計画が強行されると、宿河原小学校や稲田中学校の教室不足が予想される。マンションを作るならば、対策を同時にう。

9 登戸駅周辺の駐輪場は現在も不足している。今後さらに不足が予想されるため駅周辺での市営駐輪場を検討する。

10 土地区画整理事業で建設途中の道路について、通行者の安全確保がはかられるように、注意喚起や横断歩道、仮ガードなど、暫定的な対策を講じる。

11 無電柱化された道路に防犯灯設置の必要があつた場所は、その設置方法を市が検討し、住民の要望にスムーズに応じられるようにする。

(5) 災害に強い多摩区を

1 丘陵地の安全対策を急ぐ

イ 大地震による滑動崩落が心配される谷埋め盛り借家人の公営住宅への優先入居を斡旋する。

2 借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市がいつでも気軽に相談にのれるようにする。

3 事業終盤となり清算金処理が目前に迫つてゐる。

4 借家、借店人の権利を守り、移転にともなう損失補償は住民合意の移転補償を行なう。損失補償の内容は具体的に住民に示し、合意の移転補償とする。

5 借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市がいつでも気軽に相談にのれるようにする。

り、ひきつづき、調査や対策を行う対象として監視を続ける。

口 土砂災害特別警戒区域に指定されたがけ地の安

全対策を、市として予算化して行う。

ハ 土砂災害特別警戒区域に指定された市有地で、

生活道路や宅地に隣接する箇所は、定期的に安全点検を実施し、必要に応じて安全対策を講じる。

南生田4丁目の住宅地開発で手つかずになつていいる斜面の安全対策を行うよう、事業者を指導する。

二 長尾など、土砂災害警戒区域以外でも、宅地開

発に伴う崖崩れが頻発している。盛り土（とくに腹付け型）の安全基準が守られているか、市が開

発業者に対し指導、チエックを厳しく行う。

ホ 土砂災害警戒区域に指定されている地域での警

戒避難体制の整備、対象住民への情報提供のあり

方など、具体的な対策を行なう。とりわけ、ハ

ザードマップの周知徹底が求められており、説明会やマイタイムライン作成のワークショップなど

を参加しやすい会場で繰り返し行う。

2 世田谷町田線は緊急輸送道路に指定されており、

生田駅周辺の沿道建築物の耐震化が遅れている。古

いマンションや個人の建物など経済的に改修できな

いところが残つており、補助金を抜本的に引き上げて改修を促進するとともに、個別の相談に具体的に乗る。

3 避難所は小中学校に限らず、他の公的施設も指定する。町会や自治会などとよく相談し、避難所を増やす。県立多摩高校、向の丘工業高校だけでなく、丘陵地にある、生田高校、百合丘高校、菅高校、生

田東高校を避難所として指定する。区内の私立学校や大学とも避難所協定を結ぶよう、働きかける。

4 構形3丁目に建設された大型商業施設など、広い敷地を持つている商業施設と、市として緊急避難所の協定を結び、災害時に近隣住民が避難できるようにする。

5 五反田川の上流域の水害対策が行われているが、この機会に近年の時間雨量100ミリに対応するよ

う抜本的な対策を検討する。

6 三沢川地区の浸水対策について、最下流の菅稻田堤3丁目にすべての水を集めのではなく、上流で

分散化し、三沢川の下流の負担を軽くする。

7 令和元年東日本台風による浸水被害が出た堰について、対策を早急に進める。

8 五反田川放水路運用後も残る、中野島などの浸水想定地域への対策のため、旧三沢川の活用計画が出来ているが、周辺住民への説明が乏しく、理解されていない。説明会を開催する。

9 洪水、土砂災害といった多摩区の災害特性に対応ライン作成ワークショップなどを地域の特性に合わせる。

せて細かい単位で、区主導で実施する。

10 区内小中学校に配備した階段昇降器具を用いた防

災訓練を、自主防災組織にも呼びかけを行い、住民へも周知する。

11 災害時に避難所となる小中学校の非常用電源の設置個所を点検し、浸水の危険がある学校については移設や設置場所のかさ上げなど、対策を講じる。

12 国の「多摩川緊急治水プロジェクト」で示された多摩川の河道掘削を確実に終了させる。まだ具体化されていない宿河原堰以南についても早急に進めるよう国に要求するとともに、必要な個所は市として掘削する。

13 生田浄水場を廃止し小田原市飯泉取水堰からの取水に頼る体系になると、大規模な災害時にバックアップがとれず、自己水源をもつていることが市民の飲み水の確保に絶対に必要であることが明らかになつてきてている。企業団の経営を改善することも含め、再構築計画を抜本的に見直して、生田浄水場を復活する。

14 農業の衰退とともに、水路の管理ができなくなっている。区内に張り巡らされている農業用水路の維持管理を、水利組合任せにせず市として行なう。市が定期的な清掃、ふた、堰の維持補修などを行なう。周辺環境の整備も併せ行なう。

(6) 川崎高速縦貫道路・堰インター・エンジ計画は撤回する。

〔七〕 麻生区

■ コミュニティバス

① 高齢化の進行とともに、山坂の多い麻生区ではコミュニティバスを配備することは切実である。岡上地域のコミュニティバスの早期配備、細山・金程・向原地域・麻生台地域へのコミュニティバスの配備とともに、区役所に対策委員会を設置し、麻生区内全域を対象にコミュニティバスを走らせる協議会を設置し、運営体制を早急に検討する。

② 高石地域のコミュニティバス「山ゆり号」の安定した運行のため財政的支援を強化する。

■ 特別養護老人ホーム・老人いこいの家

① 麻生区は高齢化が進んでおり、寿命も日本一長いとされている。お年寄りが安心して暮らせるよう、区内の特別養護老人ホームを増設する。

② いこいの家について、長沢中学校区およびはるひ野中学校区に早急につくる。

③ 西生田中学校区（細山、高石1～3丁目地域）に老人いこいの家建設計画を進める。地理的配慮から

百合丘複合福祉施設（施設内の百合丘老人いこいの家）とは独立したものとする。

■公園、遊び場

① 岡上には歩いていける範囲に、身近な公園が少ない。特に和光大学周辺、五反田橋付近に子どもが安心して遊べる公園の設置を急ぐ。

② 百合丘第2公園、五力田見晴らし公園、白鳥諭訪公園、栗平東公園、葉積緑地公園にトイレの設置・促進を。特に保育園が園庭の代わりとして使つている公園はトイレの整備を急ぐ。そのために町内会・公園ボランティアの方々と話し合い促進をはかる。

③ 調整池の有効活用を民間主導ではなく市が主導で進める。

④ 室内で遊べる場所を増やす。

■自然環境・緑地保全

① 麻生区の緑の保全は川崎市にとって特別の課題。開発優先ではなく緑地保全優先の行政を。緑の環境を守るために、多摩美地域ふれあいの森、市民健康の森につながるよみうりランド外周の緑、黒川地域、古沢地域、片平、柿生緑地、岡上、早野地域をはじめ保全すべき緑地をひきつづき基本的に全部保全する。

② 緑地保全ボランティアの高齢化が問題となつていて

る。世代継承の支援を行うとともに、ボランティア頼みにならなくていいように保全にあたる職員体制を強化する。

③ 緑地の木々が成長し、うつそうとする前に、計画的な整備を行う。

④ 年々増え続けるナラ枯れ対策を行う。

■都市農業の支援

① 市内農産物の価格保障を充実させる。農業の後継者育成や相続にかかる経済的負担軽減を国に要望するなど、都市農業の将来の見える対策を講じる。

② 麻生区内で収穫される農産物を特に小学校の自校献立の日に給食食材として活用する。その際、規格外で出荷できなくなつた野菜等も活用する。

■防災対策

① 避難場所（スペースも含めて）・備蓄品の確保など

防災対策の抜本的強化をはかる。

② 改善は進んでいるものの、防災無線の放送内容が聞き取れない地域については改善する。屋外受信機の増設を急ぐ。また広報車による広報を充実させる。

■道路・交通・鉄道

① 都市計画道路世田谷町田線（津久井道）の拡幅整備については、早期の完成に向けた取り組みを促進

する。

- ② 麻生区の道路は坂道が多く、降雪時や翌日も歩道が大変すべりやすいと、何日も凍った状態が続き危険である。区民からの要望が出た地域については区民の協力を得ながら融雪剤などを散布するなど具体的な対策を行う。
- ③ 都市計画道路町田調布線（鶴川街道）の整備（黒川～真光寺までの峠道）川崎側は非常に危険であり、歩道とガードレールを早急に設置する。
- ④ 岡上跨線橋に自転車が通行できるように側道を改善する。
- ⑤ 鶴川駅南口アクセス道路の建設に伴い、岡上40号線と55号線の交差点に信号機を設置するよう住民から要望されている。県警への要請など市としても設置に向けて力をつくす。
- ⑥ 岡上地域は飛び地であるため、町田市のタクシーを利用することができない。陣痛時の場合など町田市のタクシーの利用を可能にする。
- ⑦ 年々交通量が増えてきている、上麻生4丁目の鶴亀松公園付近に大気汚染観測器を取り付ける。
- ⑧ 高齢者の交通費補助をバスだけではなく鉄道運賃にも拡大し、都や他県にも行けることも可能にする。特に岡上地域はバス路線がないため敬老バスが利用できない。
- ⑨ 民間バスの減便が市民生活に大きな影響を与えて

いる。虹ヶ丘～新百合丘、聖マリアンナ医大～新百合丘、あるいは百合丘などとくに高齢者が多い路線について、事業者に増便を要請する。

■新百合ヶ丘駅周辺の整備

- ① 先行して進められる北口の整備について、タワー・マンションは建設しない。
- ② 新百合丘駅周辺の交通渋滞解消のための対策を講じる。
- ③ 新百合ヶ丘駅南口のバスターミナルの地下化・立体化を含め抜本的検討を行う。
- ④ 市道麻生2号線については、早期整備を進める。
- ⑤ 小田急線向ヶ丘遊園～新百合丘間の地下2層複々線化を急ぐ。
- ⑥ 新百合丘駅にホームドアを設置する。
- ⑦ 南口のペデストリアンデッキのタイルがはがれている箇所があり危険なため、すぐに直す。雨の日の滑りやすさとハートの糞害を解消する。
- ⑧ ① 柿生駅、鶴川駅にエスカレーターを設置する。
- ② 柿生駅前の商店街の道幅が狭く大変危険。早急に交通安全対策を。
- ③ 柿生駅北口改札口の混雑の解消を行う。特にマルエツ側、線路に沿って改札口までの混雑解消を急ぐ。

■その他の駅周辺の整備

- ① 柿生駅、鶴川駅にエスカレーターを設置する。
- ② 柿生駅前の商店街の道幅が狭く大変危険。早急に交通安全対策を。
- ③ 柿生駅北口改札口の混雑の解消を行う。特にマルエツ側、線路に沿って改札口までの混雑解消を急ぐ。

- ④ 柿生駅南口開発については、住民説明会を行い、住民の意見をくみ入れたものとする。

柿生1号踏切の混雑解消を急ぐ。

鶴川3号踏切の拡幅を行う。

- ⑤ 柿生1号踏切の混雑解消を急ぐ。
- ⑥ 鶴川3号踏切の拡幅を行う。
- ⑦ 読売ランド前駅は津久井道が非常に渋滞するので、踏切でなく高架にするなど改善を図る。

■公共施設・スポーツ施設

- ① 麻生市民館の使用時間の制限が厳しい。時間の延長や終了時間の延長など利用者が使いやすいように改善する。
- ② 麻生図書館は勉強スペースが少なく予約制で高校生は困っている。高校生も勉強できるスペースの確保を。
- ③ 図書館の返却ボックスを駅前に設置する。

- ④ 黒川・はるひ野地域に区役所の出張所や図書館の分館をつくる。
- ⑤ 麻生老人福祉センターのトイレを早急に洋式化する。
- ⑥ b 麻生区は他の区や市に比べスポーツ施設が不足している。テニスコートの増設などスポーツ施設をふやす。

■その他

- ① 横浜市営地下鉄3号線を延伸するにあたっては

「新駅」周辺のまちづくりについては説明会を行い、市民要望を十分に反映する。

② 米軍ジェット機の騒音が麻生区全域に広がっている。基地周辺の自治体が参加する自治体会議に川崎市も参加し、騒音対策を強化する。

③ 高齢化に伴う買い物難民をださないために移動販売、買い物物品の宅配など麻生区に対策委員会を設置し、補助対策を検討する。

④ 王禅寺ふるさと公園の駐車場付近のバス通りの振動が2020年ごろから感じられている。振動は地震の震度2に相当するほどで、朝6時、夜20時ごろにおいている。百合丘のリニアの立坑との関連もふくめ、原因を究明する。

⑤ 百合丘地域は全市平均よりも救急車の到着が遅い。麻生消防署百合丘出張所に救急隊を設置する。